国史跡青谷上寺地遺跡

整備活用基本計画（詳細化）

報告書

鳥取県 2019

目　次

第Ⅰ章　基本計画詳細化の目的と経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第１節　基本計画詳細化に至る経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第２節　基本計画詳細化の目的と進め方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第３節　とっとり弥生の王国調査整備活用委員会整備活用部会の開催経過　・・・　3

第Ⅱ章　計画地の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　第１節　計画地の地理的環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　　１　地理的環境　7
　　２　気候と植生　9
　第２節　計画地の歴史的環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　　１　勝部川・日置川流域にある先史時代～古代の史跡と遺跡　11
　　（１）縄文時代の遺跡　11
　　（２）弥生時代～古墳時代前期　13
　　（３）古墳時代中期～後期　13
　　（４）古代　15
　　２　青谷町内の指定文化財など　15
　　３　日本遺産　18
　　４　青谷平野（青谷上寺地遺跡周辺）の土改改変　18
　第３節　青谷上寺地遺跡の調査成果と特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
　　１　青谷上寺地遺跡に関する既往の発掘調査成果　23
　　（１）遺跡の発見と開発事業を原因とする発掘調査　23
　　（２）遺跡の保護をはかるための発掘調査　24
　　（３）史跡指定以後の発掘調査と成果　24
　　２　青谷上寺地遺跡の遺構　32
　　３　青谷上寺地遺跡の考古遺物　35
　　４　青谷上寺地遺跡出土の動植物遺体　42
　　５　青谷上寺地遺跡の景観復元　47
　　６　青谷上寺地遺跡の埋蔵環境　51
　第４節　計画地の社会的環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
　　１　鳥取市青谷町の概況　53
　　（１）行政区画の変遷　53
　　（２）人口　55
　　（３）主な産業　57
　　（４）交通　59
　　（５）観光　63

（６）文化・教育 65
２　関連法規制 68
（１）文化財保護に関する法的規制（文化財保護法） 68
（２）土地の用途に関する法的規制 69
３　上位計画・関連計画 72
（１）上位計画 72
（２）関連計画 72

第Ⅲ章　史跡青谷上寺地遺跡の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
第１節　史跡指定と公有化状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
１　文化財指定の概要 75
（１）指定名称と所在地 75
（２）指定年月日・追加指定年月日 75
（３）指定基準 75
（４）指定面積 75
２　公有化状況 75
３　管理と活用 75
第２節　史跡の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
１　工学的調査（ボーリング） 80
２　空間構成 80
３　用排水利用状況 84
４　景観 86
第３節　青谷上寺地遺跡の調査研究と保存・整備における課題 ・・・・・・・・ 89
１　発掘調査と遺構の保存 89
２　出土遺物の保存 89
３　異なる時代の遺構の取扱い 90
４　発掘調査成果に基づく段階的整備 90

第Ⅳ章　活用基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
第１節　青谷上寺地遺跡の活用テーマ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
１　史跡の整備活用テーマ「体感、地下の弥生博物館」 93
２　遺跡の特質に関わる個別活用テーマ 94
（１）「弥生時代の本物に感動」 94
（２）「弥生時代の匠を体感」 94
（３）「倭国乱と倭人社会に迫る」 95
（４）「海と交流の歴史を学ぶ」 96
第２節　活用の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
第３節　活用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

1　とっとり弥生の王国情報創造　98
（1）とっとり弥生の王国情報発信　98
（2）とっとり弥生の王国活用プログラム　98
（3）とっとり弥生の王国の基盤整備　98
2　弥生文化を体感する－調査研究成果にもとづく活用－　99
（1）弥生の“ものづくり”体感プログラム　99
（2）弥生の“なりわい”体感プログラム　99
（3）弥生の“食”体感プログラム　100
（4）弥生の“アート”体感プログラム　100
（5）弥生の“交流”体感プログラム　100
3　弥生文化と地域に学び、楽しむ　－教育との連携、学習の場としての活用－　101
（1）遺跡を楽しむ　102
（2）遺跡に学ぶ　102
（3）地域に学ぶ　102
（4）広く学ぶ　102
（5）深く学ぶ　103
4　史跡を活かした地域振興　103
（1）地場産業と連携　103
（2）地域の魅力を探る　103
（3）新たな文化芸術活動の創出と交流　103
5　国内外の交流・連携による活用　104
（1）倭人ネットワーク・・・国内での交流・連携　104
（2）環日本海交流ネットワーク・・・国外との交流・連携　105
6　観光資源としての活用　105
（1）歴史遺産観光　105
（2）教育観光　106
（3）山陰海岸ジオパーク推進協議会と連携した観光（ジオツアー）　106
（4）県外の弥生時代史跡等と連携した広域観光　106

第Ⅴ章　整備基本計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　107
第1節　整備理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　107
第2節　整備方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　108
第3節　全体計画及び地区区分計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　109
1　全体計画　109
2　地区区分計画　109
第4節　地形および遺構の復元計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　114
1　古環境調査に基づく地形復元　114
2　弥生時代の地形整備　115

（１）弥生の自然景観体験地区・弥生の湿地広場の湿地整備 115
（２）弥生の自然景観体感地区と弥生の歴史発見地区の微高地整備 118
（３）弥生の海辺ひろばにおける汀線の整備 119
３　溝の復元的整備 119
（１）西側区画溝（SD11） 119
（２）南側区画溝（SD33） 126
第５節　動線計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
１　史跡への動線 127
２　見学者動線 127
（１）山陰自動車道高架下及び道路予定地の横断 127
（２）県道の横断 128
（３）園路 128
（４）橋 128
３　眺望点、視点場 129
（１）弥生の自然景観体感地区 129
（２）弥生の歴史発見地区の視点場 129
４　管理用動線 130
第６節　造成および利水計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
１　整備レベルの設定 130
２　利水計画 131
第７節　遺構の展示と表現に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
１　弥生の歴史発見地区における遺構展示と表現 131
（１）展示の対象 132
（２）SD38 の展示方法と展示施設 132
（３）遺構の複製・再現手法 137
（４）遺構展示施設の概要 138
（５）遺構展示の作業手順 139
（６）東側区画溝（SD38）の野外表示 141
２　古代山陰道地区における遺構の表現 141
（１）表現の対象 141
（２）遺構表示の方法 143
第８節　修景および植栽に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
１　復元的植栽および修景植栽 143
（１）弥生の自然景観体感地区（ Ａ地区） 143
（２）弥生の歴史発見地区（ Ｂ地区） 144
（３）古代山陰道地区（ Ｃ地区） 144
（４）多目的利用地区（ Ｄ地区） 144
（５）エントランス地区（ Ｆ地区） 144

２　水田景観の保全　145
第９節 農耕体験施設に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　145
１　弥生のたんぼ　145
２　弥生のはたけ　147
３　農具の復元　147
４　活用と維持管理　147
第 10 節　案内（サイン）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　148
１　案内板の種別・配置と仕様　148
（１）種別と配置　148
（２）案内板などの仕様　149
２　史跡名称板　151
３　総合解説板　151
４　案内板　151
（１）史跡地へのアクセス　151
（２）史跡地内での誘導　151
５　個別説明板　153
（１）遺構などに関する解説　153
（２）自然、環境に関する解説　153
（３）眺望に関する解説　153
６　名称板　154
７　利用説明板　154
第 11 節　便益・管理施設に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　155
１　休憩施設　155
（１）四阿　155
（２）ベンチ　155
２　便所　155
３　体験農具など収蔵用倉庫　156
４　維持管理用資機材庫　157
５　手足洗い・水飲み場　157
６　管理柵　157
（１）史跡公園周囲の柵や門扉　157
（２）史跡公園内の安全柵　159
第 12 節　公開・活用施設の整備に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　160
１　エントランス　160
（１）エントランスの位置　160
（２）展示ガイダンス施設と第１駐車場　161
（３）第２駐車場　165
（４）多目的デッキ　165

２　広場（ひろば） 166
（１）弥生の自然景観体感地区（Ａ地区） 166
（２）弥生の歴史発見地区 167
（３）多目的利用地区 168
３　電気設備 168
（１）電気引き込み 168
（２）照明計画 168
（３）非常時放送設備・監視設備 169
（４）留意点 169
４　給排水設備 170
（１）上水道施設 170
（２）消防施設（消火栓） 170
（３）散水施設 171
（４）雨水・汚水の排水施設 171
第 13 節　周辺地域の環境保全に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
１　古環境の保全 171
２　史跡周辺の視点場 172
３　史跡隣接地の景観 172
第 14 節　整備事業に必要となる調査等に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 172
１　遺構の発掘調査 172
２　工学的調査 172
（１）現地調査 172
（２）地盤等に関わる調査 172
（３）地下水位・水質観測 173
３　保存科学的調査 173
第 15 節　史跡公園・エントランス施設の整備・維持管理・運営 ・・・・・・・・・ 173
１　史跡公園・エントランスの整備 173
（１）事業費と県・市の役割分担 173
（２）エントランスの整備 173
２　維持管理と運営体制 173
（１）史跡公園の維持管理 173
（２）運営 174
（３）史跡と史跡公園・エントランス施設の維持管理内容 174
（４）指定管理制度等の導入について 174

第Ⅰ章　基本計画詳細化の目的と経過

第１節　基本計画詳細化に至る経緯

平成 21 年６月に、鳥取県教育委員会は鳥取市教育委員会協力のもと「国史跡青谷上寺地遺跡保存管理計画・整備活用基本計画（以下、「保存管理計画・整備活用基本計画」）」〔鳥取県教育委員会 2010〕を策定し、青谷上寺地遺跡の保存管理、活用、整備の基本的な考え方や方法を示した。

鳥取県と鳥取市では「保存管理計画・整備活用基本計画」に基づき、史跡を適切に保存し、有効に活用するため、史跡整備を推進する計画であった。ところが、同じ頃、鳥取市域で一般国道９号（鳥取西道路）の改築工事が事業化され、鳥取県と鳥取市が道路工事の計画地に所在する埋蔵文化財の発掘調査を実施する事態となった。一連の発掘調査は規模が大きく、発掘調査を担う体制的な事情により、青谷上寺地遺跡の整備事業については進度を調整することとなったが、一方で、その間に、史跡の追加指定と土地の公有化を進めることとなった。その後、史跡指定地内の土地の公有化も進み、一般国道９号（鳥取西道路）の改築工事に伴う一連の発掘調査が概ね収束した平成 28 年度から、改めて整備事業を再開することになり、平成 28 年度～平成 30 年度の３ヶ年で、青谷上寺地遺跡整備活用基本計画の詳細化と整備基本設計を実施した。

第２節　基本計画詳細化の目的と進め方

青谷上寺地遺跡の整備と活用は、人口の減少、高齢化が顕著になりつつある青谷地域において、地域の活性化に寄与するものとして期待されている。一方、既存の「保存管理計画・整備活用基本計画」は策定から７年を経ていることもあり、地域や遺跡の現状に即して、史跡の保存と活用をより充実したものとするため、整備活用基本計画部分を精査し、必要に応じて見直しを加え、内容の詳細化を行うこととした。

また，史跡の発掘調査や、出土品の調査研究の継続により、新たな考古学的、古環境学的知見も加わった。その結果、弥生時代に港湾機能をもつ交易、そして物づくりの拠点として発展を遂げた遺跡の姿や、史跡指定地内に古代官道（山陰道）が遺構として存在していることが明らかになり、整備の基本的な考え方や方法の再検討が必要となった。

そこで、青谷上寺地遺跡の整備基本計画の詳細化と基本設計の実務を鳥取県が担い、鳥取市と連携しながら、活用や整備の具体像、管理・運営などの考え方を整理、検討し、青谷上寺地遺跡の整備と活用を推進していく方向性を県と市で確認した。

なお、保存管理計画の見直しは行わないこととした。指定地の公有化が進み、指定後から現在にいたるまで、土地の状況に史跡の価値を損ねるような変化はないため、当面は、既存の考え方を継承して適切な保存管理につとめる。

第３節　とっとり弥生の王国調査整備活用委員会整備活用部会の開催経過

鳥取県では、我が国の弥生時代を代表する遺跡である妻木晩田遺跡と青谷上寺地遺跡の調査研究を通じて「鳥取県の弥生文化」を解明するとともに、両史跡を地域の貴重な歴史遺産として積極的に活用するために、「とっとり弥生の王国」を冠した情報発信事業などに取り組んでいる。こうした取り組みをさらに深めていくためには、両史跡の調査研究、保存整備活用に関する事業における情報の共有、相互連携が不可欠である。

そこで、両史跡が個別に組織していた発掘調査委員会などの在り方を見直し、両史跡の調査研究、整備活用を一体的に検討するために、鳥取県附属機関として「とっとり弥生の王国調査整備活用委員会」を条例設置した（平成 25 年 10 月 11 日鳥取県条例第 53 号、改正　平成 28 年 6 月 21 日条例第 40 号)。「とっとり弥生の王国調査整備活用委員会」は 20 人以内（任期２年）で組織するもので、その中に調査研究部会と整備活用部会を置いて、両史跡の調査研究、整備活用の方法や計画などの検討を分担している。また、委員会及び部会の円滑な運営を図るため、座長会を開催し、各部会の座長出席のもと、委員会及び部会の運営などに関する意見交換を行い、課題を共有している。

青谷上寺地遺跡整備活用基本計画の詳細化は、考古学、史跡整備、ものづくり、芸術の各分野の専門家と、地元の公募委員により構成された整備活用部会に事務局案を諮り、指導助言を得ながら、作業を進めた。また適宜、観光振興分野の専門家をアドバイザーとして部会に招聘し、意見を求めた。併せて、部会とは別にワーキングを開催し、整備活用部会の委員と事務局及び地元機関が、青谷上寺地遺跡の整備活用に関わる情報を共有するとともに、意見交換などを行い、その成果を基本計画の詳細化案に反映した。

表Ⅰ-1　とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会				
委員長	渡邊　貞幸	出雲弥生の森博物館館長	20160720 ～ 20180719	考古学
委員長	和田　晴吾	兵庫県立考古博物館館長	20180720 ～	考古学
副委員長	木下　尚子	熊本大学文学部教授	20160720 ～	考古学
副委員長	深澤　芳樹	奈良文化財研究所客員研究員	20160720 ～	考古学
調査研究部会　妻木晩田遺跡担当				
座　長	渡邊　貞幸	（前掲）	20160720 ～ 20180719	（前掲）
座　長	和田　晴吾	（前掲）	20180720 ～	（前掲）
副座長	和田　晴吾	（前掲）	20160720 ～ 20180719	（前掲）
副座長	吉田　広	愛媛大学ミュージアム准教授	20180720 ～	考古学
委　員	李　　素妍	鳥取大学地域学部准教授	20160720 ～ 20180719	保存科学
委　員	佐々木由香	株式会社パレオラボ調査部長	20160720 ～	植物考古学
委　員	吉田　広	（前掲）	20160720 ～ 20180719	（前掲）
委　員	平郡　達哉	島根大学法文学部准教授	20180720 ～	考古学
委　員	松本　直子	岡山大学大学院教授	20180720 ～	考古学
調査研究部会　青谷上寺地遺跡担当				
座　長	木下　尚子	（前掲）	20160720 ～	（前掲）
副座長	辻　誠一郎	東京大学名誉教授	20160720 ～ 20180719	古環境学
副座長	野島　永	広島大学大学院教授	20180720 ～	考古学
委　員	辻　誠一郎	（前掲）	20180720 ～	（前掲）
委　員	長友　朋子	立命館大学文学部教授	20160720 ～	考古学
委　員	野島　永	（前掲）	20160720 ～ 20180719	（前掲）
委　員	降幡　順子	京都国立博物館保存科学室長	20160720 ～	保存科学
整備活用部会				
座　長	深澤　芳樹	（前掲）	20160720 ～	考古学
副座長	柴田　昌児	愛媛大学埋蔵文化財調査室准教授	20160720 ～	考古学
委　員	棚橋　恭子	ヴィオラ奏者	20160720 ～	芸　術
委　員	谷口　博文		20160720 ～	公　募
委　員	中島佳代子	山陰 sacca コーディネイター	20160720 ～	ものづくり
委　員	前川　歩	奈良文化財研究所研究員	20160720 ～	史跡整備
委　員	横山　光		20160720 ～	公　募
アドバイザー：公益社団法人鳥取県観光連盟専務理事　岡山佳文（平成 30 年度）				
指導助言機関：文化庁文化資源活用課				
関係機関：鳥取市教育委員会、鳥取市青谷町総合支所、米子市教育委員会、大山町教育委員会 鳥取県教育委員会文化財課				
事務局				
鳥取県埋蔵文化財センター	所長　中原　斉（平成 28・29 年度）、北村 順一（平成 30 年度） 次長　近藤　健（平成 28・29 年度）、高田 章弘（平成 30 年度）			
青谷上寺地遺跡調査整備担当	課長補佐　北浦 弘人、係長　濵田 竜彦（平成 28 ～ 30 年度） 文化財主事　長尾かおり（平成 29 年度）、枡家　豊（平成 30 年度） 土木技師 内田 徹			

鳥取県立むきばんだ 史跡公園	所長　信組 義彦（平成 28 年度）、黒田　真（平成 29・30 年度） 次長　黒見 恵子（平成 29･30 年度）、係長　高尾 浩司（平成 28 ～ 30 年度） 文化財主事　梅村 大輔（平成 30 年度）
協　力：株式会社文化財保存計画協会	

表Ⅰ-2　とっとり弥生の王国調査整備活用委員会 整備活用部会 検討経過

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

回数	開催日	出席委員等	主な議題
第1回	平成 28 年 10 月 13 日	渡邊委員長 木下副委員長（座長） 深澤副委員長（座長） 和田副座長、辻副座長 柴田副座長、李委員 佐々木委員、吉田委員 長友委員、野島委員 降幡委員、棚橋委員 谷口委員、中島委員 前川委員、横山委員 森崎一貴技官（文化庁）	議事 (1) 部会及び担当の座長、副座長の選出 (2) 委員長の選出 (3) 妻木晩田遺跡と青谷上寺地遺跡の発掘調査研究について (4) 妻木晩田遺跡と青谷上寺地遺跡の整備活用について
第2回	平成 30 年 10 月 11 日	和田委員長 木下副委員長（座長） 深澤副委員長（座長） 吉田副座長、柴田副座長、野島副座長 松本委員、平郡委員 佐々木委員、長友委員 降幡委員、棚橋委員 谷口委員、中島委員 前川委員、横山委員 禰冝田佳男主任調査官（文化庁）	議事 (1) 部会及び担当の座長、副座長の選出 (2) 委員長の選出 報告 (1) 史跡妻木晩田遺跡と史跡青谷上寺地遺跡の発掘調査について (2) 史跡妻木晩田遺跡と史跡青谷上寺地遺跡の整備・活用について (3) 平成 30 年度座長会について

整備活用部会

回数	開催日	出席委員等	主な議題
第1回	平成 29 年 3 月 29 日	深澤座長 柴田副座長 前川委員、中島委員 谷口委員、横山委員	議事 (1) 国史跡妻木晩田遺跡第 1 期整備未整備エリアの現状と課題について (2) 青谷上寺地遺跡の整備活用基本計画の詳細化について ・基本計画の詳細化における論点の整理 史跡整備のイメージ、史跡の環境整備、関連施設など 報告 (1) 平成 28 年度に実施した妻木晩田遺跡に関する事業について (2) 平成 28 年度に実施した青谷上寺地遺跡に関する事業について (3) 平成 29 年度に実施する事業について (4) その他

回数	開催日	出席委員等	主な議題
第2回	平成29年 6月29日	深澤座長 柴田副座長 前川委員、中島委員 谷口委員、横山委員	議事 (1) 青谷上寺地遺跡の整備活用基本計画の詳細化について ・類例調査報告の報告 ・現状把握と課題分析に基づく活用・整備の基本方針の検討 (2) むきばんだ史跡公園の指定管理者制度導入について 報告 (1) 妻木晩田遺跡仙谷地区の環境整備について (2) とっとり弥生の王国　青谷かみじち遺跡土曜講座について (3) その他
第3回	平成29年 9月27日	深澤座長 柴田副座長 前川委員、中島委員 谷口委員、横山委員 中井將胤文化財調査官 (文化庁)	議事 青谷上寺地遺跡の整備活用基本計画の詳細化について ・整備活用のテーマに関する検討 ・活用の基本方針に関する検討 ・活用の計画に関する検討 報告 (1) 青谷上寺地遺跡第17次発掘調査について (2) とっとり弥生の王国　青谷かみじち遺跡土曜講座について (3) むきばんだ史跡公園施設等の再整備について (4) 妻木晩田遺跡第33次発掘調査について (5) むきばんだ史跡公園の指定管理者制度導入について (6) その他
第4回	平成30年 3月11日	深澤座長 柴田副座長 前川委員、中島委員 谷口委員	議事 (1) 青谷上寺地遺跡の整備活用基本計画の詳細化について ・整備の基本方針に関する検討 ・史跡の活用に必要となる施設・空間に関する検討 ・史跡地内のゾーニングとエントランスエリアに関する検討 (2) 史跡妻木晩田遺跡仙谷地区墳丘墓群の整備について 報告 (1) 青谷上寺地遺跡第17次発掘調査について (2) 妻木晩田遺跡第33次発掘調査について (3) 第2回とっとり弥生の王国シンポジウムについて (4) 平成30年度むきばんだ史跡公園事業計画
第5回	平成30年 7月14日	深澤座長 柴田副座長 前川委員、棚橋委員 中島委員、谷口委員 岡山佳文氏（アドバイザー）	議事 青谷上寺地遺跡の整備活用基本計画の詳細化について ・史跡整備のグランドデザインに関する検討 ・発展・更新型の整備に関する検討 報告 (1) 史跡妻木晩田遺跡復元建物再整備について (2) 史跡青谷上寺地遺跡第18次発掘調査について (3) 史跡青谷上寺地遺跡の活用・情報発信について (4) 史跡妻木晩田遺跡第34次発掘調査について (5) 史跡妻木晩田遺跡の活用・情報発信について
第6回	平成30年 10月11日	深澤座長 前川委員、棚橋委員 中島委員、谷口委員 横山委員	議事 史跡青谷上寺地遺跡の整備におけるエントランスについて ・エントランス案・候補地などの決定

回数	開催日	出席委員	主な議題
第7回	平成 30 年 3 月 18 日	深澤座長 柴田副座長 前川委員、棚橋委員 中島委員、谷口委員 横山委員	議事 (1) 青谷上寺地遺跡の整備活用基本計画の詳細化について ・第 6 回までに検討してきたことの確認 ・基本計画の全体像の確認 ・青谷上寺地遺跡の活用テーマに関する検討 (2) 史跡妻木晩田遺跡仙谷地区墳丘墓群の整備について 報告 (1) 史跡妻木晩田遺跡復元建物再整備について (2) 史跡妻木晩田遺跡第３４次発掘調査について (3) 史跡青谷上寺地遺跡第１８次発掘調査について (4) 第３回とっとり弥生の王国シンポジウムについて (5) 慶州文化財研究所との共同研究に関する協定ついて (6) 史跡整備におけるＰＦＩ導入の検討について

青谷上寺地遺跡整備活用基本計画に関するワーキング

回数	開催日	出席委員	主な議題
第1回	平成 29 年 8 月 28 日	深澤座長 柴田副座長 前川委員、中島委員 横山委員	青谷上寺地遺跡の活用の基本方針と活用計画、全体のイメージについて意見交換
第2回	平成 30 年 1 月 19 日	深澤座長 柴田副座長 棚橋委員、中島委員 谷口委員　横山委員	講演 新名阿津子（鳥取環境大学 准教授）『ジオパークと地域振興』 青谷上寺地遺跡とジオパークに関する活用などについての意見交換
第3回	平成 30 年 5 月 25 日	深澤座長 柴田副座長 前川委員、棚橋委員 中島委員、横山委員 森佳樹（コメンテーター・元鳥取市青谷町総合支所文化財担当職員）	青谷上寺地遺跡の歴史的・文化的価値について意見交換
第4回	平成 30 年 9 月 20 日	深澤座長 谷口委員 横山委員	エントランス候補地に関する意見交換

第Ⅱ章　計画地の現状

第１節　計画地の地理的環境

１　地理的環境

青谷上寺地遺跡は鳥取県鳥取市青谷町青谷・吉川に位置する。

鳥取県は中国地方の山陰側にあり、かつては東部が因幡国、中・西部が伯耆国と呼ばれていた。現在、県東部、旧因幡国の海岸部の広範囲を占める鳥取市は、平成 16 年 11 月 1 日に 1 市 6 町 2 村（旧鳥取市、旧国府町、旧福部村、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧気高町、旧鹿野町、旧青谷町）の市町村合併により 20 万人都市となり、平成 17 年 10 月 1 日に特例市に、さらに平成 30 年 4 月 1 日には中核市へと移行した。

鳥取市青谷町は現在の鳥取市の西端に所在する（図Ⅱ -1）。町域の南側は標高 500 ｍを超える山地が発達しており、そこから北へ伸びる溶岩台地の北端が長尾鼻、オゴノ鼻を形成し、30 ｍを超える断崖となって日本海に突出している（図Ⅱ -3）。

青谷上寺地遺跡と海岸線は 1 ㎞ほどの距離にあるが、遺跡は周囲を丘陵と砂丘に囲まれてお

図Ⅱ -1　国史跡青谷上寺地遺跡の位置

り、直接、海岸線を見通すことはできない。周辺の丘陵部は主に安山岩や玄武岩を基盤としており（図Ⅱ -3)、日置川と勝部川によって開析される。両河川は河口付近で一つとなり、海岸線に接する丸山の東を通って日本海へとつながる。

青谷上寺地遺跡が営まれたのは、日置川と勝部川が運ぶ土砂が堆積した小規模な沖積平野（青谷平野）である（図Ⅱ -2)。青谷平野は縄文海進の後に気候が寒冷に転じてから生じたもので、遺跡の北側は砂やシルトが堆積する三角州、南西側は勝部川沿いに発達した谷底平野と氾濫原に区分される（図Ⅱ -3)。現在、遺跡の北側には工場地帯と住宅地が広がり、南側は水田地帯となっている。

また、青谷町の海岸周辺には火山活動により噴出した溶岩が固まった後に、侵食されてできた海食崖・洞門・奇岩が連続する岩石海岸と鳴砂の浜が連続している。こうした海岸の地形は、日本海の成り立ちを記録するものとして、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパーク（日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし）のエリアに含まれ、青谷上寺地遺跡もジオサイトの一つとなっている。

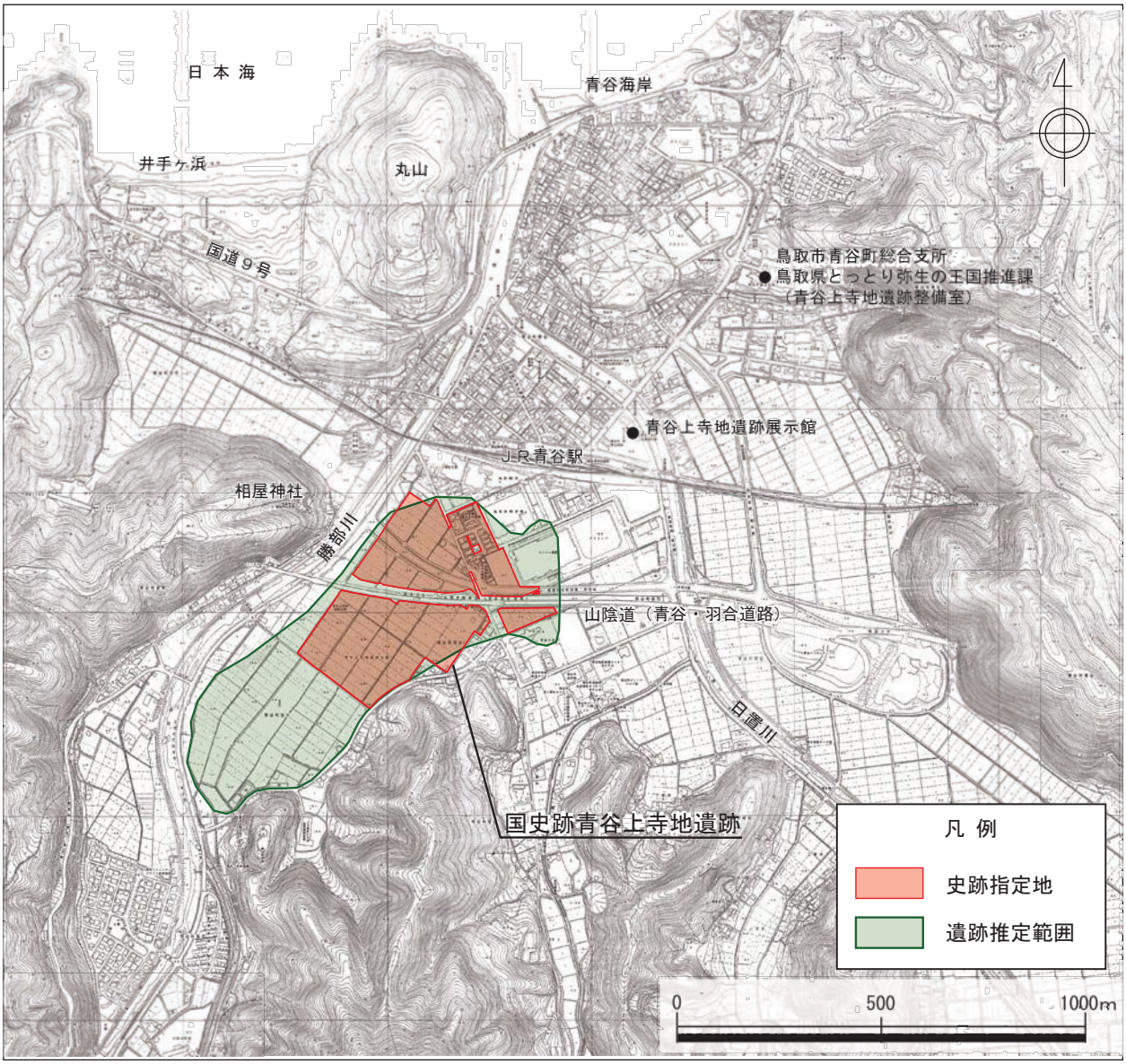

図Ⅱ -2　国史跡青谷上寺地遺跡位置図

2　気候と植生

鳥取県の気候は日本海型気候に属する。小気候区で分類すると平野部は山陰型気候区、山間部は中国山地気候区となり、沿岸部に所在する青谷町の気候は典型的な山陰型で、春から秋は好天が多く、冬には降雪などによって降雨量が多い。

また、最大風速 10 m /s を超える風が、春は北北西および南から、夏は北および北北東から、秋から冬にかけては主に北西から吹き込む。冬期には海浜部の砂が風によって内陸側に飛来し、堆積することがあるので、海岸線には飛砂防止保安林を設置し、飛砂を防止する対策が講じられている。青谷上寺地遺跡では、過去の発掘調査においても飛砂の可能性がある砂の堆積や、飛砂との関連性がうかがわれる木製構造物が検出されている。

遺跡の三方を囲む丘陵には、二次林を含むシイ、カシ、コナラなどで構成される森林が広がる。鳥取県土地保全図の植生現況図（図Ⅱ -4）によれば、以前は遺跡の南側に位置する丘陵にはアカマツを植林した場所もあったようだが、既にアカマツ林は失われている。また勝部川を挟んで遺跡の西側の丘陵には、県指定天然記念物に指定されている相屋神社社叢がある。相屋神社社叢にはスダジイを主体とする照葉樹林が形成されている（写真Ⅱ -1）。県内には類例

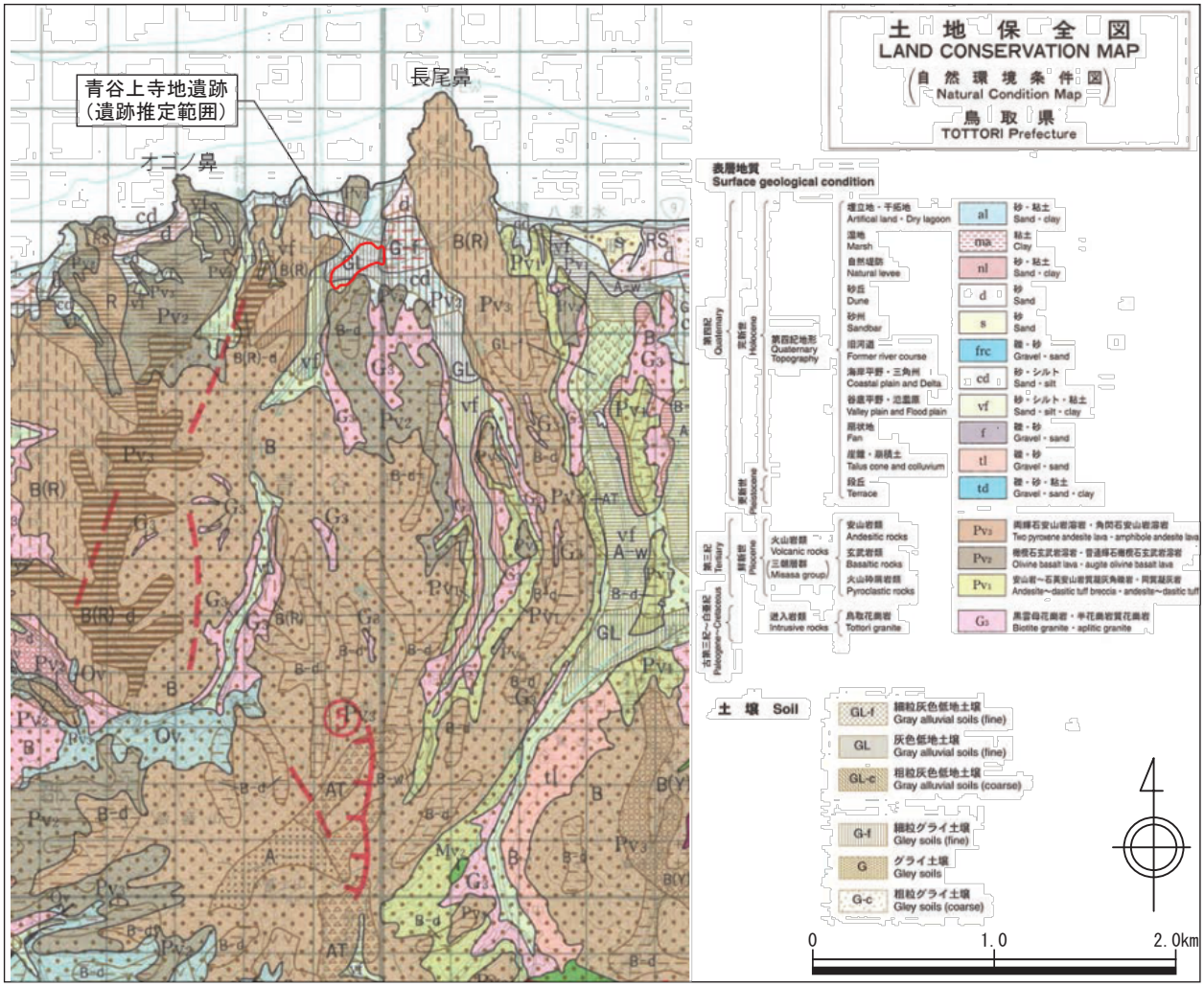

図Ⅱ -3　自然環境条件図（土地保全基本調査 1998）

の少ない極相的な照葉樹林として学術的に評価が高い。

参考文献

土地保存基本調査 1998「土地保全図（自然環境条件図）鳥取県」

土地保存基本調査 1998「土地保全図（土地利用・植生現況図）鳥取県」

写真 II -1　県指定天然記念物・相屋神社社叢

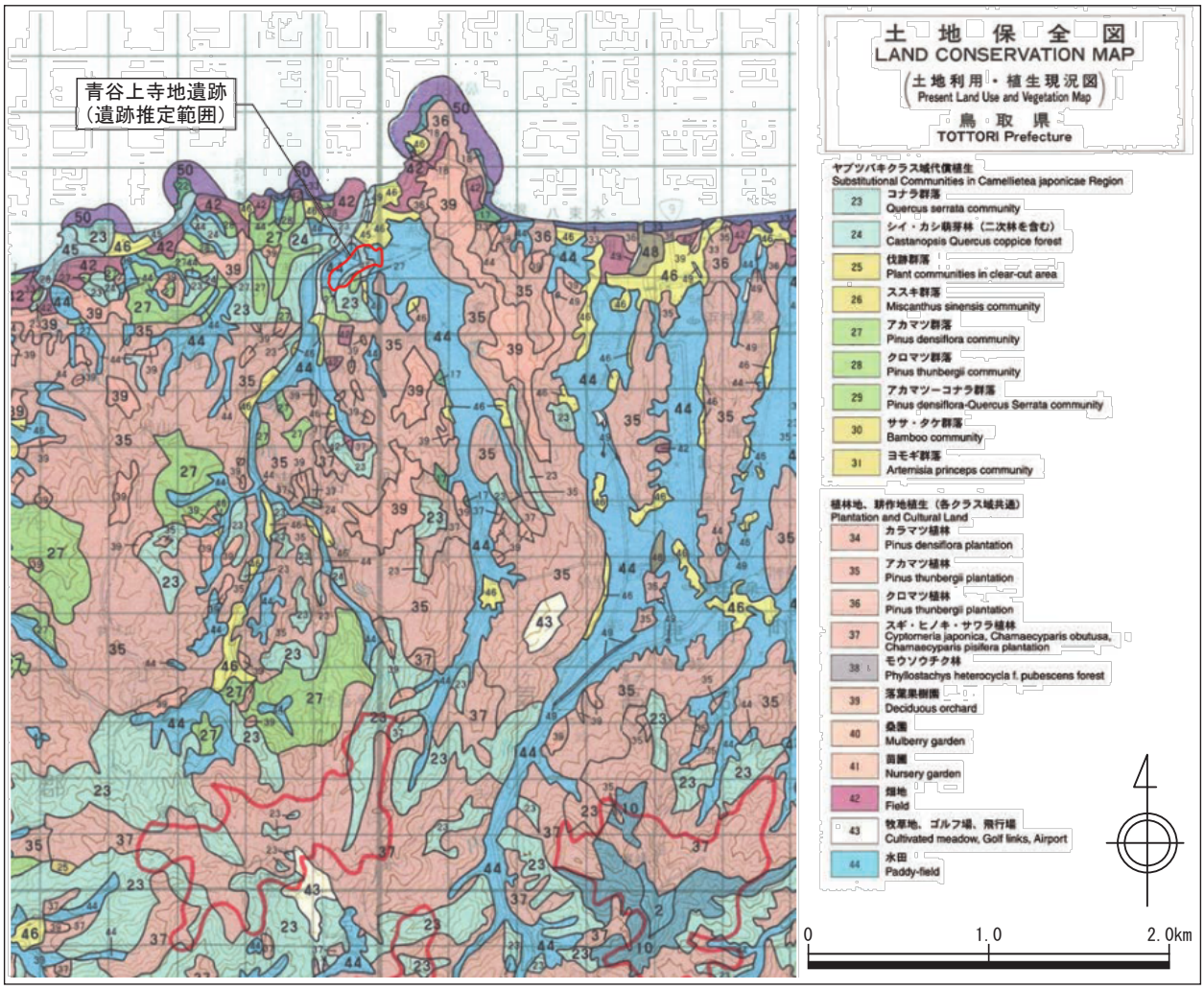

図 II -4　土地利用・植生現況図（土地保全基本調査 1998）

第２節　計画地の歴史的環境

１　勝部川・日置川流域にある先史時代～古代の史跡と遺跡

現在、鳥取市青谷町内には国史跡青谷上寺地遺跡を含む 52 ヶ所の遺跡と 19 群の古墳群（図Ⅱ -5）が周知されている。また弥生時代から古墳時代前期にかけて営まれた青谷上寺地遺跡が立地する三角州や低湿地を形成した日置川や勝部川の水系には 46 ヶ所の遺跡（図Ⅱ -5・1 ～ 46）と 17 群の古墳群（図Ⅱ -5・a ～ m・p ～ s）があり、阿古山 22 号墳が県、奥崎古墳群と養号 10 号墳が市の史跡に指定されている。勝部川流域よりも日置川流域の方が遺跡や古墳群の分布が密である。以下、青谷上寺地遺跡の前史や成り立ちに関わる又は共時関係などがうかがわれる先史時代から古代の史跡と遺跡を概観する。（遺跡名に付した（　）付番号は、図Ⅱ－５に対応）

（１）縄文時代の遺跡

主要な遺跡は日置川流域に分布している。いずれも遺物の出土にとどまり、集落跡などは明らかになっていない。縄文時代早期以前の遺跡や遺物はまだ発見されていない。

蔵内上長谷第２遺跡（24）　日置川右岸の丘陵上に所在する。前期の土器片が採集されている。気候が温暖だった前期には海水面の上昇に伴って内陸部に海が進入していた。日置川の流域においては養郷地区あたりまで内湾（以下、古青谷湾）が広がっていた可能性もある。さらに河口部には干潟や湿地があって、日置川の中・下流域は今よりも低湿な環境にあったと推定される。子細はわからないが、縄文海進期の青谷町域では丘陵上が居住や活動の場となっていたことを示す遺跡として重要である。

青谷第１遺跡（5）　青谷平野の北側に発達した砂丘帯にも活動の痕跡があり、青谷第１遺跡では厚く積もった風成砂層の下位にある火山灰層の上部に生成されたクロボク層から中期中葉の里木式土器が出土している。中期には気候が寒冷に転じ、古青谷湾の範囲がしだいに縮小していく。青谷上寺地遺跡（1）の第１次発掘調査では国道調査区３区から中期の深鉢胴部片とみられる縄文土器片が出土している。海域の後退により離水した場所で活動する人々があったことがうかがわれる。

青谷横木遺跡（3）　日置川右岸の丘陵裾部に広がる遺跡である。後期後葉の宮滝式土器、晩期中葉の篠原式に併行する土器が出土している。青谷上寺地遺跡においても宮谷式土器や篠原式に併行する土器が出土している。後期以降、浅海化した古青谷湾の縁辺に遺跡が営まれるものと考えられる。

写真Ⅱ - ２　大坪大縄手遺跡出土の東日本系土器
（上：大洞Ｂ１式、下：安行Ⅲａ式）

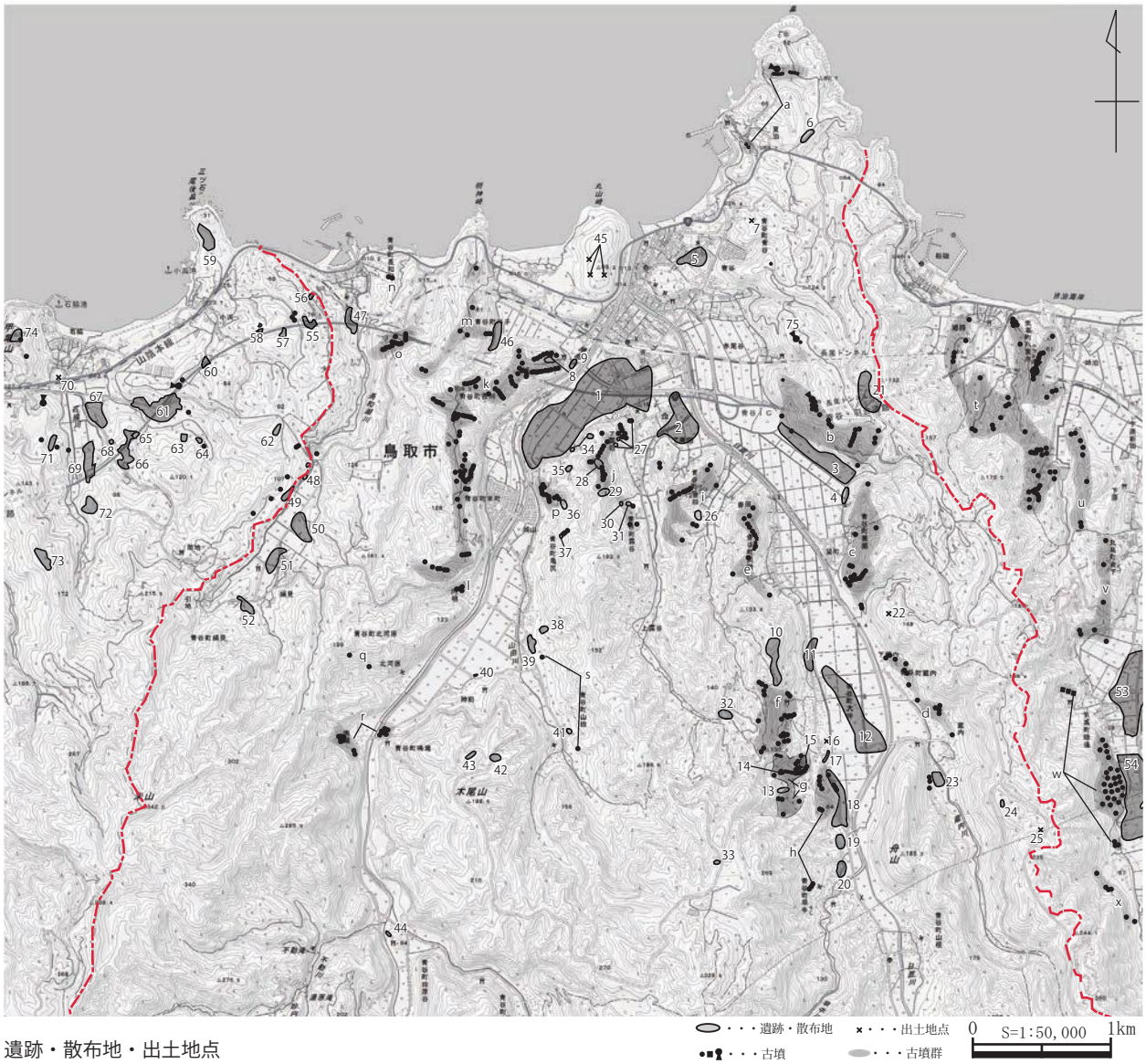

遺跡・散布地・出土地点

1 青谷上寺地遺跡　2 善田榜示ヶ崎遺跡　3 青谷横木遺跡　4 養郷岩手遺跡　5 青谷第１遺跡　6 青谷第２遺跡　7 青谷第３遺跡　8 青谷第４遺跡　9 岩本遺跡　10 岩坪天神第２遺跡　11 大坪イカウ松遺跡　12 大坪大縄手遺跡　13 大口第１遺跡　14 大口第２遺跡　15 大口第３遺跡　16 大坪岸ノ上遺跡　17 カヤマ遺跡（藤田地区）　18 カヤマ遺跡　19 早牛宝免遺跡　20 早牛中瀬遺跡　21 青谷ガアガ遺跡　22 養郷田口ノ二出土地点　23 蔵内水船遺跡　24 蔵内上長谷第２遺跡　25 蔵内上長谷第４所在遺跡　26 善田才ノ尾遺跡　27 露谷烏越遺跡　28 露谷第１遺跡　29 露谷第２遺跡　30 石畑遺跡　31 露谷上露宮遺跡　32 露谷第３遺跡　33 早牛六原出土地　34 吉川北谷田遺跡　35 吉川中谷田遺跡　36 亀尻虎尾遺跡　37 亀尻家下ノ前遺跡　38 亀尻上家空遺跡　39 亀尻南谷遺跡　40 鳴滝宮ノ前遺跡　41 山田保珍場遺跡　42 山田横道遺跡　43 鳴滝宮坂散布地　44 田原谷宮下所在遺跡　45 青谷一本松遺跡　46 井手上遺跡　47 長和瀬谷田遺跡　48 伏尾第３遺跡　49 伏尾第２遺跡　50 長和瀬稲葉尾遺跡　51 絹見尾崎遺跡　52 絹見大谷所在遺跡　53 陸逢遺跡　54 山王尻遺跡　55 池ノ谷第２遺跡　56 二ノ池ノ谷遺跡　57 小浜千速遺跡　58 小浜小谷遺跡　59 おご遺跡　60 小浜ワラ畑遺跡　61 石脇第３遺跡　62 伏尾第１遺跡　63 石脇蔵近第１遺跡　64 石脇蔵近第２遺跡　65 寺戸第１遺跡　66 寺戸第２遺跡　67 宮の山遺跡　68 九塚遺跡　69 石脇第１遺跡　70 前田遺跡　71 横吹遺跡　72 石脇第２遺跡　73 寺屋敷遺跡　74 石脇二ノ甲亀山遺跡　75 青谷２号墳（東山古墳）

古墳群

a 長尾鼻古墳群　b 阿古山古墳群　c 養郷古墳群　d 蔵内古墳群　e 奥崎古墳群　f 大坪古墳群　g 大口古墳群　h 早牛古墳群　i 善田古墳群　j 露谷古墳群　k 吉川古墳群　l 川積古墳群　m 井手古墳群　n 長和瀬古墳群　o 長谷古墳群　p 亀尻古墳群　q 北河原古墳群　r 鳴滝古墳群

図Ⅱ－５　鳥取市青谷町および周辺に周知されている埋蔵文化財

大坪大縄手遺跡（12） 日置川左岸の谷底平野にあたる自然堤防上に立地する遺跡である。滋賀里Ⅱ式～Ⅲａ式に相当する土器が出土している。出土した土器は質・量ともに充実しており、土偶片や石棒片などの祭祀遺物も伴う。近くに居住域が存在する可能性がある。また東北地方の大洞B1式や関東地方の安行Ⅲａ式の注口形土器の搬入品が出土しており（写真Ⅱ-2）、大坪大縄手遺跡が縄文時代晩期前葉における広域交流に関わる集落だったことがうかがわれる。弥生時代に交易の拠点として発展した青谷上寺地遺跡の成立前史を考察する上で重要な遺跡である。

（2）弥生時代～古墳時代前期

居住域、墓域、生産域などの関係性のわかる遺跡はないが、日置川の流域に青谷上寺地遺跡と共時関係にある集落跡などが展開している。

青谷横木遺跡（3） 水田稲作の開始期に製作・使用されていた鳥取東部地域最後の縄文土器である古海式土器と、西日本の各地に稲作などの農耕文化を伝えた人々が製作・使用していた板付Ⅱａ式に併行する弥生土器が出土している。青谷平野で最も古い型式の弥生土器が出土する遺跡として重要である。古海式土器が青谷上寺地遺跡、善田榜示ヶ先遺跡（2）からも出土しており、古青谷湾に流れ込む勝部川や日置川の下流域の低地に遺跡が増加しており、イネ科作物を栽培する人々がいたことがうかがわれる。青谷横木遺跡からは、以後中期、後期、終末期、古墳時代前期の土器が出土していることから、弥生時代の青谷平野には、古青谷湾の西側に青谷上寺地遺跡があり、東側には青谷横木遺跡が併存していたことがわかる。青谷横木遺跡からは弥生時代の木製品なども豊富に出土している。後期の製品には花弁高杯などの精製木製容器も出土しており、青谷上寺地遺跡との共通点も見いだせる重要遺跡である。

大坪大縄手遺跡（12）**・カヤマ遺跡**（18） 日置川左岸の自然堤防及び丘陵裾部から、中期後葉から後期の土器などが出土している。カヤマ遺跡には遺構も検出されており、この一帯に集落跡が展開しているものと推測される。青谷上寺地遺跡と同時期に営まれた集落跡として重要である。

大口遺跡群（13～15）**・大口古墳群**（ｇ） カヤマ遺跡の西側の丘陵上に立地する。弥生時代後期から古墳時代前期に営まれた集落跡で、竪穴住居跡や貯蔵穴などの遺構が検出されている。また、古墳時代前期には複数の古墳が造営されている。青谷上寺地遺跡が最盛期を過ぎ、土地利用が低調になる時期に営まれていた集落跡・古墳群として重要な遺跡である。

青谷第４遺跡（8） 勝部川左岸の丘陵先端に所在する。開墾中に弥生時代中期中葉の壺形土器（個人蔵）が､ほぼ完全な形を保って出土している。最も青谷上寺地遺跡に近い場所にあり、今後、詳細を明らかにする必要のある遺跡である。

（3）古墳時代中期～後期

弥生時代前期からたどれる青谷上寺地遺跡の営みは古墳時代前期前葉まで続くが、その後は土地利用が低調になる。日置川右岸の青谷横木遺跡、左岸のカヤマ遺跡や大口遺跡も同様な動態を示す。一方、青谷町域に分布する古墳は約370 基を数える。その多くが中・後期に造営された円墳で、日置川の両岸、そして勝部川においては青谷平野に面した両岸の丘陵部に古墳

写真Ⅱ -3　阿古山 22 号墳

群が築かれているが、それらを造営した集団、集落については判然としない。以下に主要な古墳群および古墳を概略する。

露谷古墳群（ｊ）、**亀尻古墳群**（ｐ）、**吉川古墳群**（ｋ）　青谷上寺地遺跡を囲う丘陵に展開する古墳群である。尾根上に小規模な円墳がならぶ。露谷古墳群には 26 基の古墳が周知されている。埋蔵施設には箱式石棺を採用したものと、横穴式石室を採用したものとがある。亀尻古墳群に 13 基の古墳が周知されているが、詳細は不明である。また吉川古墳群に 95 基の古墳が周知されている。露谷古墳群と同じく、埋蔵施設には箱式石棺や横穴式石室が採用されている。青谷上寺地遺跡の第 17 次発掘調査では木製品を伴って中期の土器が出土していおり、これらの古墳を造営したのは、青谷平野を生産拠点とし、青谷上寺地遺跡付近に集落を営む集団だった可能性が考えられる。

阿古山古墳群（ｂ）　青谷横木遺跡の後背となる北側の丘陵上に築かれた古墳群である。24 m級の前方後円墳である阿古山 2 号墳や、県の史跡に指定されている阿古山 22 号墳を含む 23 基の古墳が周知されている。埋葬施設には箱式石棺を採用したものと、横穴式石室を採用したものとがある。阿古山 22 号墳の玄室は、一枚の大きく平らな安山岩の石材で壁を造り、2 枚の天井石を架構する。古墳時代後期の西因幡～東伯耆地域に多くみられる型式の玄室の典型例として学術的価値が高い（写真Ⅱ -3）。市の保護文化財に指定されている銅鏡（仿製の神獣鏡）は阿古山古墳群の古墳から出土したものと伝わる。また阿古山古墳群の北側には 28 m級の前方後円墳である青谷 2 号墳（東山古墳）がある。青谷町域では二番目の規模となる前方後円墳である。なお青谷横木遺跡からは中・後期の土器も出土しており、青谷横木遺跡付近に阿古山古墳群の造営母体となる集落が存在する可能性がある。

養郷古墳群（ｃ）　日置川右岸にあり、青谷横木遺跡の南側の丘陵に築かれた古墳群である。市の史跡に指定されている養郷 10 号墳を含む 21 基の古墳が確認されている。埋葬施設が明らかになっている古墳は全て横穴式石室である。養郷 10 号墳の横穴式石室の玄室には、箱式石棺状の施設が設けられている。

奥崎古墳群（ｅ）　日置川左岸の丘陵上に築かれた古墳群である。阿古山古墳群と対峙する位置関係にある。14 基の古墳が周知されており、市の史跡に指定されている。円墳と方墳が混在する。古墳時代前期に築かれた古墳が含まれるかもしれない。埋葬施設が明らかになっているのもは、箱式石棺である。詳細は明らかになっていないが、20 ～ 30 m級の円墳や方墳を含む重要な古墳群であり、市の史跡に指定されている。

長尾鼻古墳群（ａ）　日本海に突出した長尾鼻の岬に造営された古墳群である。12 基の古墳が周知されている。青谷町内最大の前方後円墳である 1 号墳が日本海を一望する岬の尾根部に築造されている。青谷上寺地遺跡より後出であるが、古墳時代にも海を強く意識した集団の存在をうかがわせる重要な古墳群である。

なお、阿古山古墳群の阿古山 22 号墳と、吉川古墳群の吉川 3 号墳の横穴式石室には、帆船

が線刻されている。阿古山 22 号墳の石室に線刻された帆船には、側面に垣立などが表現されており、中世以降の構造船を描いているとの意見もある。いつの時代に描かれたものかは明確ではないが、青谷地域の人々と海運との関わりを伝える歴史資料として貴重である。

（4）古代

青谷上寺地遺跡には、弥生土器の細片を多量に含む土を用いた土地の造成が古代に行われている場所がある。また近年の発掘調査では、古代山陰道の可能性がある道路状遺構や条里区画の一部が検出されており、青谷上寺地遺跡が古代の遺跡としても重要な遺跡であることが認識されている。なお、古代の青谷町域は因幡国気多郡日置郷・勝部郷に属している。式外社である相屋神社付近は古代山陰道に設けられた駅屋「柏尾駅」の候補地の一つである。

善田傍示ヶ崎遺跡（2） 馬形、人形、斎串などの木製祭祀具が大量に出土している。青谷上寺地遺跡やカヤマ遺跡でも木製の形代などが出土しており、日置川左岸一帯の水辺で祭祀が行われていたと考えられる。

青谷横木遺跡（3） 調査地に古代山陰道とみられる道路状遺構が検出されている。また官衙に関連する施設が存在するようで、木製祭祀具や木簡が出土している。大量の木簡は、記された内容も充実しており、古代の因幡の歴史を考える上で一級の文字資料として評価が高い。また、高句麗の水山里古墳壁画西壁の人物群像や、奈良県明日香村の高松塚古墳西壁の女子群像との共通点も指摘される「女子群像」を描いた板絵も出土しており、古代にもこの地に大陸文化が伝えられていることがうかがわれる。古代においても青谷という地域が広域交流の拠点であったことを示す重要な遺跡である。

2　青谷町内の指定文化財など

青谷町内には、国・県・市が指定する文化財があり（表１ ）、いずれも青谷地域の成り立ちや今を考える上で欠くことのできない歴史・文化・自然遺産である。未来に守り伝えるとともに、教育教材や観光資源として適切に活用してゆく必要がある青谷地域の財産である。以下、史跡（前項参照）を除く、国・県の指定文化財を概観する。

因幡の菖蒲綱引き　国の重要無形民俗文化財に指定されている。子供組によって江戸時代から伝えられてきた行事で、旧暦の五月節供に行われる綱引き行事である。ショウブ、ヨモギ、カヤを材料とする綱を持って、子どもたちが村中や初節供の家を回り歩き（写真Ⅱ -4 上）、災いを綱に負わせて海に流す。浜に綱を運び、綱引きを行った後には綱で土俵を作り、相撲

写真Ⅱ -4　因幡の菖蒲綱引き

表１　鳥取市青谷町の指定文化財の一覧（No. は図Ⅱ－６に対応）

国指定文化財

No.	指定種別	名　　称	所在地	備　　考
1	史跡 重要文化財	青谷上寺地遺跡	青谷町青谷	縄文～近世、弥生～古墳前期を中心
	重要無形民俗文化財	因幡の菖蒲綱引き	青谷町青谷	

県指定文化財

No.	指定種別	名　　称	所在地	備　　考
2	史跡	阿古山 22 号墳	青谷町青谷 5786、5787	古墳時代、船の線刻
3	天然記念物	相屋神社社叢	青谷町青谷 5786,5787	
	有形文化財	塩文書	鳥取市東町（鳥取県立博物館）	
	無形民俗文化財	日置のはねそ踊	青谷町河原	
	無形文化財	因州青谷こうぞ紙	青谷町山根	
		染色	山下　健（青谷町河原）	
		紙布	山下　健（青谷町河原）	

市指定文化財

No.	指定種別	名　　称	所在地	備　　考
	保護文化財	銅鏡	青谷町青谷	伝阿古山 22 号墳
4		嘉慶の碑	青谷町青谷　湊神社	因幡誌に芦崎村碑石と記載
5		甘藷代官彰徳徳碑	青谷町青谷	川六作、新屋敷五ツ辻から移転
6		興宗寺の万霊など	青谷町青谷	川六作
		儀江文書	青谷町青谷	
		妙見山万福寺文書	青谷町青谷	
7		小畑の五輪塔	青谷町小畑	
8		八葉寺大門の六地蔵	青谷町八葉寺	
9		利川神社末社の彫刻	青谷町早牛	川六作　手水鉢
10		幡井神社本殿の彫刻	青谷町絹見	
11		引地一石五輪塔	青谷町絹見	
12	史跡	奥崎古墳群	青谷町奥崎	
13		養郷 10 号墳	青谷町養郷	
14	天然記念物	清宗院の大シイ	青谷町小畑	
15		子守神社の大イチョウ	青谷町八葉寺　子守神社	
		子守神社の岩窟	青谷町八葉寺　子守神社	
	無形民俗文化財	勝部岩力踊り	青谷町勝部	
		青谷駅前傘踊り	青谷町青谷	

などが行われる（写真Ⅱ -4 下）。現在、9 つの集落が青谷連合菖蒲綱保存会を組織し、伝統行事を継承している。綱引き行事の本質や由来を今に伝える貴重な伝統行事である。

塩文書　県の保護文化財に指定されている。慶長 13 年（1608 年）4 月 14 日の日付で、鹿野城主亀井茲矩が家臣塩五郎太夫にあてた自筆の書状である。早牛地区の塩家に伝わる。茲矩は朱印船貿易に熱心で、明国やシャムなどに 3 回渡航した。書状には、五郎太夫に対し、造船に際して三浦按針らの指導を受けること、船材確保の方途、来春（慶長 14 年）のルソン渡航に必要な朱印状下付の見込みなどが記されている。朱印船貿易を知る上で貴重な史料である。

写真Ⅱ -5　日置のはねそ踊り

日置のはねそ踊り　県の無形民俗文化財に指定されている。江戸時代の中期から伝わる盆行事である。河原地区、山根地区の 2 地区に残る。浴衣姿で、編笠をかぶり、下駄履きを正装とする手踊りである。踊り場の中央に「梵天」という紙を結びつけた竹さおを立てて、餅臼を積み

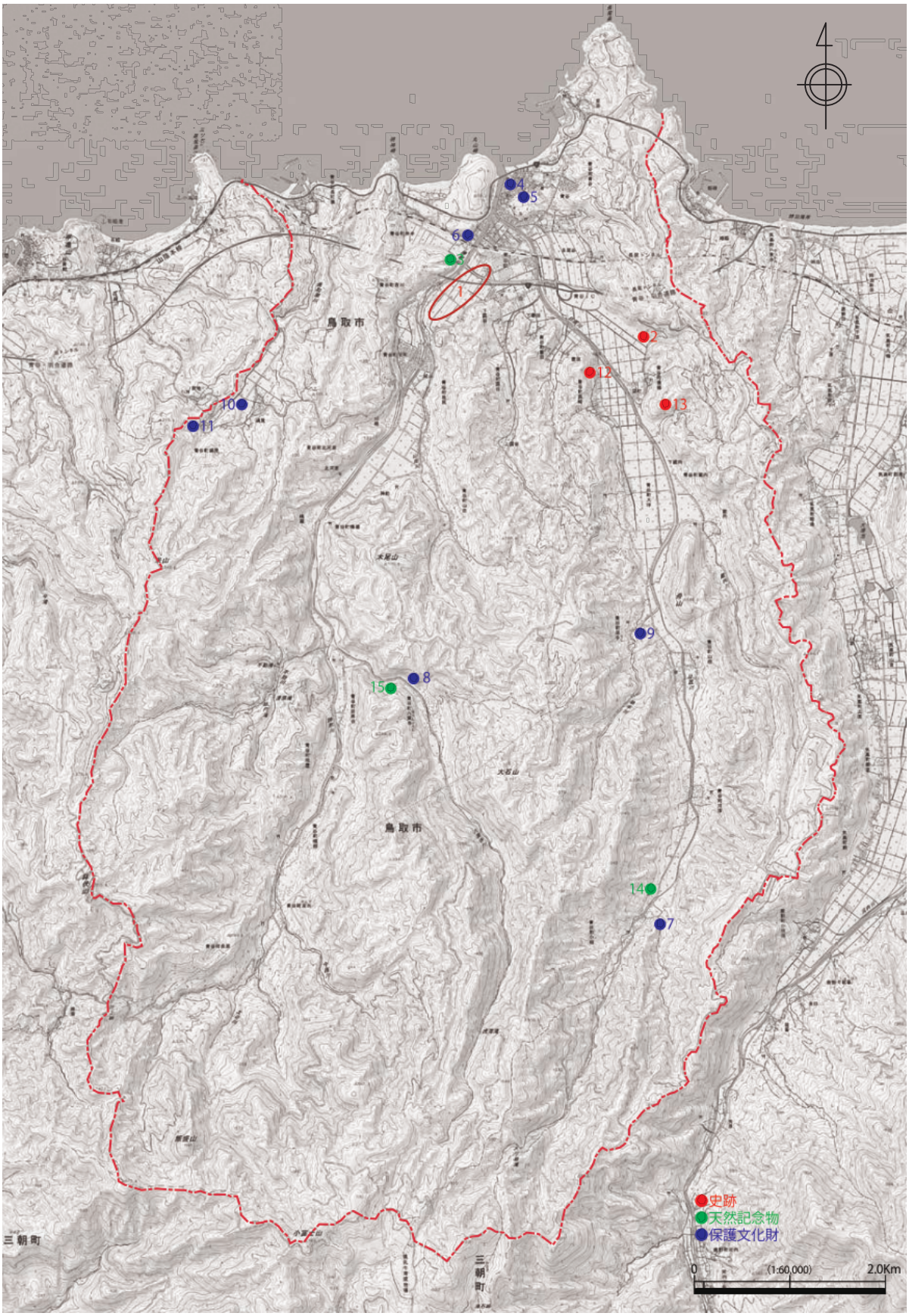

※図中の番号は表 1 と対応

図 II -6　鳥取市青谷町の指定文化財 (無形民俗文化財・無形文化財を除く)

写真Ⅱ -6　因州青谷こうぞ紙

上げた台場を作って、大太鼓を備え付ける。また重ねた餅臼の上に立った音頭取が竹竿につかまり、片手に広げた雨傘を持って、声をはりあげて、はねそ音頭を歌う（写真Ⅱ -5)。音頭の歌詞は主に浄瑠璃を台本としており、口説風で、踊りは舞に似て優雅である。

因州青谷こうぞ紙　県の無形文化財に指定されている。鳥取県東部、因幡地域における「こうぞ紙」の生産は古代にさかのぼるという。明治に入り、伝統的な和紙の生産は、「みつまた紙」の生産に移行していったが、山根地区では、こうぞを中心とする和紙生産が今も続けられている。その方法は、コウゾの皮を「水浸け」し、「煮釜」で柔らかくして、「晒し（漂白)」を行った後に古式の手打ち又は機械で叩いて、ほぐれた繊維を竹簀による「流し漉き」で漉く(写真Ⅱ -6)。江戸時代から続く伝統工芸技術である。

相屋神社社叢　勝部川左岸の丘陵にある相屋神社周辺の常緑広葉樹林が、県の天然記念物に指定されている。青谷上寺地遺跡を見下ろす高台にあり、高木はスダジイが多く、斜面や谷地形にはタブノキ、ウラジロガシが生育している。低木にはアオキ、ネズミモチ、サカキなどがある。また林床にはヤブコウジ、テイカカズラ、トキワイカリソウなどの草木類が多い。スダジイを主体とする極相的な照葉樹林は希少で、貴重な植生が保たれている。

3　日本遺産

「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成要素として、平成 30 年 5 月 25 日に鳥取市の賀露と青谷は北前船の寄港地・船主集落として日本遺産の追加認定を受けている。青谷町内にある構成文化財は、芦崎の街並み、鳥取県立博物館所蔵「気多郡芦崎夏泊両浦湊絵図」、津出し路地、湊神社の奉納物の４つである。日本海や瀬戸内海沿岸に点在する港町は、山を風景の一部に取り込み、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が軒を連ねる特徴があるが、芦崎の集落は、八軒屋と呼ばれた北前船主が軒を連ねた湊町で、船主集落の町割りを良く残している。芦崎にある湊神社には、常夜灯、狛犬、舟形の神輿が残されている。

また、令和元年５月 20 日認定の日本遺産「日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」」の構成文化財に青谷上寺地遺跡が加えられている。

4　青谷平野（青谷上寺地遺跡周辺）の土改改変

青谷上寺地遺跡が所在する青谷平野では、古代以降、人為的な造成などの土地改変が行われている。弥生時代～古墳時代前期に営まれていた遺跡の環境がその後どのように変化しているのかを確認しておく。

古代・中世　青谷上寺地遺跡では古代に行われた造成とみられる地層が確認されている。そ

の堆積は硬く締まっており、弥生土器の小片が大量に含まれている。弥生時代の遺物包含層を削平し、敷き均して、整地が行われていると考えられる。また、これまでの発掘調査で指定地内に古代「山陰道」の可能性がある道路遺構と、条里の区画を表すと考えられる盛土遺構が検出されている。こうした大規模な土地造成により、弥生時代～古墳時代前期の人々が活動してた青谷平野（青谷上寺地遺跡）の地形は大きく変わったと推測する。

近世　近世初頭に鹿野藩主亀井家（1581 ～ 1617 年）が、日置谷に用水路や田地を整備し、鹿野城下から青谷町の芦崎を結ぶ直線道路として、亀井畷（亀井道・鹿野往来）の整備を実施している。明治以降の耕地整理により道は失われているが、近世の絵図などから青谷上寺地遺跡の北側を南東から北西方向に延びる直線道路が敷設されていたと考えられている。

近代　青谷平野の景観に大きな変化が生じたのは、近代以後である。1899（明治 32）年 3

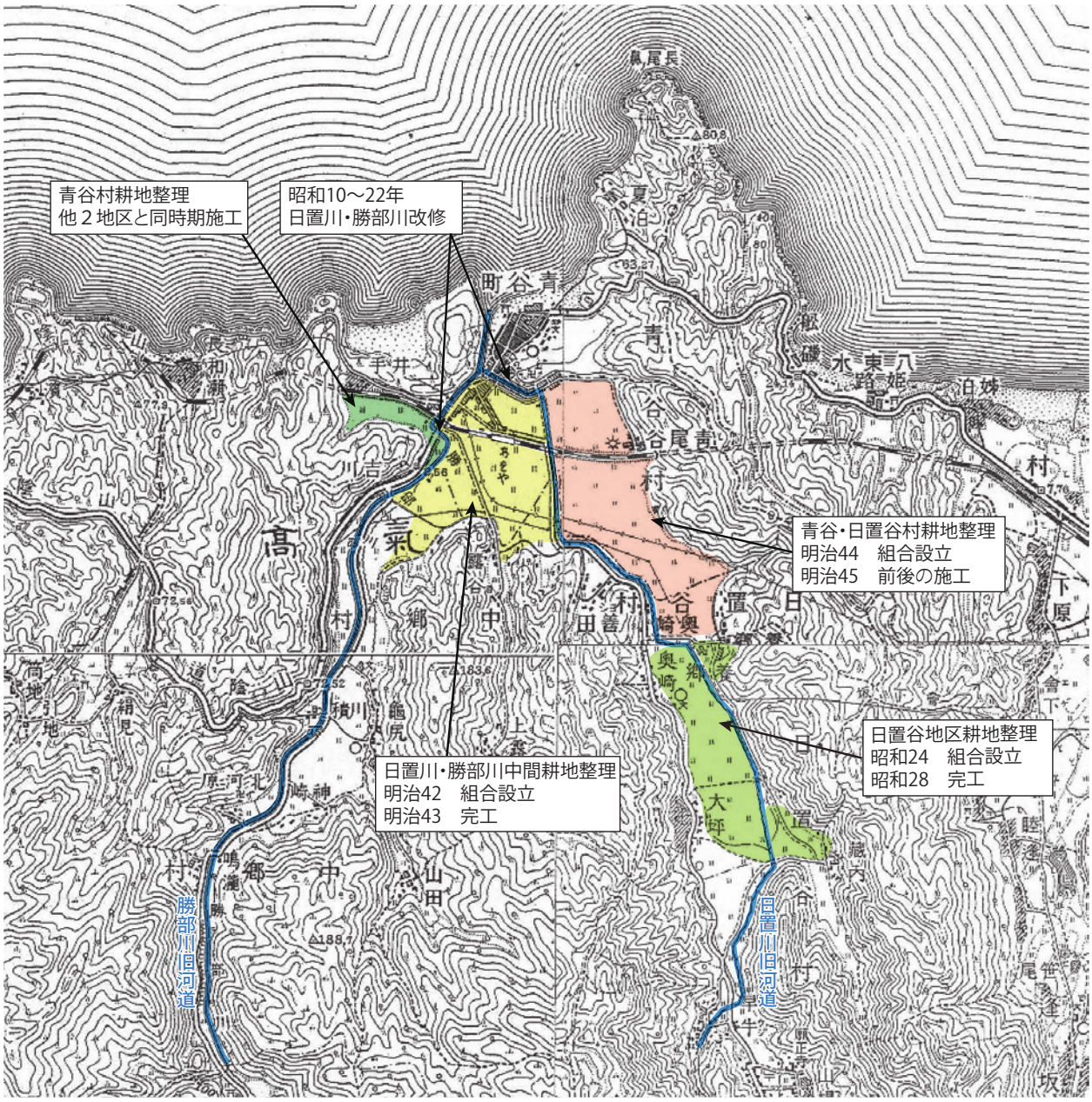

図Ⅱ -7　近代以後の青谷平野の土地改変遷

（国土地理院 1934『鳥取県南部』『倉吉』『青谷』『鳥取県北部』（1932 年測量）を一部改変）

島根県気多郡青谷村改正地引全図
（鳥取県立博物館所蔵）

（明治 30 年：青谷、倉吉、鳥取、明治 31 年：賀露）

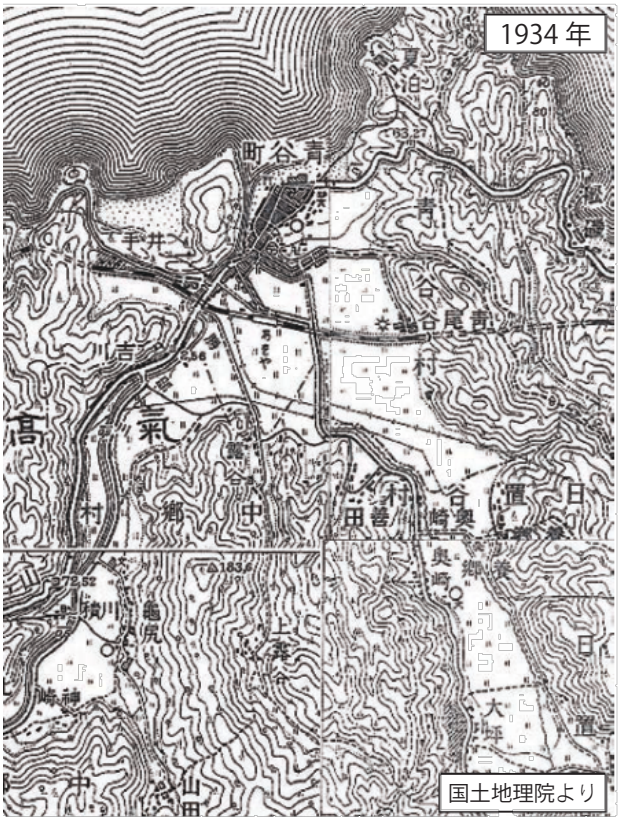

（昭和 7 年：鳥取北部、昭和 9 年：青谷、倉吉、鳥取南部）

（昭和 42 年：鳥取北部、昭和 43 年：青谷、倉吉、鳥取南部）

図 II -8　近代以降における地形改変の変遷（古地図・旧版地図）

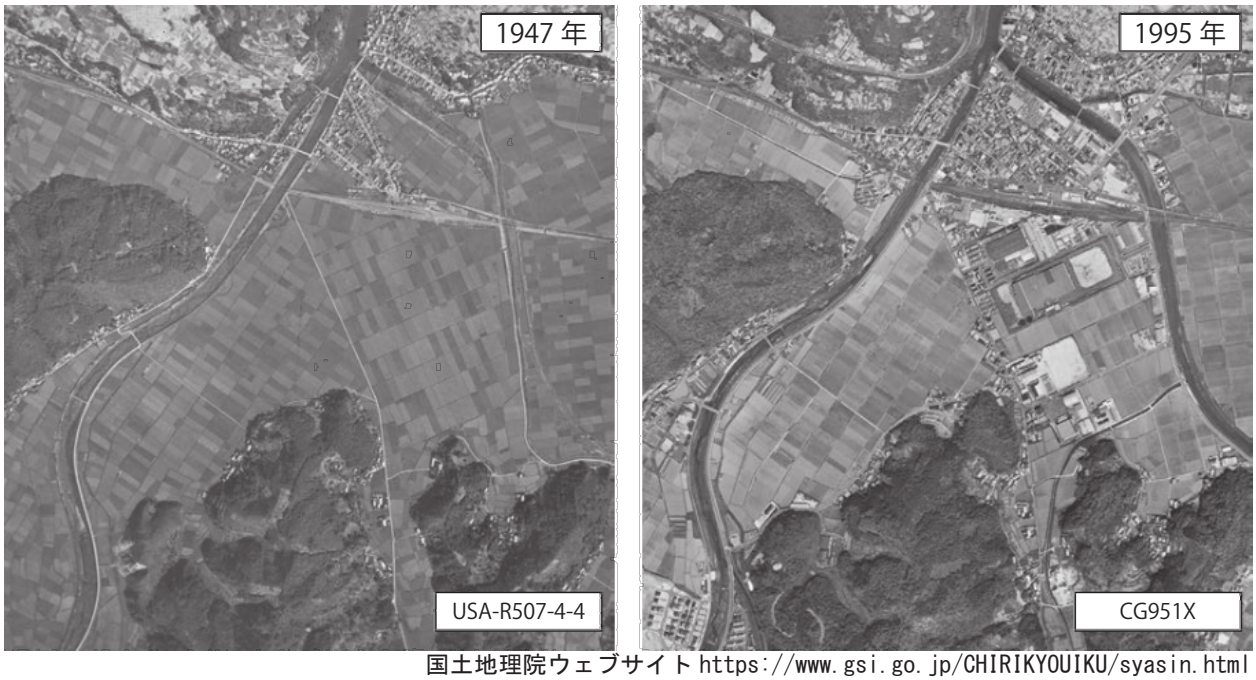

国土地理院ウェブサイト https://www.gsi.go.jp/CHIRIKYOUIKU/syasin.html

写真Ⅱ -7　近代以降における地形改変の変遷（航空写真）

月に耕地整理組合法が制定され、「日置川・勝部川中間耕地整理」、「青谷・日置谷村耕地整理」、「青谷村耕地整理」が計画され、水田の区画整理が行われた（図Ⅱ -7）。この耕地整理によって、原地形を反映していた水田の区画が直線的な区画へと変わり、亀井畷などの古道が失われた。

近代には河川の大規模な改修も行われている（図Ⅱ -8）。1877（明治 10）年に作成された『島根県気多郡青谷村改正地別全図（鳥取県立博物館所蔵）』では、青谷上寺地遺跡の西側を流れる勝部川がＳ字を描くように大きく蛇行して描かれているが、勝部川は 1935（昭和 10）～ 1947（昭和 22）年にかけて行われた河川改修により現在の河道となった。また、鉄道などの整備が進められた（図Ⅱ -8）。国土地理院が作成した 1897 年版地図には、青谷上寺地遺跡の範囲に水田の中を南北に横断する里道しかないが、1934 年版地図には、1905 年に青谷以西、1908 年鳥取～青谷間が開通した鉄道が記載されている。鉄道の敷設により、青谷上寺地遺跡から北側を望む景観が大きく変わることになった。

そして現在の青谷上寺地遺跡の景観に最も影響しているのが、史跡指定地付近に造成された工業団地や住宅地などである。アメリカ軍が撮影した 1947（昭和 22）年の航空写真（写真Ⅱ -7 左）をみると、鉄道の南側は一面が水田であり、全く宅地などは存在しなかった。1960（昭和 30 年）以降、青谷町 5 ヶ村の合併が行われ、新しい町づくりが推進されるなか、新たな土地利用が計画され、1960（昭和 30）年から工場の誘致がはじまり、1965（昭和 40 年）には、現在の指定地の北東側に住宅の建設がはじまる（写真Ⅱ -7 右）。この時、遺跡の北東側で地盤高が 1 ｍ程高まって、標高が 3.5 ｍ前後になり、青谷平野の北東方向を広く見通していた景観が一変した。また 1958（昭和 33）年には遺跡の南側に青谷中学校が開校している。その後、青谷上寺地遺跡発見の契機となった山陰道（青谷羽合道路）や県道が整備されて現在にいたる。なお史跡指定後、史跡の保存と整備に係る土地の公有化により史跡指定地の宅地の移転が進んでいる。

参考文献

青谷町教育委員会編 1980『大口古墳群発掘調査概報』

青谷町教育委員会編 1982『カヤマ遺跡試掘調査報告書』

青谷町教育委員会編 1989『大口遺跡群発掘調査報告書 大口第 2 遺跡』

青谷町教育委員会編 1995『大口第 3 遺跡発掘調査報告書』

青谷町誌編さん委員会編 1984『青谷町史』青谷町

青谷町ふるさと読本編集委員会編 1994『青谷町ふるさと読本』青谷町教育委員会

財団法人鳥取市文化財団編 2009『大坪大縄手遺跡（第 1 冊）』

下江健太 2016「「亀井畷」についての一考察」『調査研究紀要』7 号 鳥取県埋蔵文化財センター

鳥取県教育委員会編 1984『鳥取県装飾古墳分布調査概報』

鳥取県埋蔵文化財センター編 2018『青谷横木遺跡Ⅰ～Ⅳ』鳥取県埋蔵文化財センター報告書 67

第３節　青谷上寺地遺跡の調査成果と特性

1　青谷上寺地遺跡に関する既往の発掘調査成果

（1）遺跡の発見と開発事業を原因とする発掘調査

青谷上寺地遺跡が埋蔵文化財包蔵地として周知された発端は、鳥取県埋蔵文化財センターが1992（平成4）年2月に実施した踏査で、青谷平野において土器片（弥生時代前期～古墳時代）の散布を確認したことによる。その後、道路建設に関連して、1996（平成8）～1998（平成10）年度に青谷町教育委員会が試掘調査を実施し、一帯が「青谷上寺地所在遺跡」として認識された。さらに鳥取県教育文化財団が受託した発掘調査を経て、弥生時代の重要遺跡であることが明らかになった。

1996（平成8）～1998（平成10）年度　試掘調査（青谷町教育委員会）

1992（平成4年）年に鳥取県を原因者とする一般県道青谷停車場井手線地方特定道路整備事業と、建設省（当時）を原因者とする一般国道9号（青谷･羽合道路）改築工事が計画策定され、「青谷上寺地所在遺跡」地内での工事計画に関連して、1996（平成8）～1998（平成10）年度に「青谷上寺地所在遺跡」の内容・範囲確認を目的とした試掘調査が青谷町教育委員会（現鳥取市教育委員会）により実施された〔文献1～3〕。この間、「青谷上寺地遺跡」が遺跡名となり、一連の試掘調査をもとに遺跡の範囲が検討され、建設省と鳥取県を原因者とする発掘調査の対象区域が決定された。

1998（平成10）～2001（平成13）年度　第1次発掘調査（財団法人鳥取県教育文化財団）

今日、第1次発掘調査と呼んでいるのは、1998（平成10）～2001（平成13）年にかけて実施された一般国道9号（青谷・羽合道路）改良工事と、一般県道青谷停車場井手線地方特定道路整備事業の2事業を原因とする発掘調査のことである。発掘調査は財団法人鳥取県教育文化財団（現在は公益財団法人に移行）が受託し、調査記録を作成した〔文献14～17〕。なお一般国道9号（青谷・羽合道路）改良工事に伴う発掘調査区は「国道調査区（KJB」、一般県道青谷停車場井手線地方特定道路整備事業に伴う発掘調査区は「県道調査区（KJA)」と呼称されている。

国道調査区　直線距離で約290ｍの区間が発掘調査の対象となった。西から順に国道1～5区が設定され、1998（平成10）年度に1・2区、1999（平成11）年度に3～5区の発掘調査が行われた。1区～4区は微高地に位置する調査区で、弥生時代中期から古墳時代後期の遺構や遺物が確認されている。特に弥生時代後期前葉から古墳時代前期前葉にかけて多数の遺構が形成されており、1区には微高地の西端に設けられた溝（SD11）が検出されている。一方、4区西半では微高地の東端に溝（SD38）が検出され、4区東半から5区にかけては低地となり、弥生時代中期から後期に営まれた水田の痕跡などが確認されている〔文献15・16〕。

県道調査区　直線距離で約430ｍの区間が発掘調査の対象となった。西から順に県道1～8区が設定され、1998（平成10）年度に1・4区と5区西側、1999（平成11）年度に2・3区と5区東側、2000（平成12）に県道6～8区、2001（平成13）年度に6区下層の発掘調査が行われた。このうち1区は現在の勝部川に近い低地で、弥生時代の遺物、遺構は検出されていない。

2区は低湿な低地で、弥生時代後期の遺構面が形成されている地層の下面で直線的に交差する畦状の高まりが検出されており、弥生時代前期にさかのぼる水田跡と推定されている。3区から4区西半は低地に含まれるが、弥生時代後期に木材を用いて護岸を施した水路跡が確認されている。4区東半から微高地となり、低地との境となる溝（SD11）が確認されている。5～8区西半は微高地上に位置し、弥生時代前期後葉～古墳時代後期の遺構が検出されている。弥生時代前期後葉から中期前葉の遺構は5区東半～6・7区にあり、貝塚が形成されている。また、中期中葉から古墳時代前期前葉の遺構は３～８区域に分布している。8区には微高地の東端にあたる位置に溝（SD38）があり、弥生時代後期から終末期にかけて3段階の変遷が検討されており、後期後葉に埋没したとみられる第2段階の溝（SD38-2）からは、多量の人骨が散乱状態で出土している〔文献14・17〕。

（２）遺跡の保護をはかるための発掘調査

第1次発掘調査国道・県道調査区周辺にも広範囲に遺跡が広がる可能性があることから、2001（平成13）年度から2006（平成18）年度にかけて鳥取県埋蔵文化財センターが遺跡の範囲・内容確認を目的とした発掘調査を実施した。また、開発事業に関連して、青谷町教育委員会による試掘調査が行われた。その結果、保護の対象とすべき遺跡の範囲が確定され、2007（平成19）年度に国の史跡に指定された。

1998（平成10）年度　試掘調査（青谷町教育委員会）

青谷町営住宅建設に関連して、青谷上寺地遺跡の南側の低地で実施された発掘調査である。2ヶ所にトレンチを設定し、調査が行われた。遺構や確実な遺物は確認されず、事業予定地が青谷上寺地遺跡の範囲に含まれないことが明らかになった〔文献4〕。

2000（平成12）年度　試掘調査（青谷町教育委員会）

青谷町福祉施設建設に関連して、青谷上寺地遺跡の南東側の低地で実施された発掘調査である。4ヶ所にトレンチを設定し、調査が行われた。遺構や遺物は確認されず、事業予定地が青谷上寺地遺跡の範囲に含まれないことが明らかになった〔文献5〕。

2001（平成13）年度　試掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

青谷上寺地遺跡展示館建設に関連して、青谷上寺地遺跡の北東側の日置川沿いの低地で実施された発掘調査である。遺構や遺物はなく、青谷上寺地遺跡の範囲に含まれないことが明らかになった〔文献18〕

2001（平成13）年度　第2次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

第1次発掘調査により遺構・遺物が密集することが明らかになった微高地の東端を確認することを目的に実施された発掘調査である。調査地点は県道8区から約250ｍ北東に設けられた。調査の結果、古墳時代までは低湿な環境にあったことを示す地層が確認されており、弥生時代の遺構・遺物は確認されなかった。その結果、微高地の東端は当該調査地点よりも西側に位置するものと推測された〔文献18・21〕。

2002（平成14）年度　第3次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

微高地の範囲確認を目的として、国道調査区の南側の低地部で実施された発掘調査である。調査地点は国道3区から約30ｍ南に設けられた。弥生時代中期後半に廃棄されたとみられる

木器の集積などが検出された〔文献 19・21〕。

2002（平成 14）年度　試掘調査（青谷町教育委員会）

青谷町統合小学校建設に関連して、国道調査区南西側の低地で実施された発掘調査である。3 ヶ所にトレンチが設定された。縄文時代晩期の遺物や弥生時代中期～後期の遺構や遺物が確認された〔文献 6〕。

2003（平成 15）年度　試掘調査（青谷町教育委員会）

2002（平成 14）年度の試掘調査に引き続き、青谷町統合小学校建設に関連して、国道調査区南西側の低地で実施された発掘調査である。6 ヶ所にトレンチが設定された。縄文時代後・晩期の遺物、弥生時代前期後葉～後期の遺構や遺物が確認された〔文献 6・7〕。

2003（平成 15）年度　第 4 次発掘調査・第 5 次調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

第 4 次発掘調査　微高地北東部の内容確認を目的に実施された発掘調査である。調査地点は県道 6 区から約 50 m北東に設けられた。集落の形成がはじまる弥生時代前期にさかのぼる遺構の確認までを目的としていたが、弥生時代後期後葉～古墳時代前期の遺構が多数検出されたため、2003（平成 15）年度は発掘調査を中断し、2004（平成 16）年度に継続した〔文献 20・21〕。

第 5 次発掘調査　微高地の範囲確認を目的に実施された発掘調査である。地下レーダー探査の結果にもとづき県道 4 区で調査された弥生時代後期の溝状遺構（SD11）の延長が想定される場所として、県道 4 区から約 160 m北に調査地点が設けられた。弥生時代後期～古墳時代に至る複数の溝状遺構が確認され、多様な木器が出土した。ただし、溝状遺構（SD11）の延長は特定されていない〔文献 20・21〕。

2004（平成 16）年度　第 6 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

第 4 次発掘調査地区を拡張して、発掘調査が行われた。弥生時代中期後葉の遺構検出面まで確認が行われた。その結果、弥生時代中期後葉～後期前葉や、後期中葉の溝状遺構や土坑など、複数の遺構が検出され、土器、石器、木器など多様な遺物が出土した。このころから遺構や遺物が密に分布する微高地を「中心域」と呼ぶようになった〔文献 21〕。

2004（平成 16）年度　試掘調査（青谷町教育委員会）

青谷町営住宅建設、公共下水道、青谷中学校校舎改築、個人住宅建設に関連して、実施された発掘調査である。青谷町営住宅建設に関連する試掘が行われたのは、青谷上寺地遺跡北東側の低地で、第 3 次発掘調査区から北東に 150 mほど離れた地点である。造成を受けており、遺構や遺物は確認されていない。下水道工事に関連する試掘が行われたのは、町営住宅建設に関連して設定された調査区から西へ 50 mほど離れた地点である。弥生時代には低湿な環境にあったと考えられている。青谷中学校校舎改築に関連して試掘が行われたのは、青谷上寺地遺跡の南東側の低地で、国道 5 区の北東端から南東に 50 mほど離れた地点である。弥生時代中期後葉頃の水田跡が確認された。個人住宅建設に関連する試掘が行われたのは、青谷上寺地遺跡の南側で、青谷中学校校舎改築に関連して設定された調査区から南に 150 mほど離れた地点である。弥生時代の遺構や遺物は出土していない〔文献 8〕。

2005（平成 17）年度　第 7 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

青谷上寺地遺跡南西側の低地の内容確認を目的に実施された発掘調査である。2002（平成

14）・2003（平成 15）年度に青谷町教育委員会が試掘を行った元・青谷町統合小学校建設予定地の一部と、その南西側に複数のトレンチが設定された。青谷町統合小学校建設の一部に設定された調査区では、弥生時代後期の遺構、青谷町統合小学校建設予定地のさらに南西側に設定された調査区では、弥生時代後期や古墳時代前期の遺構や遺物が確認された〔文献 21〕。

2005（平成 17）年度　試掘調査（鳥取市教育委員会）

工事搬入路敷設に関連して、青谷上寺地遺跡東側の低地で実施された発掘調査である。県道 8 区東端から 150 mほど東の調査区が設けられた。調査面積の制約により、弥生時代の地層まで調査が達していない〔文献 9〕。

2006（平成 18）年度　第 8 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

微高地北東部の内容確認を目的に設定された第 4 次・第 6 次調査区の再調査である。弥生時代中期後葉以前の内容確認が目的とされ、もともと水田域だった場所が、しだいに遺構・遺物の集中する場所へと変遷する様子が確認された〔文献 22〕。

2006（平成 18）年度　試掘調査（鳥取市教育委員会）

青谷町統合小学校建設予定候補地の事前調査として、青谷中学校のグランドで実施された発掘調査である。11 m四方のトレンチが設定された。弥生時代のものとみられる木製品などが出土しており、水田の広がりが遺跡の南側に拡張することが確認された〔文献 10〕。

2007（平成 19）年度　第 9 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

弥生時代後期における微高地南側の区画の確認と周辺に存在が推定される水田域との境界を把握することを目的に実施された発掘調査である。国道 2 区の南側に調査区が設けられた。国道 1 区の SD33 の延長とみられる弥生時代後期の溝状遺構と構造物が確認された〔文献 23〕。

2007（平成 19）年度　試掘調査（鳥取市教育委員会）

個人住宅建設に関連して、青谷上寺地遺跡南側の山裾に近い低地で実施された発掘調査である。国道 1 区から南西に 350 mほど離れた地点に調査区が設定されたが、遺構や遺物は確認されなかった〔文献 11〕。

（3）史跡指定以後の発掘調査と成果

一連の発掘調査の成果により、2008（平成 20）年 3 月 28 日に国の史跡に指定された。その後、現地に埋蔵されている遺構や遺物を適切に保存するとともに、史跡の整備事業に必要な情報を得ることを目的とした発掘調査を鳥取県埋蔵文化財センターが継続的に実施している。なお指定地周辺の開発事業に係る試掘調査については、鳥取市教育委員会が対応している。

2008（平成 20）年度　第 10 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

矢板・横板・杭などで構成される構造物の実態解明と、微高地と水田域との境界を把握することを目的に、微高地西側を区画する溝状遺構の延長部で実施された発掘調査である。県道 4 区の北端から 5 mほど北に調査区が設けられた。溝状遺構、構造物など、弥生時代後期を中心とする遺構や遺物が確認された〔文献 24〕。

2009（平成 21）年度　第 11 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

微高地の西側を区画する溝状遺構を確認することを目的に実施された発掘調査である。微高地南西部で国道 1 区の南側に接して調査地が設けられた。溝状遺構の延長など、弥生時代後期

を中心とする遺構や遺物が確認された〔文献 25〕。

2010（平成 22）年度　第 12 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

微高地の南側を区画する溝状遺構を確認することを目的に実施された発掘調査である。第 9 次発掘調査地点の東側に調査地が設けられた。溝状遺構の延長など、弥生時代中、後期を中心とする遺構や遺物が確認された〔文献 26〕。

2011（平成 23）年度　第 13 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

微高地の西側を区画する溝状遺構のさらに西側に展開する矢板列などの構造物の機能を検討することを目的に実施された発掘調査である。国道 1 区と県道 4 区の間に調査地が設けられた。溝状遺構など、弥生時代後期を中心とする遺構や遺物、古代の道路状遺構が確認された〔文献 26〕。

2012（平成 24）年度　第 14 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

微高地の西側に展開している矢板列などの構造物の内容や、微高地に接する湿地部の確認を目的に実施された発掘調査である。第 13 次発掘調査区の北西側に接して調査地が設けられた。溝状遺構や構造物など、弥生時代後期を中心とする遺構や遺物、古代の道路状遺構が確認された〔文献 26〕。

2013（平成 25）年度　第 15 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

県道 3 区で検出されている溝状遺構や、第 14 次発掘調査で確認された構造物の延長などを確認する目的で実施された発掘調査である。第 14 次発掘調査区の西側に調査地が設けられた。溝状遺構など、弥生時代後期の遺構や遺物、古代の道路状遺構や条理地割と考えられる盛土が確認された〔文献 27・29〕。

2014（平成 26）年度　第 16 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

県道 3 区で検出されている溝状遺構の延長などを確認する目的で実施された発掘調査である。県道 3 区の北側に調査地が設けられた。県道 4 区の北側に設けられた第 10 次発掘調査区の西側延長部にあたる。溝状遺構など、弥生時代後期の遺構や遺物、古代の条理地割と考えられる盛土が確認された〔文献 28・29〕。

2016（平成 28）年度　試掘調査（鳥取市教育委員会）

工場改築事業の検討に関連して、青谷上寺地遺跡北側の低地で実施された発掘調査である。県道 8 区から 150 mほど北の工場用地内に調査区が設けられた。弥生時代後期、古墳時代前期の遺物が多量に出土しており、この調査地点が遺跡の範囲に含まれることが確認された〔文献 13〕。

2016（平成 28）・2017（平成 29）年度　第 17 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

中心域と呼ぶ微高地の内容確認などを目的として実施した発掘調査である。県道 4 区の北側に調査地が設けられた。弥生時代中期から後期の遺構や遺物、古代の造成を示す地層などが確認された〔文献 30・31〕。

2018（平成 30）・2019（平成 31）年度　第 18 次発掘調査（鳥取県埋蔵文化財センター）

微高地北側の内容確認を目的として実施した発掘調査である。県道 4 区から 150 mほど北に調査地が設けられた。先行して実施したボーリング調査により、汀に近い場所であることが明らかになっており、中心域北端の様子が明らかになることが期待されている。

図Ⅱ-9　青谷上寺地遺跡発掘調査位置図

表Ⅱ-2　青谷上寺地遺跡発掘調査履歴

年度	調査原因・目的	調査区名	調査地点	調査成果など	調査面積（㎡）	調査主体	報告書
1991（H 3）	一般国道９号青谷・羽合道路、一般県道青谷停車場井手線整備工事に係る踏査	—	—	踏査により当該開発予定地が弥生時代の遺物散布地であることを確認。	—	県セ	—
1996（H 8）	一般国道９号青谷・羽合道路整備工事に係る試掘調査	Ｔ１	1	弥生土器、土師器、須恵器、木製品（杭、矢板）、石製品（砥石）、獣骨。	10	町教	文献１
		Ｔ２	2	杭と構造物。弥生土器、土師器、須恵器、木製品（杭、矢板）、獣骨。→第１次調査国道２区	10		
		Ｔ３	3	弥生土器、土師器、須恵器、石器（敲石）、獣骨。→第１次調査国道２区	10		
		Ｔ４	4	弥生土器、土師器、須恵器、獣骨。→第１次調査国道２区	10		
		Ｔ５	5	弥生土器、土師器、陶磁器、土玉、石製品（扁平片刃石斧など）、獣骨。→第１次調査国道２区	10		
		Ｔ６	6	弥生土器、土師器、木製品。→第１次調査国道１区	10		
		Ｔ７	7	遺構、遺物なし。	10		
		Ｔ８	8	遺構、遺物なし。	10		
		Ｔ９	9	遺構、遺物なし。	10		
青谷上寺地所在遺跡→青谷上寺地遺跡							
1997（H 9）	一般国道９号青谷・羽合道路、一般県道青谷停車場井手線整備工事に係る試掘調査	Ｔ１	10	遺構、遺物なし。→第１次調査国道５区	10	町教	文献２
		Ｔ２	11	遺構、遺物なし。→第１次調査国道５区	7.2		
		Ｔ３	12	木製品（杭片）。→第１次調査国道５区	10		
		Ｔ４	13	杭、矢板。弥生土器、土師器、須恵器、獣骨、種実。	10		
		Ｔ５	14	弥生土器、土師器、須恵器、陶磁器、木製品（杭）。	10		
		Ｔ６	15	土師器、木製品。	10		
		Ｔ７	16	土師器、木製品（田下駄）。→第１次調査県道２区	6		
		Ｔ８	17	重機による掘り下げ。杭、矢板。弥生土器、土師器、須恵器、石器、種実。→第１次調査国道４区	45		
		Ｔ９	18	杭、板。土師器、須恵器、陶磁器。→第１次調査県道２区	10		
		Ｔ10	19	土師器、鉄片。→第１次調査県道１区	10		
		Ｔ11	20	杭、矢板。弥生土器、土師器、須恵器、土玉、木製品（板、有頭状棒）、骨角器（ヤス）、石器（敲石）、鉄片、獣骨、貝殻（カキ、サザエ、ハマグリ、イガイ、シジミほか）、炭化米、種実（クルミ、ドングリ）。→第１次調査県道８区	52.2		
		Ｔ12	21	土師器、木製品（杭、板）。	15		
1998（H 10）	一般国道９号青谷・羽合道路、一般県道青谷停車場井手線整備工事に係る試掘調査	Ｔ１	22	遺構、遺物なし。	17	町教	文献３
		Ｔ２	23	弥生土器、木片。	7.5		
		Ｔ３	24	遺構、遺物なし。	14		
		Ｔ４	25	木片。→第１次調査国道５区	7		
		Ｔ５	26	遺構、遺物なし。→第１次調査国道５区	9.8		
		Ｔ６	27	遺構、遺物なし。→第１次調査国道５区	13.5		
		Ｔ７	28	木片、貝殻、種実。→第１次調査国道５区	14.4		
	【第１次調査】 一般国道９号青谷・羽合道路改築工事に係る発掘調査	国道１区	29	・弥生後期の矢板列を伴う西側区画溝（SD11）、南側区画溝（SD33）の確認。 ・西側区画溝（SD11）内より花弁高杯などの木製容器や祭祀遺物をはじめとする遺存状態良好な遺物が多数出土、重圏文鏡の破鏡出土。内行花文鏡の破鏡。	935.0	県財	文献７
		国道２区	30	・突線紐式銅鐸片。 ・鹿角製柄付鑿など遺存状態良好な鉄器が多数出土。	1,815		文献７
	【第１次調査】 一般県道青谷停車場井手線整備工事に係る発掘調査	県道１区	31	・遺跡の範囲境界。	1,821.7		文献６
		県道４区	32	・弥生中期の柱穴列の確認。 ・西側区画溝（SD11）の検出、溝内より花弁高杯などの木製容器や祭祀遺物をはじめとする遺存状態良好な遺物が多数出土。 ・弥生後期の人骨を伴う墓壙（SX1）の検出。 ・突線紐式銅鐸片、貨泉の出土。	1,696.2		文献６
		県道５区西	33	・弥生前期の遺構面の確認。 ・弥生後期の人骨（小児骨）を伴う墓壙（SX2）の検出。	645.9		
	町営住宅建設に係る試掘調査	Ｔ１	34	遺跡の範囲外。遺構、遺物なし。	21.0	町教	文献４
		Ｔ２	35	遺跡の範囲外。遺構、木片出土。	12.04		
1999（H 11）	【第１次調査】 一般国道９号青谷・羽合道路改築工事に係る発掘調査	国道３区	36	・弥生中期の区画溝（SD27）を検出。護岸を伴う。 ・弥生中期の卜骨集積遺構の検出。 ・弥生中期の漂着人骨の出土。	592.4	県財	文献15
		国道４区	37	・鋼矢板打設。 ・花弁高杯などの木製容器や祭祀遺物をはじめとする遺存状態良好な遺物が多数出土。 ・弥生後期の東側区画溝（SD38）検出、構造物を伴う。 ・漂着人骨出土。	565.5		文献16
		国道５区	38	・鋼矢板打設。 ・柄に装着された鹿角製ヤス出土。	1,217.0		
	【第１次調査】 一般県道青谷停車場井手線整備工事に係る発掘調査	県道２区	39	・弥生前期の水田畦畔の検出。	548.9		文献14
		県道３区	40	・弥生後期の護岸を伴う水路の検出（護岸材に７ｍの柱を転用）。	1,601.5		文献14
		県道５区東	41	・弥生前期の貝塚の検出。 ・弥生前期の「コ」字状区画溝の検出。 ・八禽鏡破鏡、突線紐式銅鐸片、貨泉の出土。	721.0		文献17

年度	調査原因・目的	調査区名	調査地点	調査成果など	調査面積（㎡）	調査主体	報告書
2000（H 12）	【第 1 次調査】 一般県道青谷停車場井手線整備工事に係る発掘調査	県道 6 区	42	・鋼矢板打設。 ・土坑、ピット多数、中期の掘立柱建物。	203.9	県財	文献 17
		県道 7 区	43	・鋼矢板打設。 ・弥生中期の護岸・構造物（5 段階で構築）を伴う南側区画溝（SD27）の確認。 ・後期の平地建物の可能性のある二重の溝。 ・多量の木製品、建築部材の出土（動物線刻琴板、船団線刻板、サメ線刻版、指物箱、盾など）。 ・銅剣形骨角器、貨泉出土。	324.3		
		県道 8 区	44	・鋼矢板打設。 ・溝内より花弁高杯などの木製容器や祭祀遺物をはじめとする遺存状態良好な遺物が多数出土。 ・弥生後期の矢板列を伴う東側区画溝（SD38）の確認。 ・東側区画溝（SD38）内より殺傷痕、脳を含む人骨多数出土。 ・東側区画溝（SD38）内より多様な木製容器出土。 ・扁平紐式～突線紐式銅鐸片、貨泉、人面軽石出土。	511.7		
	特別養護老人ホーム（青谷地区保健センターなりすな）建設に係る試掘調査	T1 ～ T4	45	遺跡の範囲外。重機による掘下げ。遺構、遺物なし。	36.25	町教	文献 5
2001（H 13）	【第 1 次調査】 一般県道青谷停車場井手線整備工事に係る発掘調査	県道 6 区下層	46	・弥生前期貝塚の検出。 ・弥生前期遺構面の検出。	203.9	県財	文献 17
	青谷上寺地遺跡展示館建設に係る試掘調査		47	遺跡の範囲外。重機による掘下げ。遺構、遺物なし。	10	県セ	文献 18
	【第 2 次調査】 中心域東側範囲確認	旧 0 調査区	48	弥生期の遺跡の範囲外。鋼矢板打設。古墳期まで水面下。古代～中世の土坑、溝。土師器、陶磁器、斎串、田下駄。	95	県セ	文献 18 文献 21
2002（H 14）	【第 3 次調査】 中心域南側範囲確認	旧 D 調査区	49	中心域の外側。弥生中期を主体とする廃棄木材群。弥生後期以降に水田化。	140	県セ	文献 19 文献 21
	青谷町統合小学校建設に係る試掘調査	T 1	50	構造物、溝、柱穴、弥生土器、土師器、木製品（田下駄：年輪年代で AD152 年、杭）。	50	町教	文献 6
		T 2	51	構造物、溝、柱穴（年代測定 2 σ：Bc70-110・BC360-280・BC240-60）、弥生土器。	100		文献 6
		T 3	52	土師器、鉄器（刀子）、木製品。	100		文献 6
2003（H 15）	青谷町統合小学校建設に係る試掘調査	T 4	53	縄文土器、弥生土器、人形。	100		文献 7
		T 5	54	須恵器、土師器、田下駄、馬形。	100		文献 7
		T 6	55	弥生土器、黒曜石。	100		文献 7
		T 7	56	構造物、溝、柱穴、縄文土器、弥生土器、舟転用杭、建築材転用板、溝内出土木片（年代測定 2 σ：BC80-AD80）。	100		文献 7
		T 8	57	土師器、鍬先、建築部材。	100		文献 7
		T 9	58	畦畔・構造物（年代測定 2 σ：BC410-BC360・BC410-BC360・BC290-BC230）、土師器、木製品。	100		文献 7
	【第 4 次調査】 中心域の内容確認、遺跡初期段階の遺構の有無確認	旧 C 地区	59	中心域東側。鋼矢板打設。弥生後期後葉までを調査。弥生後期後葉から古墳前期までの遺構（土坑、溝、掘立柱建物（古墳前期））を検出。弥生後期末の土坑（SK467、468）より炭化米、小豆、栗出土。鉄器、銅鏃、玉作関連遺物、骨角器出土。	100	県セ	文献 20 文献 21
	【第 5 次調査】 中心域西側範囲確認	旧 A 調査区	60	中心域の外側。弥生後期から古墳前期初頭までの溝群。古墳前期の溝からは多量の加工木。	136	県セ	
2004（H 16）	【第 6 次調査】 中心域の内容確認、遺跡初期段階の遺構の有無確認	旧 C 調査区	61	鋼矢板打設。 中心域東側。弥生中期後葉までを調査。弥生中期後葉から後期初頭の護岸を伴う溝、後期中葉の護岸・蓋を伴う溝を検出。その他土坑、溝を確認。鋳型状石製品、金属溶解物出土。鉄器、銅鏃、玉作関連遺物、骨角器出土。	513	県セ	文献 21
	町営住宅建設に係る試掘調査	T1	62	壁面の崩壊により表土下 3.5 ｍで掘下げ中止。	144	市教	文献 8
	下水道工事に係る試掘調査	T2	63	弥生期の遺跡の範囲外。遺構なし。土師器（中世）、陶磁器出土。	4		
	青谷中学校校舎改築に係る試掘調査	T3	64	中心域の外側。畦畔検出（A M S 歴年代 BC110 年）。木製品（木鏃、杭）出土。	144		
	個人住宅建設に係る試掘調査	T4	65	弥生期の遺跡の範囲外。遺構、遺物なし。	5		
2005（H 17）	【第 7 次調査】 遺跡南西部の内容確認	旧 F 調査区 1	66	中心域の外側。弥生後期までを調査。古墳前期及びそれ以降の護岸を伴う畦畔、	100	県セ	文献 21
		旧 F 調査区 2	67	中心域の外側。弥生後期までを調査。弥生後期の構造物。	100		
		旧 F 調査区 3	68	中心域の外側。弥生後期までを調査。弥生後期の畦畔。	100		
		旧 F 調査区 4	69	中心域の外側。弥生後期までを調査。古墳前期の畦畔を検出。	100		
		旧 G 調査区	70	中心域の外側。弥生後期までを調査。弥生後期の構造物、7 世紀後半～ 8 世紀の畦畔を検出。	240		
	工場取付道路建設に係る試掘調査	T 1	71	湧水により奈良・平安期で掘下げ中止。須恵器、木製品（曲物蓋）出土。	55.2	市教	文献 9
2006（H 18）	【第 8 次調査】 中心域の内容確認、遺跡初期段階の遺構の有無確認	旧 C 調査区	72	中心域東側縁辺部。鋼矢板打設。弥生中期後葉以前を調査。畦畔（A M S 歴年代 BC50 年）、中期後葉の遺物溜り、土坑、掘立柱建物跡、構造物、護岸を伴う溝を検出。水田から中心域への変遷を確認。	100	県セ	文献 22
	青谷統合小学校建設に係る試掘調査	T 1	73	中心域の外側。疑似畦畔を確認。須恵器、木庖丁出土。	121	市教	文献 10
2007（H 19）	【第 9 次調査】 中心域南辺の区画構造の確認、中心域から周辺水田域に至る境界部分の様相把握		74	中心域南側。弥生後期までを調査。弥生後期の矢板を伴う南側区画溝（SD33）の東側延長部及び SD33 埋没後に構築された構造物、南側への地形の傾斜を確認。	105	県セ	文献 23
	個人住宅建設に係る試掘調査	T 1	75	地表下 2.45 ｍまで掘り下げ。遺構なし。板状木片出土。	7.41	市教	文献 11

年度	調査原因・目的	調査区名	調査地点	調査成果など	調査面積（㎡）	調査主体	報告書
2008（H 20）	【第 10 次調査】 構造物の実態解明と中心域から水田域への移行部分の構造解明		76	中心域西側縁辺部。弥生後期までを調査。弥生後期の西側区画溝（SD11）の北側延長部及び SD11 埋没後に構築された構造物、古墳前期の土地造成を確認。	150	県セ	文献 24
2009（H 21）	【第 11 次調査】 中心域西側区画溝延長部分の追求・解明、周辺域との境界部分の機能（出入口など）の解明、水田移行部分の構造解明	旧Ｅ調査区	77	中心域の外側。弥生後期の西側区画溝（SD11）の南側延長部及び SD11 の掘削が中期まで遡る可能性（基盤層の最新土器（中期中葉）と溝底面に貼り付いていた葉のＡＭＳ）を確認。八禽鏡出土。	225	県セ	文献 25
2010（H 22）	【第 12 次調査】 中心域南側区画溝の変遷及び相関関係の検証、中心域から周辺域にかけての地形変化の確認、水田へ移行する景観の確認		78	中心域南側縁辺部。弥生後期の南側区画溝（SD33）の東側延長部及び SD33 と弥生中期の南側区画溝（SD27）との先後関係を確認。星雲文鏡出土。	300	県セ	文献 25
2011（H 23）	【第 13 次調査】 中心域西側区画溝の変遷過程の確認、中心域から周辺域にかけての集落様相の確認、湿地へ移行する景観の把握		79	中心域西側縁辺。国道 1 区と県道 4 区の間で弥生後期の西側区画溝（SD11）を確認。古代の道路遺構を検出。	180	県セ	文献 26
2012（H 24）	【第 14 次調査】 木造構造物、矢板列の性格と機能の解明、湿地における土地の利用法の確認		80	中心域の外側。構造物が盛土の土留めとして一体的に構築された可能性を確認。古代「山陰道」と考えられる道路遺構を検出。	225	県セ	文献 26
2013（H 25）	【第 15 次調査】 溝状遺構の走向と機能の解明、湿地における土地の利用法の確認		81	中心域の外側。県道 3 区で検出された弥生後期の流路 SD20 から南へ分岐する支流の可能性が考えられる溝を確認。古代道路遺構に直交し「条里地割」と考えられる盛土を検出。	180	県セ	文献 27 文献 29
2014（H 26）	【第 16 次調査】 溝状遺構の走向と機能の解明、湿地における土地の利用法の確認		82	中心域の外側。「条里地割」と考えられる盛土から牓示木簡出土。	225	県セ	文献 28 文献 29
2016（H 28）	遺跡の範囲確認	Tr1	83	中心域の外側。遺跡の範囲が北東側に拡張。弥生後期の遺物包含層を確認。土器、木製品など。	135	市教	文献 13
2017（H 29）	【第 17 次調査】 中心域内部における集落構造の確認、西側区画溝の走向・規模の確認		84	中心域西側。古代までを調査。古代の造成の痕跡、柱穴を確認。ガラス加工途中品出土。 平成 28 年度調査の下層を調査。ガラス製作遺構の可能性。銅戈片、貨泉出土。銅鏃多数出土。	525	県セ	文献 30 文献 31
2018（H 30）～2019（H 31）	【第 18 次調査】 中心域北側、海辺の調査		85	中心域北側、海浜部付近の調査。構造物の検出。	177	県セ	
				合計	20,100.80		

調査主体
県セ：鳥取県埋蔵文化財センター　県財：鳥取県教育文化財団　町教：青谷町教育委員会　市教：鳥取市教育委員会

報告書

文献 1 ：青谷町教育委員会編 1997 青谷町内遺跡発掘調査報告書Ⅵ』青谷町埋蔵文化財報告書 14

文献 2 ：青谷町教育委員会編 1997『青谷町内遺跡発掘調査報告書Ⅶ』青谷町埋蔵文化財報告書 15

文献 3 ：青谷町教育委員会編 1999『青谷町内遺跡発掘調査報告書Ⅷ』青谷町埋蔵文化財報告書 16

文献 4 ：青谷町教育委員会編 2000『青谷町内遺跡発掘調査報告書Ⅸ』青谷町埋蔵文化財報告書 17

文献 5 ：青谷町教育委員会編 2001『青谷町内遺跡発掘踏査報告書Ⅹ』青谷町埋蔵文化財報告書 18

文献 6 ：青谷町教育委員会編 2004『青谷町内遺跡発掘調査報告書Ⅻ』青谷町埋蔵文化財報告書 21

文献 7 ：青谷町教育委員会編 2004『青谷町内遺跡発掘調査報告書ⅩⅢ』青谷町埋蔵文化財報告書 22

文献 8 ：鳥取市教育委員会編 2005『鳥取市内遺跡発掘調査報告書』

文献 9 ：鳥取市教育委員会編 2006『鳥取市内遺跡発掘調査報告書』

文献 10：鳥取市教育委員会編 2007『鳥取市内遺跡発掘調査報告書』

文献 11：鳥取市教育委員会編 2008『鳥取市内遺跡発掘調査報告書』

文献 12：鳥取市教育委員会編 2016『鳥取市内遺跡発掘調査概要報告書』

文献 13：鳥取市教育委員会編 2018『鳥取市内遺跡発掘調査概要報告書』

文献 14：鳥取県教育文化財団編 2000『青谷上寺地遺跡 1』鳥取県教育文化財団調査報告書 67

文献 15：鳥取県教育文化財団編 2000『青谷上寺地遺跡 2』鳥取県教育文化財団調査報告書 68

文献 16：鳥取県教育文化財団編 2001『青谷上寺地遺跡 3』鳥取県教育文化財団調査報告書 72

文献 17：鳥取県教育文化財団編 2002『青谷上寺地遺跡 4』鳥取県教育文化財団調査報告書 74
文献 18：鳥取県埋蔵文化財センター編 2002『青谷上寺地遺跡 5』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 5
文献 19：鳥取県埋蔵文化財センター編 2003『青谷上寺地遺跡 6』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 6
文献 20：鳥取県埋蔵文化財センター編 2004『青谷上寺地遺跡 7』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 7
文献 21：鳥取県埋蔵文化財センター編 2006『青谷上寺地遺跡 8』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 10
文献 22：鳥取県埋蔵文化財センター編 2008『青谷上寺地遺跡 9』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 21
文献 23：鳥取県埋蔵文化財センター編 2009『青谷上寺地遺跡 10』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 27
文献 24：鳥取県埋蔵文化財センター編 2010『青谷上寺地遺跡 11』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 31
文献 25：鳥取県埋蔵文化財センター編 2012『青谷上寺地遺跡 12』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59
文献 26：鳥取県埋蔵文化財センター編 2014『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59
文献 27：鳥取県埋蔵文化財センター編 2014『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2013』
文献 28：鳥取県埋蔵文化財センター編 2015『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2014』
文献 29：鳥取県埋蔵文化財センター編 2017『青谷上寺地遺跡 14』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 63
文献 30：鳥取県埋蔵文化財センター編 2018『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2016』
文献 31：鳥取県埋蔵文化財センター編 2018『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2017』

2　青谷上寺地遺跡の遺構

「中心域」と呼ぶ微高地となる部分では土抗やピット、微高地と低湿地部の境では溝などが検出されている。以下、これまでに刊行されている報告書などをもとに、主要な遺構の在り方を時期別に概略する。

①弥生時代前期後葉～中期前葉

土坑、ピット、溝が第 1 次発掘調査の県道 5 区と 6 区に分布している。また県道 5 ～ 7 区で貝塚、県道 7 区で集石、県道 2 区で水田畦畔が検出される。

土坑　不整な円形をしたものが多く、規模は径が 1 ｍを大きく超えないものがほとんどである。土器、石器などが出土している。動植物遺体を伴うものもある。明確な機能を特定できるものはない。

溝　規模は小さく直線的なものが多い。県道 6 区で検出された SD1 は、東西 11 ｍ、南北 7 ｍの範囲を「コ」字形に区画している。また南側に近接する SD6 は、東西 10 ｍ、南北 3.5 ｍ

の範囲をＬ字状に区画する。柱穴は伴わないが、建物を区画する溝の可能性が指摘されている。

貝塚　県道５～７区に貝殻が厚く堆積する範囲が確認されており、貝塚と呼称されている。上面の標高は、県道６区の北西側が 1.3 ｍ、南東側が 0.3 ｍであり、県道６区が 0.7 ｍ前後、貝塚端部とみられる県道７区では－１ｍとなる。破砕されたカキが主体となる。アワビ、サザエ、イボニシ、イガイなどの貝類、魚類やほ乳類などの動物骨も含まれている。また、この貝塚が単に残滓の廃棄ではなく、微高地における活動域の拡張を目的とする造成に伴うものという指摘もある。

水田　県道２区で水田の畦畔が検出されている。畦畔の高さは 8c ｍ程度であり、水田面は西側に向かって若干傾斜している。畦畔は砂層に覆われており、畦畔下部の基盤層から出土した土器をもとに時期比定されている。

②弥生時代中期中葉～中期後葉

土坑、掘立柱建物跡、溝が第１次発掘調査の県道４～７区、国道１～３区などに分布している。また第８次発掘調査区や青谷中学校内で実施された試掘調査で水田畦畔が検出される。

土坑　不整な円形をしたものが多く、規模は径が１ｍを大きく超えないものがほとんどである。土器、石器などが出土している。動植物遺体を伴うものもある。明確な機能を特定できるものはない。

掘立柱建物　第１次調査県道４区で２棟（SB1、SB2）、県道６区で１棟（SB6）、第８次調査区で１棟（SB8）を検出している。SB1 は主軸を南北方向にとり、2 間×１間の柱穴を検出した。柱穴はいずれも直径 30c ｍほどで、6 本の柱根が残る。１間の幅は南北が約 1.7 ｍ、東西が約 2.3 ｍである。SB2 では、１間×２間の柱穴を検出しており、主軸の方向は北西―南東に向く。１間の幅は、南北が 1.9 ｍ、東西が 2.2 ｍで、４本の柱根が残っている。SB6 は主軸を南西－北東方向にとる１間×３間の建物跡であるが、桁行が調査区外に延びる可能性がある。直径 20c ｍ前後の８本の柱根が残存する。第８次調査区の SB8 は主軸を北東－南西方向にとる。１間×１間の柱穴を検出しているが、柱根はない。

木製構造物　県道７区の SD27 が細砂によって埋没する過程で、木製の構造物が設置される。第１次調査報告書で「SA 群」として報告されており、以後、「木造構造物」と呼ばれている。一連の構造物は細砂の堆積とともに段階的に設置されている。その構造は SD27 の護岸と同じく板材を横に並べ杭で固定する方法による。この時期、風成砂の堆積が進むと考えられており、細砂の流出防止を目的に設置された可能性が指摘されている。

溝　第１次発掘調査の県道７区、国道３区、第 12 次発掘調査区で微高地の東側縁辺部を区画する溝 SD27 が検出されている。国道３区部分での規模は、幅 5.3 ｍ、深さは約 40 ～ 90c ｍで、南西から北東に傾斜している。溝の南壁には長さ２～ 3.5 ｍ、幅 20 ～ 60c ｍ、厚さ１～ 2c ｍの板材を壁面に立て、杭で固定し、護岸している。一方、北側の護岸には小ぶりな自然礫が使用されていた。埋土には植物遺体が混じり、ラミナが観察されている。溝は滞水環境にあったと推察されている。県道７区では、最大部で幅が 17 ｍもあり、国道３区よりも幅広となっている。溝の中には８列の護岸施設が築かれており、その構造は国道３区と同じで横板を杭で固定するものである。横板の大きさは長さ２～３ｍ、幅 20c ｍ程度のものが多い。なお、国道３区の横

板は両側とも溝の内側から杭で固定されるのに対し、県道7区では西岸が溝の内側から、東岸は溝の岸側から杭で固定されており、溝の内側からの圧力に備えるものと考えられている。

第1次調査の県道4区、国道1区、第10次調査区、第11次調査区では、微高地の西側縁辺部を区画する溝SD11が検出されている。溝内に護岸施設を伴わない素掘りの溝である。第11次調査区部分の規模は幅4ｍ、深さ0.9ｍである。中・下層に木器が多量に埋没していた。なおSD11が完全に埋没するのは、後期後葉と考えられている。

水田　第8次調査区で、標高0.4ｍ前後のところで畦畔状の高まりが検出されている。また2004（平成16）年度などに青谷中学校敷地内で鳥取市教育委員会が行った試掘調査でも、畦畔状の高まりが検出されている。標高は０ｍ前後である。この時期の水田が微高地の東側縁辺部に広がる可能性が指摘されている。

③弥生時代後期初頭～後葉

土坑、土壙墓、溝が第1次発掘調査の県道3～8区、国道1～4区などに分布している。

土坑　不整な円形をしたものが多く、規模は径が1ｍを大きく超えないものがほとんどである。土器、石器などが出土している。動植物遺体を伴うものもある。明確な機能を特定できるものはない。

掘立柱建物跡　掘立柱建物跡は未確認だが、県道7区で馬蹄形にめぐる2条の溝が検出されており、その内側に礎板を伴うピットが複数あることから、ここに平地建物があった可能性が考えられている。

土壙墓　弥生時代後期のものと推定される2基の土壙墓がある。1基は県道4区の東端、もう1基は県道5区である。いずれも人骨が残存していた。

溝　県道8区と国道4区で微高地の東側縁辺部を区画するSD38が検出されている。埋没の過程で三段階程度の変遷が想定されている。国道4区のSD38はもともと8.1～9.1ｍ、深さ80～95cｍで、三列の矢板列が打ち込まれていた。次段階は東に寄って、幅狭で浅くなる。幅は4.3～5.1ｍ、深さは50cｍ前である。埋土には貝殻がまじり、土器、木器などの遺物を多量に含む。また二列の矢板列が北西寄りに並ぶ。県道8区では、もともと西壁に横板を並べて杭で固定した護岸施設が築かれている。時期は弥生時代後期前葉とされる。次の段階の護岸施設が東寄りに築かれ、弥生時代後期中葉～後葉の土器を伴う堆積から、多量の人骨が出土している。

また県道4区には中期から存続するSD11がある。後期段階の規模は幅8.4～9.6ｍ､深さ0.7～1.3ｍである。溝の東側に、緩やかに「く」字状に屈曲する矢板の列が確認されている。矢板の列は溝の北側部分に2列、南側部分に3列設けられており、2～6枚ごとに直交する矢板が打たれる。屈曲部分には矢板を打ち込まず、長さ2～2.5ｍ、幅30cｍ前後の角材を杭で固定し､「ロ」字状に区画した構造物がある。この構造物からは微高地に向かって杭列が伸びており､集落の出入り口だった可能性が考えられている。一方､溝の西壁には長さ1.5～3.3ｍ､幅15～30cｍの板を杭で固定する護岸状の構造物が設けられている。また国道1区のSD11の規模は、幅3.8～8.5ｍ、深さ0.3～0.8ｍである。溝の底面には杭列が並び、東側には矢板による護岸が設けられる。

微高地の南側では第1次調査の国道1区、第9次調査区、第12次調査区でSD33が検出されている。規模は最大幅2.9ｍ、深さは50～90cｍである。国道1区のSD33は、SD11と直交する位置関係にあるが、合流はせず、間が途切れて、陸橋状となると推定されている。溝が3分の2以上埋没した段階で、北東壁に沿って矢板が打設されるが、反対側には設置されない。上層からは多量の木器が出土した。大型の角材や板材などの建築部材が主体を占め、容器類や農工具類は見られない。第9次調査区では、弥生時代中期後葉以降に素掘り段階があり、埋没の過程で壁に横板と杭で護岸が施される段階を経ると考えられている。

県道3区で検出されたSD20は低湿地を東西に流れる河川跡と推定されている。幅は約6ｍで、両岸に横板を杭で固定するなどの方法で護岸が施されている。

④弥生時代終末期～古墳時代前期初頭

土坑、溝が第1次発掘調査の県道4～8区、国道2～4区などに分布している。

土坑　不整な円形をしたものが多く、規模は径が1ｍを大きく超えないものがほとんどである。土器、石器などが出土している。動植物遺体を伴うものもある。明確な機能を特定できるものはない。

掘立柱建物　第1次調査の県道4区で1棟（SB3）、5区で1棟（SB4）を検出している。SB3は主軸を東西方向にとり、1間×2間の柱穴がならぶ。柱穴は直径30㎝ほどで、柱根は残存していない。柱間は約1ｍである。SB4は主軸を北西－南東方向にとり、1間×2間の柱穴を検出している。柱穴は直径15～30cｍほどで、柱根が残る。柱間は約1.6～1.8ｍである。

溝　国道4区に後期から存続するSD38が検出されている。後期の段階よりも東へ寄り、幅が狭く、浅くなる。埋土には貝殻がまじり、土器、木器などの遺物を多量に含む。二列の矢板列が並ぶ。また矢板列の裏側に、杭で止められた横長の板が連続する場所もある。またSD38に平行する杭列（SA24）があり、横板が杭で固定された構造物が三列に並ぶ。また県道8区では後期の段階で埋没した後に、溝の長軸方向に杭を列状に打ち込んでいる。また、東側に平行して、SD69が掘り込まれ、横板を杭で固定した二列の構造物が並ぶ。

3　青谷上寺地遺跡の考古遺物

過去の発掘調査において膨大な数の弥生時代の遺構や遺物が出土しており、発掘調査報告書中では重要度の高い考古遺物や自然遺物の分析、考察が行われている。また、鳥取県埋蔵文化財センターでは、2002（平成14）年度から、遺跡の保護、弥生文化研究に資する情報の蓄積、青谷上寺地遺跡の保存活用に向けた情報の発信を目的として、各種出土品の調査研究事業を計画し、実施している。

①土器・土製品

コンテナ数にして約3000箱の膨大な量の弥生土器が出土している。土製品には、用途不明の土玉や、弥生時代前期後葉から中期前葉の陶塤、弥生時代中期後半の分銅形土製品などがある。また中期後半の土器や土製品の中には、シカなどの動物や、サメとの指摘もある魚などが線刻されたものが散見される。

土器には前期後葉から古墳時代前期前葉に至る間、型式の間断がない。近年、整備されつつある放射性炭素年代測定の較正年代に基づく年代観では、紀元前 4 世紀～後 4 世紀にさしかかる頃まで営みが連続していると考えられる。第 1 次発掘調査では県道調査区の総括として、県道 6・7 区出土土器の数量的分析が行われた。弥生時代の時期別にみた遺構と土器の増減傾向は概ね一致しており、ピークは後期後葉にある。ここに集落の最盛期を設けることができる。

②石器・石製品

第 1 次発掘調査が行われた微高地部分を中心に約 3,000 点におよぶ石器（素材なども含む）が出土している。製品は多様であり、弥生時代に使用された石器の器種組成を知ることができる。主に次のような機能をもつ製品がある。

狩猟具・武器　打製石鏃、磨製石鏃、打製石剣、磨製石剣、環状石斧 など

漁撈具　有溝石錘、有孔石錘、有頭石錘、軽石（浮子）など

土掘具　打製石斧（石鍬）

農耕具　石庖丁、石鎌 など

伐採具　大型の磨製石斧（太型蛤刃石斧）など

加工具　磨製石斧、片刃石斧、石匙、スクレイパー（削器・掻器）、石錐、砥石、敲石、台石 など

紡錘具　円盤状石製品

調理具　石匙、スクレイパー（削器・掻器）、敲石、磨石、台石 など

その他　腕輪形石製品、分銅形石製品、人面軽石 など

第 1 次発掘調査では県道調査区の総括として、石器の石材と器種の関係などが検討されている。第 4・6 次発掘調査では鋳型状の石製品が出土しており、金属成分の分析などを通じて、鋳型の可能性が検討されたが、鋳型と断定するには至っていない。2012（平成 24）～ 2013（平成 25）年度には、主に 2001（平成 13）年度までの発掘調査で出土した石器を対象とした調査研究事業が実施され、石器の集成と分類、石器の製作、機能や用途、地域間交流についての考察が行われた。石器の分布には偏りがあり、第 1 次発掘調査の県道 5 ～ 7 区から各種の石器が多く出土していることから、この一帯がものづくりの中心となる場所と推定されている。石材については、黒曜石、サヌカイト、紅簾片岩など、遠隔地から運ばれてきたものと、鳥取県の東・中部に産出するものが確認されている。

なお分銅形石製品としたものについては、物の重さを量るのに使用する「権」の可能性が指摘されている。その他に、軽石に人面を表現した製品も出土している。

参考文献

村上隆 2006「青谷上寺地遺跡出土の鋳型状石製品について」『青谷上寺地遺跡 8』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 10

鳥取県埋蔵文化財センター編 2015『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 10　石器（1）』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 60

鳥取県埋蔵文化財センター 2016『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 11　石器（2）』鳥取県埋蔵文化財

センター調査報告 61

③玉・玉作関連資料

第 1 次発掘調査が行われた微高地部分を中心に約 700 点の石・ガラス製玉類（原石・未成品などを含む）や約 100 点の玉作に関連する工具類が出土している。

製品には、勾玉（ヒスイ・蛇紋岩・ガラスなど)、管玉（碧玉・緑色凝灰岩、ガラス)、角玉(碧玉)、小玉（水晶・ガラス）・臼玉（滑石)、算盤玉（水晶）があり、最も多いのは、碧玉・緑色凝灰岩製の管玉、次いでガラス製の小玉である。また、玉作に関連する工具には石鋸、砥石、穿孔用の石針が出土している。

石製の玉類については、主に 2001（平成 13）年度までの発掘調査で出土した資料を対象とした調査研究事業が 2011（平成 23）～ 2012（平成 24）年度に実施され、玉・玉作関連資料の集成と分類、管玉の製作技術、玉や玉作技術にうかがわれる地域間交流などが考察され、中期には北陸地方（石川県小松市菩提など）に産出する石材を用い、「大中の湖技法」と呼ばれる技法で管玉が盛んに製作されていることが明らかになった。また、後期になると北陸からの石材供給が途絶え、玉作が終焉すると考えられていた。ところが、2017（平成 29）年度に実施した第 17 次発掘調査では、弥生時代終末期～古墳時代前期前葉の土器を伴う地層や遺構から、北陸産の石材を用いた管玉の製品・未成品、さらには石鋸や石針が出土し、玉作の伝統は途絶えていないことが確認された。

ガラス製の玉類についても､2011（平成 23）～ 2012（平成 24）年度の調査研究事業において、主に 2001（平成 13）年度までの発掘調査で出土した資料の分類や素材の分析などが行われている。その結果、管玉には鉛バリウムガラス、勾玉には鉛ガラス、小玉には鉛バリウムガラス、鉛ガラス、カリガラス、高アルミナソーダ石灰ガラスがあることが確認された。また、第 4・6 次発掘調査で出土した黒色の管玉状製品について材質が分析され、黒色管玉状製品には鉛ガラスが使用されている可能性が指摘された。2016(平成 28)年度には鳥取県埋蔵文化財センターと奈良文化財研究所との連携研究「弥生時代のガラス製品の原材料に関する調査」が実施され、弥生時代のガラス製品に使用された着色料の結晶構造が検討されている。

参考文献

村上隆 2006「青谷上寺地遺跡出土の黒色管玉状製品について」『青谷上寺地遺跡 8』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 10

鳥取県埋蔵文化財センター編 2013『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 9　玉・玉作関連資料』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 52

降幡順子 2015「青谷上寺地遺跡出土ガラスの調査」『調査研究紀要』6 鳥取県埋蔵文化財センター

河合章行 2015「青谷上寺地遺跡のガラス玉」『調査研究紀要』6 鳥取県埋蔵文化財センター

降幡順子 2018「青谷上寺地遺跡出土ガラス玉 G52 黒色塊の材質分析報告」『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2016』鳥取県埋蔵文化財センター

鳥取県埋蔵文化財センター編 2018『青谷上寺地遺跡調査研究年報 2017』

④木器・木製品

これまでの発掘調査各地点から約 13,000 点におよぶ木器類が出土している。内容は多様で、容器類、農具、工具、漁撈具（船などを含む）、武器、建築部材、楽器、祭祀具などがある。またシカなどの動物やサメとの指摘もある魚、船などが線刻されたものが散見される。

容器類　刳物（高杯・椀・壺・桶・槽・盤・箱 など）を主体に、指物、曲物の容器類が約 1,000 点（破片や可能性のあるものを含む）、編組製品としてカゴ類が約 50 点出土している。主に 2001（平成 13）年度までの発掘調査で出土した容器やカゴを対象とした調査研究事業が 2002（平成 14）～ 2004（平成 16）年度に実施された。

容器類については器種分類が行われ、青谷上寺地遺跡の木製容器の特性が明らかにされた。素材については、刳物桶などの大型容器や粗製容器には加工が容易なスギ、高杯や椀など精製容器には木目の美しいヤマグワやケヤキが多く用いられている。また、精製容器には赤色顔料などで彩色されたものがある。弥生時代後期に製作された花弁高杯などに塗布された赤色顔料については水銀、ベンガラ、両方を併用するものあり、顔料の固着に漆を使用するものがあることが確認された。また木胎漆器については、塗膜断面の構造が観察され、複数の技法が存在することが指摘されている。

カゴ類については編組技術、形態などについて詳細な検討が加えられ、一部の出土品について復元が行われた。タテ材・ヨコ材・巻き付け材にはマタタビが使用され、親骨材にはムクロジやカエデ属の使用が認められる。

農具類　鍬、鋤、田下駄、田舟、木庖丁（穂摘具）、木鎌、臼、杵、横槌などがある。2010（平成 22）年度までに出土した木製農工具と漁撈具を対象とした調査研究事業が 2009（平成 21）～ 2011（平成 23）年度に実施され、約 690 点の農具類について分類と器種組成の検討が行われた。弥生時代後期には、穂摘具と田下駄が多いこと、直柄の又鍬に青谷上寺地遺跡に特有の形をしたもの（青谷上寺地型又鍬）があること、装飾性に富むヤマグワ製の精巧な鍬柄や、山陰地方特有の泥除、祭祀用とみられる精製の横槌などが一定量存在することが明らかにされている。なお鍬や鋤には強靭なアカガシ亜属、田下駄にはスギ、木庖丁（穂摘具）にはヤマグワ、竪杵や横槌にはヤブツバキを主体にアカガシ亜属などが使用されている。

漁撈具類（船などを含む）　漁撈具には浮子、タモ枠、網枠、ヤスがあり、船などには準構造船や丸木舟の破片、櫂、アカ取りなどがある。2010（平成 22）年度までに出土した木製農工具と漁撈具を対象とした調査研究事業が 2009（平成 21）～ 2011（平成 23）年度に実施され、約 300 点の漁撈具類について分類と器種組成の検討が行われた。特に、この調査研究において 50 点以上の船の破片が確認され、竪板型準構造船と角型反り上がり丸木舟が存在することが分かった。船やアカ取りにはスギ、櫂にはスギやヤマグワが多く用いられている。

工具類　石斧や鉄斧の柄や木針がある。2010（平成 22）年度までに出土した木製農工具と漁撈具を対象とした調査研究事業が 2009（平成 21）～ 2011（平成 23）年度に実施され、約 90 点の工具類について分類と器種組成の検討が行われた。全体として、袋状鉄斧を装着する膝柄が多いこと、鉄製の斧身が普及する後期にも、石斧に一般的だった直柄が主体的であることなどが指摘されている。また斧の直柄などには強靭なアカガシ亜属、斧の膝柄には弾力性のあるサカキが多く使用されている。

武器類　約 80 点の武器類が出土している。盾が半数を占める。他に弓、鞘、短剣の柄、短甲（小札）、木鏃、矢柄、戈の柄や鞘などがある。盾にはモミ属やスギ、盾の縁取り材にはマタタビ属、短剣の柄にはイヌマキ、木鏃にはモミ属やヒノキ、戈の柄にはイヌガヤ、戈の鞘にはスギが用いられている。また、盾には赤く彩色されたものが多くあるが、第 1 次発掘調査出土の盾に緑土で彩色されたものが確認され、2009（平成 21）年度にその復元と緑土の原産地などに関する考察が行われている。

楽器類　箱形に組み合わされた琴が出土している。全ての材が一式そろった製品や、側板に動物の図像を線刻したものなどがある。

服飾具　衣笠、櫛、簪、履などが出土している。

建築部材　建物跡は僅かであるが、遺跡からは約 7,000 点の建築部材が出土している。その大半は、微高地部分の周囲に巡らされた溝などの護岸や構造物に転用されたものや、溝の中に廃棄されていたものである。数が多いだけでなく、礎板、柱、鼠返し、大引、根太、床板、壁板、梁・桁、屋根材（垂木、木舞）、扉、梯子などの高床建物を構成していたとみられる各種部材が充実している。

また楼観に使用されていたとみられる長さ 7.2 ｍで、末口側に輪薙込みや貫通しが加工された柱も発見されている。なお 2001（平成 13）年度までに出土した建築部材を対象とした調査研究が 2005（平成 17）～ 2008（平成 20）年度にかけて実施され、建築部材の分類とともに、青谷上寺地遺跡出土建築部材の特性、弥生建築の復元、弥生時代の工作技術などが考察されている。なお建築部材には針葉樹が使用されており、大半がスギ材である。

その他　編組製品である布類の残片　縄・紐類がある。第 1 次発掘調査の県道 7 区から出土した縄について、編組技法が検討され、綯った素材 5 本を組んでいることが明らかにされている。素材はツヅラフジである。

参考文献

鳥取県埋蔵文化財センター編 2005『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 1　木製容器・かご』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 8

鳥取県埋蔵文化財センター編 2008『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 3　建築部材（資料編）』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 24

鳥取県埋蔵文化財センター編 2009『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 4　建築部材（考察編）』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 25

原田雅弘 2010「繊維に関する新知見について」『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2009』鳥取県埋蔵文化財センター

鳥取県埋蔵文化財センター編 2012『木製農工具・漁撈具』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 47

鳥取県埋蔵文化財センター編 2013『緑土塗布の木製盾復元製作』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 53

佐々木由香・小林和貴・能城修一・鈴木三男 2016「青谷上寺地遺跡出土「縄」素材の植物種と編組技法」『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2015』鳥取県埋蔵文化財センター

⑤骨角器・骨角製品

第 1 次発掘調査が行われた微高地部分周辺を中心に 2,000 点を超える骨角器関連遺物が出土している。製品には、漁撈具、工具、狩猟具・武器、祭祀具、装身具などがあるが、用途を特定できないものも多い。なお骨角器の分布には偏りがあり、全体の 2/3 が県道 5 ～ 7 区から出土している。県道 7 区からは鉄製の工具も多く出土しており、県道 7 区において弥生時代後期に骨角器を製作していた可能性が考えられている。2007（平成 19）～ 2011（平成 23）年度にかけて、2001（平成 13）年度までに出土した骨角器の調査研究が実施され、分類などの基礎的研究と、製作技術や機能・用途に関する考察、シカやイノシシ、鳥類遺体の動物考古学的な考察、シカ・イノシシ遺体の全体像把握や、他地域の骨角器との比較検討などが行われた。素材には鹿角やシカ、イノシシの骨が使用される割合が高く、シカの骨では中手骨や中足骨、イノシシでは尺骨、肩甲骨、腓骨、歯牙などが利用されていることが判明している。

漁撈具類　漁撈具と考えられる製品には、刺突に使用されるヤスや離頭銛頭、大小の釣針がある。鹿角やシカ、イノシシの骨を使用するものが多い。離頭銛頭には、上寺地型と命名された青谷上寺地遺跡に特有の形態をしたものがある。釣針には小型の単式と、大型の結合式がある。結合式は別に製作された針部と軸部を結合して一つの釣針とする。鹿角を用いたものが多い。また、アワビオコシと考えられるものに、鹿角を用いたヘラ状の骨角器がある。

工具類　鉄製工具の柄や針状の製品がある。鉄製の鑿を装着した柄も出土している。柄は鹿角製である。針には大きさの大小や糸を装着する孔の有無などのバリエーションが認められる。有孔の針は縫製用と考えられ、シカの骨を素材とするものが多い。また、アホウドリの骨を用いた管状の製品は、従来、針入れとされているものである。なお第 1 次調査では国道 4 区から出土した骨針に付着する黒色物質の分析が行われ、漆または松脂などの樹液系物質の可能性が指摘されている。

武器類　柳葉形や三稜式の鏃がある。鉄鏃や銅鏃の形態を模したか、意識したものである。また、鏃の根挟みと考えられる製品がある。実際に鉄鏃を装着した状態のものも出土している。その他に弭や弾もある。鹿角を用いたものが多い。

祭祀具　銅剣を模した骨角器が出土している。素材はクジラの骨である。また骨トに使用されたト骨が 250 点ほど出土している。一遺跡での出土点数は国内最多である。ト骨にはイノシシやシカの肩甲骨が用いられ、稀にアナグマなどの肩甲骨を用いる。

装身具　櫛や簪、垂飾、腕輪などがある。櫛には線刻による装飾や赤色顔料で彩色したものがある。簪には単式と複式がある。複式の簪に緊縛部を黒漆と赤漆を重ね塗りしたものがある。シカの角を用いたものが多い。垂飾とみられる製品には、動物の牙や骨、サメやマグロの椎骨に穿孔したものがある。また腕輪は貝製で、日本海の砂浜で表採できるベンケイガイが多く用いられている。

その他　用途が明確でないものが多くある。また、シカの角を用いた装飾性に富む製品に弭状骨角器や把頭形の骨角器がある。

参考文献

鳥取県埋蔵文化財センター編 2010『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 5　骨角器（1）』鳥取県埋蔵文

化財センター調査報告 32
鳥取県埋蔵文化財センター編 2011『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 41　骨角器（2)』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 41

⑥鉄器

第 1 次発掘調査が行われた微高地部分を中心に 400 点以上の鉄器が出土している。2008（平成 20）～ 2010（平成 22）年度にかけて、2010（平成 22）年度までに出土した金属器を対象とする調査研究が実施され、鉄器を再分類するとともに、漢鏡や鉄斧などの考察が行われた。

弥生時代前期の終わり、または中期前葉（または前期後葉）に時期比定されている鉄器もあり、山陰地方でいち早く鉄器を獲得し、使用していた集団が青谷上寺地遺跡に存在したと考えられるが、鉄器の大半は弥生時代後期～古墳時代前期前葉に属する。製作技法的には鋳造品と鍛造品がある。鋳造された鉄斧は中国や朝鮮半島との広範な交流を示すものである。また、鍛造の製品の中には有帯袋状鉄斧など、九州地方北部との交易や技術的交流がうかがわれるものもある。中期後葉以降は、鉄片や不定形な鉄器が出土するようになることから、遺跡内で小鍛冶による鉄器の生産が行われていた可能性がある。ただし、鍛冶炉などの遺構は検出されていない。主な鉄器の製品には次のようなものがある。

工具類　青谷上寺地遺跡では木器や骨角器の製作への使用が想定される工具類が鉄器組成の中心となっている。その割合は全体の 8 割に及ぶ。鋳造鉄斧片に刃部を研ぎ出した二次利用品、板状鉄斧、袋状鉄斧、鉇、鑿、鏨、刀子、穿孔具、楔などがある。

その他　農耕具（鍬･鋤先、鎌など)、漁撈具（釣針、ヤス先状の鉄器など)、武器（鏃など）がある。そのほとんどが弥生時代後期以降のものであり、数量的に卓越する器種はない。いずれも石器、木器、骨角器に主体となる器種が存在しており、鉄器がその主体を担っていないものと考えられる。

参考文献

鳥取県埋蔵文化財センター編 2011『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 6　金属器』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 39

⑦青銅器

第 1 次発掘調査が行われた微高地部分を中心に 70 点以上の青銅器が出土している。弥生時代中期後葉から古墳時代前期前葉のものである。銅鏡片、貨幣、銅鏃、銅鐸片、銅戈片、などがある。ただし、包含層から取り上げられたものが多く、帰属する時期を絞り込めないものもあるが、主体となるのは弥生時代後期以降のものである。

銅鏡片　舶載の漢鏡 5 片（星雲文鏡 1 片、八禽鏡 2 片、重圏文鏡 1 片、内行花文鏡 1 片）と仿製鏡 1 面、小型の素文鏡 3 面が出土している。漢鏡はいずれも破鏡である。山陰地方の弥生時代遺跡において漢鏡の出土点数は突出しており、弥生時代中期後葉から後期に青谷上寺地遺跡が日本海を利用した交易の重要な拠点だったことがうかがわれる。

貨幣　西暦 8 年に中国で「新」を建国した王莽が鋳造した貨泉が、これまでに 5 点出土して

いる。漢鏡同様に一遺跡における出土点数は山陰地方で突出しており、弥生時代中期後葉から後期に青谷上寺地遺跡が日本海交易の重要な拠点だったことを示唆している。

銅鏃　微高地の西側に調査区を設けた第 17 次発掘調査で、500 ㎡ほどの範囲から 20 点以上の銅鏃が出土した。それ以前に出土したものを合わせると、総数は 60 点を超える。原の辻遺跡（長崎県）、旧練兵場遺跡（香川県）に次ぐ出土点数であり、山陰地方において青谷上寺地遺跡は銅鏃の出土量が突出している。形状は多様だが、有茎と無茎に大別できる。外部から持ち込まれたものの他に、無茎のものについては青谷上寺地遺跡での生産もうかがわれる。ただし、鍛造の鉄器同様、生産に関連する遺構は未確認である。また、銅鏃が貫入した人の寛骨が出土しており、銅鏃が実用の武器であったことが窺える。

銅鐸片　突線紐式銅鐸の破片が 3 点出土している。弥生時代後期以降に、鋳直して使用するための素材として、近畿地方から持ち込まれている可能性がある。

銅戈片　弥生時代中期後葉に鋳造された近畿型銅戈の小片が出土している。銅鏃が大量に出土した第 17 次発掘調査区において弥生時代終末期～古墳時代前期前葉の土器を伴う地層にあったもので、素材として持ち込まれている可能性がある。

参考文献

鳥取県埋蔵文化財センター編 2011『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 6　金属器』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 39

鳥取県埋蔵文化財センター 2018 編『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2017』

4　青谷上寺地遺跡出土の動植物遺体

①ヒト

第 1 次発掘調査において、県道調査区 4 区、5 区で弥生時代後期の埋葬人骨（2 体）、県道 8 区で検出された弥生時代後期に埋没した溝（SD38）から大量の人骨（約 5,300 点）が出土している。県道 8 区から出土した大量の人骨は、大腿骨の数を基に 109 人に相当すると試算されている。また、国道 2 ～ 4 区から弥生時代中期の人骨、国道 4 区で検出された弥生時代後期に埋没した溝からも人骨が出土している。出土した人骨については、県道・国道調査区の各報告書において人骨の部位毎に形態などの観察所見が詳細に報告されており、殺傷（受傷）痕や病気・怪我による骨の変形などに関する検討も行われている。また 2018（平成 30）年度から、国立科学博物館と国立歴史民俗博物館と共に第 1 次発掘調査で出土した人骨の頭蓋骨から採取した試料をもとに DNA 分析を中心とした人類学および考古学的研究に取り組んでいる。現在、ミトコンドリア DNA の分析により県道 8 区の SD38 出土人骨のほとんどが渡来系弥生人に分類され、東アジアの各地に由来する多様なハプログループが認められることが明らかになっている。

参考文献

井上貴央 2001「青谷上寺地遺跡国道調査区の人骨について」『青谷上寺地遺跡 3（本文編）』鳥取県教育文化財団踏査報告書 72

井上貴央 2002「青谷上寺地遺跡から検出された人骨」『青谷上寺地遺跡 4（本文編 2）』鳥取県教育文化

財団踏査報告書 74
井上貴央 2006『青谷上寺地遺跡の弥生人と動物たち』鳥取県教育委員会
鳥取県埋蔵文化財センター青谷上寺地遺跡調査研究担当編 2018『青谷上寺地遺跡出土人骨 DNA 研究から何が見えるのか』DNA 分析中間成果報告配布資料

②ヒト以外の動物

第 1 次発掘調査の国道・県道調査区を中心に、周辺の各調査区から、27,000 点以上の各種動物遺体（ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、貝類など）が出土している。第 1 次発掘調査区の県道 5 ～ 7 区には、弥生時代前期後葉から中期前葉にかけては貝塚が形成されている。発掘調査報告書において遺体の同定などが行われており、弥生時代の資源利用、さらには古環境、活動域などを検討する上での基礎情報となっている。

ほ乳類　遺跡から出土するほ乳類は、肉や内蔵が食材、骨や角が骨角器の素材として使用されていたと考えられる。骨角器に使用されている動物骨に相関して、陸上のほ乳類の大半がシカとイノシシである。その他にイヌ、タヌキ、サル、ツキノワグマ、ムササビ、テンなど、約 20 種類におよぶ。イヌは家畜として、狩猟にも利用されていた可能性がある。ト占にイノシシやシカの肩甲骨が利用されている。イノシシの下顎骨やサルの頭蓋骨には意図的に穴を開けているものがあり、祭祀・儀礼において生け贄として捧げられていた可能性がある。ムササビやテンについては食用の他に、毛皮の利用も考えられる。また、海生のほ乳類には、ニホンアシカ、バンドウイルカ、クジラ類の骨が確認されている。食用の他、クジラの骨は銅剣型骨角器の素材などに利用されている。

鳥類　海洋を生息域とするアホウドリ科、アビ科、ミズナギドリ科、ウミスズメ科など、沿岸域～汽水域に生息するウ科など、陸水域に生息するカモ科、コウノトリ科、ツル科など、陸域に生息するキジ科など、約 20 種類の鳥類の骨が確認されている。食用に利用されたものと考えられるが、アホウドリ科、コウノトリ科、ツル科などの大型鳥類の骨は骨角器の素材に利用されている。

は虫類・両生類　ウミガメ類、ヘビ類、ヒキガエルやヤマアカガエルの骨が確認されている。この中には食用に利用されたものもあるだろう。

魚類　これまでに 50 種類以上の魚類骨が確認されている。主に内湾や汽水域を生息域とするスズキ属、クロダイ属、ニシン科など、外洋を生息域とするタイ科、マグロ属、サバ属、サメ類、河川や湖沼に生息するコイ科、アユ科、サケ属などがある。多くが食用として利用されたものと考えられる。骨角器の離頭銛頭や大型の結合式釣針などの漁具を使用した外洋性の大型魚の捕獲も行われていたが、漁撈の中心は遺跡に面した内湾での漁撈だったと推測され、出土する魚骨には内湾での網漁を利用した漁による捕獲に向いた魚種が多いとの指摘がある。また、微高地部の周囲には湿地や水田があったと考えられるので、水田漁撈なども盛んだったと推測される。

貝類　アワビ、サザエ、イボニシ、アサリ、ハマグリ、イガイ、イワガキなどの岩礁や内湾に生息する海生の巻貝や二枚貝が多い。汽水域に生息するヤマトシジミや淡水に生息するカワニナなどもある。多くが食用に利用されていたものと考えられる。

その他　ムラサキウニなどの棘皮動物の棘も多出する。甲殻類ではカニの仲間が確認されている。ガムシなどの昆虫も出土している。

参考文献

井上貴央･松本充香･海藤俊行 2001「青谷上寺地遺跡国道調査区の獣骨について」『青谷上寺地遺跡 3（本文編）』鳥取県教育文化財団調査報告書 72

井上貴央･松本充香 2002「青谷上寺地遺跡から検出された動物遺存体について」『青谷上寺地遺跡 4（本文編 2）』鳥取県教育文化財団踏査報告書 74

井上貴央 2006『青谷上寺地遺跡の弥生人と動物たち』鳥取県教育委員会

水村直人 2008「第 8 次調査出土動物骨同定」『青谷上寺地遺跡 9』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 21 鳥取県埋蔵文化財センター

一木絵里・辻誠一郎 2010「軟体動物遺体群の検討」『青谷上寺地遺跡 11』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 31 鳥取県埋蔵文化財センター

井上貴央 2012「青谷上寺地遺跡第 12 次調査によって検出された動物遺存体(魚類･貝類を除く)について」『青谷上寺地遺跡 12』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 46 鳥取県埋蔵文化財センター

樋泉岳二 2012「青谷上寺地遺跡第 12 次調査で採集された魚類遺体」『青谷上寺地遺跡 12』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 46 鳥取県埋蔵文化財センター

黒住耐二 2012「青谷上寺地遺跡第 12 次調査で得られた貝類遺体」『青谷上寺地遺跡 12』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 46 鳥取県埋蔵文化財センター

門脇隆志 2014「動物骨の検討」『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59 鳥取県埋蔵文化財センター

江田真毅 2014「青谷上寺地遺跡第 13 次調査出土の鳥類遺体について」『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59 鳥取県埋蔵文化財センター

樋泉岳二 2014「青谷上寺地遺跡第 13 次調査で採集された魚類遺体」『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59 鳥取県埋蔵文化財センター

黒住耐二 2014「青谷上寺地遺跡第 13 次調査で得られた貝類遺体」『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59 鳥取県埋蔵文化財センター

門脇隆志 2014「青谷上寺地遺跡出土魚類について」『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2013』鳥取県埋蔵文化財センター

③植物

各発掘調査区において、草本類や木本類、それらの種実が豊富に出土している。各発掘報告書において木器類の素材、自然木、種実の同定などが行われており、弥生時代の資源利用や周辺環境を検討する上での基礎情報となっている。

食用に利用された植物　弥生時代後期の人々が食用に利用していたとみられる草本類や木本類の種実などが出土している。栽培植物には、アサ、アワ、イネ、エゴマ、キビ、ナス、ヒョウタン類、メロン類、モモなどがある。穀物としては、イネが圧倒的に多い。また野山に生息する植物には、アカザ属、イチジク属、カラスザンショウ、キイチゴ属、クリ、クワ属、サン

ショウ、タラノキ、トチノキ、ニワトコ、ブドウ属、マタタビ属、ワラビなどがある。

木器などの素材として利用された植物　自然木の分析は少ないが、木製の容器類、農耕具類、漁撈具類、船など、建築部材について、樹種同定が行われており、遺跡の周辺に生育していた木本類の様相を知ることができる。全体としてはスギとヤマグワの利用が卓越しているが、以下のとおりそれぞれの用途・機能に応じた樹種の選択が行われている。

スギ　建築部材、刳物桶などの大型容器、田下駄、船、櫂、盾
ヤマグワ　精製の高杯や椀、耕起具（鍬、鋤）、穂摘具（木庖丁）、櫂、アカ取り
ケヤキ　精製の高杯や椀
マタタビ　カゴ
ツヅラフジ　縄
アカガシ　耕起具（鍬、鋤）、斧の直柄、斧の膝柄、竪杵、横槌
ヤブツバキ　竪杵、横槌
サカキ　斧の膝柄
ヒサカキ属　斧の膝柄
イヌガヤ　タモ枠
モミ属　ヤス、盾
イヌマキ　ヤス
アスナロ　ヤス

参考文献

和佐野喜久生 2000「青谷上寺地遺跡の炭化米特性と稲作起源」『青谷上寺地遺跡 2』鳥取県教育文化財団発掘調査報告 68 財団法人鳥取県教育文化財団

古川郁夫・西迫暢子・新山武 2001「青谷上寺地遺跡出土木器類の樹種鑑定結果と樹種特性」『青谷上寺地遺跡 3』鳥取県教育文化財団調査報告 72 財団法人鳥取県教育文化財団

パリノ・サーベイ株式会社 2001「青谷上寺地遺跡出土遺物の自然科学分析」『青谷上寺地遺跡 3（本文編）』鳥取県教育文化財団調査報告書 72 財団法人鳥取県教育文化財団

パリノ・サーベイ株式会社 2004「D 調査区における自然科学分析の成果」『青谷上寺地遺跡 7』鳥取県教育文化財団調査報告 7

鳥取県埋蔵文化財センター編 2005『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 1　木製容器・かご』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 8

金原正明 2005「青谷上寺地遺跡出土かごの材質同定」『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 1 木製容器・かご』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 8

古川郁夫・芦田大輔 2008「青谷上寺地遺跡第 8 次調査出土木器類の樹種について」『青谷上寺地遺跡 9』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 21 鳥取県埋蔵文化財センター

鳥取県埋蔵文化財センター編 2008『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 3　建築部材（資料編）』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 24

鳥取県埋蔵文化財センター編 2009『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 4　建築部材（考察編）』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 25

パレオ・ラボ 2009「樹種同定」『青谷上寺地遺跡 10』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 27 鳥取県埋蔵文化財センター
辻圭子・辻誠一郎 2010「種実類遺体群の検討」『青谷上寺地遺跡 11』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 31 鳥取県埋蔵文化財センター
株式会社古環境研究所 2012「種実遺体の検討」『青谷上寺地遺跡 12』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 46 鳥取県埋蔵文化財センター
株式会社古環境研究所 2012「樹種同定」『青谷上寺地遺跡 12』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 46 鳥取県埋蔵文化財センター
株式会社パレオ・ラボ 2012「青谷上寺地遺跡第 12 次調査 SD33 から出土した大型種実遺体」『青谷上寺地遺跡 12』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 46 鳥取県埋蔵文化財センター
村田泰輔 2012「種実遺体の検討」『青谷上寺地遺跡 12』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 46 鳥取県埋蔵文化財センター
鳥取県埋蔵文化財センター編 2012『木製農工具・漁撈具』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 47
パリノ・サーベイ株式会社 2012「青谷上寺地遺跡出土木製品の樹種同定」『木製農工具・漁撈具』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 47 鳥取県埋蔵文化財センター
村田泰輔 2013「発掘調査に伴い出土した桃核の形状分類と出土状況－第 1 次発掘調査出土試料について－」『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2012』鳥取県埋蔵文化財センター
佐々木由香・バンダリ　スダルジャン・黒沼保子 2014「第 13 次調査で出土した大型種実遺体」『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59 鳥取県埋蔵文化財センター
佐々木由香・バンダリ　スダルジャン・黒沼保子 2-14「青谷上寺地遺跡第 14 次調査で出土した大型種実遺体」『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59 鳥取県埋蔵文化財センター
村田泰輔 2014「種実遺体の検討」『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59 鳥取県埋蔵文化財センター
佐々木由香・小林和貴・能城修一・鈴木三男 2016「青谷上寺地遺跡出土「縄」素材の植物種と編組技法」『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2015』鳥取県埋蔵文化財センター
佐々木由香・バンダリ　スダルジャン 2017「青谷上寺地遺跡第 15 次調査出土した大型植物遺体」『青谷上寺地遺跡 14』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 63 鳥取県埋蔵文化財センター
佐々木由香・バンダリ　スダルジャン 2017「青谷上寺地遺跡第 16 次調査出土した大型植物遺体」『青谷上寺地遺跡 14』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 63 鳥取県埋蔵文化財センター
小林克也 2017「青谷上寺地遺跡第 15 次調査出土植物遺体の同定」『青谷上寺地遺跡 14』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 63 鳥取県埋蔵文化財センター

④その他

国道 3 区や県道 5・6・7 区から弥生時代前・中期の糞石が出土している。ヒトやイヌのものと同定されている。

参考文献

古環境研究所 2000「青谷上寺地遺跡出土糞石の微遺体分析」『青谷上寺地遺跡 1』鳥取県教育文化財団

調査報告書 67　財団法人鳥取県教育文化財団
金原正明・福冨恵津子・金原正子 2006「出土糞石の分析と分析法の検討」『青谷上寺地遺跡 8』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 10

5　青谷上寺地遺跡の景観復原

第 1 次発掘調査以降、遺跡を取り巻く環境の変遷、集落の景観などの復元的研究を目的として、珪藻、花粉、植物珪酸体（プラント・オパール）、動植物遺体などを対象として自然科学分析が試みられている。以下、集落の周辺環境に関わる部分を中心に、これまでの調査研究成果を概観する。

①第 1 次発掘調査

低地部にある国道 5 区と県道 3 区、微高地部にある県道 5 区で自然科学分析が行われている。

国道 5 区では珪藻・植物珪酸体・花粉の分析を通じて、弥生時代前期以前は、海水の影響を受ける汽水域にある泥質の干潟が、その後、気候の冷涼化と汽水域の縮小に伴い湿地となったことが推定された。また低湿地部には、低湿な環境を好むトチノキやスギの林が形成されたが、弥生時代中期以降に人の干渉がはじまり、水田が営まれるようになったと考えられている。

微高地部分については、県道 5 区の花粉分析により、縄文時代から弥生時代における遺跡の植生環境が検討された。縄文時代には微高地部にカシを主体とする照葉樹林があったが、弥生時代前期後葉以降、イネ科やヨモギ属など、人為環境を好む草本が増加していることから、照葉樹の伐採が進み、裸地化がはじまっていることが推測されている。また低湿地部に設けられた第 3 次発掘調査区においても、第 1 次発掘調査の自然化学分析の結果を支持する同様の傾向が明らかにされている。

②第 1 次景観復原

2001（平成 13）年度から 2005（平成 17 年度）にかけての第 2 次～第 7 次発掘調査の総括として、2006（平成 18）年度に、それまでに蓄積されていた古環境に関わる自然科学分析のデータの集成に基づく遺跡の景観復原が試みられた。2008（平成 20）～ 2010（平成 22）年度に実施された「青谷上寺地遺跡景観復原プロジェクト」による景観復原では、2006（平成 18）年度に提示された景観復原案を「第 1 次景観復原」と呼んでいる。

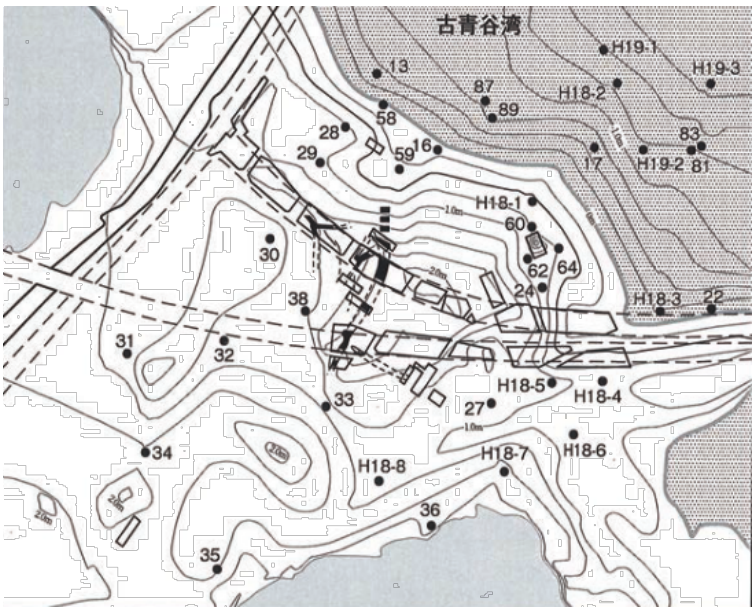

図 II -10　弥生時代終末期から古墳時代前期初頭の青谷上寺地遺跡周辺の地形

第 1 次景観復原では、弥生時代中

期後葉と後期における青谷上寺地遺跡の景観復原が検討され、史跡の北東部に形成された微高地を「中心域」と呼称し、その南西側に存在した湿地が次第に水田化していく様子や、中心域の北東や南西側に干潟が広がる様子が復元された。

③第 2 次景観復原

2006（平成 18）～ 2007（平成 19）年度に、青谷上寺地遺跡発掘調査委員会の辻誠一郎委員を中心に「ボーリング検討チーム」が編成され、2006（平成 18）と 2007（平成 19）年度に得られたボーリングのコアの分析を行い、青谷平野の基本地質層序として、地下表層部を構成する完新世堆積物に「青谷層」の名称が与えられた。さらに 2010（平成 22）年度には、ボーリング検討チームを前身とする「青谷上寺地遺跡景観復原プロジェクトチーム」が設置され、考古学、地質学、古環境学などによる学際的な環境復元が推進された。このプロジェクトにより、縄文海進以降の青谷平野の環境史が示された。このプロジェクトによる景観復原を第 2 次景観復原とする。

④景観復原の概要

以上のような取り組みを通じて、青谷上寺地が最盛期をむかえる弥生時代後期（2 世紀）の景観について、これまでの調査研究が明らかになっている古地形や植生、そして、農業、林業、漁業、建築、土木、狩猟、採集、鉄工鍛冶、交易といった人間活動の痕跡をもとに集落景観の復元案が示されている（図Ⅱ -11 ～ 13）。

地形に関わる景観（図Ⅱ -11・12） 全体の地形は、外海に通ずる河川流路をもつ盆地である。海側は古い岩石からなる丘陵地があり、外海との境界をなしている。また、この丘陵地は外海の沿岸流によって形成された砂浜と、それが冬の季節風によって吹き飛ばされて形成された砂丘に覆われている。盆地には南から流れ下ってくる勝部川と日置川の二つの河川流域があり、その下流域に平野が形成され、周辺は比較的急峻な斜面をもつ山地に包囲されている。

平野には、当時、西側の低地から東側の広い空間に連続する内湾が存在した。勝部川の下流域は河川掃流物によって内湾の埋め立てが相当進行しており、奥部で標高 1 m、河口部で 20 ないし 30c m

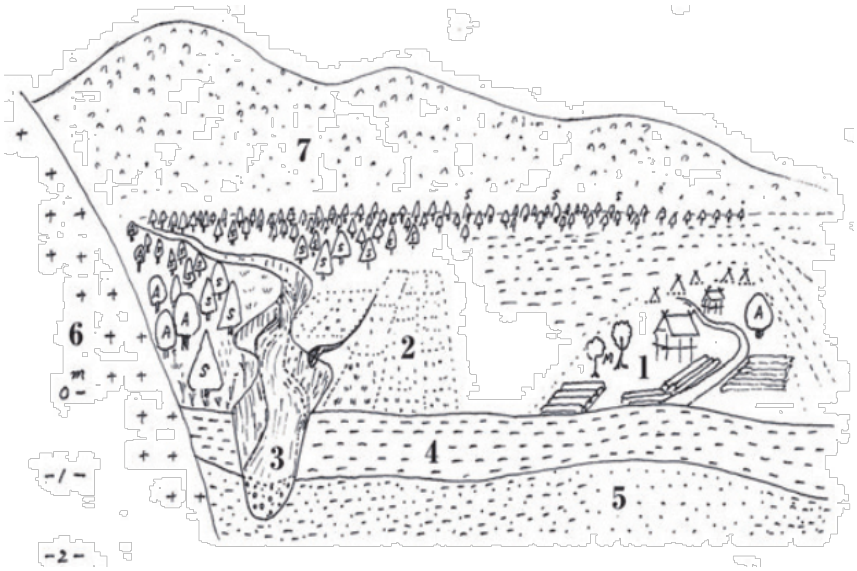

1：集住域　2：水田　3：埋積浅谷　4：青谷層中部層　5：青谷層下部層上部　6：基盤岩
7：山地の常緑広葉樹　A：トチノキ　S：スギ　M：モモ・ムクロジ

図Ⅱ -11　青谷上寺地遺跡集落生態系における集落成立基盤としての地下地質と弥生時代の埋積浅谷

ほどの緩やか傾斜の平坦地が発達していた。一方、日置川は河川掃流物が中流域の谷を埋めており、下流域を埋め立てることができず、内湾の主要部が平野中央部から東側に偏るという地形を形成した。また平野中央部から東側の内湾は、日置川の河川掃流物の搬入によって海底の高まりが形成され、この高まりの西側に深い水域を、また、東側に浅底の低平な干潟を形成した。したがって、内湾水域は西端の袋状水域、中央の深水域、東側の遠浅干潟水域の大きく三つに分けることのできる連続一体の水域であった。中央の深水域は外海に続く狭小な水路に連続し、さらに集落中心域の東側に続いていた。

集落の中心域は、勝部川が搬出した河川掃流物からなる低平な地形面の先端部に位置している。土木工事によって盛んに土盛りが行われており、かつ溝の掘削によって排水が行われていた。

集落の中心域の東側には深水域があり、中心域南東端で西側に入り込む。この入り込みは、かつて(約 2100 BP)浅谷が流れ出ていたところであり、埋積された浅谷を掘削して利用すれば、内湾の波の穏やかな港となりえたところである。

生業にかかわる景観（図Ⅱ -13） 遺跡では植物遺体群として、炭化したイネの塊が頻繁に見出されており、水田稲作農耕が行われていたことがわかる。水田域は勝部川の掃流物で埋め立てられた西側低地で、集落の中心域のすぐ西側に隣接する。南西から北東にのびる楕円形のゾーンが想定される。このあたりは、弥生時代前期までに河川氾濫堆積物によって沼沢地あるいは湿地化が進行したところで、水はけが悪い場所であったが、浅谷形成によって一気に排水が進んだところである。低湿な平野での水田稲作農耕の普及には、埋積浅谷の形成が契機となっている可能性があり、さらに人為的に浅谷の補修や掘削による水路整備で水田環境を維持していた可能性がある。

一方で、畑作の空間を検討しなければならない。ダイズやアズキといった豆類、アワといったいわゆる雑穀類が種実遺体群として産出しているからである。可能性のある空間としては、土木工事で土盛りを行っていた可能性のある集落の中心域と、山地斜面での焼畑である。肉眼で識別できる比較的大きな種実には、モモ、トチノキ、クリ、オニグルミ、ムクロジがある。大量に出土しているモモ、クリなどについては、遺跡地内で栽培されていた可能性を検討する必要があろう。

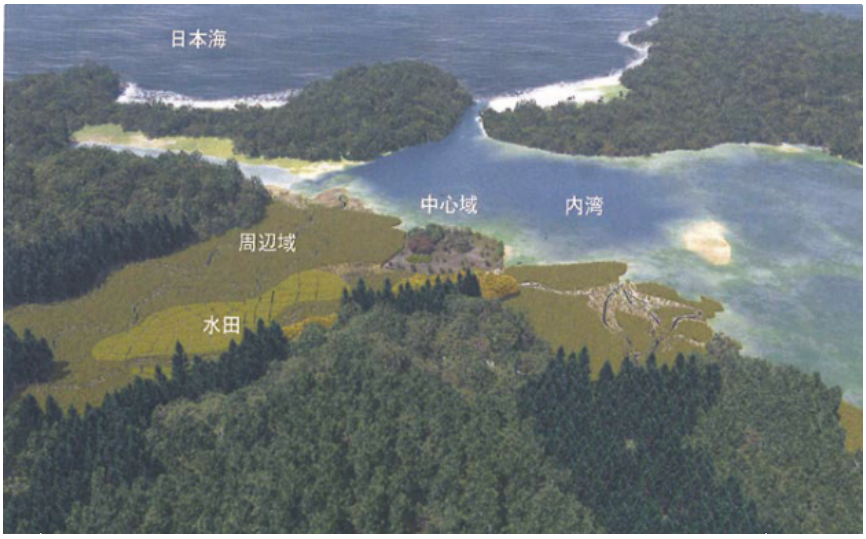

図Ⅱ -12　弥生時代後期～終末期の青谷平野（復元ＣＧ）

また青谷上寺地集落にとって林産業に関わる空間は重要である。木工材料を提供する森林資源は、花粉分析によって低湿な沼沢地や湿地を中心に巨木からなるスギ林が存在したことは確認でき、勝部

川と日置川の流域に相当なスギ林空間が存在したと考えられる。青谷上寺地集落だけでもスギ材の消費量は相当なものであり、資源の枯渇がなかったかどうかも年輪年代学的手法を駆使して調査する必要がある。植林事業が実施されたとするならば、人為的な生態系の創出により、新たな景観が形成されたことになる。スギ林とともに、種実遺体群としてまとまった単位で出土しているトチノキは、スギ林の近くの河川沿いや山地斜面下部にトチノキ林を形成していた可能性がある。トチノキは食料・木材資源としても利用価値が高く、とくに木製容器の刳り物などに多用される。低地においてはトチノキ林の空間的把握を今後の課題としておきたい。なお木製容器や農工具の素材となっている広葉樹などは、遺跡周辺の山地で得ていたものと考えられる。

狩猟についても、シカやイノシシの動物遺体群が出土していることから、狩猟活動を行っていた空間を把握する必要がある。狩猟は食料獲得としても重要な位置を占めるが、骨角器や卜骨の素材採取のためにも、不可欠なものである。スギ林は動物群の生活に適合しないことから、遺跡の背後にある山地を狩猟空間だったと推測する。

日常において重要なタンパク源だったと考えられる魚貝類については、平野に湾入した内湾や河口部の汽水域、さらには青谷海岸などの岩礁帯が主な漁撈活動空間になるだろう。外海に生息する魚の骨も出土しており、日本海沖も活動領域だったと考えられる。

気象・気候にかかわる景観復原　青谷上寺遺跡落においては、低地に広がるスギ林が集落の存在にかかわる重要な生態系の一部であり、かつ重要な景観だった可能性がある（図Ⅱ −12）。スギ林が成立するには年間 1600 ｍｍ 以上の降水が必要となるから、多雨で湿潤な環境も青谷上寺地遺跡を理解する上で不可欠な景観要素となる。日本海側の場合、山口県や富山県、あるいは秋田スギで有名な秋田県での多雨は冬の降雪によるところが大きい。したがって、青谷地域においては、弥生時代にスギ林が成立していた勝部川および日置川上流域に、冬の間、多くの降雪があったと考えることができる。

A：微高地（中心域）　B：水田域　C：林産業域（スギ林、トチノキ林など）
D：山地斜面の焼き畑　E：狩猟・採集域　F：内湾・干潟漁猟　G：外海磯漁撈
H：近海漁撈　J：シイノキ主体海岸林　K：カシ林主体常緑広葉樹林
L：近距離・遠距離交易　M：海からの特徴物　P：港

図Ⅱ -13　青谷上寺地集落生態系復元モデル

参考文献

株式会社古環境研究所 2000「青谷上寺地遺跡（県道調査区 2 区）の自然科学分析」『青谷上寺地遺跡 1』鳥取県教育文化財団調査報告 67　財団法人鳥取県教育文化財団

株式会社古環境研究所 2000「青谷上寺地遺跡(県道調査区 3 区､5 区)の自然科学分析」『青谷上寺地遺跡 1』鳥取県教育文化財団調査報告 67 財団法人鳥取県教育文化財団
株式会社古環境研究所 2000「青谷上寺地遺跡におけるプラント・オパール分析」『青谷上寺地遺跡 2』鳥取県教育文化財団調査報告 68 財団法人鳥取県教育文化財団
株式会社古環境研究所 2000「青谷上寺地遺跡における花粉分析」『青谷上寺地遺跡 2』鳥取県教育文化財団調査報告 68 財団法人鳥取県教育文化財団
株式会社古環境研究所 2000「青谷上寺地遺跡における珪藻分析」『青谷上寺地遺跡 2』鳥取県教育文化財団調査報告 68 財団法人鳥取県教育文化財団
鳥取県埋蔵文化財センター編 2006『青谷上寺地遺跡 8』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 10
鳥取県埋蔵文化財センター編 2011『青谷上寺地遺跡景観復原調査研究報告書』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 40 鳥取県埋蔵文化財センター
山田和芳 2009「基本地質層序」『青谷上寺地遺跡 10』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 27 鳥取県埋蔵文化財センター

6　青谷上寺地遺跡の埋蔵環境

有機質を素材とした遺物が腐食しやすい乾燥した環境にある遺跡に対し、低湿な環境にある遺跡からは木製品などの有機質遺物がたくさん出土することがある。しかし、低湿地遺跡から出土する有機質遺物は全く腐食していないわけではない。遺跡または地点によっては､形は保っているが、腐食が進み、著しく脆弱化している場合もある。青谷上寺地遺跡では、遺跡の上位層にある砂層に包含されている木材は腐食が進行しやすいが、シルトなどの緻密な地層においては木材の腐食が進行しにくい傾向にあると推測される。シルトなどの緻密な地層では酸素が迅速に供給されず、含水比が高い地層においては、木材が腐食しにくい嫌気的な環境にあると考えられる。また木製品だけでなく、金属製遺物の保存状態も他の遺跡に比べると格段に優れていることも、青谷上寺地遺跡の埋蔵環境の特質である。

そこで、鳥取県埋蔵文化財センターでは、将来にわたって青谷上寺地遺跡における遺物の良好な埋蔵環境を維持するために、埋蔵環境の検討や、遺物の保存に影響を与えるとみられる地下水位観測および水質検査を、2004（平成 16 年度）年から 3 地点各 2 個所の計 6 箇所（①地点：勝部川からの地下水の想定供給ルート上、②地点：中心域南端付近の弥生時代後期推定地表面付近およびその下層、③地点：SD38 の推定ライン上の溝埋土中および溝直下の包含層）において水質調査を実施している。また平成 19 年度からはさらに観測箇所を 1 地点（④地点、第 8 次調査区北側）追加している。(写真Ⅱ -8)。水質調査の項目は pH (水素イオン濃度指数)、ORP（酸化還元電位)、DO（溶存酸素量）である。

①地点は 2 箇所ともに、粘性土層中の自由地下水を観測、地下水位はほぼ地表面近くで推移しており、地下水の流動性は概して低い。②地点は 2 箇所ともに、砂層中の被圧地下水を観測しており、水位変化に大きな違いはない。③地点の 2 箇所は、それぞれ砂層下の砂混じり粘性土と砂層の被圧地下水を観測している。2 箇所の観測深度の比高差は 1 ｍあるが、観測深度の差異による水位差はほとんどない。

水位変化は、現地の降雨量との密接な関連が推測される。特に①地点、②地点の地下水位は

降雨と鋭敏に反応する。降雨は、後述する水質にも影響していると推測される。

写真Ⅱ -8　水質など計測機器の設置状況

水質検査については、pH は各地点ともに大きな変化を示さず、概して弱酸性から中性の範疇に留まり、安定している。ORP（酸化還元電位）は、各地点とも夏季に低く（還元傾向）、秋口以降徐々に増加（酸化傾向）していき、冬季から春先にかけてピーク値を示し、また夏季に向って低下していく。地下水温と強い負の相関を示すことからも、年間周期的な変化ととらえられる。DO（溶存酸素）については、各地点での年間変動幅が大きく一定しないが、降雨後に上昇する傾向は認められる。DO 値の特性からも、ORP との関連性も推測される。

いずれの地点においても、観測開始時点から現在まで、地下水位・水質に大きな変動は観測されておらず、安定した状況にある。しかし、地下にある水は常に一定の傾向を示すのではなく、降雨量、透過してきた土の性質、水温変化や土中微生物の活動に代表される季節的な要因に応じ、その性質を変化させると考えられる。遺物に対する影響は一つの要因のみならず、より複合的な要因との関係にあると考えられる。地下埋蔵物の保存状態に対する影響の大小も、刻々と変化する可能性がある。調査は国道９号（青谷･羽合道路）の改良工事後にはじめたもので、それ以前の水位、水質との比較はできないが、今後の史跡整備に伴う水位、水質の変動を監視しつつ、周辺環境の変化が埋蔵環境に与える影響に留意すべきである。

参考文献

荊尾郷 2018「青谷上寺地遺跡における水質調調査の経過報告」『青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報 2016』鳥取県埋蔵文化財センター

鳥取県埋蔵文化財センター編 2006『鉄製遺物の自然科学的研究』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 9

鳥取県埋蔵文化財センター編 2009『青谷上寺地遺跡木器埋蔵環境調査報告書』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 26

水村直人 2006「第 2 章第 2 節　地下水位観測および水質検査の結果」『青谷上寺地遺跡 8』鳥取県埋蔵文化財センター報告書 10 鳥取県埋蔵文化財センター

第４節　計画地の社会的環境

1　鳥取市青谷町の概況

（1）行政区画の変遷

10 世紀に成立した『和名類聚抄』によると、古代因幡国（気多郡を含む 7 郡から成る）において気多郡に日置郷と勝部郷が置かれたとある。いずれも青谷地域における古代の部民制度に関連する地名と考えられている。また、平城京出土の荷札木簡に『因幡国気多郡日置郷・勝部郷からの海藻』の記載がある。このことから、7 世紀の郷里制の成立に際し、因幡国気多郡日置郷および勝部郷が設置されたものと考えられる。

その後、近世には、『因幡志』寛政 7 年（1795 年）によると、現青谷町内には日置郷、勝部郷、絹見保があり、その後、藩政により村が編成された。また近代になって、1887（明治 20 年）年 5 月 22 日に青屋村が潮津村（上青屋）、芦崎村（下青屋）と合併して、青谷村となった。この「青屋」という地名については「相屋神社」に由来し、相屋の転訛とする説がある。「相屋神社」については、『日本三代実録』の元慶元年の記述に「相尾神」と誤記されており、気多郡に設置されていた「柏尾駅」を「相屋駅」の書き誤りとする説もあるが、他の駅との距離の

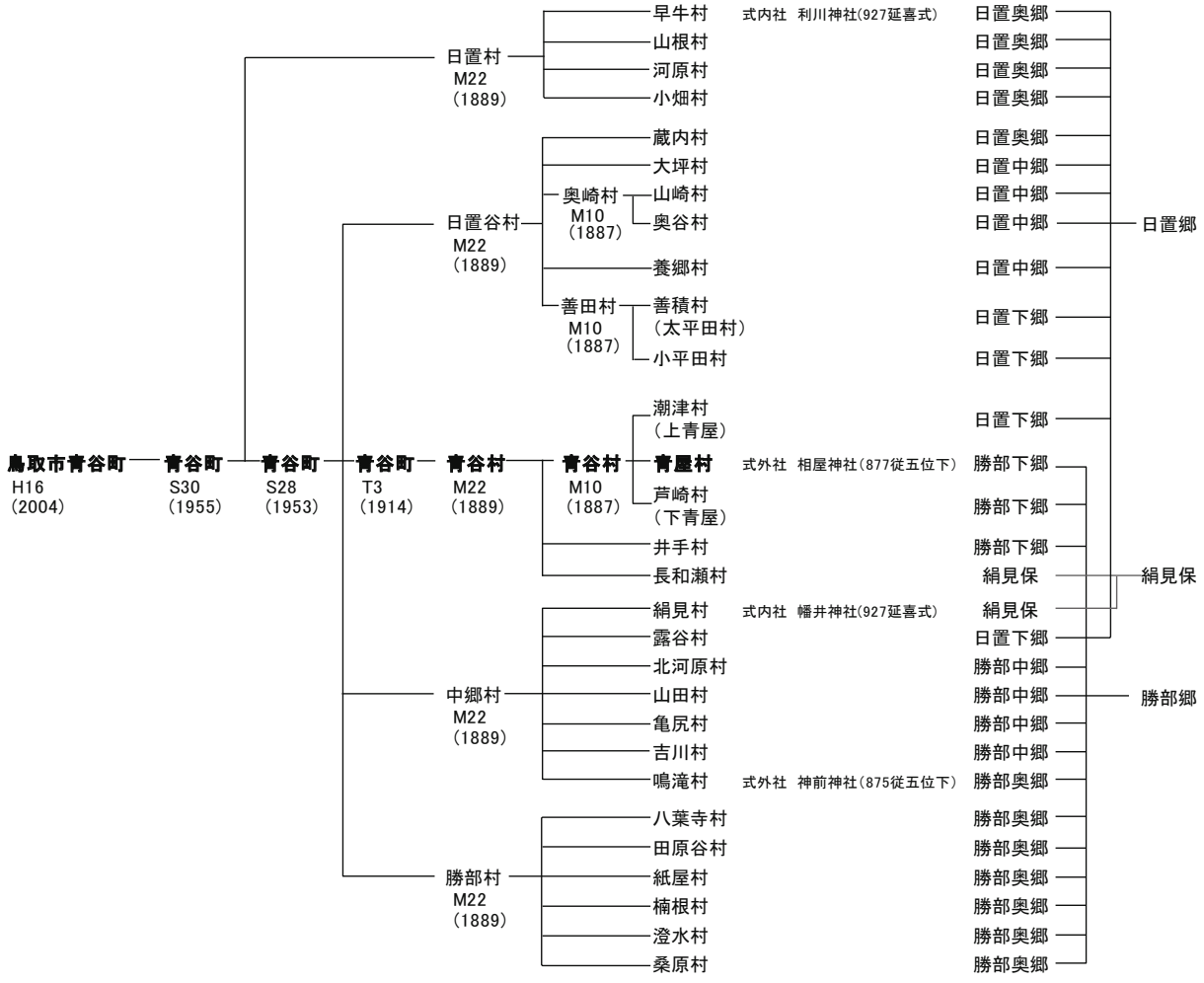

図Ⅱ -14　青谷町における行政区画の変遷

問題から、柏尾駅を別の地域に想定する研究もあり、その真偽は定かではない。

そして、1914（大正 13 年）年 4 月 1 日に町政が施行され、青谷町が誕生し、1953（昭和 28 年）

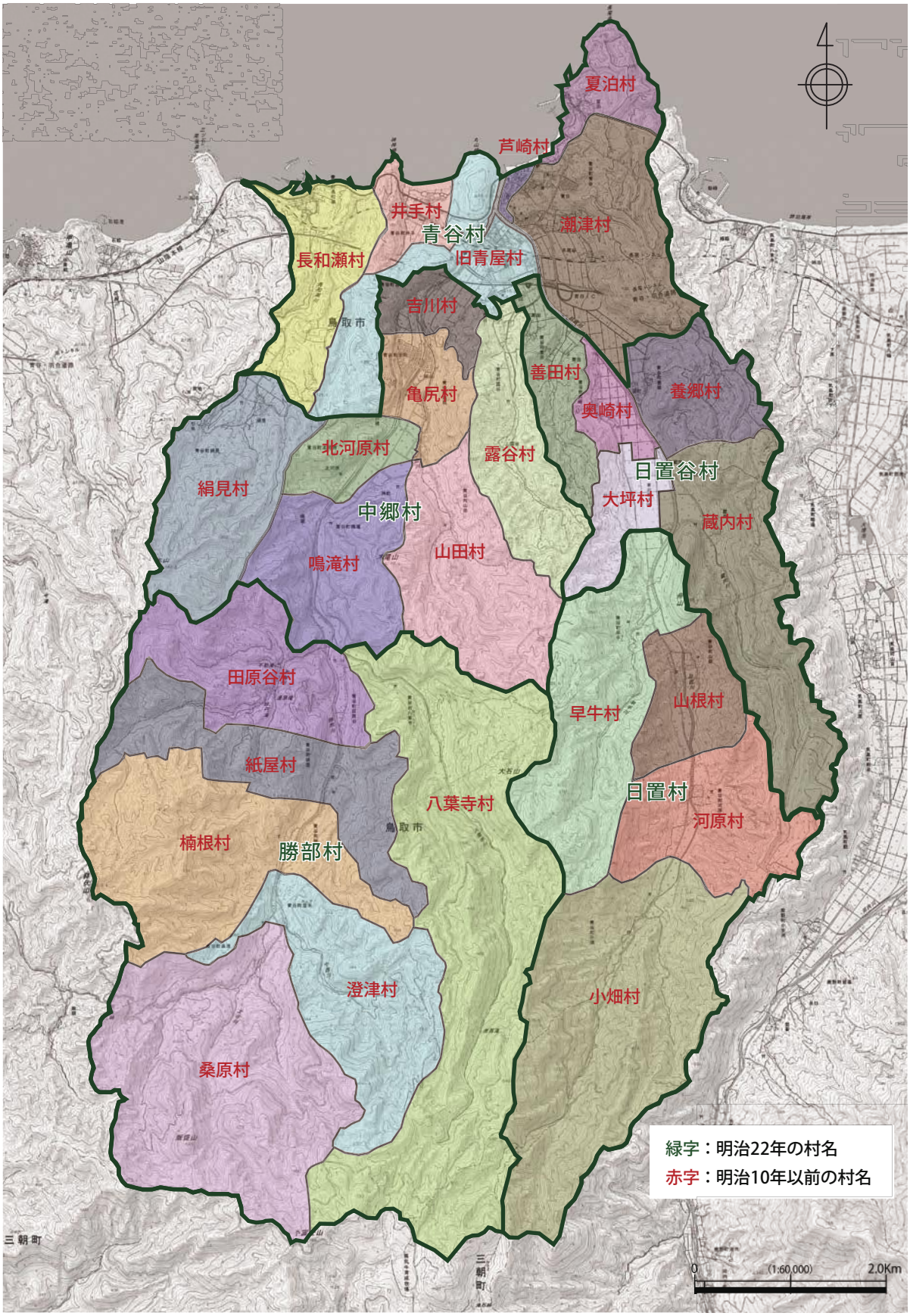

図Ⅱ -15　青谷町域の旧村

年 7 月 1 日には日置谷村、中郷村、勝部村と合併、さらに 1955（昭和 30 年）年 3 月 31 日に、日置村が青谷町に編入された。さらに 2004（平成 16）年 11 月 1 日に青谷町は鳥取市、岩美郡国府町、福部村、八頭郡河原町、用瀬町、佐治村、気高郡気高町、鹿野町と合併し鳥取市となった。その鳥取市は 2005（平成 17）年 10 月 1 日に特例市、2018（平成 30）年 4 月 1 日には中核市に移行し、今にいたる（図Ⅱ -14・15）。

参考文献

青谷町誌編さん委員会編 1984『青谷町史』青谷町

大木雅康 2014「因幡国気多郡の古代官道について」『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター

鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59

（2）人口

日本の人口は、2008（平成 20）年をピークに継続して減少しており、特に地方での人口減少・

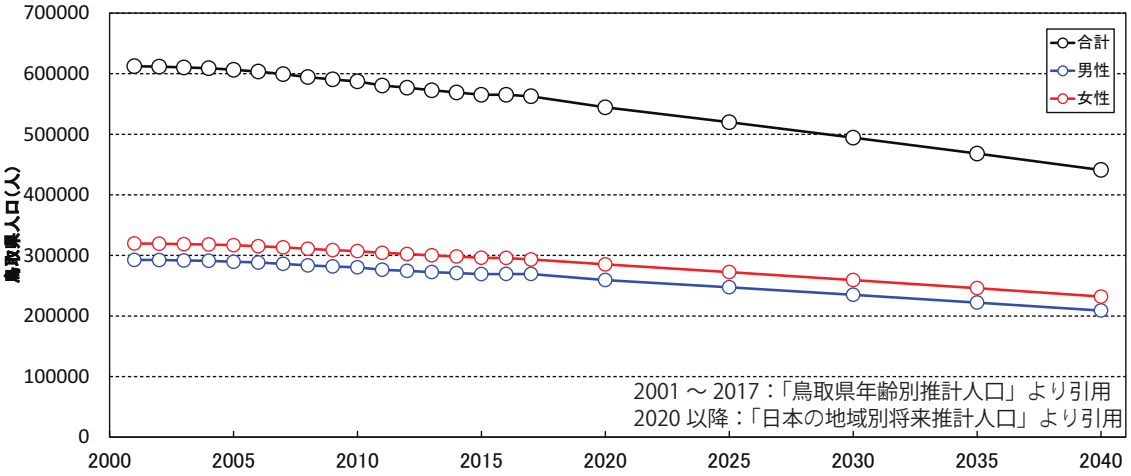

図Ⅱ -16　鳥取県の人口推移と将来予測

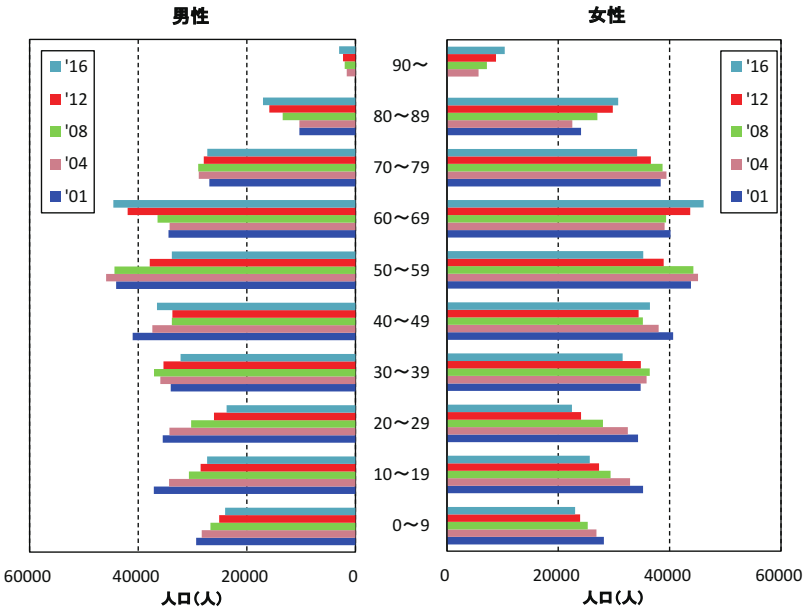

図Ⅱ -17　鳥取県人口の年代構成

少子高齢化の現象は著しく、全国規模での社会問題となっている。一方で、近年地方の個性を活かした地域づくりにより、観光客を導引するだけでなく、Ｉ・Ｕターン者の受け入れによって若者の人口が増加している地域も見られる。

鳥取県の人口は、1988（昭和 63）年の 616，371 人をピークに減少を続けている。日本の人口は 2008 年にピークがあり、鳥取県における人口減少は、日本全体における人口減少に先行している（図Ⅱ -16）。特に 10 代、20 代の減少が著しく、若者人口の県外流出がうかがわれる（図Ⅱ -17）。平成 30 年度における鳥取県の人口は約 560，000 人であったが、現在は 550，000 人代に減少している。なお、2015（平成 27）年度国勢調査によると、2010（平成 22）年に比べて、年少人口（0 ～ 14 歳）割合が低下し、老年人口（65 歳以上）割合が上昇している。一方、総世帯数は約 4，900 世帯の増加となっており、核家族化が進行している。

また青谷町では 2005（平成 17）年頃から人口が減少している（図Ⅱ -18）。2001（平成 13）年と比べると、特に 50 代以下の人口の減少が著しい。その中でも年少人口の割合が、2/3 以下と低下している。一方、老年人口については、60 代男性、80 代以上が増加している。今後も、

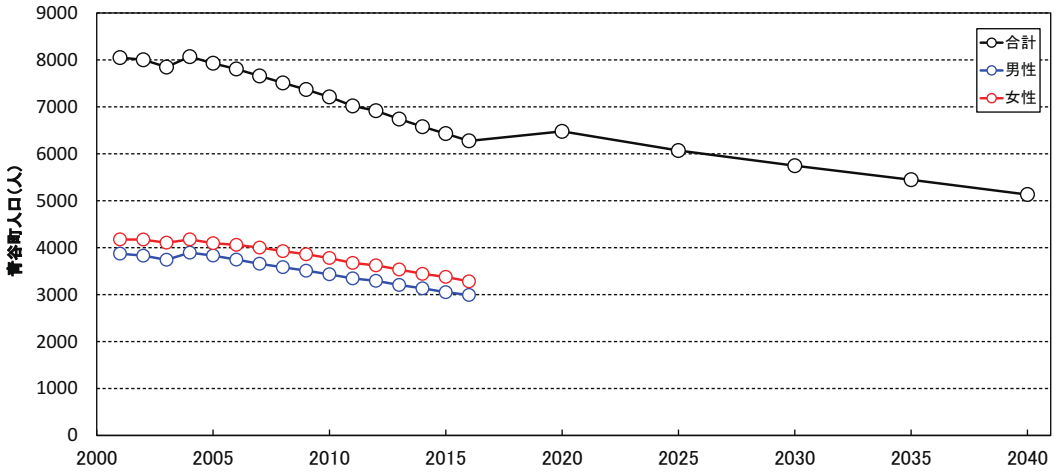

2001 ～ 2003：「鳥取県年齢別推計人口」、2004 ～ 2017：鳥取市公式ウェブサイト、2020 以降：「青谷町版総合戦略」より引用

図Ⅱ -18　青谷町の人口推移と将来予測

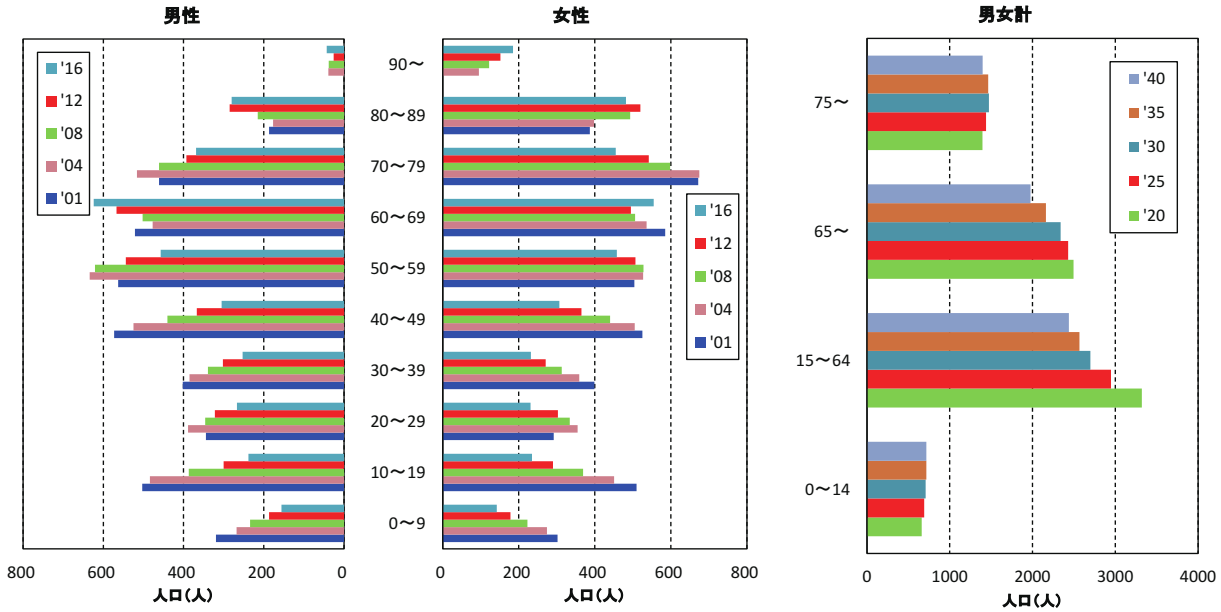

図Ⅱ -19　青谷町人口の年代構成（右）と年代構成の将来予測（左）

一層、少子高齢化が進み、年少人口が極端に減少していく見込みである（図Ⅱ −19）。

参考資料　鳥取県および鳥取市公式ホームページ

（3）主な産業

①１次産業

1914（大正 3）年に発行された『因幡民談記』巻 3 によると、沿岸に位置する長和瀬・夏泊・井出・青谷においては、水産業が盛んで魚介類やモズク、昆布、海藻類などの多様な海産物が

表Ⅱ -3　青谷町の産物一覧表（大正 3 年頃）

地　域	産　物
長和瀬	塩濱（しおはま）、鯛、コチ、鯖、牡蠣、石決明（せっけつめい）、サザエ、蛤
夏泊	同じ、石決明、栄螺、和布
井出	円座海苔、海素麺（モズク）、和布
青谷	海素麺、和布、円座海苔、鯛、コチ、鯖、河豚、鮭、雁鴨猟
日置谷村々	大小豆、楮、桑、大竹、早マツタケ、真綿、槐（えんじゅ）、茶、階田紙、常上中下諸種の鼻紙、
八養寺	漆、茗荷、早松茸
勝部谷	鮭鮎丼、だいず、小豆、楮、桑、大竹、真綿、槐、茶、階田紙上中下諸種の鼻紙、美濃紙釜敷紙色々

表Ⅱ -4　青谷町の地域資源

区　分	主なもの
特産品	梨、びわ、いちご、甘長とうがらし、いがい、岩がき、わかめ、地酒、因州和紙、因幡和牛
観　光	あおや和紙工房、青谷上寺地遺跡展示館、あおや郷土館、井出ヶ浜、長尾岬
イベント	あおや夏まつり（7 月）、あおや夢灯ろう（7 月）、青谷ようこそまつり（10 月）

表Ⅱ -5　青谷町の産業就業者数

区　分		青谷地域	鳥取市全体
就業者数（居住地ベース）	1 次産業	626 人　(20.3%)	8,024 人　(7.3%)
	2 次産業	1,350 人　(43.9%)	34,622 人　(31.3%)
	3 次産業	1,102 人　(35.8%)	67,873 人　(61.4%)
	計	3,078 人 (100.0%)	110,519 人　(100.0%)
居住地ベース就業者数		4,304 人	103,039 人

青谷地域振興プラン（平成 20 年 8 月）より抜粋

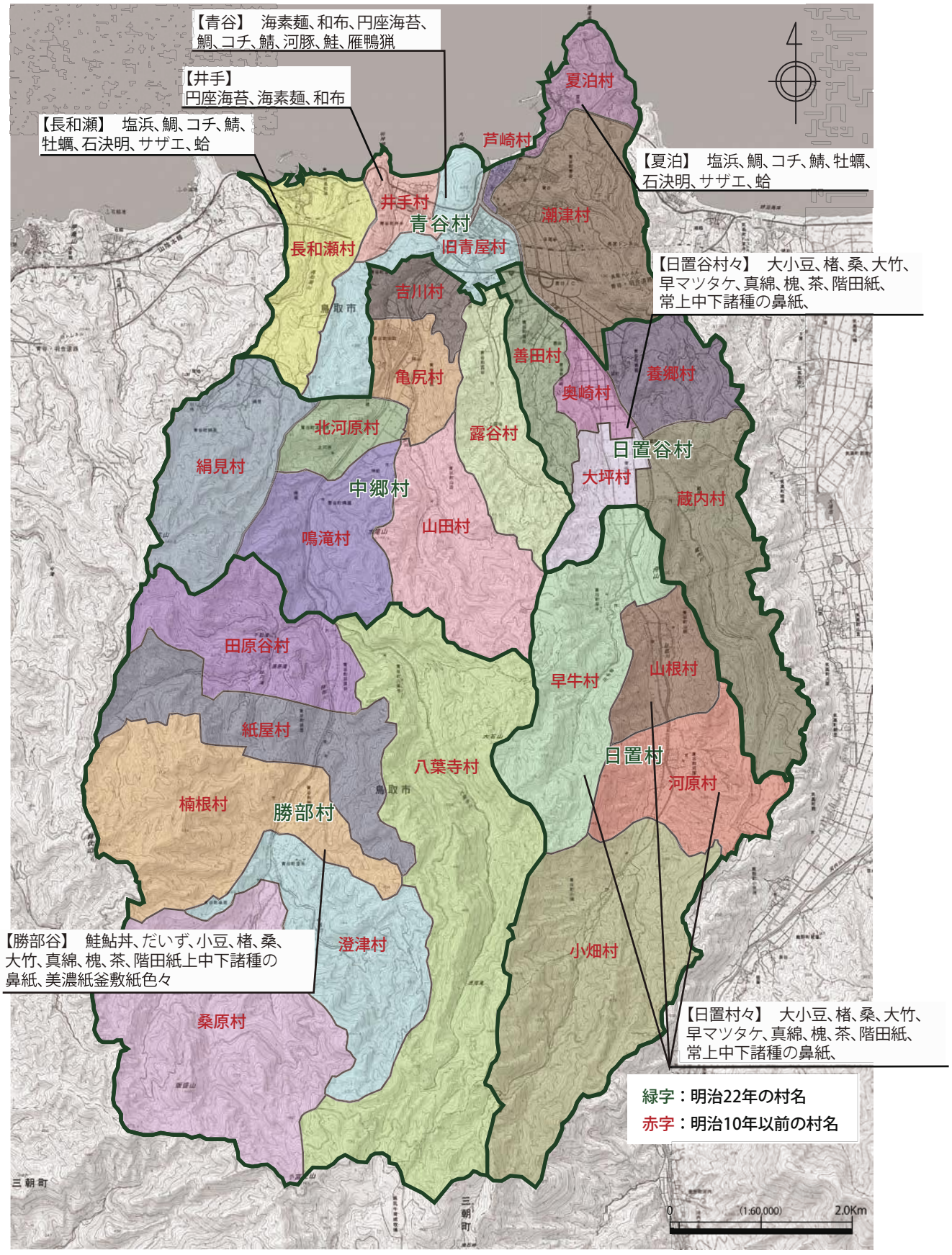

図Ⅱ-20　青谷町の産物（『因幡民談記』巻3より）

産物であった。内陸部においては、大豆、綿、マツタケなど多彩な農産業が営まれていた（図Ⅱ-20、表Ⅱ-3)。

2008（平成20）年現在、1次産業の就業者数は青谷町域における全産業就業者数全体の2割程度を占める。農業では水稲のほか、梨、びわ、いちごなど市場で人気の高い作物の栽培が盛んである。また漁業では、近海で採れるイワガキやワカメが特産品となっている（表Ⅱ－4)。青谷町域における1次産業就業者は、鳥取市域全体に比べると高水準にあるが、人口減少、少子高齢化と相まって、担い手不足が深刻な状況となっている。(表Ⅱ－5)。なお地元の1次産業を活かした取組として、かちべ伝承館で「みそ・豆腐・こんにゃく作り体験」などが行われている。

②2次・3次産業

青谷町は、標高200ｍ前後の丘陵が町を二分し、それぞれの谷に流れる勝部川と日置川に沿って集落が点在している。この二つの河川の合流地域である北部には水田地帯が広がり、住宅や商店・工場などが集中している。また、青谷町の伝統工芸品である「因州和紙」産業は、伝統を守りながら新しい技術を取り入れた新製品も開発している（表Ⅱ－4)。青谷町の産業別就業者率を見ると、鳥取市域で2次産業(製造業など)に就業する者の率が高いのが特徴である。一方、3次産業（サービス業など）の就業者率は35.8%である。鳥取市全体では、3次産業就業者が全体の61.4%を占めており、青谷町域における3次産業就業者の割合は極めて低い水準にある（表Ⅱ-5)。

鳥取市都市再生計画（青谷地区）において、高規格道路である山陰道の整備が進むことで、産業の発展や観光振興の期待が高まるとともに、その有効活用に向けた取り組みが求められている。3次産業において飲食業などの充実は観光客の導引に欠かせない。今後の3次産業の在り方が青谷町における地域振興の課題の一つとなる。

（4）交通

①交通史

道路　『続日本紀』によると、養老6(722) 年8月22日の条に「因幡などの国司に入京するに駅を乗ることを許す」とあり、翌養老7(723) 年8月19日の条に「因幡国に駅4処を加え置く」と見られる。また、養老6年の「太政官符」(『類聚三代格』巻十八「駅伝事」) なども含めた推定により、因幡国の駅制や官道の整備が完了するのは8世紀初頭ごろと考えられている。青谷地域には古代に山陰道が敷設されており、その道路遺構と考えられるものが青谷上寺地遺跡や青谷横木遺跡の発掘調査で検出されている。また、因幡に置かれた4駅の一つである柏尾駅の推定地の一つとも

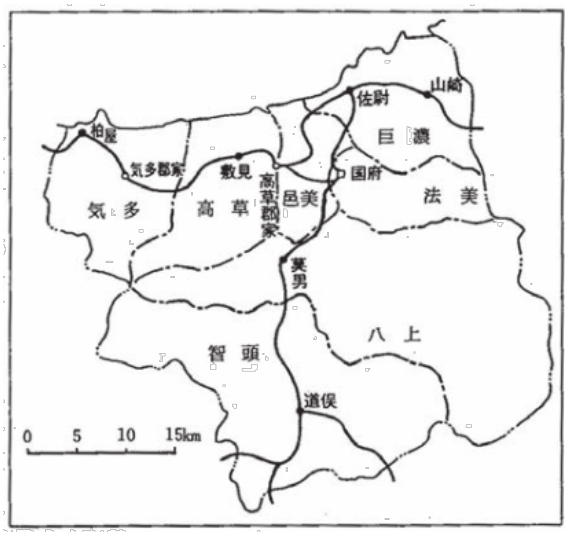

図Ⅱ-21　古代因幡国内の官道と駅

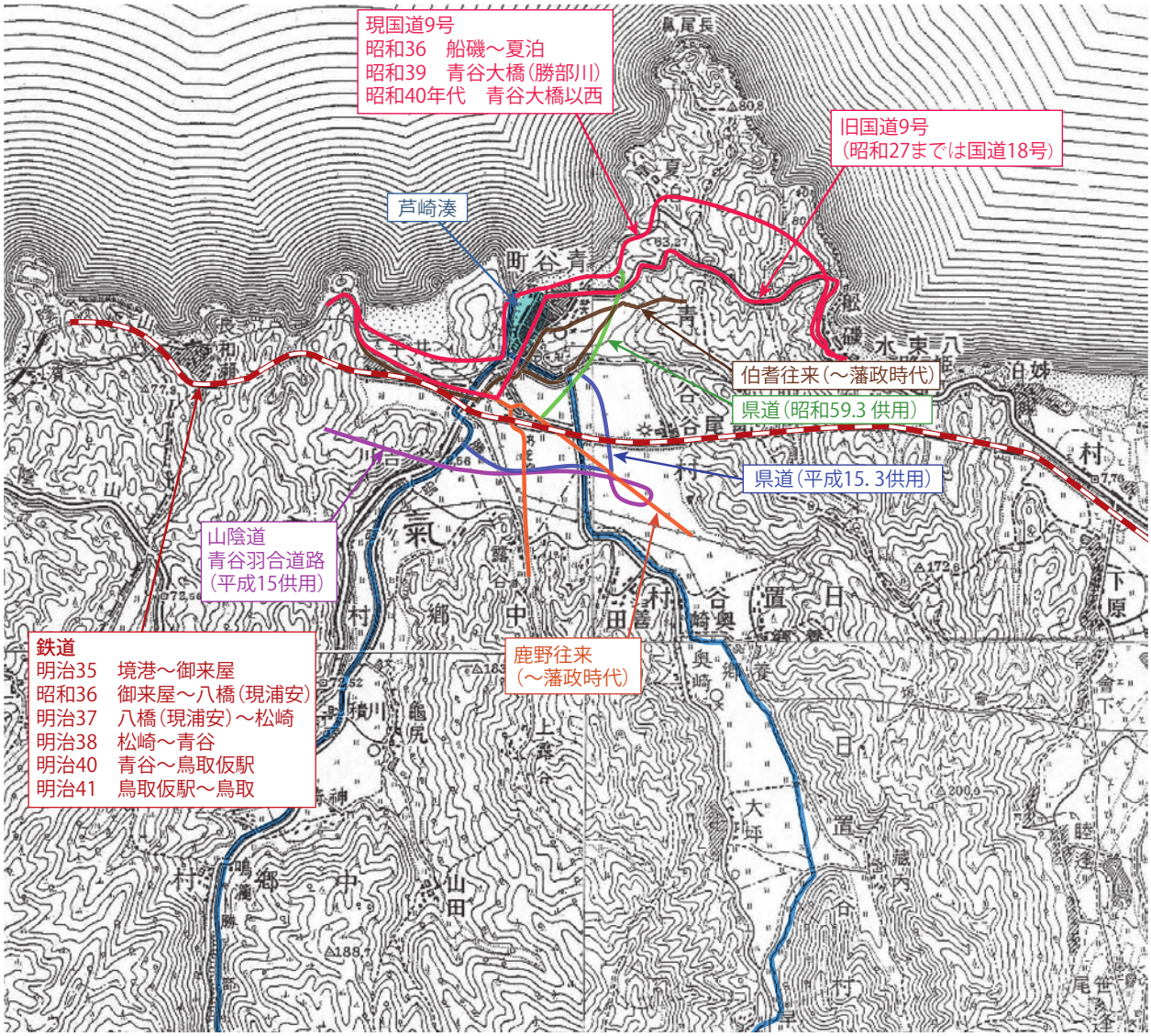

図Ⅱ-22　交通網の変遷

なっており、古くから青谷地域は人々の賑やかな往来があったものと思われる（図Ⅱ-21）。

また藩政期には伯耆往来、鹿野往来（亀井畷）が整備され、沿道の潮津村には青谷宿ができたといわれる。1885（明治18）年内務省告示（国道表）により国道25号が、1920（大正9）年の道路法により国道18号（一時期青谷村から南下して絹見経由で泊へ抜けるルートが国道とされた）が敷設され、1952（昭和27）年の新道路法により国道9号として、拡幅改良、バイパス整備などが行われ、現在に至る（図Ⅱ-22）。

海運・舟運　1581（天正9）年の鳥取城落城により、羽柴秀吉は亀井茲矩を鹿野城主とした。亀井茲矩は、朱印船貿易の拠点長崎と鹿野城下との連絡に勝部川河口芦崎湊を用い（図Ⅱ－22）、当時、青谷はこの地域の重要な港町として機能していた。また、藩政時代には、芦崎村に鳥取藩の灘蔵があり、日置川（早牛村辺りに舟着き場あり）、勝部川（吉川、岩本辺りに舟着場あり）下流部からは舟運により年貢米が運び込まれた。この舟運は昭和初期まで米、薪炭、製紙原料などの運搬に用いられた。

鉄道　1900（明治33）年5月、境（現在の境港）を起点として鉄道の測量・敷設が始められた。境港から着工したのは、汽船による資材運搬を考慮したものとされる。1902（明治35）年に

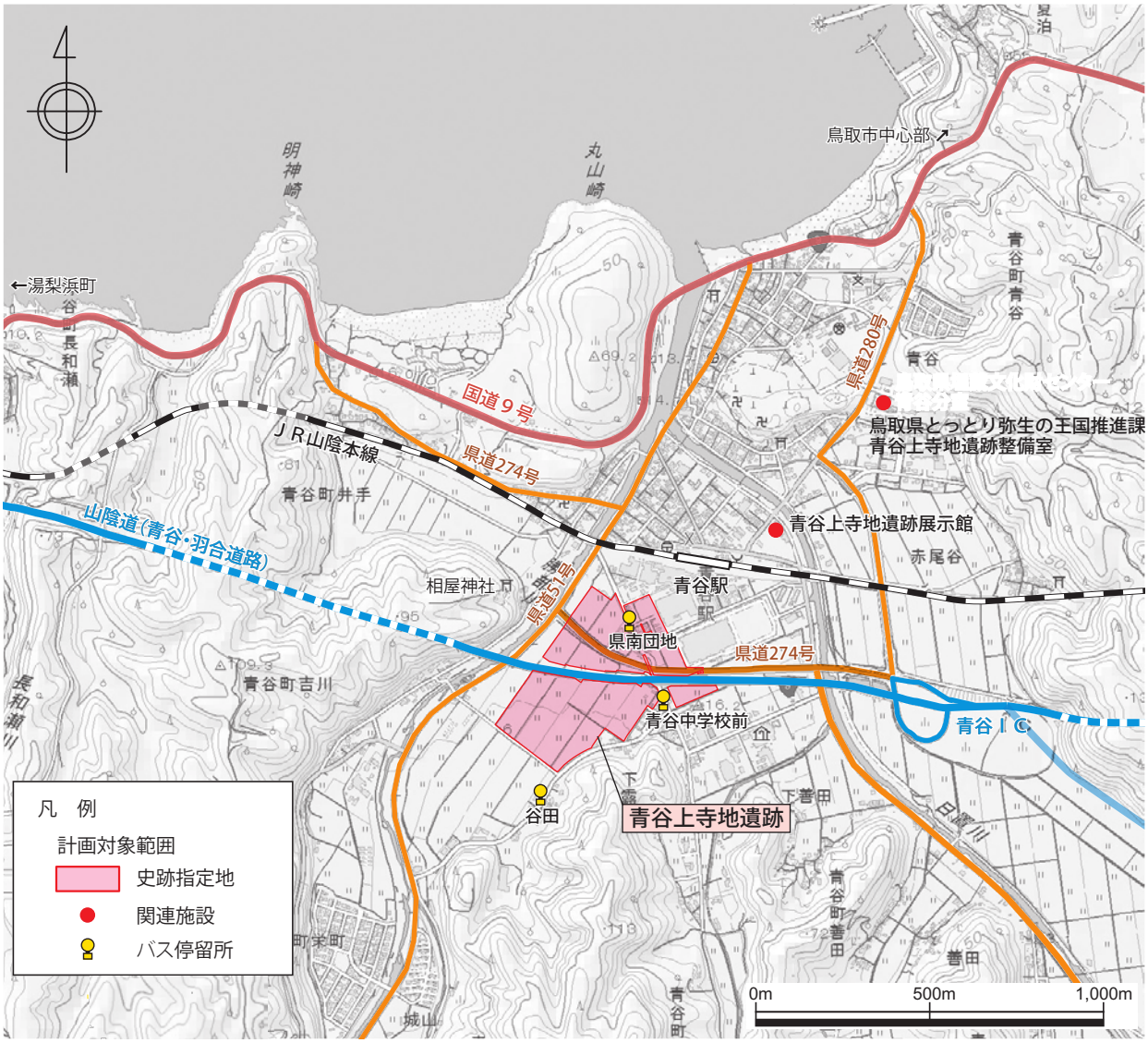

図Ⅱ-23　青谷上寺地遺跡周辺の交通状況

境港～御来屋間開通、1905（明治 38）年に境港～青谷間全通、1908（明治 41）年に青谷～鳥取間が全通した（図Ⅱ－22）。なお、1912（大正元）年に出雲～京都間が全通し、青谷の海運は衰退した。

②公共交通機関によるアクセス

青谷上寺地遺跡は、JR 山陰本線青谷駅から徒歩 10 分の距離に位置しており、快速を利用すれば青谷－鳥取間が 30 分、青谷－米子間が 1 時間の距離である。県外からは JR 山陰本線や JR 因美線および智頭急行線を利用して鳥取駅を経由して青谷駅へアクセスする。

また、鳥取空港は現在鳥取－羽田間で 1 日 5 往復運航しており、レンタカーもしくは鳥取駅経由の空港バスを利用して青谷駅へアクセスする。

③自動車によるアクセス

1908（明治 41）年に JR 山陰本線が境港・米子～鳥取間で開通し、しばらくの間、運輸の中心を担っていたが、自動車の普及、国道 9 号線の整備に伴って、乗降客数、貨物量が減少し

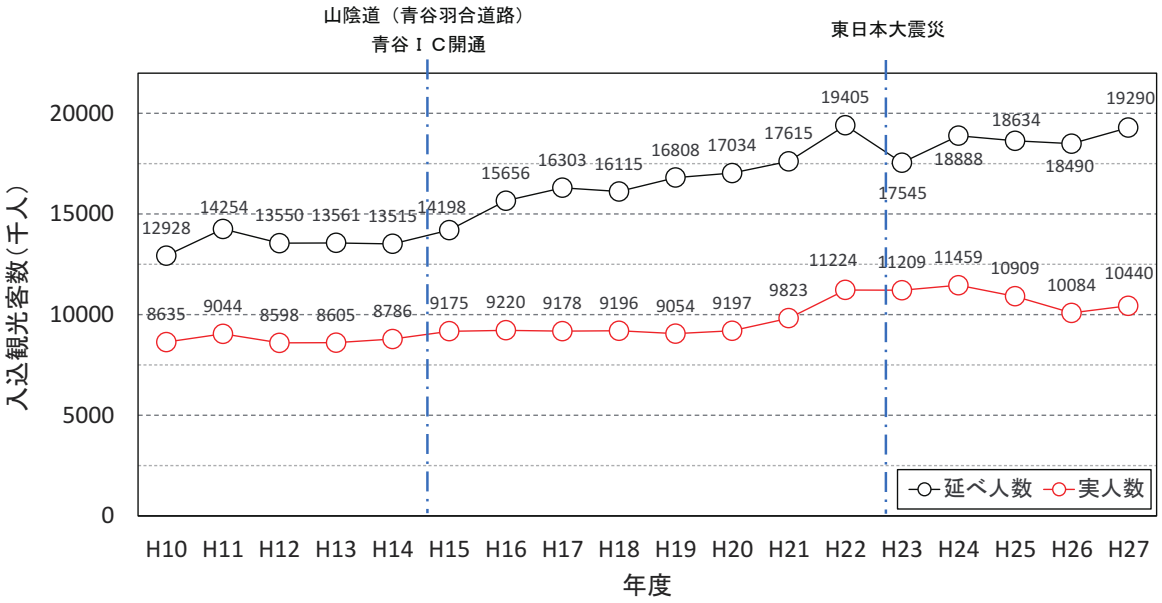

延べ人数：1 人の観光客が 1 回の旅行で県内の 3 つの観光地点を訪れたとき「3 人／回」と数え、また 1 人の観光客が県内にある同一施設に 2 泊 3 日滞在したとき「2 人／回」と数える。
実人数　：1 人の観光客が 1 回の旅行で県内の複数の観光地点を訪れたとしても「1 人」と数える。また、宿泊に関して言えば、1 人の観光客が 1 回の旅行で県内にある同一施設に 1 泊以上滞在しても、「1 人」と数える。
（鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課ＨＰ「観光客入込動態調査結果」をもとに作成）

図Ⅱ -24　鳥取県の観光入込者数の推移

表Ⅱ -6　鳥取県内の地域別観光入込客数（単位：千人・%）

広域エリア名	平成 30 年		平成 29 年		前年（平成 29 年）との比較	
	人数	構成比	人数	構成比	増減数	増減率
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺	2,685	27.8	2,630	27.5	55	2.1
浦富海岸・岩井温泉周辺	443	4.6	449	4.7	▲ 6	▲ 1.3
八頭周辺	758	7.9	679	7.1	79	11.6
とっとり梨の花温泉郷周辺	1,166	12.1	1,265	13.3	▲ 99	▲ 7.8
東伯耆周辺	595	6.2	592	6.2	3	0.5
米子・皆生温泉周辺	988	10.2	1,095	11.5	▲ 107	▲ 9.8
境港周辺	1,785	18.5	1,552	16.3	233	15.0
大山周辺	1,070	11.1	1,111	11.6	▲ 41	▲ 3.7
奥日野周辺	156	1.6	170	1.8	▲ 14	▲ 8.2
合計	9,646	100.0	9,543	100.0	103	1.1

（鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課 2018『観光客入込動態調査結果』から抜粋）

ていき、現在青谷町へは自動車交通が主要な交通手段となっている。

さらに 2003（平成 15）年には青谷羽合道路（山陰道）が完成、青谷上寺地遺跡より西側においては、既に出雲 IC までの道路がほぼ整備されており、その途中の淀江 IC 付近に位置する妻木晩田遺跡との相互のアクセスは良好な状態となっている。また、東側においては、2019（令和元）年には青谷 IC から鳥取 IC 間の鳥取西道路が開通し、鳥取から姫路方面を結ぶ鳥取自

動車道と連絡したことで、山陽、関西方面からのアクセスが改善された（図Ⅱ-23）。さらに、鳥取西道路には気高道の駅が開設しており、観光人口の増加や観光施設などとの連携による体験・滞在・周遊観光などの促進が見込まれている。

参考文献

青谷町誌編さん委員会編 1984『青谷町史』青谷町

大木雅康 2014「因幡国気多郡の古代官道について」『青谷上寺地遺跡 13』鳥取県埋蔵文化財センター 鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59

（5）観光

①鳥取県内の観光客の推移

鳥取県の入込観光客数の推移によると、2003（平成 15）年頃から徐々に上昇しており、近年は 1,900 万人前後の延べ人数で推移している（図Ⅱ-24）。2011（平成 23）年に観光客が減少しているのは、東日本大震災の影響と考えられる。鳥取県内にみる地域別の観光入込客数を見ると、鳥取砂丘・因幡温泉郷を訪れる観光客が年間約 270 万人と最も多く、米子・皆生温泉が約 100 万人、境港が約 180 万人、大山周辺が約 110 万人となっている（表Ⅱ-6）。

青谷上寺地遺跡は鳥取温泉・因幡温泉郷と米子・皆生温泉の中間地にあり、鳥取県内を東西に横断する観光客の立ち寄り地として良好な場所に位置している。

②青谷町の観光施設と観光客

『鳥取県史』近世資料によると、寛政 8 年（1798 年）10 月に松平豊前守が 40 余人の供を連れて青谷を訪れた。その他、領主級の子息などが度々訪れ、青屋海岸を遊覧した記録が残っていることから、青谷町は近世の鳥取における観光地の一つに位置付けられていたと考えられる。また、日本画家の菅楯彦が 1922（大正 11）年頃にしばらく青谷に滞在しており、その後『山陰遊記』において夏泊の海女のことを記述している。夏泊における海女漁は近年まで行われていたが、後継者難によって現在は途絶えている。

現在、青谷海岸と井出ヶ浜海岸は鳴り砂で有名な海水浴場である。特に青谷海岸は初心者から上級者までサーフィンを楽しめる海岸として人気が高い。また長尾鼻灯台周辺や夏泊海岸はスズキ、クロダイ、アジ、アオリイカなどの釣り場としても人気がある。

因州和紙は、1975（昭和 50）年に伝統工芸品として経済産業大臣の指定を受け、1980（昭和 55）年には、「山根和紙資料館」が完成した。この頃の青谷町を訪れる観光客は、海水浴場 2 万 8 千人、和紙資料館 2 万人、長尾鼻 2 万人、不動滝 1 万人と見られ、1982（昭和 57）年の宿泊者数は県内在住者を含めて 3 千人を超えた。また、2004（平成 16）年には「あおや和紙工房」が設置された。

勝部地域周辺では、かつての火山活動による溶岩台地が形成され、浸食された谷壁には多くの滝が見られる。中でも、不動滝、湯原滝、妙円滝は古くから霊場として知られ多くの信者が訪れるとともに、滝周辺は良好な自然が残されており、特にシダの種類が多く、格好の観察地

となっている。

なお 2018（平成 30）年度に開催された主なイベントでは、7 月 28 日（土）に開催された「青谷ようこそ夏祭り」に 3,500 人、9 月 2 日（土）に開催された「青谷上寺地遺跡まつり」に 1,000 人、「因州和紙フェスタ＆ひおき収穫祭」に 1,000 人が来場した。

「青谷ようこそ夏祭り」は青谷ようこそ夏まつり実行委員会が主催する夏の恒例イベントである。音楽公演などのステージイベントなどが企画され、地域住民の交流の場となっている。「青谷上寺地遺跡まつり」は鳥取県埋蔵文化財センター青谷調査室が企画し、青谷地域にぎわい創出実行委員会が主催した。青谷上寺地遺跡をテーマにした初めてのイベントで、日頃、収蔵されている遺物の展示や、弥生時代のものづくり体験、地元の団体による飲食・物販ブースが出展された。「因州和紙フェスタ＆ひおき収穫祭」は青谷地域にぎわい創出実行委員会と日置地区まちづくり協議会の共催による和紙をテーマにしたイベントで、紙漉き唄やはねそ踊り、民俗芸能のさいとりさしなどのステージイベント、地元農産物の青空市、手打ちそばや焼き芋などの各種バザー、紙すき体験や和紙を使ったワークショップなどが行われた。

また同年には町内 3 宿泊施設に計約 6 百人（年間）の宿泊客があった。この中には海岸でのレジャーを目的に青谷町を訪れた方もあるが、ただしビジネスを目的に滞在する宿泊客も多い。現状では、滞在型の観光は低調である。現状では青谷町内で開催された主要なイベントの参加

①青谷上寺地遺跡展示館

③あおや和紙工房

②青谷上寺地遺跡展示館（展示室）

④かちべ伝承館

写真Ⅱ-9　主要な文化・教育関連施設

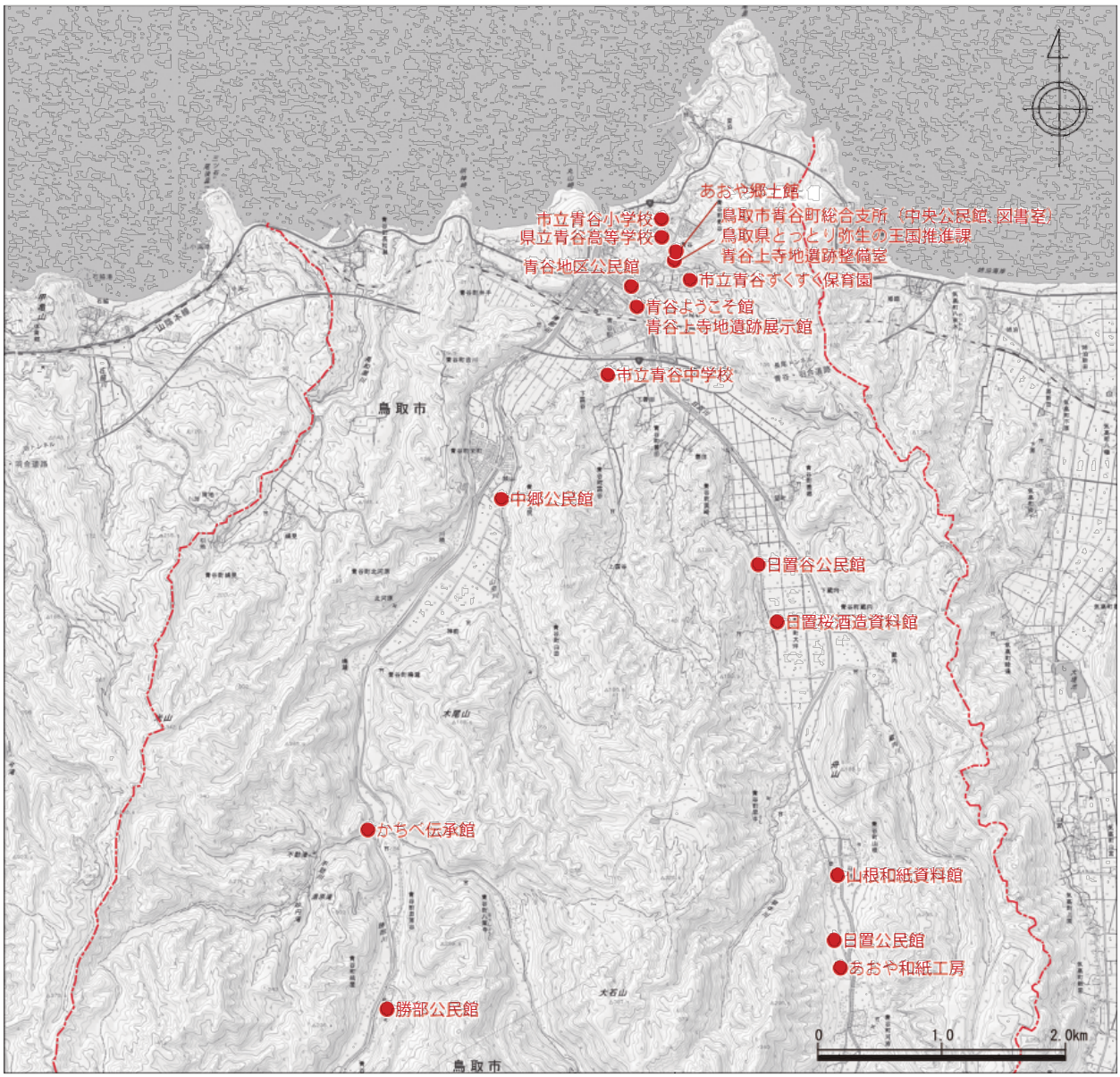

図Ⅱ-25　青谷町内の文化・教育関連施設

者も地元住民が多い。青谷町外への情報発信が今後の課題と思われる。

（6）文化・教育

①青谷町の文化・教育関連施設

現在、青谷町には文化・教育に関連する複数の施設がある（図Ⅱ-25・表Ⅱ-7）。

文化施設　このうち青谷上寺地遺跡の活用や情報発信に関連する施設は鳥取県埋蔵文化財センター青谷調査室と青谷上寺地遺跡展示館である。鳥取県埋蔵文化財センター青谷調査室は、青谷上寺地遺跡の発掘調査・研究・整備の拠点である。2007（平成19）年に開設された。鳥取市青谷町総合支所庁舎内の2階にあり、出土遺物の保管や収蔵展示、さらに土曜講座の開催や出土品データベースの管理運営などの情報発信を行っている。一方、青谷上寺地遺跡展示館では青谷上寺地遺跡の解説と主要な出土品（レプリカを含む）の展示を行っている。現在は鳥

表Ⅱ -7　青谷町の文化・教育関連施設一覧

<table>
<tr><th>施設名</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>鳥取県
地域づくり推進部 文化財局
とっとり弥生の王国推進課
青谷上寺地遺跡整備室</td><td>・青谷上寺地遺跡の発掘調査、出土品調査研究および整理作業
・出土遺物の保管および収蔵展示（平日見学可能）
・青谷上寺地遺跡の整備活用
・土曜講座開催、出土品データベース管理運営などをはじめとする情報発信</td></tr>
<tr><td>青谷上寺地遺跡展示館</td><td>・青谷上寺地遺跡の出土品、写真パネルなど展示
・火おこし、勾玉作りなど体験（要予約）
・講演などイベント、体験事業の開催（夏休み、ゴールデンウィークなど）</td></tr>
<tr><td>公民館</td><td>中央公民館（総合支所内青谷町コミュニティセンター）および青谷公民館、中郷公民館、勝部公民館、日置谷公民館、日置公民館の地域公民館。
各公民館とも会議室、研修室、調理研修室を備え、地域住民のサークル活動、スポーツ活動、奉仕活動などを支援している。</td></tr>
<tr><td>青谷町コミュニティセンター
図書室</td><td>鳥取市立図書館（中央図書館、用瀬図書館、気高図書館、中央公民館図書室 6 室と移動図書館車 5 台からなる）を構成する青谷地域の中央公民館（コミュニティセンター）図書室。
県立図書館を中心として大学図書館を含む県内すべての図書館 (室) とネットワークが形成されている。</td></tr>
<tr><td>かちべ伝承館</td><td>・豆腐づくり、味噌づくりなどの体験施設
・農村文化伝承室や水車小屋など昔の農家の生活体験
・地域の伝統文化の伝承と活性化</td></tr>
<tr><td>あおや和紙工房</td><td>・和紙に関する常設展示、企画展示、特別展示、体験イベント
・紙漉き、手漉きハガキづくりなど体験メニューの実施（常時体験可能）
・およそ 1300 年前にさかのぼるといわれる因州和紙の生産地として、歴史・魅力の情報発信</td></tr>
<tr><td>山根和紙資料館</td><td>・紙漉き職人の参考施設（見学は要予約）
・世界中から収集した、紙の資料 2000 点と書籍 1900 点を収蔵</td></tr>
<tr><td>日置桜酒造資料館</td><td>・明治時代の酒造用具や江戸時代の酒器などの展示
・伝統ある地元酒蔵の酒造資料館</td></tr>
<tr><td>あおや郷土館</td><td>・青谷地域の郷土資料や文化の調査研究、収蔵・保管・展示（常設展・企画展など）
・青谷地域の文化活動の発表展示
・山陰海岸ジオパーク最西端玄関口として青谷地域をはじめとするジオパークの魅力の情報発信</td></tr>
<tr><td>市立青谷すくすく保育園</td><td>地域にただ一つの幼保施設。子育て支援センター、病後児支援センターを併設。定員 18 0名。</td></tr>
<tr><td>市立青谷小学校</td><td>H19.4 に地域内の 5 小学校が統合し 1 校に。青谷上寺地遺跡での古代米田植・稲刈体験、発掘現場・収蔵展示室見学を行っている。クラブ活動としての上寺地クラブも有り、青谷上寺地遺跡を学習。
児童数 (H29.5)
<table>
<tr><th></th><th>全体</th><th>男子</th><th>女子</th></tr>
<tr><td>1 年</td><td>30</td><td>17</td><td>13</td></tr>
<tr><td>2 年</td><td>35</td><td>21</td><td>14</td></tr>
<tr><td>3 年</td><td>30</td><td>16</td><td>14</td></tr>
<tr><td>4 年</td><td>38</td><td>23</td><td>15</td></tr>
<tr><td>5 年</td><td>39</td><td>19</td><td>20</td></tr>
<tr><td>6 年</td><td>39</td><td>21</td><td>18</td></tr>
<tr><td>計</td><td>211</td><td>117</td><td>94</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>市立青谷中学校</td><td>S33 に旧青谷町内 3 中学校が統合し 1 校に。埋蔵文化財センター青谷調査室で毎年、職場体験学習有（1 ～ 2 名)
生徒数 (H29.5)
<table>
<tr><th></th><th>全体</th><th>男子</th><th>女子</th></tr>
<tr><td>1 年</td><td>34</td><td>18</td><td>16</td></tr>
<tr><td>2 年</td><td>34</td><td>15</td><td>19</td></tr>
<tr><td>3 年</td><td>53</td><td>24</td><td>29</td></tr>
<tr><td>計</td><td>121</td><td>57</td><td>64</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>県立青谷高等学校</td><td>全日制総合学科、「青谷学」（青谷海岸ジオパーク、青谷の食、西因幡の伝統文化、青谷上寺地遺跡などのグループに分かれ学習）の単位有。国の重要無形民俗文化財「因幡の菖蒲綱引」へボランティア参加、「あおいち」への参加など積極的な地域活動を行っている。
生徒数 (H28.5)
<table>
<tr><th></th><th>全体</th><th>男子</th><th>女子</th></tr>
<tr><td>1 年</td><td>47</td><td>15</td><td>32</td></tr>
<tr><td>2 年</td><td>74</td><td>32</td><td>42</td></tr>
<tr><td>3 年</td><td>87</td><td>38</td><td>49</td></tr>
<tr><td>計</td><td>208</td><td>85</td><td>123</td></tr>
<tr><td colspan="4">H29 年度入学者数　86 人</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

表Ⅱ -8　青谷町の社会的活動団体

団体名	概　　要
青谷上寺地遺跡を学ぶ会	H12.8 設立　青谷上寺地遺跡の発掘･研究成果を学習し、併せて考古学の基礎を学ぶため、学習会を開催。 青谷上寺地遺跡スーパーボランティア事業に応募し、遺跡内の草刈、花植栽により遺跡景観保全に努める。 山陰遺跡ネットワーク会議に参加。青谷上寺地遺跡展示館行事に協力。
青谷上寺地遺跡友の会	H13 青谷上寺地遺跡を学ぶ会を母体に発足。 青谷上地遺跡展示館でのボランティアガイド、古代体験学習の補助を行う。
青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会	県、市及び青谷町内を中心とした民間団体で構成、青谷上寺地遺跡を保存・活用し、多くの方に興味・関心を持っていただくことを目的とする。 古代米田植・稲刈、グルメスイーツ教室、レクチャーコンサートなどを開催。 事務局：鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課、鳥取市教育員会事務局文化財課
青谷地域ボランティアガイドネットワーク	青谷町地域のボランティアガイド (ガイド可能な人) とその賛助者からなる組織。 観光、ジオパーク、和紙などボランティアガイドの希望があれば対応。 ボランティアガイドの育成などの課題に取り組む。 H28. 3 組織化、事務局：あおや郷土館。
青谷町文化協議会	あおや文化まつりを主催。
青谷地域にぎわい創出実行員会	青谷地域にぎわい創出事業 (鳥取市補助事業) の実施主体。 青谷ようこそ市場事業（「あおいち」（旧青谷ようこそまつり)、「あおいちギャラリー」など)、青谷因州和紙産地強化事業（「因州和紙フェスタ＆ひおき収穫祭」、因州和紙フォーラムなど）を実施。 事務局：青谷町総合支所地域振興課

取市から管理運営を委託された公益財団法人鳥取市文化財団がものづくり体験などの活用やイベント､情報発信などを行っており､青谷上寺地遺跡のガイダンス施設として機能している（写真Ⅱ -9 ①②)。

この他、青谷町総合支所の敷地には中央公民館、図書室、あおや郷土館があり、公共の文化施設が集約されている。また青谷町内には、あおや和紙工房（写真Ⅱ -9 ③）やかちべ伝承館（写真Ⅱ -9 ④）などの施設があり、それぞれの施設で和紙づくりや地元の農村文化に関連する展示や体験活動が行われている。

教育施設　市立青谷小学校（在校生徒数 194 人、2019（令和元）年現在) は青谷地域内に 1 校の小学校で、古代米の田植えや稲刈り体験、発掘調査・収蔵展示室の見学を行っている。市立青谷中学校（在校生徒数 102 人、2019（令和元）年現在) は青谷地域内に 1 校の中学校で、毎年青谷調査室にて職場体験学習を行っている。また､県立青谷高等学校（在校生徒数 241 人、2019（令和元）年現在) では、全日制総合学科に「青谷学」を開講、青谷上寺地遺跡をはじめとする地域の歴史学習や青谷上寺地遺跡の発掘調査、整理作業体験、地域の産業や伝統文化などを体験学習するとともに、ボランティアとして「あおいち（青谷ようこそ市場)」などの地元のイベントへの参加など、積極的な活動を行っている)。

②社会活動団体

青谷町には社会的な活動を行う様々な団体があり、青谷上寺地遺跡の活用や情報発信に関わっている（表Ⅱ－ 8)。

「青谷上寺地遺跡を学ぶ会」､「青谷上寺地遺跡友の会」､「青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会」では、青谷上寺地遺跡や弥生時代に関する学習、青谷上寺地遺跡展示館での展示解説や体験学習のサポート（ボランティア)、青谷上寺地遺跡の保存と活用を推進するためのイベントや講座を主催するなど、鳥取県や鳥取市と共に青谷上寺地遺跡に関連する活動を展開している。

また、青谷町文化協議会が主催する「あおや文化まつり」には、青谷町文化協議会所属の団体や個人が日ごろの文化活動の成果として、写真、書道、絵画、イラスト、金工、七宝焼、押し花。和紙工芸などの作品が出品される。例年「青谷上寺地遺跡を学ぶ会」も「あおや文化まつり」において活動成果を展示している。

青谷地域にぎわい創出実行委員会は地域の振興と活性化を目的とした様々な事業を企画、開催しており、地域の各種団体の代表などが集まって部会を組織し、地元の魅力を情報発信している。現在、青谷地域にぎわい創出実行委員会には鳥取県地域づくり振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課青谷上寺地遺跡整備室も一員として加わっており、2018（平成 30）年 9 月 2 日（土）には青谷上寺地遺跡をテーマとした「青谷上寺地遺跡まつり」を開催した。

今後も、地域で活動する諸団体と連携を深め、活用事業を推進し、情報を広く発信していくことが重要である。

2　関連法規制

（1）文化財保護に関する法的規制（文化財保護法）

①史跡の現状変更など

青谷上寺地遺跡は国史跡に指定されており、指定地内において「その現状を変更し、又はそ

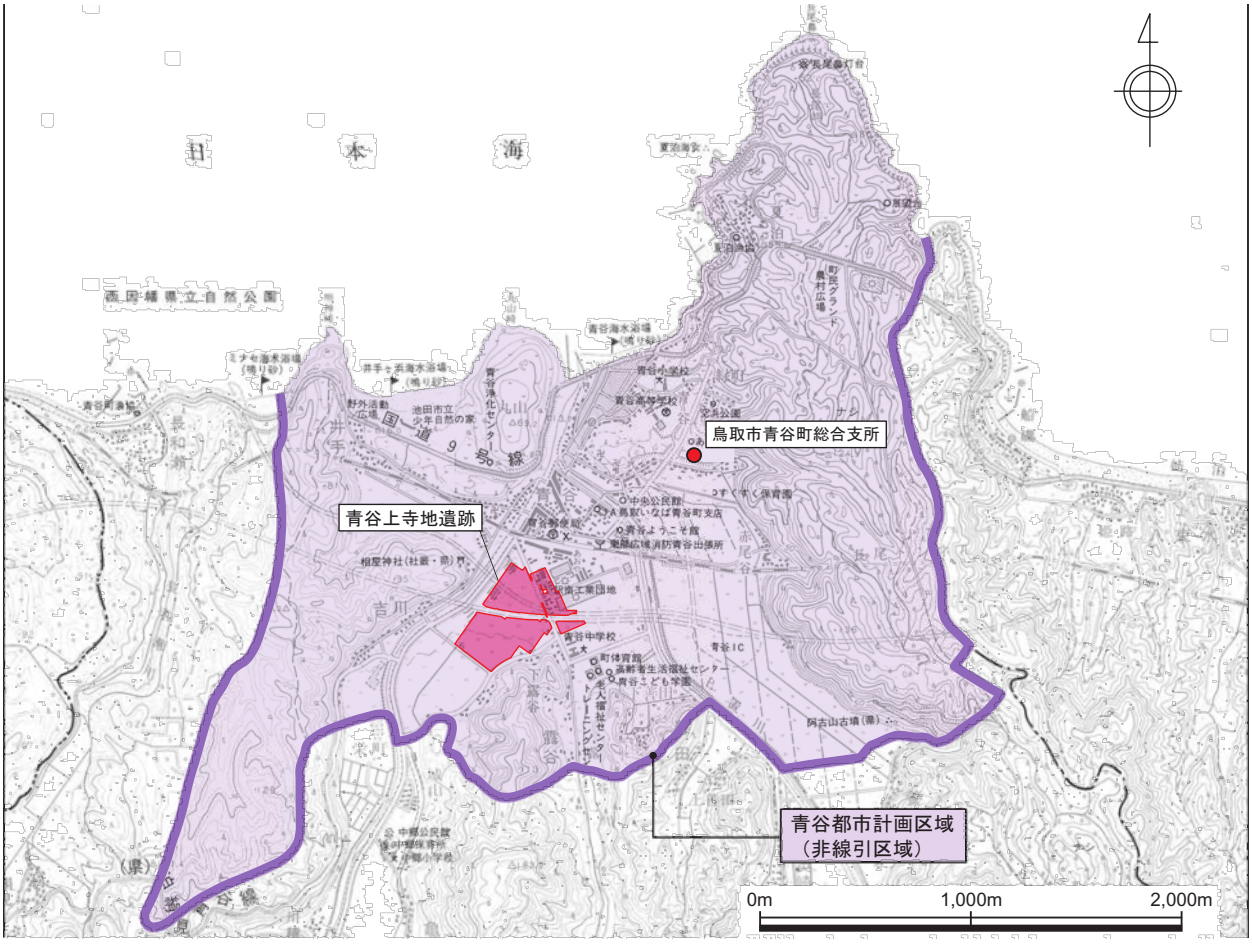

図Ⅱ-26　都市計画図（青谷地域）

の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第 125 条に基づき文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第 168 条の同意）が必要となる。現状変更申請が必要な行為は、工事など次の事項が想定される。

ア．鉄道用地・道路の管理のための修繕、改修工事
イ．公園などの管理のための修繕、改修工事
ウ．建築物※1・構造物の新築、増築、改築、移転または除却※2

※1　建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し又は移転することをいう（建築基準法第 2 条 13 号）。
※2　建築物など（建築又は設置の日から 50 年以上を経過している建築物など）の除却
・新築…新たに建築物を建築するもので増築、改築又は移転に該当しない建築。
・増築…既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するもの。
①既存の建築と同一敷地内であること、②既存の建築と用途が不可分であること
・改築…建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ること。
・移転…同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すこと。

エ．工作物の新築、増築、改築、移転または除却
オ．造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立てなどの地形の改変
カ．木竹の伐採、植栽
キ．地中埋設物の設置、撤去
ク．建築物・工作物などの色彩の変更
ケ．発掘調査及び保存整備
コ．その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更を行う場合は、事業主体者は文化庁、および関係機関と協議を行ったうえで、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものについては立会）し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行うこととし、規模の大きな現状変更に際しては、学術調査の結果を踏まえたうえで、学識経験者などで構成される委員会を設置し、計画の検討を行うことが望ましいとされる。

②埋蔵文化財包蔵地における土木工事など

ガイダンス施設などの計画地は、指定地外ではあるが周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などで掘削しようとする場合は、事前に県または市町村の教育委員会などに対して法第 93 条に基づく届出、または文化庁に対して法第 94 条に基づく通知を行わなければならない。したがって、その区域内で掘削を伴う土木工事を行おうとする者に対しては、文化財保護法の遵守と、そのために必要な手続きや措置に対し協力を求める必要がある。

（2）土地の用途に関する法的規制

①都市計画法

地域は、鳥取市の青谷都市計画区域に含まれ、その全域が非線引区域に該当する（図Ⅱ -26

参照)。非線引区域とは、都市計画法上「区域区分が定められていない都市計画区域」（市街化区域にも市街化調整区域にも区分されていない区域）を指し、3,000 m^{2}以上の開発行為（土地の盛土・切土など）は、鳥取市長の許可が必要となる。

②農地法および農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

史跡指定地の南～南西側（勝部川東側地域、史跡指定地外）に所在するの水田の大半が農地

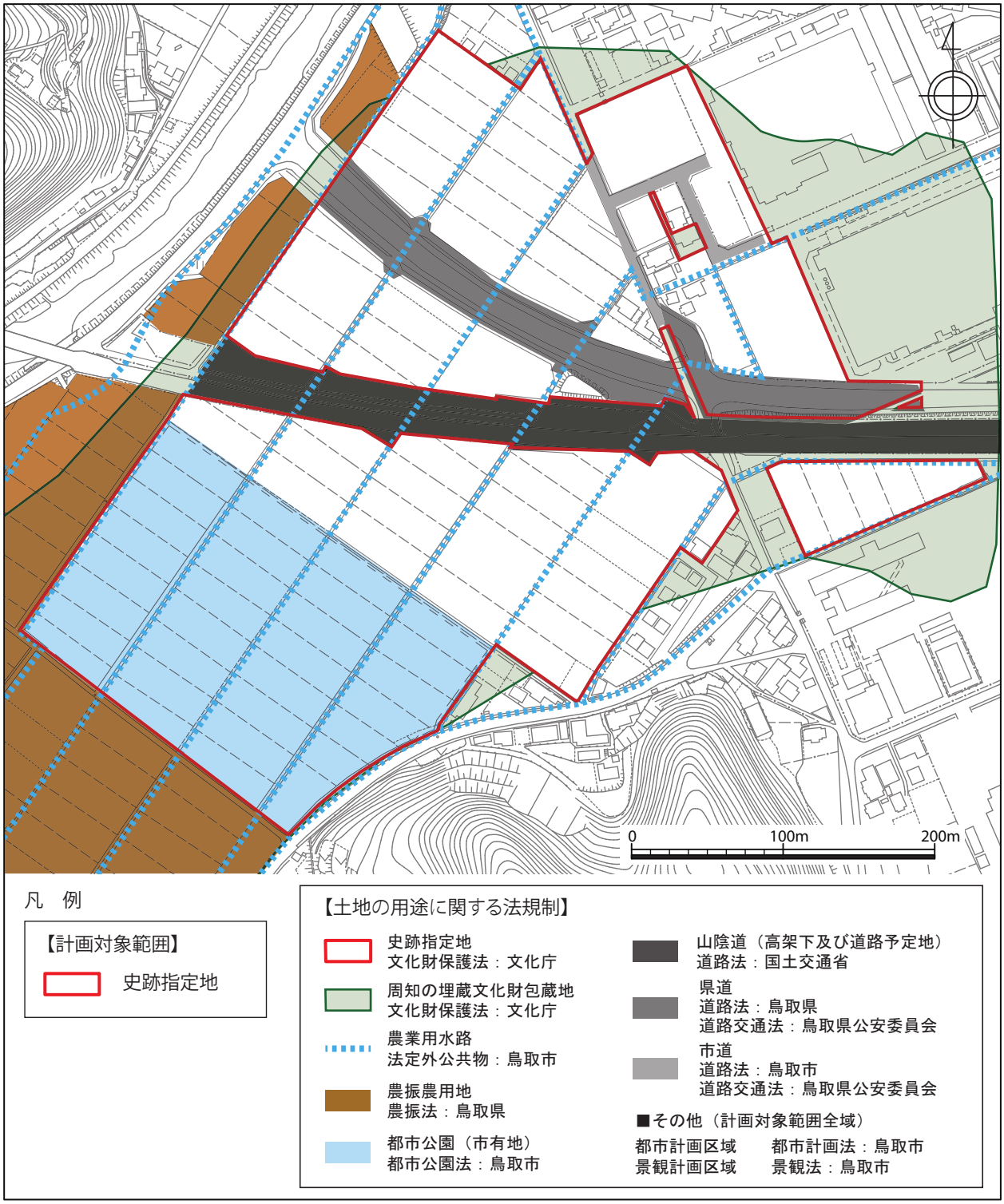

図Ⅱ-27　計画対象範囲にかかる法規制

法が定める第1種、第2種農地及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農用地区域（以下、農振農用地区域）となっている（図Ⅱ-27)。公益性の高い事業の用に供する場合などを除き、原則として農地からの転用及び農振農用地区域からの除外は不許可となっている。ただし、農地以外に転用された土地の権利を取得するものが県である場合は転用許可が不要となる。なお、既存の史跡指定地については既に農振法が除外されているが、新たに指定地を追加した場合は、その土地の整備にあたって農振法除外の手続きが必要である。

③道路法

道路の占用の許可については道路法第32、33条に定められているとおり、道路管理者（山陰道：国土交通省、県道：鳥取県、市道：鳥取市）の許可が必要である。道路の占用は、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限る旨、規定されているが、高架の道路の路面下については同法33条第2項で「高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの」に対しては、この規定は緩和されている。

ただし、占用主体は高架の道路の保全に支障を生ずることの無いよう占用物件を的確に管理することができると認められる者であることとされ、日常点検を実施する必要がある。

④道路交通法

道路の占用においては、道路法と同時に、道路交通法第76条に定める禁止行為に該当しないこと、同法第77条に定める道路の使用許可の基準を満たすことが求められる。

⑤都市公園法

史跡指定地内の南側4.18haは鳥取市管理の都市公園用地であり、管理者以外の者が公園施設を設置する場合は、都市公園法第5条に基づき、鳥取市都市公園条例による許可を要する。

また、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（同法第7条に規定されるものに限る）を設け、占用しようとする場合も、鳥取市都市公園条例による許可を要する。

⑥景観法

史跡指定地を含む鳥取市の全域は、鳥取市景観計画において景観計画区域に定められており、景観の保全や周辺との調和を重視した景観形成を目指している。そのため、建築面積1,000㎡以上の建築物又は高さ13ｍを超える建築物・工作物は、鳥取市長への届出対象となる。

⑦鳥取市法定外公共物管理条例（平成28年条例8号）

第4条、法定外公共物の敷地内において次に掲げる行為（維持管理するために行うしゅんせつ、修繕などは除く）を行う際は、鳥取市長の許可を受ける必要がある。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様に許可が必要となる。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は除去すること。

(2) 流水を使用すること（かんがいの用その他公共の用に供する場合を除く。）。

(3) 土石、竹木その他これらに類する産出物を採取すること。

(4) 掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。
(5) 立木を植栽又は伐採すること。
(6) 法定外公共物を本来の目的以外の目的に使用すること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の現状に影響を及ぼし、又はそのおそれがある行為を行うこと。

3　上位計画・関連計画

県および旧青谷町・鳥取市における上位計画および関連計画を下記に記す。

（1）上位計画

本計画の上位に位置する計画で、鳥取県および鳥取市の総合計画である。

①『鳥取県元気づくり総合戦略～響かせようトットリズム～（平成 27 年～平成 31 年）』

鳥取県元気づくり総合戦略は、地方創生の実現のため東京圏に集中している人の流れを変えるとともに、子どもが増え「人口減少に歯止めをかける」対策と「人口減でも持続的で活力ある地域をつくる」対策の両方を推進するものとして策定された。第 3 章（3）「まちづくり」において「県内各地では、芸術・文化をツールとした地域づくりが活発化するとともに、魅力的な地域資源である伝統芸能や行事を活用した交流にも関心が高まっており、地域の創造性をさらに高めていくため、県民が多彩な文化芸術に親しむ環境づくりを進めます。」また、「青谷上寺地遺跡、たたら、鉄道遺産など文化遺産の魅力を活かした地域の活性化を進めます。」と記載されており、青谷上寺地遺跡などの文化遺産の魅力を活かした地域の活性化の推進をかかげている。

②『第 10 次鳥取市総合計画（平成 28 年～平成 37 年）』

「第 10 次鳥取市総合計画」は、地方創生の時代にあたり、平成 30 年 4 月の中核市への移行を見据え策定された。「第 2 編第 2 章まちづくり目標　3. 政策 3. 施策 2 文化財の整備・保存・活用」において、「本市は、恵まれた自然環境のもとで、長い歴史と伝統文化に支えられ、山陰地方を代表する都市として発展したまちであり、史跡鳥取城附太閤ヶ平・史跡青谷上寺地遺跡（国指定）（中略）をはじめ、数多くの文化財が所在しています」として現状を捉え、施策の基本的方向として「歴史と文化の薫りに満ちた活力あるまちづくりを進め、文化財を愛護する精神の醸成を図るとともに、保護と活用により郷土の誇りである文化財を次世代へ継承します」としている。さらに、施策の主な内容として「史跡鳥取城附太閤ヶ平、史跡青谷上寺地遺跡、重要文化財旧美歎水源地水道施設をはじめとする本市の貴重な文化財の保護、整備に取り組みます。」と記載されており、青谷上寺地遺跡を保護・整備対象の文化財として位置づけている。

（2）関連計画

鳥取県および鳥取市の総合計画に準拠して定められた計画で、青谷上寺地遺跡整備活用基本計画と関連する具体的な計画である。

①『鳥取県の将来ビジョン（追補版）（平成 20 年～平成 30 年）』

鳥取県の将来ビジョンは、「県民、NPO、住民団体、企業、各団体などの知恵と力を結集して、地域・県外・国外と「顔が見えるネットワーク」を持ちながら様々な活動を行う活力あふれる鳥取県」を方針として策定された。Ⅳ（1）「本県の豊かな歴史、自然･環境、食、文化などを知り、楽しむとともに、「「価値実感生活」の実現」において、「県内には、（中略）弥生ロマンあふれる妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡など、魅力的な史跡やまちなみ、麒麟獅子舞、因幡の傘踊りなどの伝統芸能など、数多くの歴史・文化資産があります。（中略）これらを次代に継承するとともに、地域文化財を活用して、鳥取に暮らすことに「誇り」を感じられるような個性的な地域づくりを展開することが求められています。」と記載されており、青谷上寺地遺跡を個性的な地域づくりのための貴重な財産として位置づけ、県内外に情報発信を行い、広く紹介するとしている。

②『鳥取県環境基本計画（平成 23 年～平成 32 年）』

「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」の規程に基づき策定された。6 つの目標のうち､3.2. Ⅵ「美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進」において、「本県には、地域の人々の長年の生活の中で形成され、残されてきた史跡や遺跡などの素晴らしい歴史的遺産もあります。これらの優れた地域の景観や歴史的遺産は、自然環境の素晴らしさ、地域の歴史や文化を将来に伝える貴重な資源であるとともに、県民の地域への親しみや愛着を育む資源として重要な役割を果たしています。」として、歴史的遺産に対して、①美しい景観の保全と創造②歴史的文化的街なみの保存と整備の取組みを進めるとしている。

③『鳥取市新市域振興ビジョン（平成 28 年～平成 37 年）』

「鳥取市新市域振興ビジョン」は、新市域（岩美郡国府町・福部村、気高郡気高町・鹿野町・青谷町、八頭郡河原町・用瀬町・佐治村）の 10 年先を見据えた夢のある将来像を描き、行財政基盤の確立や地域振興の継続・発展、協働によるまちづくりの推進など、地域それぞれ特有の「個性」を活かしたまちづくりの方向性を示すものとして策定された。「②青谷上寺地遺跡の利活用」の項目において、「遺跡を集客の目玉の 1 つとして、本町を挙げて認知度を上げるとともに、充実した施設の早期整備を推進する必要があります」として、青谷上寺地遺跡を新市域の将来像において集客の目玉として位置付けている。

④『新市まちづくり計画（H27.3 変更）（平成 16 年～平成 31 年）』

新市がめざす将来像「人が輝き　まちがきらめく　快適・環境都市　鳥取」の実現に向けて策定された。第 5 章第 1 節 7「地域文化の振興」において、「新市における拠点地域は、それぞれが固有の文化を持ち個性的な伝統・芸能を継承しています。（中略）地域内の歴史的資産を保存し、学校教育や生涯教育の教材として有効利用に活用することが重要」として、青谷上寺地遺跡については、「文化財の保存・整備・活用と内外への情報発信」を具体的な取組みとしている。

⑤『鳥取市都市計画マスタープラン（平成 18 年～）』

「鳥取市都市計画マスタープラン」は、市町村の都市計画に関する基本的な方針で、これからの社会状況の変化をふまえながら、都市の将来像を描き、これからのまちづくりを進めるにあたっての方針となるものとして策定された。3.6. ②「公園･緑地の整備方針」において、「青谷上寺地遺跡保存整備活用基本構想」に基づき、地域住民と協力しながら保存・整備・活用を促進するとしている。

⑥『鳥取市都市再生整備計画（青谷地区）（平成 26 年～平成 30 年）』

都市再生整備計画事業は、地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度である。目標において、「地域資源の有効活用により、魅力あるまちづくりを推進する。」と設定している。目標設定根拠として、「本地区は、地下の弥生博物館と称される『青谷上寺地遺跡』があり、この遺跡からは、弥生人の脳を始め、全国的にも珍しい多種多様な遺物が、極めて保存状態の良い状態で出土している」ことを挙げるとともに、「青谷町には、青谷上寺地遺跡、和紙、宿場町の風情などの歴史的資源（略）が多数存在するが、既存施設の点在などが原因で、青谷町の中心地である当地区において、歴史的資源および自然的資源が十分に活用されていない。」ことを課題としている。さらに、整備方針において、「『青谷上寺地遺跡保存管理計画・整備活用基本計画』に基づいて整備が進められることにより、地区住民が誇れるまちの実現を図ることができる。また、整備が進みまちの魅力が向上することにより、交流人口の拡大が期待される。」として、青谷上寺地遺跡の事業を関連事業として位置付けている。

⑦『青谷町版総合戦略（平成 28 年 3 月策定）』

「青谷町版総合戦略」は、「新市域振興ビジョン」に掲げた事業や取り組みをより具体化、明確化するため、地域や各種団体、地域振興会議での議論を踏まえ策定された。第 3 章（3）「地域資源」において、「（略）弥生の遺跡「青谷上寺地遺跡」（略）など、すばらしい「地域資源」をまちづくりや交流人口の拡大に繋げることが急がれ、地域の人たちが青谷の地域資源を良く知ることが重要です。」として、地域資源を活かした“まちの魅力づくり”において青谷上寺地遺跡を重要な地域資源として位置付けている。

第Ⅲ章　史跡青谷上寺地遺跡の現状と課題

第１節　史跡指定と公有化状況

１　文化財指定の概要

（１）指定名称と所在地

青谷上寺地遺跡（あおやかみじちいせき）
鳥取県鳥取市青谷町青谷字上寺地４２４５番　外　１５８筆

（２）指定年月日・追加指定年月日

平成２０年　３月２８日（文部科学省告示第　３４号）
平成２２年　８月　５日（文部科学省告示第１２８号）
平成２３年　９月２１日（文部科学省告示第１４４号）
平成２５年１０月１７日（文部科学省告示第１４７号）
平成２６年１０月　６日（文部科学省告示第１４２号）

（３）指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
史跡の部第１（貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡）

（４）指定面積

１４６，１３２．９９㎡

２　公有化状況

平成 20 年の史跡指定時の土地の所有状況は、県道が県有地、市道および市営住宅部分が市有地となっている他は民有地であり（旧青谷町統合小学校予定地は鳥取市が所有）、指定地の 80％以上が民有地であった。史跡指定後に公有化を進めた結果、現在は 99％が公有地となっている（図Ⅲ -1）。

史跡指定計画範囲内に所在する未指定地については、今後も指定に関する協議を行い、史跡の追加指定を行うことにより適切な遺構保存に努める。史跡内の民有地については、公有化に努め、整備活用を図る。

３　管理と活用

指定地は、現在、民有地を除き、県有地は鳥取県が、市有地は鳥取市が草刈りなどの維持管理を行っている。また、県有地については、「青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会事業」と「青

表Ⅲ -1　史跡指定地 地番一覧

指定年月日	平成20年3月28日（文部科学省告示第34号）
所在地・指定地番	鳥取県鳥取市　青谷町吉川字東岩本 15番、16番1、16番2、19番、20番、23番、25番、27番、28番1 鳥取県鳥取市　青谷町吉川字竹ヶ鼻 175番、176番、177番、178番、179番、180番、181番、 182番 鳥取県鳥取市　青谷町吉川字鳥越 183番、184番、187番、188番、189番、190番、191番2、 192番、193番1、194番2、195番2、196番、197番、198番、 199番1、200番 鳥取県鳥取市　青谷町青谷字イタラズ 4131番1、4131番4 鳥取県鳥取市　青谷町青谷字下寺地 4160番3、4160番4のうち実測38.04㎡、4162番1のうち実測350.09㎡、 4162番2のうち実測653.68㎡、4162番3、4162番4、4163番1、4163番2、 4164番1、4164番2、4164番3、4164番4、4165番1、4165番2、4165番3、 4165番4、4165番5、4165番6、4165番7、4165番8、4166番2、4166番6、 4166番10、4168番1、4168番2、4168番3、4168番4、4168番5、 4169番1のうち実測212.81㎡、4169番2のうち実測579.68㎡、4169番3のうち実測153.49㎡、 4169番4、4169番5のうち実測60.52㎡、4172番1のうち実測3235.94㎡、4176番、 4176番1、4177番1、4177番3、4177番4、4177番5、4177番6 鳥取県鳥取市　青谷町青谷字中畦 4178番2、4178番4、4178番5、4179番3、4180番のうち実測1275.44㎡、 4180番4、4184番1、4184番2、4185番1、4185番2、4186番1、4187番1、 4188番1 鳥取県鳥取市　青谷町青谷字上寺地 4204番3、4210番1、4211番、4212番、4213番、4214番、4215番、 4216番1、4217番1、4217番9、4217番10、4217番12、4218番4、4218番5、 4219番2、4220番1、4220番3、4221番1、4222番1、4223番1、4224番1、 4225番、4226番、4227番、4228番、4229番、4230番、4231番、 4232番、4233番1、4234番1、4235番1、4236番1、4244番1、4244番2、 4245番、4246番1、4246番2、4247番、4248番2、4249番1、4249番2 鳥取県鳥取市　青谷町青谷字法華寺 4250番1、4251番、4252番、4253番、4254番1、4254番2、4255番、 4256番1、4256番2、4257番、4258番1、4259番1、4261番1、4262番、 4263番、4264番3、4265番1、4267番1、4269番、4270番、4271番1、 4271番2、4272番、4273番1、4273番2、4274番、4275番、4276番、 4277番 上記地域に介在する道路敷及び水路敷、鳥取県鳥取市青谷町青谷字下寺地4166番5と4177番1と4177番5と4176番に挟まれる道路敷及び水路敷、同字上寺地4219番1と同4247番と同4248番1に挟まれる道路敷及び水路敷、同字上寺地4248番3と同字法華寺4252番に挟まれる水路敷、同字法華寺4259番1と同4268番に挟まれる道路敷及び水路敷を含む。
指定面積	139,875.13㎡

指定年月日	平成22年8月5日（文部科学省告示第128号）
所在地・指定地番	鳥取県鳥取市 青谷町青谷字下寺地 4166番1、4166番4、4166番5 鳥取県鳥取市 青谷町青谷字上寺地 4204番10、4205番3、4210番2、4216番2、4216番3、4217番4、4217番8、 4219番1、4219番3、4248番3
指定面積	3,217.88㎡

指定年月日	平成23年9月21日（文部科学省告示第144号）
所在地・指定地番	鳥取県鳥取市 青谷町青谷字上寺地 4248番1 鳥取県鳥取市 青谷町青谷字法華寺 4268番
指定面積	2,090.00㎡

指定年月日	平成25年10月17日（文部科学省告示第147号）
所在地・指定地番	鳥取県鳥取市 青谷町青谷字上寺地 4216番4、4217番11
指定面積	370.24㎡

指定年月日	平成26年10月6日（文部科学省告示第142号）
所在地・指定地番	鳥取県鳥取市 青谷町青谷字下寺地 4166番8、、4166番9
指定面積	579.74㎡

谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業」による維持管理と活用などを行っている場所がある（図Ⅲ-2）。

青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会とは、青谷上寺地遺跡の保存と活用を推進するため、県と市および民間が協働・連携して、保存・活用事業等を行うことを目的として、平成２２年に設置された組織である。指定地の維持管理に関連する取り組みとして、指定地内の一部で古代米体験水田の運営、アズキ等の作物栽培委託を行っている。

一方、青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業は、平成２４年度にはじまった取り組みで、史跡を維持管理しながら活用を図る団体等に対し、鳥取県が必要な支援を行うものである。現在、地元自治会、企業、公社、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等が、指定地内でレンゲやコスモス、紅花・茜・藍等の栽培を行っている。

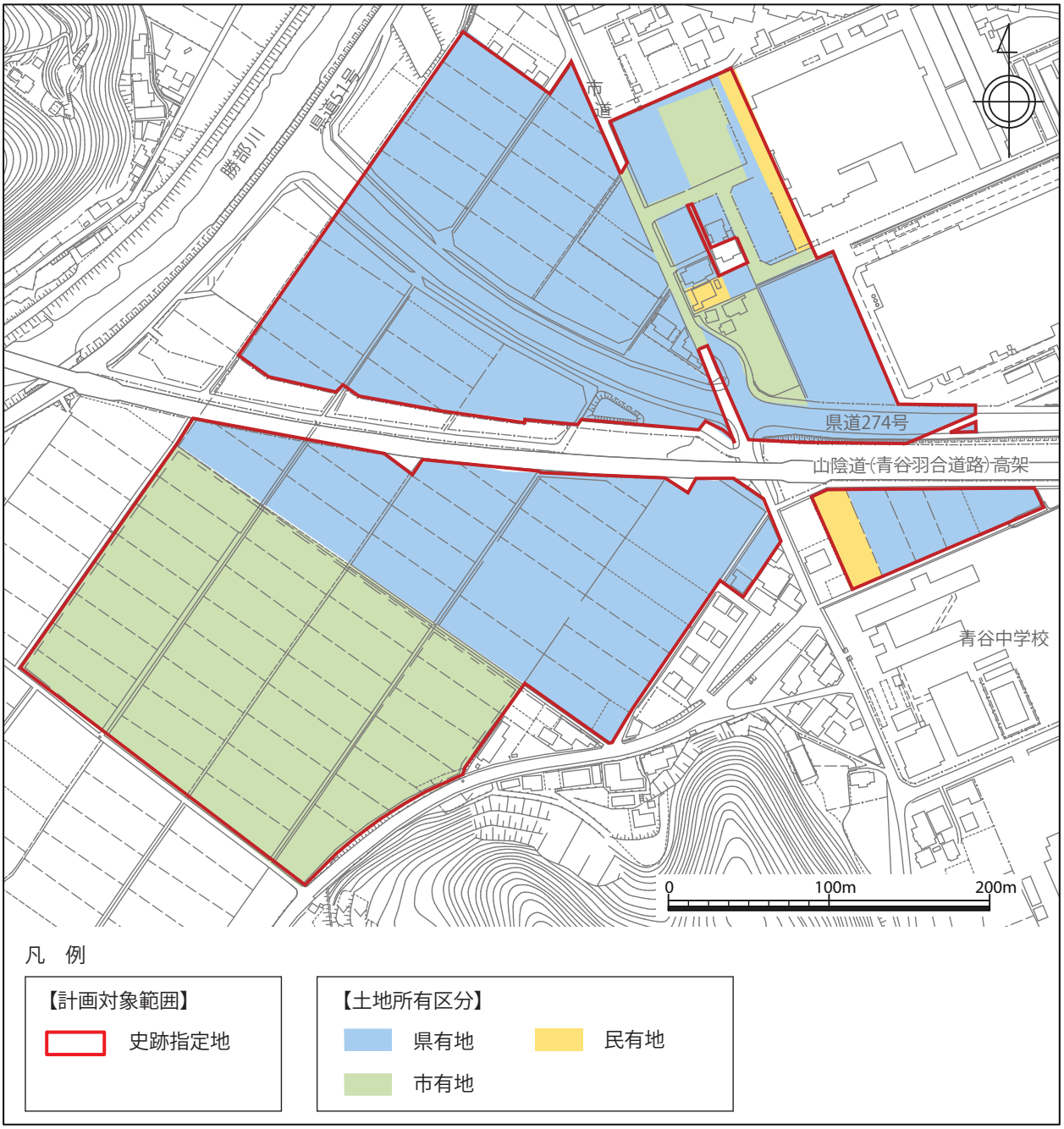
勝部川
県道51号
市道
県道274号
山陰道(青谷羽合道路)高架
青谷中学校
0
100m
200m
凡　例
【計画対象範囲】
史跡指定地
【土地所有区分】
県有地
民有地
市有地

図Ⅲ -1　土地所有区分図

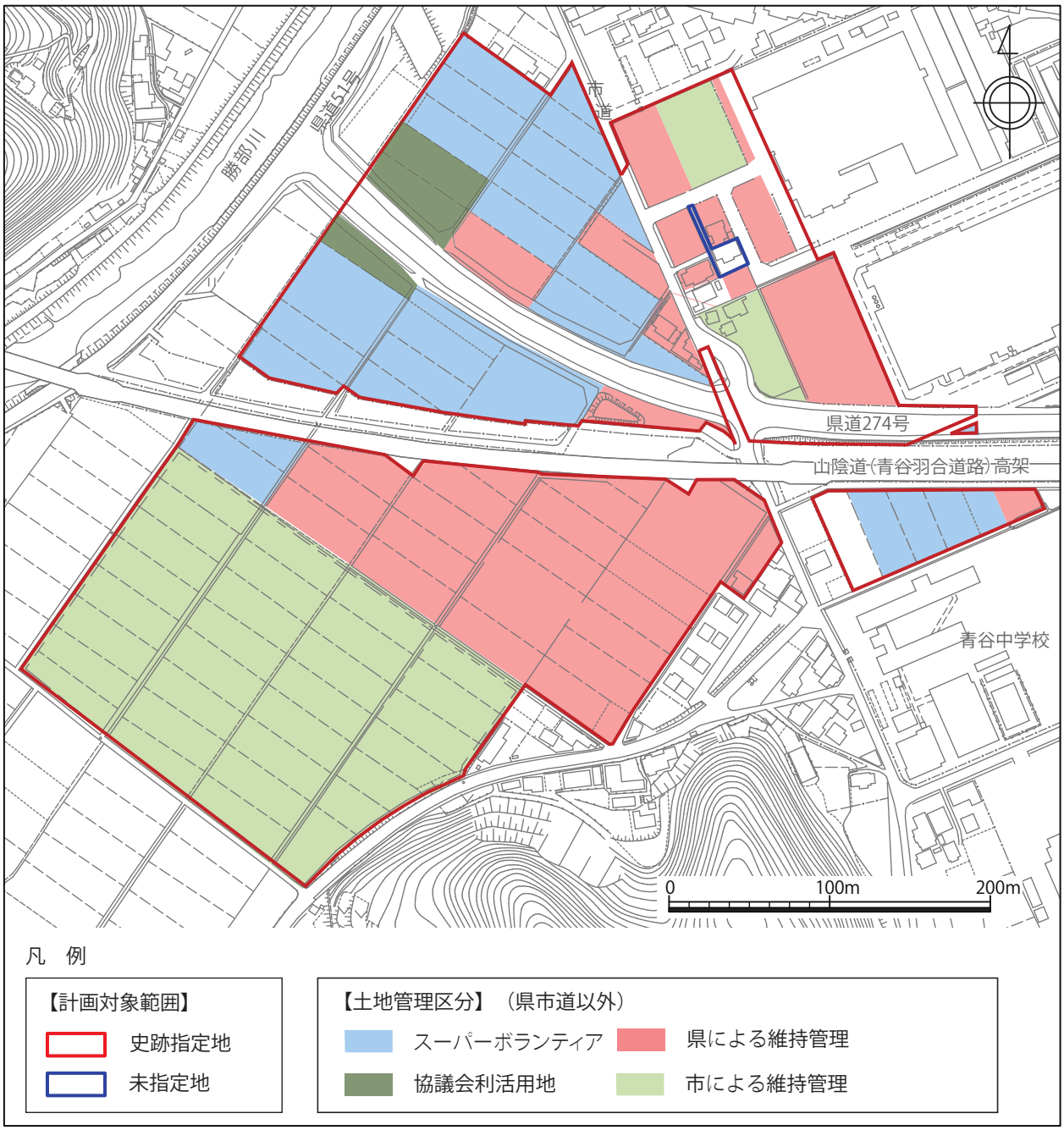

図Ⅲ -2　土地管理区分図（県道と民有地の除く）

第２節　史跡の現状

１　工学的調査（ボーリング）

史跡地を含む青谷上寺地遺跡地内及びその周辺部では、遺跡の範囲確認や地下水位観測孔掘削などを目的として、100 地点を越える個所でボーリング調査が実施されている。（図Ⅲ -3）。保存されているボーリング・コアについて、堆積学的、岩石学的な検討も含めた地質学的な検討を加え、すべての地質柱状図が作成され、古生物・古環境学的な検討を経て、本遺跡における地質層序の基礎となっている。

国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所が山陰道建設時に実施した地質調査では、深度 20 m以上のボーリングを行い、標準貫入試験を実施しているが、Ｎ値は２～３と非常に低い値を示している（図Ⅲ -4）。平成 30 年度には史跡地内７箇所でスウェーデン式サウンディング試験による地盤強度調査を実施した。造成による盛土層以外はいずれも支持力不足で、不同沈下の恐れを有する軟弱地盤である。

今後の整備で、建築物や構造物を建設する際には、建設地点での地耐力調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼすことのない基礎形状や地盤改良の方法等を検討する必要がある。

２　空間構成

指定地内は山陰道、県道 274 号、市道によって分断されている。特に高架や橋脚などの構造物を伴う山陰道は史跡内における南北方向の視界を遮蔽するとともに、指定地内を南北に二

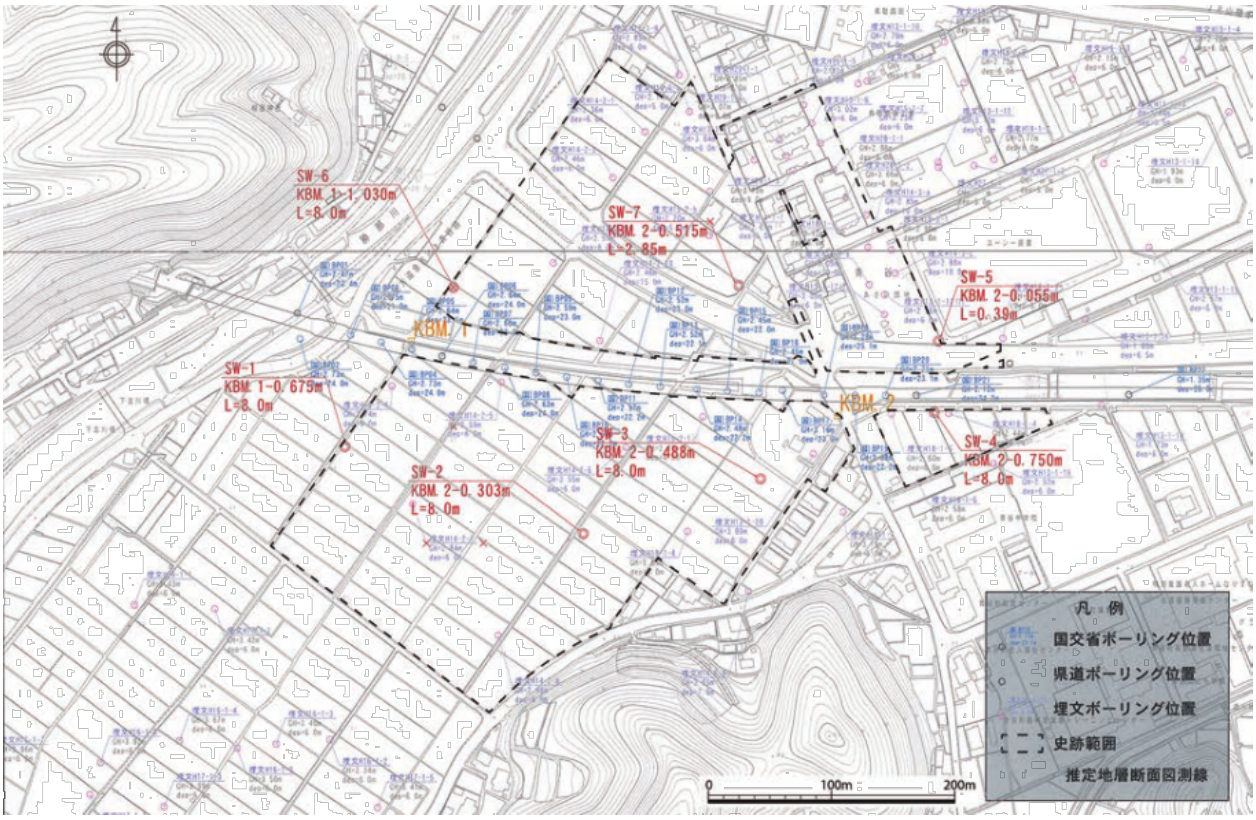

図Ⅲ -3　ボーリング調査位置図

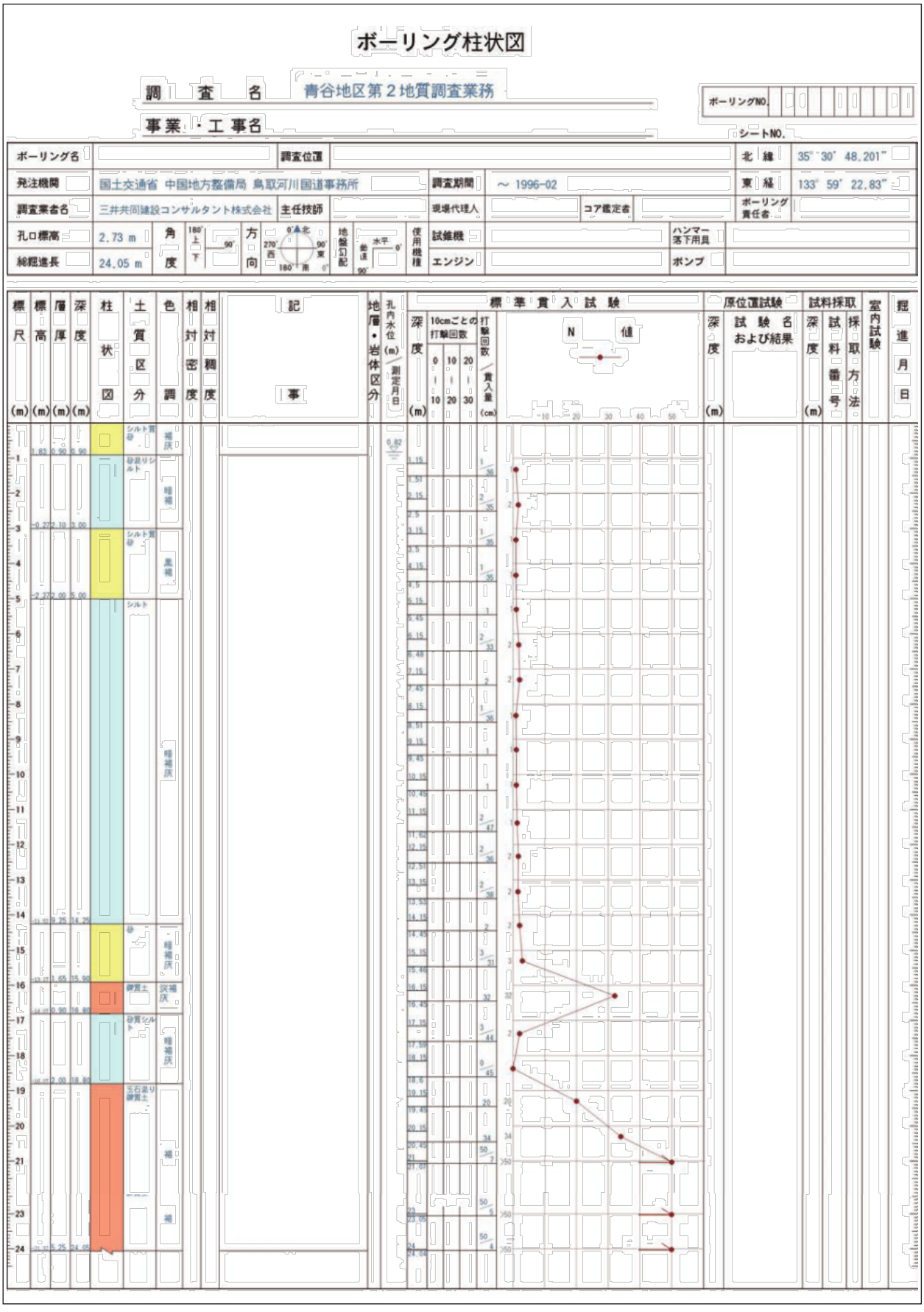

図Ⅲ -4　ボーリング柱状図　国土地盤情報検索サイト "KuniJiban" より転載

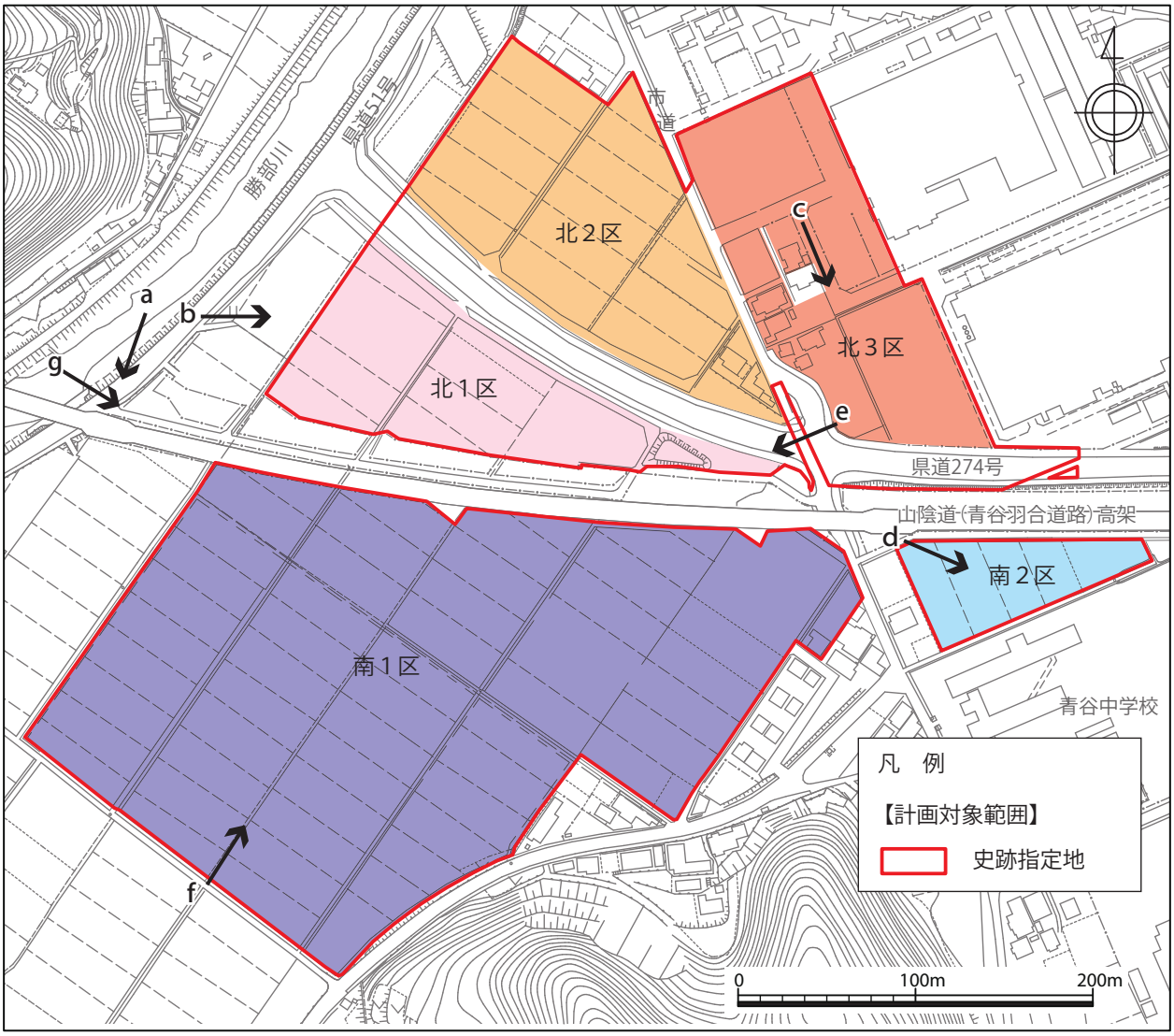

図Ⅲ -5　空間構成と写真撮影位置・方向（写真Ⅲ -1）

分している（図Ⅲ -5、写真Ⅲ -1 ⑦）。こうした道路による分断によって、指定地内の空間は南１区、南２区、北１区、北２区、北３区に大別される（図Ⅲ -5）。

南１区（写真Ⅲ -1 ②）　市道の西側に位置する。指定地内で最も広い区画となる。弥生時代の低地部にあたり、水田に利用されていたエリアと考えられる。南半の約４ha　の範囲は旧青谷町で統合小学校の建設が予定されていたが、現在は都市公園法の適用を受けている。指定以前は水田だったが、現状は草地である。西・南側には水田が広がり、東側は丘陵と住宅地に接する。

南２区　（同③）　市道の東側に位置する。指定地内で最も狭い区画となる。弥生時代の湿地の一部だったと考えられる。指定以前は水田が耕作されていた。南側に青谷中学校が隣接する。

北１区（同④）　県道 274 号線の南側に位置する。西側は水田に接する。東側の一部が弥生時代の微高地に含まれる。古代の官道と思われる道路状遺構が検出されている。指定以前は水田だったが、現在は草地となっている。

北２区（同⑤）　県道 274 号と市道に挟まれる。東半分は弥生時代の微高地で、区画溝を界して、西半分は低地で水田が営まれていたと考えられている。指定以前は大半が水田として耕

①指定地西側に接する水田と県道 51 号

②南 1 区と山陰道（南西から）

③南 2 区と青谷中学校（北西から）

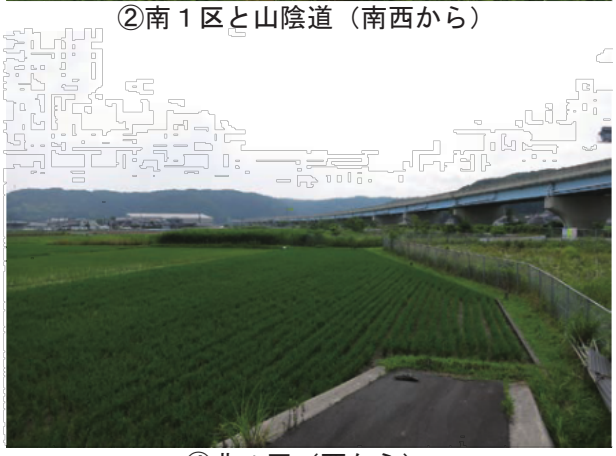

④北 1 区（西から）

⑤北 2 区と県道 274 号側道の解説板（南東から）

⑥北 3 区と工業団地（北から）

⑦山陰道に分断される指定地　左：北 1 区　右：南 1 区（西から）

写真 III -1　指定地の空間構成（現況）

作されており、南側の一部が宅地に造成されていた。北東側は住宅地に接している。また、現在は県道 274 号北側の側道に沿って、青谷上寺地遺跡の解説板が設置されている。

北３区（同⑥） 市道の東側に位置する。大半は弥生時代の微高地部に含まれ、北側には内湾の汀があると推測されている。指定以前は住宅地である。現在も北側及び東側は工業団地に接している。

なお、市道の一部と県道 274 号は史跡指定地に含まれるが、山陰道の高架下及び片側道路予定地部分は史跡指定地外である。

３　用排水利用状況

遺跡の推定範囲一帯に広がる水田では、山田川との合流点より上流側の勝部川から水を引き

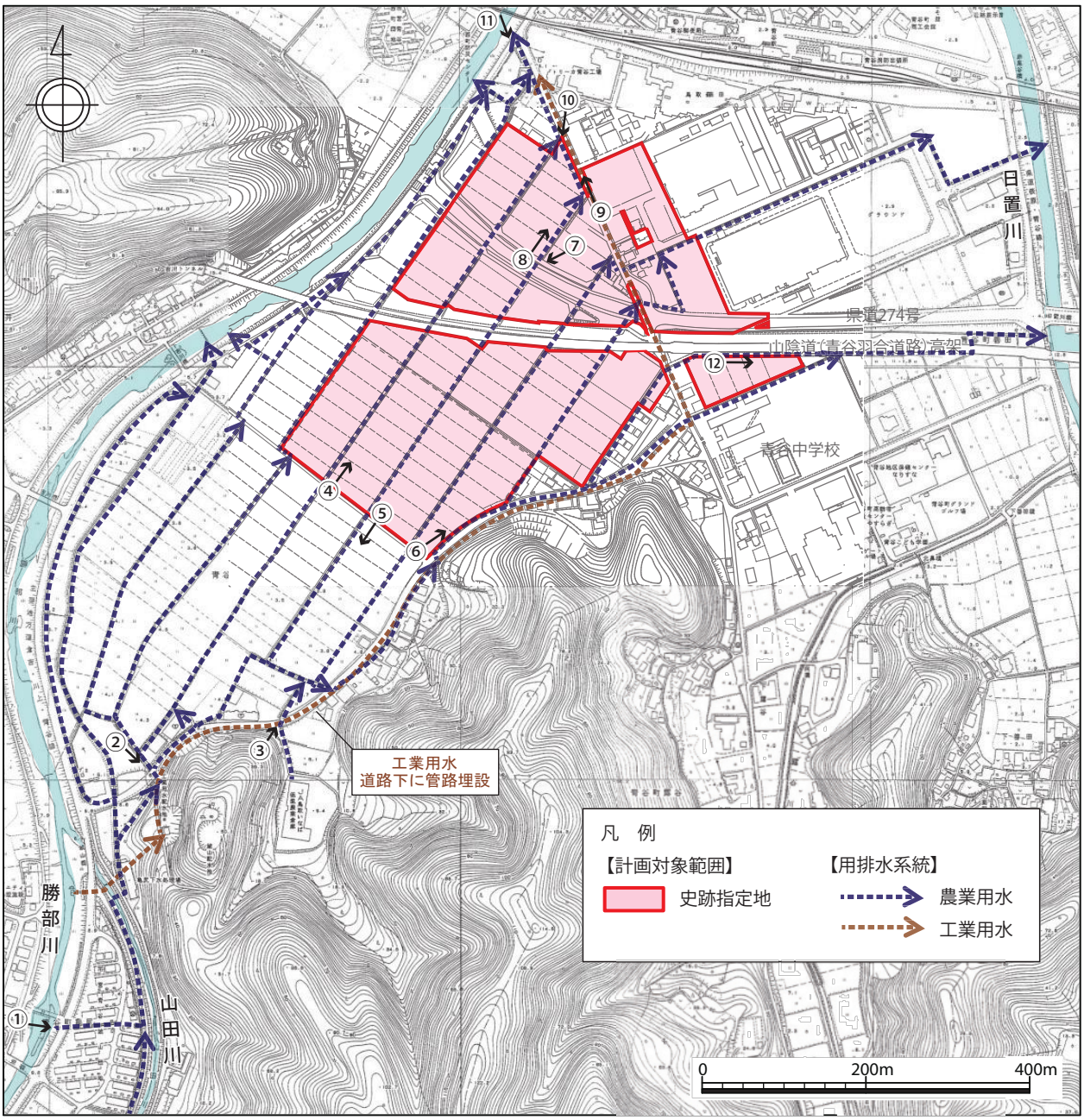

図Ⅲ -6　用排水系統図（図中番号は写真６に対応）

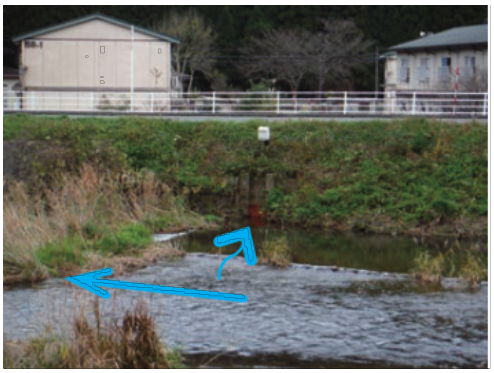

写真①

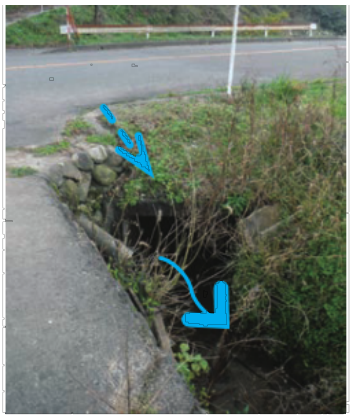

写真②

写真③

写真④

写真⑤

写真⑥

写真⑦

写真⑧

写真⑨

写真⑩

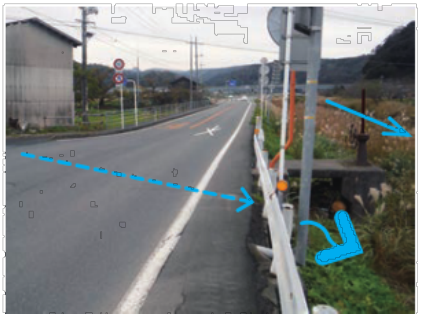

写真⑪

写真⑫

写真Ⅲ -2　用排水状況（矢印は流れの方向を示す）

込み農業用水として使用している。指定地内を流下する用水路は５本あり、西側の２本は市道沿いの水路に流下し勝部川に流出している。東側の３本は日置川に流出するが、うち２本は県道 274 号を横断し工業団地内を経由して、最も東の１本は山陰道に沿ってそれぞれ日置川に流出する。いずれも、史跡より下流側での水利用はない（図Ⅲ -6、写真Ⅲ -2）。

４　景観

史跡の景観について現地調査を行い（写真Ⅲ -4-1・2 ①～⑦）南１区、北１区、北２区にいくつかの視点場を設けて、周囲の景観を観察した。

南１区　南１区は勝部川によって形成された谷の出口に位置しており、東西が丘陵に挟まれている。また南の谷奥側には水田が広がっており、周囲には良好な自然景観が保たれている。南１区の東側から北西側を望むと、広く平坦な南１区を隔てて、広葉樹に覆われた丘陵が見え、山陰道の高架が視界に入る（①）。ただし、南１区は広く、奥行きがあるので、山陰道の高架が著しく景観を損ねる要素にはなっていない。一方、西に立って北東側を眺めた場合も、広く平坦な南１区が一望でき

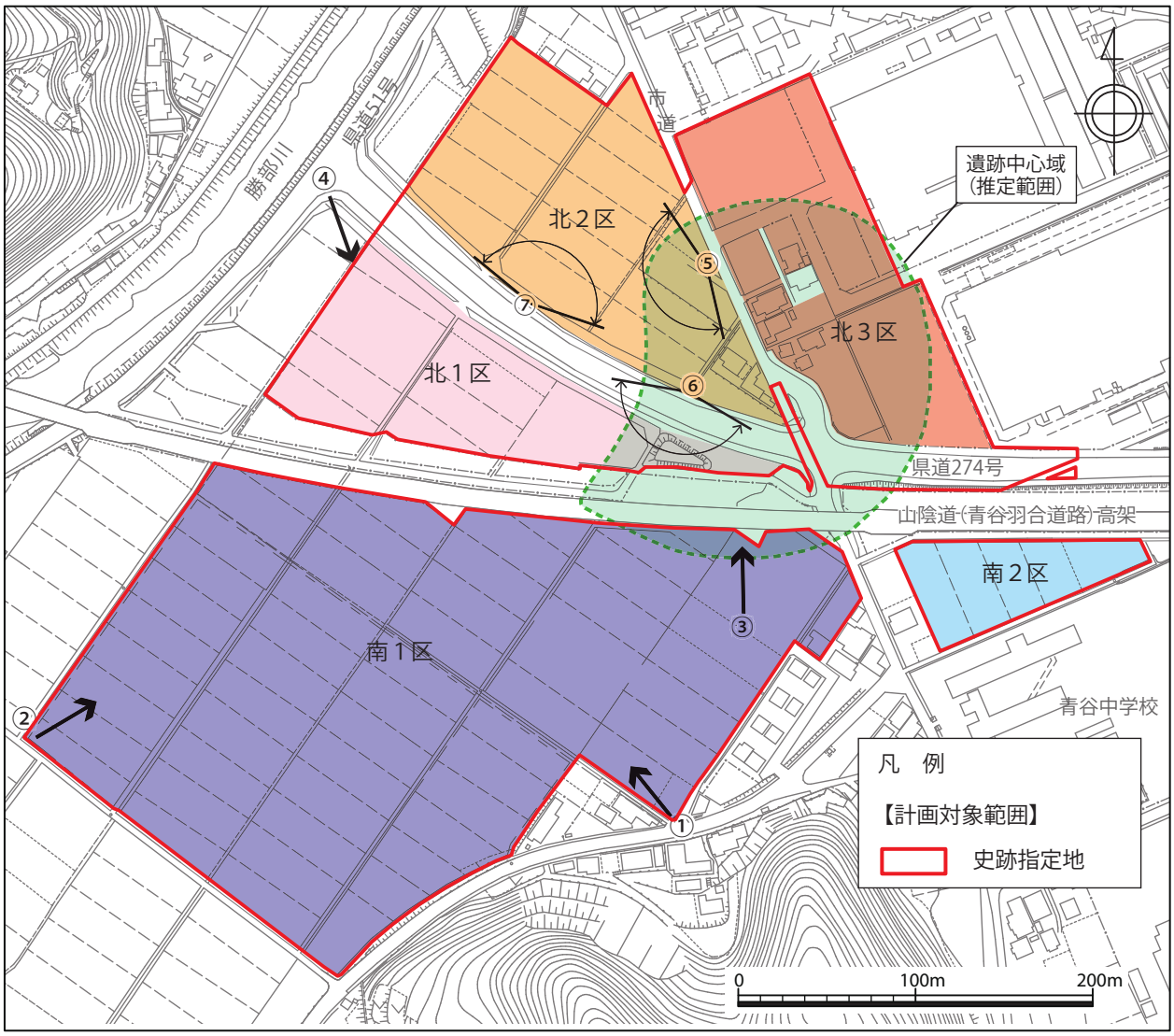

図Ⅲ -7　景観検討対応図

（②）、山陰道の高架越しに史跡の東側に連なる丘陵の稜線を望むことができる。また山陰道の高架の近くに寄って南から北を望むと、橋脚と高架道路が額縁のように見立てられ、弥生時代に微高地のあった北２区を切り取って見ることができる（③）。

北１区　県道 274 号と県道 51 号の交差点付近から北 1 区を南方向に望むと（④）、山陰道の高架越しに史跡の南側にそびえる丘陵の稜線を眺めることができるが、高架に遮蔽されて、南 1 区はほとんど見えない。

北２区　東側（弥生時代の微高地部分の西側）からは、西方に相屋神社のある丘陵から南に続く稜線を望むことができる（⑤）。山並みは弥生時代から大きく変わらない景観であり、遺跡の立地環境を理解する上で重要な視点場となる。一方、南を望むと、遺跡を東西に横断する県道 274 号と山陰道があって、歴史的景観や自然景観は感じにくい（⑥）。また北 2 区の西側では、現在、青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会などが古代米の栽培しており、秋には刈取り後の稲がはさ架けされるなど、昔ながらの田園風景が眺望できる（⑦）。なお、北側には住宅地や工業団地が広がり、古い地形が失われてい

①南１区周辺東側からの眺望

②南１区西側（旧青谷町統合小学校予定地）からの眺望

③南１区から山陰道の高架越しに見た北２区側の眺望

写真Ⅲ -4-1　史跡及び周辺の景観（1）

る。弥生時代に微高地があり、活動の中心的な場所だったことを顕在化させるための地形の復元的整備も検討する必要がある。

④北 1 区北側からの眺望

⑤北 2 区東側からの眺望

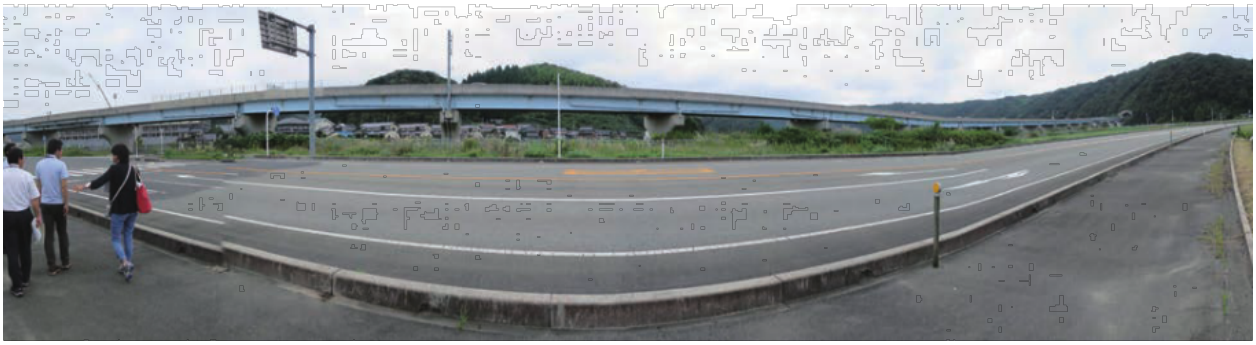

⑥北 2 区南側からの景観

⑦北 2 区西側の景観

写真Ⅲ -4-2　史跡及び周辺の景観（2）

第３節　青谷上寺地遺跡の調査研究と保存・整備における課題

１　発掘調査と遺構の保存

青谷上寺地遺跡では、2010（平成 22）年度に設置された「青谷上寺地遺跡景観復原プロジェクトチーム」による古環境復元を通じて、弥生時代の埋没地形が明らかにされ、史跡指定地の南半には湿地帯が広がり、そこに水田が営まれていたこと、そして北半では内湾に面した微高地に交易やものづくりなどの活動拠点が形成されていたことが明らかになっている。こうした情報は、史跡整備におけるグランドデザインの大枠となる。

しかし、約 14ha におよぶ史跡指定地の中で、発掘調査が行われて地下に埋蔵された弥生時代の遺構や遺物の情報が面的に把握できる場所は一部に限られており、遺跡内で居住域や墓域の有無の確認に至っていない。微高地の周囲で検出されている弥生時代中期や後期の区画溝についても課題がある。第１次発掘調査の国道１区と第９次発掘調査区、第 12 次発掘調査区で検出された溝については、一連の溝との理解のもと南側区画溝 SD33 と呼称しているが、国道１区と第９次発掘調査区の間にはかなりの離隔があり、点線で結ぶ溝のラインは推定線にとどまっている。さらに南側区画溝 SD33 が東へ延伸した先でどのように展開し、第１次発掘調査で検出された東側区画溝（SD38）とどのような関係性をみせるのかも課題である。また、微高地（中心域）が弥生時代中期後葉から後期にかけて東に拡張するという所見も、最盛期の青谷上寺地遺跡を理解する上で重要だが、中期後葉の東側区画溝 SD27 が役割を終え、後期の東側区画溝 SD38 が設置されるに至るまでの過程はつまびらかではない。

そこで今後は、これまでに提示してきた所見の検証を目的とした発掘調査を計画し、史跡指定地内における弥生時代の集落景観を具体的に描き出し、より確実性の高い情報をもとに整備を進めていく必要がある。

整備事業に関連付けて 2016（平成 28）、2017（平成 29）年度に微高地（中心域）西寄りで実施した第 17 次発掘調査では、微高地（中心域）においてガラス小玉などの生産が行われていたことなどが新たに明らかとなった。しかし、当初推定されていた場所に西側区画溝 SD11 の延伸は確認できず、課題も残った。さらに 2018（平成 30）、2019（令和元）年度には第 18 次発掘調査として、微高地（中心域）の北寄りに調査区を設定した。ここでは海浜部に近い場所の詳細な情報が得られることを期待している。今後検証すべき課題は多く、長期的な展望のもと、当面の間、発掘調査を効果的に実施していく必要がある。

２　出土遺物の保存

青谷上寺地遺跡は、良好な保存状態で出土した多種多様な遺物によって弥生時代の生活相を具体的に知ることができる遺跡として評価されている。すなわち当遺跡の出土遺物は、現代の人々に弥生時代の実態を視覚的に直接伝えることができる稀有な資料であり、また調査研究によって新たな弥生時代像を導き出せる可能性を内包しており、当遺跡の整備活用の根幹をなすものといえる。こうした貴重な資料を適切に保存・活用していくために、保存処理や修復等に

より劣化や破損を防ぐ措置を適宜講じつつ、適切な環境下で体系的な収蔵、保管を図っていくことは、出土遺物管理上の責務であり、かつ当遺跡の整備活用上、必要不可欠な事項である。

当遺跡出土遺物については、第１次発掘調査以降今日まで、多量に出土した木製品や編組製品等の脆弱な有機質遺物の保存処理を優先的に進めてきた。ＰＥＧ含侵処理槽の増設や真空凍結乾燥機の導入によって直営による処理容量の拡充を図る一方で、技術的に難易度が高い有機質遺物や金属製品については専門業者に保存処理を委託するなど、近時の発掘調査で出土した遺物以外については概ね保存処理を実施し終えており、未処理分についても今後処理を継続していく予定である。

当遺跡の出土遺物は、鳥取県埋蔵文化財センター秋里分室ととっとり弥生の王国推進課青谷上寺地遺跡整備室（鳥取市青谷町総合支所内に設置）に分散収蔵している。

両所とも本来的に遺物収蔵を目的としていない部屋を収蔵庫として利用しているため、保存処理の実施の有無にかかわらず保管環境の影響を受けやすい遺物の収蔵にあたっては、空調設備や加湿・除湿装置、遮光設備を追加設置し、秋里分室の一部は断熱壁に改修して、収蔵環境の整備を図っている。

令和元年度、当遺跡の出土遺物のうち、1,353 点の考古資料が重要文化財に指定されることになった。公的に国民の共有財産として位置付けられた資料を末永く保存管理し、適宜公開して国民の文化的向上に供していくためには、現状以上に厳密で適正な管理のもと、より充実した収蔵環境の整備に努めることが責務となる。

３　異なる時代の遺構の取扱い

史跡整備においては、整備の目標とする対象年代を定め、その時代に関する遺構を復元や平面表示等の方法で表現し、複層する時代の遺構については、見学者に混乱を与えないように、説明板等の手段で情報提供するのが一般的である。

本史跡では、弥生時代から古墳時代初頭までの青谷上寺地遺跡に関連する遺構の他、第 13 次～ 15 次調査区で、古代官道及び古代の条里に関する遺構として、道路１条（SF1）、盛土４条（SM1・2・3・4）が確認されている。

これらの遺構は、古代山陰道や条里との関連を示す重要な遺構であり、遺構の特徴を把握し適切な手法で保存を図る必要があるが、遺構の解釈についてはまだ解明すべき点も多く、表現方法については十分な検討が必要である。

４　発掘調査成果に基づく段階的整備

史跡指定地内で発掘調査により検出された弥生時代の遺構は、国道調査区及び県道調査区を除くとごく一部に限られる。特に本史跡の県道より北側においては、民地や市道が史跡指定地内に混在し、これまで面的な発掘調査が困難な状態にあったため、中心域を区画する溝や海岸線、中心域内の遺構について詳細は不明である。

山陰道南側は、景観復原考察においても水田や湿地であったと想定されている場所で、弥生時代の環境を表現することをテーマとした場合には、現状以上の発掘調査による遺構検出は行わずとも、整備が可能である。一方、区画溝のように護岸施設や各種遺物を伴う可能性のある

遺構や、中心域内の住居や生活関連施設が出土する可能性のある部分については、整備に先立つ発掘調査及び検出遺構の解釈が不可欠である。

ただし、整備を進め早期に供用開始することによって、さらに多くの人の関心や興味が高まることも期待されるため、短期的には現在得られている情報の範囲で、青谷上寺地遺跡の特性を表現しつつ緩やかな整備を行い、中長期的には、今後の発掘調査で得られた情報をもとに、集落の構造や生活を表現できる整備を段階的に進めることを目指す。

当時の景観を構成していたと考えられる湿地や水田を含めた復原モデルに基づいてゾーニングを整理するとともに、試掘を含めたこれまでの発掘調査結果に基づいて、構成要素の面的な配置および遺構面の高さを整理する必要がある。さらに、今後の調査により整備対象とする時代の建造物や土木遺構の配置や構造などが明らかとなった場合、改めて当時の空間ゾーニングを検討し、随時復元考察を行い、中長期的整備に反映させる。

また、大きく変化している史跡地内及び周辺の環境をふまえた上で、遺構の表示や展示などの整備方法や視点場の設定を、検討する必要がある。

第Ⅳ章　活用基本計画

第１節　青谷上寺地遺跡の活用テーマ

１　史跡の整備活用テーマ「体感、地下の弥生博物館」

青谷上寺地遺跡は「交易拠点」として発展を遂げた「港湾集落」である。良質な地下水に満たされた低地にあり、通常の遺跡では遺存しにくい有機質の遺物も良好に保存されている。土器や土製品、石器、鉄器や青銅器といった金属器、容器や農耕具、建築部材などの木器、漁撈具を中心とする骨角器、石製・ガラス製玉類、各種の動植物遺体、さらには人骨など、これまでの発掘調査で多種多様な遺物が出土している。２世紀の出土品には、「楼観」の存在を示す長大な柱材、たくさんの卜骨、「倭国乱」を想起させる受傷人骨など、魏志倭人伝に記された当時の生活や習俗、そして争いも含めた社会のあり方の具体像にせまる重要な資料が数多くあることも注目されている。また木材などを多用した遺構も良い状態を留めており、溝などに施された護岸施設は、当時の土木技術の高さを今に伝えている。

青谷上寺地遺跡を一言で表するならば、“弥生時代に関するあらゆる情報が地下に眠る博物館”である。2010（平成 22）年３月に策定された保存管理計画･整備活用基本計画では「体感、地下の弥生博物館」と活用のテーマが示されている。そこで「体感、地下の弥生博物館」を青谷上寺地遺跡の魅力を共有するための統一テーマと位置づけ、さらに遺跡の代表的な特質をもとに個別の活用テーマを設け、多様な活用を推進していくが、発掘調査研究の進展に合わせて新たな活用テーマを追加するなど、フレキシブルな活用を展開することとする。

なお、今後史跡の活用に取り組むにあたり、広く青谷上寺地遺跡への興味、関心を集めるためには､個別の活用テーマに関連したキャッチフレーズを用いることが有効である。以下､とっとり弥生の王国調査整備活用委員会（整備活用部会）でとりまとめた遺跡の特質と、個別の活用テーマに関連したキャッチフレーズ案を例示する。

写真Ⅳ -1　青谷上寺地遺跡出土遺物

2　遺跡の特質に関わる個別活用テーマ

（1）「弥生時代の本物に感動」

青谷上寺地遺跡からは、デザイン性に優れ、工芸的価値の高い多種多様な考古資料が豊富に出土している。しかも、その保存状態は弥生時代のものとは思えないほど良好である。青谷上寺地遺跡には、さながら弥生時代の文化が丸ごと保存されている。青谷上寺地遺跡の出土品の活用により「弥生時代の本物に感動」することができる事業を展開する。

「弥生時代の本物に感動」キャッチフレーズ検討案

キーワード	キャッチフレーズ案
地　下	地下の弥生博物館 地下に眠る弥生の記憶
弥生時代	弥生時代への誘い 弥生時代のタイムカプセル タイムスリップ弥生時代
弥生世界	弥生世界との邂逅（かいこう） 弥生世界へようこそ
奇　跡	弥生文化が眠る奇跡の遺跡 弥生時代につながる奇跡の扉 青谷上寺地遺跡
感　動	感動は時を超えて 感動が誘う弥生時代
本物（ほんもの）	弥生 ほんもの 青谷上寺地遺跡 弥生時代の本物に出会える遺跡
鼓動	甦る弥生の鼓動 弥生時代の鼓動と息吹

（2）「弥生時代の匠を体感」

青谷上寺地遺跡の人々は、山陰地方でいち早く鉄の道具を手に入れ、秀逸な木製の容器類の製作を行うようになった。遺跡が最盛期を迎えた弥生時代後期の「花弁高杯」は弥生時代の木工技術の到達点を示している。精緻に編まれたカゴ類、精巧に継手・仕口が加工された建築部材にも、確かな知識と技術がうかがわれる。また、弥生時代中期には、北陸地方から運ばれてきた石材を用いた管玉づくり、後期には大陸に由来するガラス素材を用いた小玉や勾玉の生産が盛んに行われていた。弥生時代の青谷上寺地遺跡では、様々な職人が「匠」の腕を競い合っていたようである。弥生の「匠」達の作品に人々の鼓動、息吹を感じながら、「弥生時代の匠を体験」する活用事業に取り組む。

「弥生時代の匠を体感」キャッチフレーズ検討案

キーワード	キャッチフレーズ案
匠（たくみ）	弥生の匠の里 弥生の匠と出会う
ものづくり	弥生時代のものづくり王国
鼓動・息吹	甦る弥生の鼓動 弥生時代の鼓動と息吹

（3）「倭国乱と倭人社会に迫る」

青谷上寺地遺跡がもっとも賑わっていたのは、『三国志』「魏志（書）」第 30 巻、烏丸・鮮卑・東夷伝の倭人の条、いわゆる「魏志倭人伝」に記されている倭国の時代である。そして、中心域の東側をめぐる溝からは、総数 5,300 点の人骨が出土し、日本最古の「脳」の発見は大きなニュースとなった。また多量の人骨の中には受傷痕が観察できるものもあり、殺傷を伴う武力行為に巻き込まれた人が存在したことがうかがわれる。弥生時代後期の人骨が質・量ともに充実した遺跡は希少であり、青谷上寺地遺跡出土人骨は倭国大乱の真実に接近する上で極めて重要である。さらに、近年、急速に技術が向上しているＤＮＡの分析・解析により、青谷上寺地遺跡に暮らしていた人々の系譜が明らかになりつつある。ＤＮＡの研究は、弥生時代後期の青谷上寺地遺跡に、どのような人々が集い、暮らしていたかを示唆するものであり、弥生時代における人の交流、社会を復元するヒントを与えてくれる。そこで「倭国乱と倭人社会に迫る」をテーマに情報発信に取り組む。

「倭国乱と倭人社会に迫る」キャッチフレーズ検討案

キーワード	キャッチフレーズ案
倭国乱（わこくらん）	倭国乱の真実を語る遺跡 倭国乱の記憶
倭人（わじん）	甦る倭人の記憶 倭人が眠る地 きっと倭人に会える！ 倭人の声が聞こえる 倭人に出会える遺跡 倭人、現る 私たちの始まり（ルーツ）

写真Ⅳ -2　青谷上寺地遺跡出土人骨

（4）「海と交流の歴史を学ぶ」

弥生時代の青谷上寺地遺跡は海のほとりにあった。船の破片や漁撈具などが豊富に出土しており、海での活動が盛んだったことがうかがわれる。また日本列島の各地、さらに日本海を介して朝鮮半島や中国大陸との交流を示す資料も出土している。まだ確実な港湾施設を確認するにはいたっていないが、この遺跡が交易の拠点として栄えていたことは疑いない。中国山地を介して、瀬戸内海側との交流も認められる。海路や陸路を通じて様々な場所から人が集い、彼らが携えてきたモノや情報が交換されていたのだろう。また古代には古代山陰道が敷設され、近世には北前船の寄港地としても栄えていた。青谷という地域が、時代を通じて交通の要衝だったことをふまえ、「海と交流の歴史を学ぶ」活用を推進する。

「海と交流の歴史に学ぶ」キャッチフレーズ検討案

キーワード	キャッチフレーズ案
海・航海・交流	日本海のクロスロード ２千年前への出航 海と大地に育まれた弥生の文化 漕ぎ出せ！弥生の海へ 弥生の海を渡る！ 海だった、ここ
都市・都・まち	交流拠点としての港湾集落 弥生の港湾都市 弥生の港まち 弥生の海の都 弥生の水都

写真Ⅳ -3　板に線刻された船

第２節　活用の基本方針

青谷上寺地遺跡では、遺跡の魅力と弥生時代の歴史や文化を体験するための活用の基本方針を基に、多様なニーズに応えることのできる史跡整備を推進し、新たに情報創造することで、「青谷ブランド」を確立する。また、妻木晩田遺跡との一体的な活用に取り組み、両遺跡の連携を通じて「とっとり弥生の王国」を構築し、教育や地域振興の核となる空間を創出する。

基本方針１　とっとり弥生の王国

妻木晩田遺跡と共に「とっとり弥生の王国」を建国し、二つの史跡が一体となって鳥取県の弥生文化の魅力を高め、表現する事業を企画、展開しながら、スケールの大きな情報創造に取り組む。

基本方針２　弥生文化を体感

青谷上寺地遺跡に関する発掘調査、出土品の調査研究、復元実験などの調査研究によって明らかになった弥生時代における青谷上寺地遺跡の特性を活かして、弥生文化を体感するプログラムや学習活動を展開する。

基本方針３　身近な歴史学習教材、体験・学習活動のフィールド

青谷上寺地遺跡の主体となる弥生時代に限らず、縄文時代、古墳時代、そして山陰道や条里が確認された古代、さらには中世以降、現代に至る地域の成り立ちに関する様々な情報を身近な歴史学習教材として有効活用する。また、教育関係機関、NPO 法人などと密接な連携を図り、史跡を様々な学習や体験活動を実践するフィールドとする。

基本方針４　市民との協働・連携と地域振興

市民が参画する史跡の活用を目指し、地域の伝統・生活文化、ものづくりや芸術文化、人の交流を通じて、新たな文化の創造と地域振興を推進する。

基本方針５　国内外との交流・連携

県外及び国外の史跡や博物館などとの交流や連携を通じて、情報創造を図りながら青谷上寺地遺跡の魅力を広く発信していく。

基本方針６　歴史遺産観光の資源

観光部局等と連携して、観光資源としての魅力向上に努め、歴史遺産観光の拠点としても利活用する。

第３節　活用計画

活用の基本方針に基づき、妻木晩田遺跡とともに「とっとり弥生の王国」を構築し、鳥取県

から弥生時代の歴史・文化の魅力を発信するとともに、青谷上寺地遺跡の特性や遺構、出土品に着想を得た体感プログラムを作成し、教育や地域活動との連携、遺跡を核とした地域づくり、国内外の同時代の史跡との交流を通じた情報発信に取り組み、歴史遺産・観光資源としての魅力を向上する。

1　とっとり弥生の王国情報創造

海辺に立地する青谷上寺地遺跡は、交易品として玉や木器などを生産し、日本海を行き交う人々の交流拠点として機能していた集落跡である。また低湿な環境に埋没していることから、保存状態に優れた多種多様な遺物が豊富に出土している。一方、大山山麓にあり、日本海を一望する高台が生活の舞台となった妻木晩田遺跡では、膨大な数の建物跡がみつかっており、弥生時代の集落景観が再現されている。こうした特徴をもつ二つの史跡の調査研究を総合して「弥生文化」に接近し、情報を創造することは、両遺跡が貴重な歴史遺産であることを認識し、鳥取県に育まれた弥生時代の文化を理解する上で効果的である。

（1）とっとり弥生の王国情報発信

これまでにも両遺跡は共同でシンポジウムなどを開催して、情報発信を行っているが、今後も調査研究、活用事業などの取り組みを体系的に情報発信するために必要な事業を企画、運営するとともに、さらなる情報創造を推進する。

（2）とっとり弥生の王国活用プログラム

両史跡は互いに企画するイベントなどを通して相互交流、連携を進めているが、そうした取り組みをより密なものとする仕組みをつくり、それぞれの特徴や魅力を活かした事業を企画、運営していく。

写真Ⅳ -4　むきばんだ史跡公園（ジュニアファンクラブ）

（3）とっとり弥生の王国の基盤整備

妻木晩田遺跡の整備では青谷上寺地遺跡から出土した建築材をもとに建物の復元などを実現しているが、今後とも、両史跡の整備事業において相互に活用できる情報を適切に取り入れ、より客観性の高い整備を推進し、活用事業を展開するために必要な空間や施設を整えていく。

2　弥生文化を体感する－調査研究成果にもとづく活用－

発掘調査、出土品調査研究、復元実験など、鳥取県埋蔵文化財センターが進めてきた青谷上寺地遺跡に関する考古学の調査研究や、土木・建築、民族・民俗、動植物、食・生活、芸術、海洋などの分野と連携した研究の成果をもとに、青谷上寺地遺跡の特性や魅力を活かし、弥生時代の文化を体感するプログラムを作成し、体験事業を企画、運営する（図Ⅳ-1）。体感プログラムには“ものづくり”“なりわい”“食”“アート”“交流”などのテーマを設けて、それぞれが連動した複合的な運用も検討していく（図Ⅳ-2）。

（1）弥生の“ものづくり”体感プログラム

青谷上寺地遺跡では玉作りや木器作りが行われていた。また骨角や石材を加工した様々な製品や、鉄製の工具類、さらには建築材がたくさん出土している。こうした出土品を参考にしながら、弥生時代の生活に密着した“ものづくり”の技術を学習、体感するためのプログラムを作成し、各種体験メニューを企画、運営する。

素材の入手については（2）と連動した複合的な運用も検討する。

（2）弥生の“なりわい”体感プログラム

青谷上寺地遺跡からは様々な道具類や動植物遺体が出土しており、各種の自然科学分析によって当時の周辺環境なども明らかになっている。また護岸を施した溝や水田跡も見つかっている。こうした調査研究の成果をもとに、弥生時代の農業、漁労、植物採集、土木技術などを学び、自然と共に生きる知恵や生業を体感するためのプログラムを作成し、各種体験メニューを企画、運営する。

使用する道具については（1）と連動した複合的な運用も検討する。

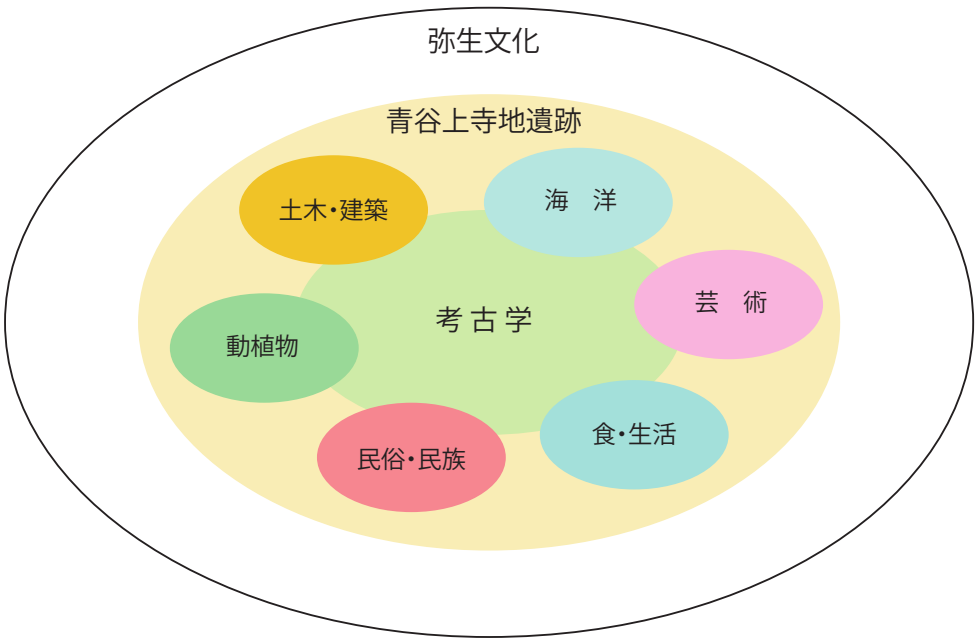

図Ⅳ-1　研究成果模式図

（3）弥生の“食”体感プログラム

青谷上寺地遺跡から出土した道具類や動植物遺体、さらには自然科学分析の成果をもとに、弥生時代の食材、調理など、当時の食文化を学び、味わうことで、生きるための知恵、食の本質、重要性を体感するためのプログラムを作成し、各種体験メニューを企画、運営する。調理については（1）、食材については（2）と連動した複合的な運用も検討する。

（4）弥生の“アート”体感プログラム

青谷上寺地遺跡からは琴などの楽器や、器面に絵画を描いた土器や木製品が出土している。こうした出土品にヒントを得ながら、弥生時代の楽器や演奏、絵画などの表現技術を学び、弥生時代のアートを体感するためのプログラムを作成し、体験メニューを企画、運営する。なお、（1）で体験、習得した技術を活かした取組や、現代アートの視点を導入するなどの複合的な運用も検討する。

（5）弥生の“交流”体感プログラム

青谷上寺地遺跡からは、船団の絵を描いた板や鏡、鋳造鉄斧などの交易品、殺傷痕人骨などが出土している。こうした出土品をもとに、交易や争いなどを含めた当時の人々の交流や関係を学び、弥生時代の社会を体感するためのプログラムを作成し、体験メニューを企画、運営する。

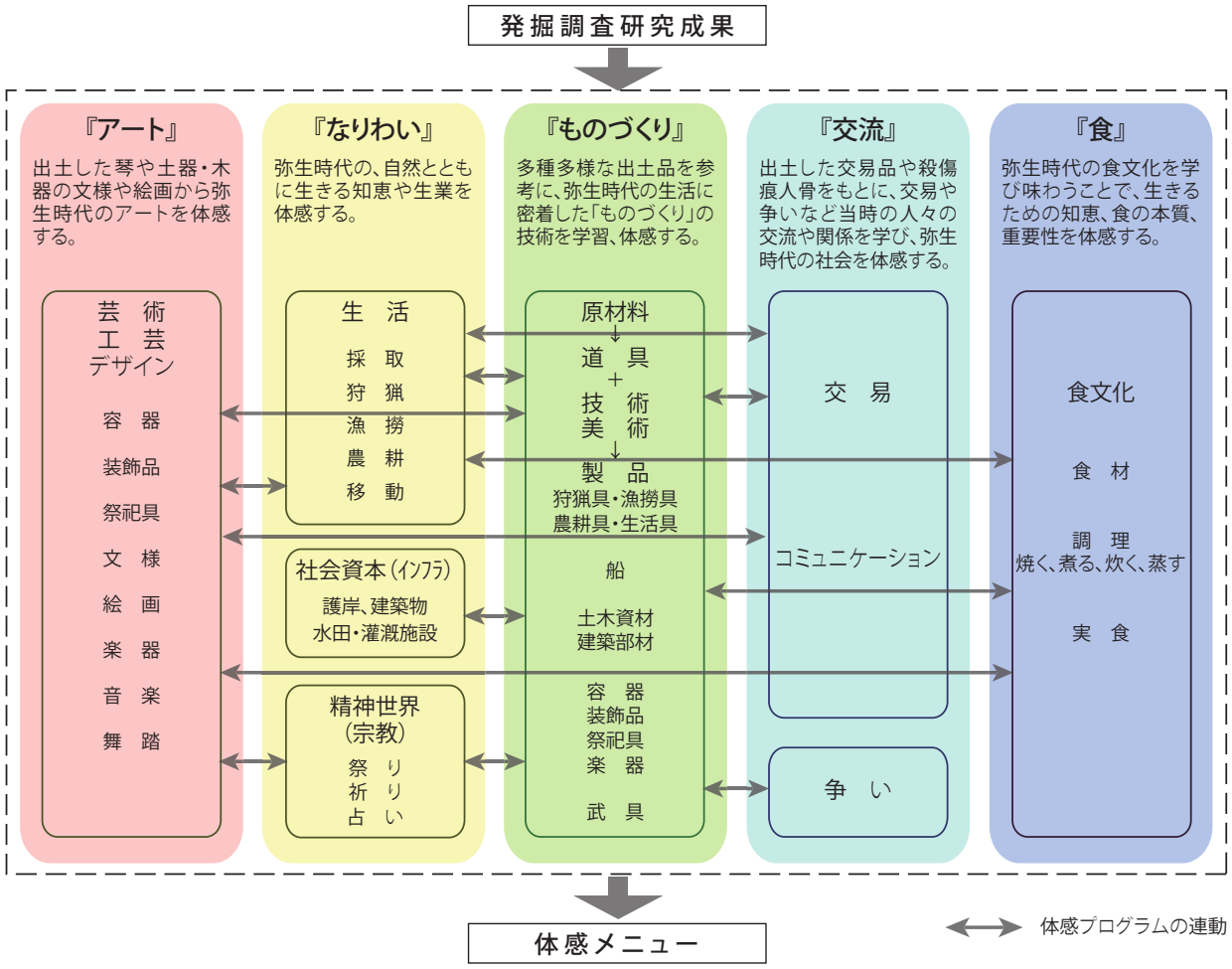

図Ⅳ-2　プログラムの複合的運用イメージ

3　弥生文化と地域に学び、楽しむ　－教育との連携、学習の場としての活用－

小・中学校、高等学校、大学などの教育関係機関、NPO 法人、地元の人材と連携して、史跡や出土品、史跡周辺の環境を学習教材として有効活用することを検討し、歴史学習はもとより、自然や芸術分野など、様々な学習活動を支援する仕組みを整える。また、一般市民を対象とした専門的な講座なども展開し、学び、楽しむ活動を通じて、専門的な知識や技術を習得した市民が史跡のサポーター（仮称アカデミー会員）として活動できる仕組みをつくる（図Ⅳ -3）。

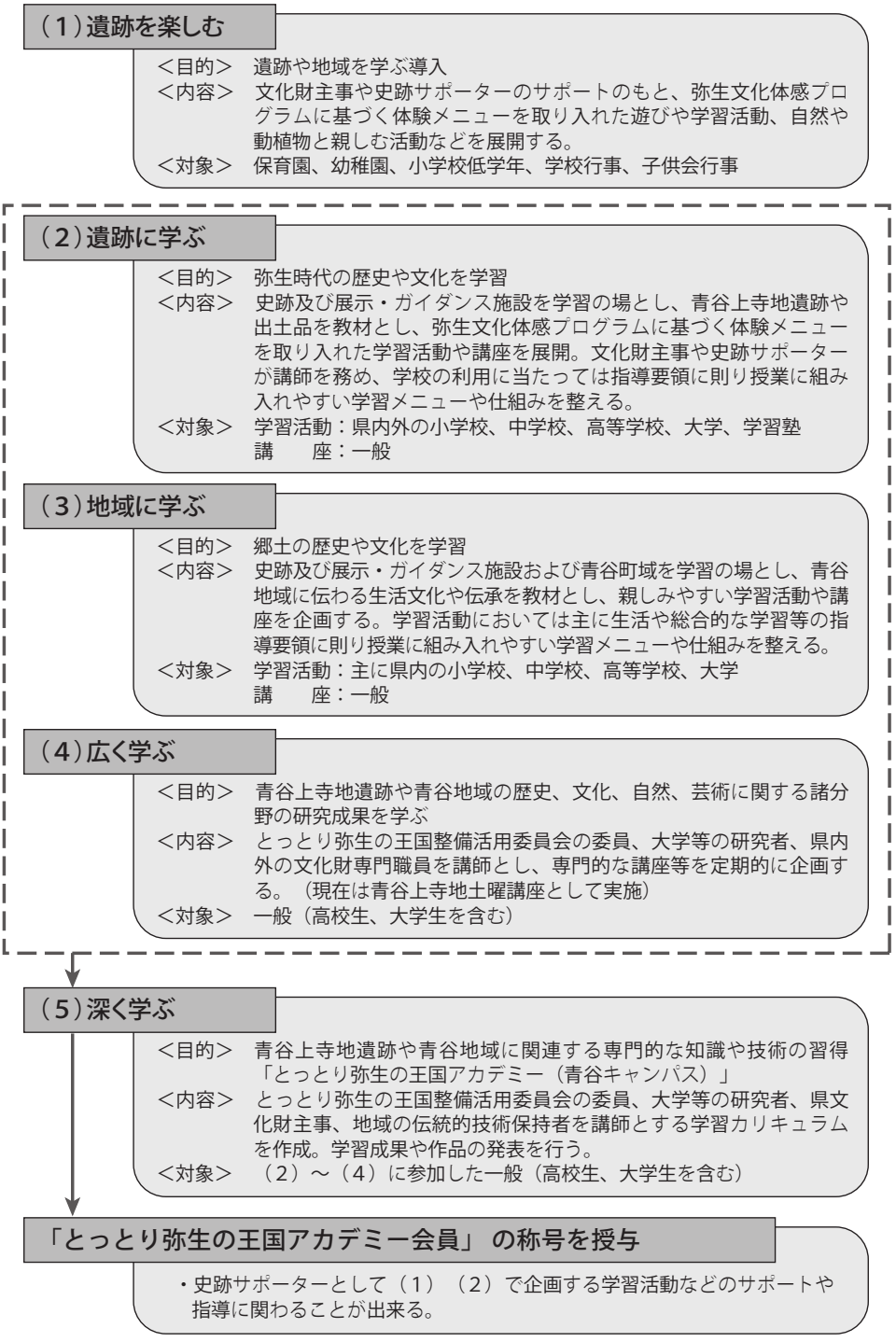

図Ⅳ -3　学習活動の仕組みとアカデミー会員授与の流れ

（1）遺跡を楽しむ

史跡及び展示・ガイダンス施設を遠足やレクリエーション活動の場として公開し、文化財主事、史跡サポーター（とっとり弥生の王国アカデミー会員）のサポートのもと、弥生文化体感プログラム（前節参照）にもとづく平易な体験メニューなどを取り入れた遊びや学習活動、自然や動植物と親しむ活動などを展開し、遺跡や地域を学ぶ導入とする。

【主な対象】 保育園（所）、幼稚園、小学校低学年、小学校のＰＴＡなどが主催する学年行事や子ども会行事、家族

（2）遺跡に学ぶ

史跡及び展示・ガイダンス施設を学習の場とし、青谷上寺地遺跡や出土品を教材とし、弥生時代の歴史や文化を学習する。弥生文化体感プログラム（前節参照）にもとづく体験メニューなどを取り入れた学習活動や講座（ワークショップを含む）を展開する（写真Ⅳ-5）。文化財主事や史跡サポーターが講師を務め、学校の利用にあったては、社会、理科、生活、音楽、図画工作（美術）、家庭科（技術・家庭）、さらには複数の教科を横断する総合的な学習などの指導要領に則り授業に組み入れやすい学習メニューや仕組みを整える。

【主な対象】 学習活動：県内外の小学校、中学校、高等学校、大学、学習塾、地域、職場、講座：一般

写真Ⅳ-5　弥生の琴づくり（ワークショップ）

（3）地域に学ぶ

史跡及び展示・ガイダンス施設にとどまらず、必要に応じて青谷町域を学習活動の場とし、青谷地域に伝わる生活文化や伝承を教材にして、郷土の歴史や文化を学習する。主に青谷町在住または出身の方々を講師とし、またはその協力を得て、親しみやすい学習メニューや講座（ワークショップを含む）を企画する。また（2）とも連動した複合的な学習も検討するとともに、学習活動においては主に生活や総合的な学習などの指導要領に則り授業に組み入れやすい学習メニューや仕組みを整える。

【主な対象】 学習活動：主に鳥取県内の小学校、中学校、高等学校、大学、地域、職場、講座：一般

写真Ⅳ-6　土曜講座（文化財主事によるトークセッション）

（4）広く学ぶ

史跡や青谷町域にとどまらず、視野を広

げ、青谷上寺地遺跡や青谷地域の歴史や文化、自然、芸術に関連する諸分野の研究成果などを学ぶ。とっとり弥生の王国調査整備活用委員会の委員、大学や研究機関に所属する研究者、文化財主事をはじめとする鳥取県内外の文化財専門職員を講師とし、専門的な講座などを定期的に企画する。なお、現在、実施している事業の中では「とっとり弥生の王国　青谷かみじち遺跡土曜講座」が該当する（写真Ⅳ-6）。

【主な対象】　一般（高校生、大学生を含む）

（5）深く学ぶ

（2）～（4）などで企画した講座（ワークショップを含む）での学習をもとに、さらに青谷上寺地遺跡や青谷地域に関連する専門的な知識や技術を深める場として、「とっとり弥生の王国アカデミー（青谷キャンパス）」を構想する。とっとり弥生の王国調査整備活用委員会の委員、大学や研究機関に所属する研究者、文化財主事、地域の伝統的技術保持者を講師とする学習カリキュラムを作成し、専門的な知識や技術の習得を目指し、学習成果（研究）や作品の発表を行う。学習成果や作品が一定の水準を満たした方には「とっとり弥生の王国アカデミー会員」の称号が授与され、史跡サポーターとして（1）（2）で企画する学習活動などのサポートや指導に関わることができる。

【主な対象】（2）～（4）などで企画した講座（ワークショップを含む）に参加した一般（高校生、大学生を含む）

4　史跡を活かした地域振興

史跡の保存活用を推進する地域の組織（青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会）を核としながら、青谷町在住の方々と共に史跡の利活用を検討し、地域振興に資する地域文化を創出する。

（1）地場産業と連携

木製容器や骨角器など、青谷上寺地遺跡の出土品をデザインソースとした作品の製作、弥生時代や青谷上寺地遺跡にちなんだ農水産物などの生産や加工を行い、青谷町内の各地区公民館、農業団体、物産販売所などと連携しながら、地域の特産物やお土産を開発するなどの取り組みを後押しする。

（2）地域の魅力を探る

地域には有形無形の様々な文化が伝えられており、町並みや地形にも過去の履歴、痕跡が残る場所がある。失われつつあるもの、意識しなければ気づかないものも多いが、そこに青谷上寺地遺跡という新たな魅力が加わった。史跡の整備、活用をきっかけに、青谷地域の成り立ち、歴史や文化を学ぶ機運を高め、魅力を再発見すると共に、活性化に取り組み、地域振興を促す。

（3）新たな文化芸術活動の創出と交流

青谷上寺地遺跡からは絵画資料や木製容器に代表される優れた工芸品、土笛や琴などの楽器類といった弥生時代の芸術に関連する資料が出土している。また史跡の周囲には多様な自然が

あり、因州和紙の産地として優れた紙製品が今も生産されている。こうした恵まれた環境を活かして、弥生人の芸術感覚を今日の観点から読み解き、新たなアイディアをもとに創作に挑戦する活動を地域全体で支援する仕組みを整備して、文化芸術活動の拠点をつくり、人と人の出会いや交流を推進する。

5　国内外の交流・連携による活用

国内外の史跡や博物館などの関係機関と連携した事業を企画し、青谷上寺地遺跡の魅力を外に広く発信するとともに、史跡活用のスケールアップを図り、新たな情報創造を推進する。

（1）倭人ネットワーク・・・国内での交流・連携

青谷上寺地遺跡ないし山陰地方との関連性がうかがわれる弥生時代の史跡や博物館などと協力関係を結び、史跡の活用や情報発信に関する「倭人ネットワーク」を構築し、人的交流、情報の交流を活発にして、連携事業を推進する（**図Ⅳ－４**参照）。

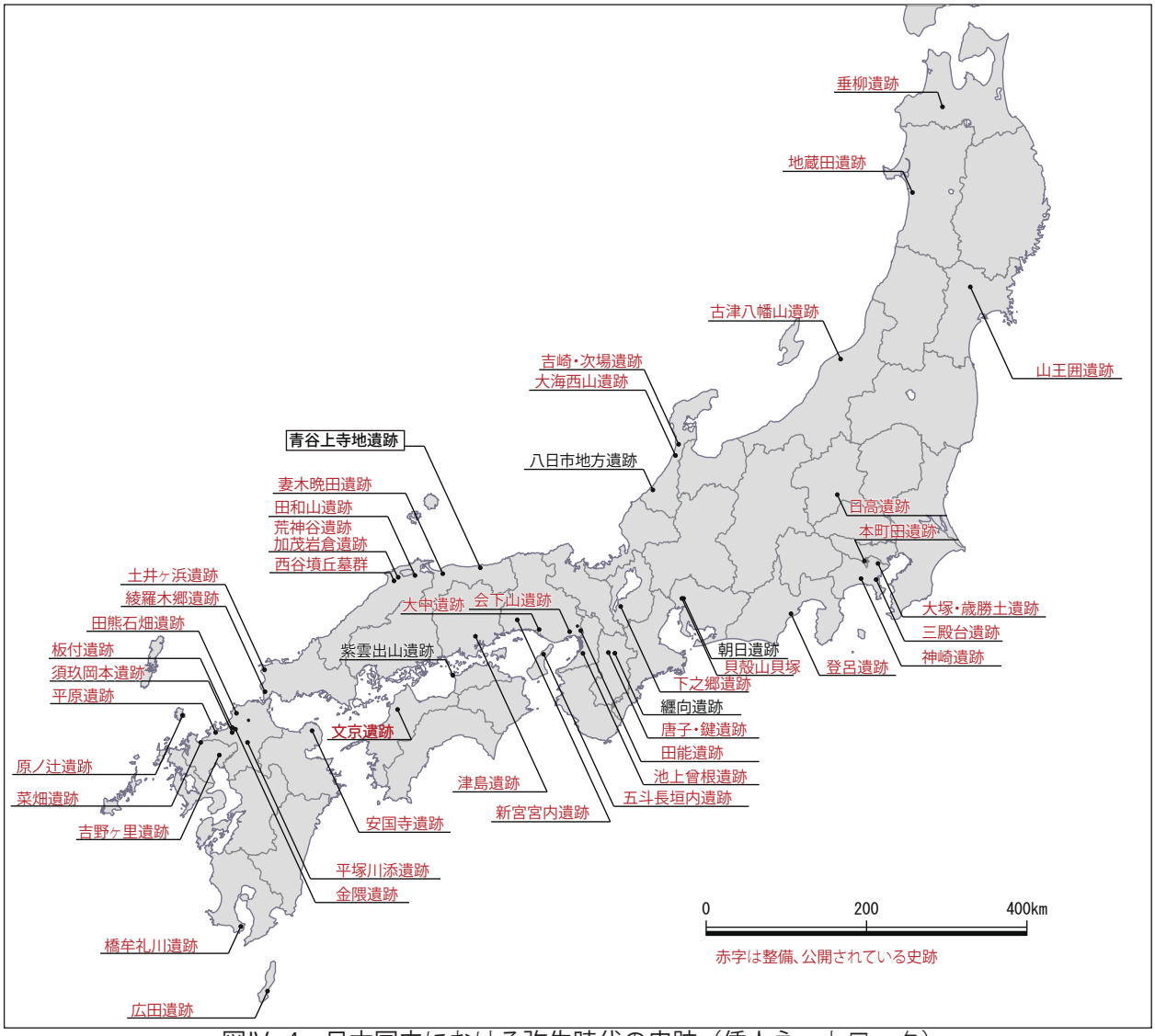

図Ⅳ-4　日本国内における弥生時代の史跡（倭人ネットワーク）

（2）環日本海交流ネットワーク

・・・国外との交流・連携

海外調査研究事業などを通じて関係を構築している環日本海地域（海外）の史跡や博物館などと協力関係を結び、史跡の活用や情報発信に関する「環日本海交流ネットワーク」を構築し、連携事業を推進する。

国立慶州文化財研究所が主催する国際シンポジウムに参加し、むきばんだ史跡公園の整備活用や青谷上寺地遺跡における発掘調査研究の成果などを紹介

写真Ⅳ -7　韓国の研究機関との交流

6　観光資源としての活用

史跡の価値に気づいてもらうためには、何より史跡のことを知ってもらう必要がある。鳥取県、鳥取市の観光部局、観光連盟等と連携して、歴史遺産や教育観光資源としての魅力向上を図り、県内の同種観光資源や山陰ジオパーク推進協議会、県外に所在する弥生時代の史跡などと連携して歴史遺産観光ネットワークを構築し、多様なプログラムを提案、展開する。

（1）歴史遺産観光

青谷上寺地遺跡の魅力を観光資源としてブラッシュアップし、山陰地方における歴史遺産

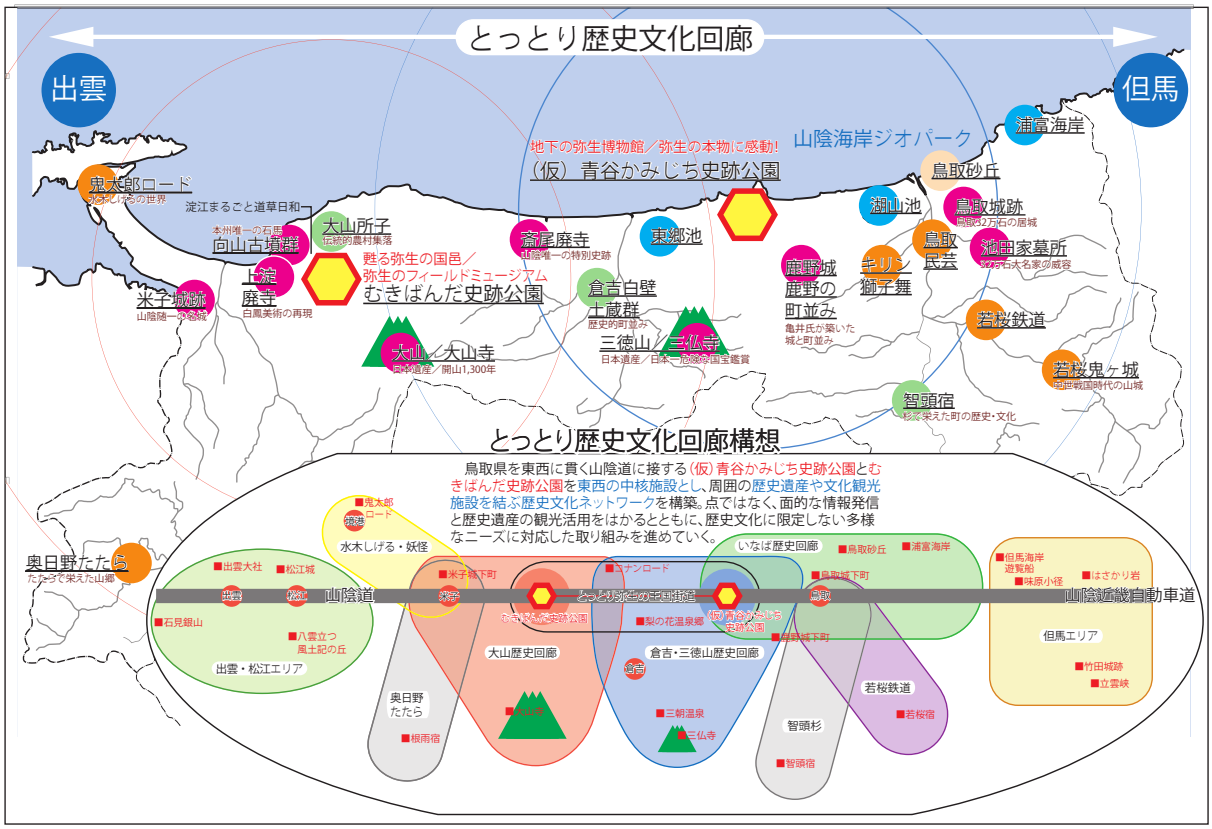

図Ⅳ -5　青谷上寺地遺跡と妻木晩田遺跡を核とした歴史文化回廊のイメージ

観光の拠点として、同種観光資源と連携した観光プログラムを提案、展開していく。

A　青谷上寺地遺跡と青谷エリア

青谷上寺地遺跡、青谷地区の町並み、あおや郷土館、あおや和紙工房、かちべ伝承館、鳴り砂の浜など

B　気高エリア

鹿野城跡・城下町等

C　因幡エリア

鳥取城跡、鳥取県立博物館、やまびこ館、池田家墓所、その他国史跡等

D　とっとりエリア

県東部・中部・西部の史跡や博物館・資料館等

E　山陰エリア

山陰全体、特に但馬エリア、出雲・松江エリア等

（2）教育観光

近年、青谷上寺地遺跡の出土品は教科書や副教材に取り上げられることも多い。弥生時代を中心とした歴史学習の場として、県外の学校等の立ち寄り、利用を促し、むきばんだ史跡公園と共に鳥取県における教育観光の拠点を形成する。

（3）山陰海岸ジオパーク推進協議会と連携した観光（ジオツアー）

青谷上寺地遺跡は山陰海岸ジオパークの一角にあり、大地の恩恵により港として発展した遺跡である。山陰海岸ジオパーク推進協議会と連携を深め、「ジオ」「エコ」「ヒト」の観点から企画されるジオツアーにおいて重要なジオサイトとしての活用を推進する。

（4）県外の弥生時代史跡等と連携した広域観光

青谷上寺地遺跡は弥生時代の交易拠点として列島各地の遺跡と結びついていた。そこで当時の交流を体感する試みとして、前項で交流する日本列島内外に所在する弥生時代（あるいその併行する時代）の史跡等と連携し、青谷上寺地遺跡を関連づけた広域観光プログラムを提案していく。

第Ⅴ章　整備基本計画

第１節　整備理念

青谷上寺地遺跡は、地下に良好な状態で保存されている多種多様な遺物や遺構から、弥生時代の生活や社会の様子を知ることができる貴重な遺跡である。弥生時代の歴史を考える上で欠くことのできない歴史遺産である青谷上寺地遺跡を、これからも適切に保存し、後世に引き継いでいくためには、遺跡の価値や魅力を多くの方々と共有することが重要となる。

そこで、青谷上寺地遺跡の調査研究の成果を日本の歴史の文脈の中に位置づけ、鳥取市青谷地域に育まれてきた歴史的景観や風土と調和した整備を計画し、たくさんの人々が集い、学び、遺跡に親しみ、地域を育むことのできる環境を整えていく必要がある。

ついては、史跡の適切な保存をはかることを前提に、「第Ⅳ章 活用基本計画」に基づく活用や情報発信を実現するための整備方針を固めて、史跡の隣接地の利用も含む整備のグランドデザインを決定し、青谷上寺地遺跡にふさわしい整備の手法を検討する。

写真Ⅴ -1　青谷上寺地遺跡の現況（南からの俯瞰）

写真Ⅴ -2　竪穴住居が復元された妻木晩田遺跡妻木山地区

第２節　整備方針

史跡の整備活用テーマである「体感地下の弥生博物館」を実践するため、遺跡の調査研究成果をもとに、当時の日常生活が体感できるような遺跡現地の遺構等の整備、出土遺物等展示公開施設の整備を図る。

整備にあたっては、遺構の保存整備、景観の保全と整備、出土遺物の公開のための諸施設等の整備について、地域住民が参画する具体的手法を検討する。

整備方針１　地域の暮らしと共に歩む史跡整備

青谷町の平野部に広がる青谷上寺地遺跡は、現在の街並みや景観と連続しており、独立した史跡空間として整備することは難しい。そこで、まちづくりと長期にわたって連携をはかりながら、弥生時代と現在を結びつける発展・更新型の整備を実践する。また近年の発掘調査で明らかになってきた古代の情報を交え、弥生から現代への移り変わりを地域に伝わる歴史とともに表現する。

整備方針２　弥生時代の生活・技術を体感できる史跡整備

青谷上寺地遺跡では建物跡などの配置に不明な点が多くあり、妻木晩田遺跡のような集落景観の復元は難しい。そこで、集落景観の復元は将来的な課題として、遺構の復元は必要最低限にとどめ、青谷上寺地遺跡の特色ある遺物や遺構の活用を前提とした生活・技術体感型の整備を促進し、繰り返し青谷上寺地遺跡を訪れ体感したくなる史跡空間を創出する。

整備方針３　展示と連続する史跡整備

青谷上寺地遺跡からは弥生時代の技術の到達点にある優れた品々が多数出土している。こうした出土品は、弥生時代の生活・技術を体験する動機づけとなる。そこで、本物をまじかに観察できる展示機能を備えた施設を史跡のシンボルとし、弥生時代の世界観を表す展示を起点に多方向に活動が連続していく史跡空間の整備を推進する。

整備方針４　青谷上寺地遺跡の世界観を表す史跡整備

山、川、湿地、海など、多様な自然環境の中に営まれた青谷上寺地遺跡の世界観を五感で感じることが出来る史跡空間を整備し、弥生時代と現代を結びつけた様々な活動を展開する。

整備方針５　弥生時代後期、倭人の社会にせまる史跡整備

青谷上寺地遺跡で発見された多量の殺傷人骨は、弥生人そのものや当時の社会情勢を知る一級の資料として注目を集めている。そこで､こうした資料の活用方法を検討する作業を通じて、弥生時代後期の倭人社会にせまる整備を試みる。

整備方針６　時代の複層性を表現する史跡整備

青谷上寺地遺跡で出土した古代山陰道や条里の遺構は、整備年代としている２世紀とは異な

るものであるが、古代の青谷を示すうえで重要な遺構であり、見学者に誤解を与えないような平面的な表現と AR・VR 等を活用した解説により、遺構の顕在化を図る。

第３節　全体計画及び地区区分計画

計画対象範囲は、史跡指定地及び活用の拠点となるべき展示ガイダンス施設・駐車場等を配置するエントランス部分とし、重要文化財の収蔵展示機能、ガイダンス体験学習機能を備えた複合的な活用施設として史跡指定地外に整備するエントランスについては、利便性や景観等を考慮し施設配置も含めた比較検討により候補地を選定する。

１　全体計画

「第Ⅲ章　第２節　史跡の現状」で検討した現状の空間構成（図Ⅲ-5)、そして「本章　第２節　整備方針」をもとに、整備計画対象範囲を以下に記すＡ～Ｆの６地区に区分し（図Ⅴ-1)、これまでの発掘調査や出土品の調査研究を通じて明らかになっている青谷上寺地遺跡の特徴を表現するための整備を実施する。整備の対象とする時期は、 遺跡の最盛期と考えられる「弥生時代後期」とし、その当時に近い環境を復元するとともに、「第Ⅳ章」にまとめた活用基本計画をもとに、さまざまな活用事業が実現できる空間をデザインし、整備する（図Ⅴ-2)。

なお、史跡を南北に二分している山陰自動車道の高架下及び道路予定地については、動線確保のために、所管する国土交通省との協議を経て占用許可を得ることのできた場所について、

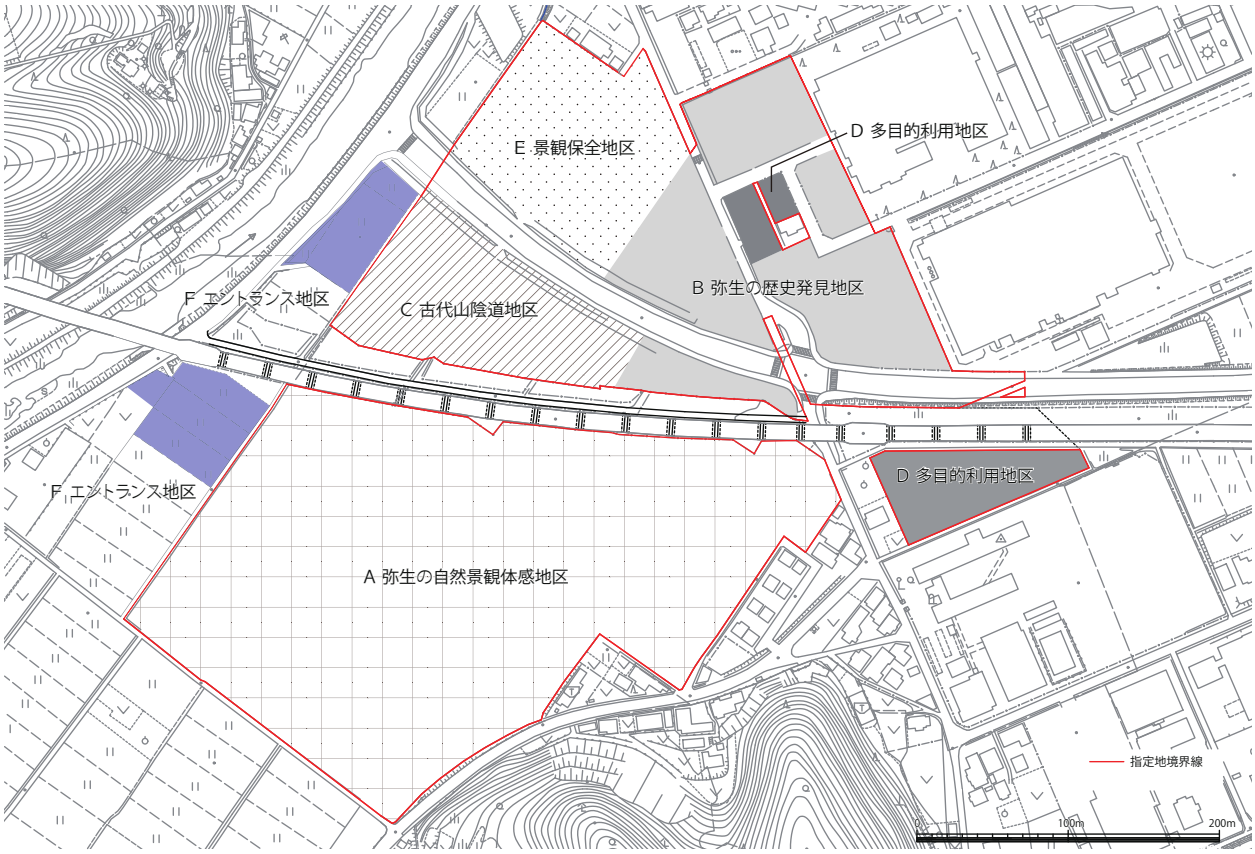

図Ⅴ-1　整備計画対象範囲と地区区分

図Ⅴ -2　地区区分（図Ⅴ -1）に基づくグランドデザイン

指定地と一体的な整備を行う。

2　地区区分計画

A　弥生の自然景観体感地区（図Ⅴ -1 A地区）

指定地内の南側にあたるA地区を弥生の自然景観体感地区として整備する。A地区は弥生時代の青谷上寺地遺跡における活動の中心となった微高地の南西側にあり、当時、湿地があって、水田が営まれていたと考えられる。公有化直前まで水田として土地利用されており、工場などが隣接する山陰自動車道の北側とは対照的に、周囲に大型建物なども少なく、周辺の景観に恵まれている。

低平でまとまりある空間と周辺環境を活かして、弥生時代の低湿な環境の中に存在した活動域や生産域をイメージさせる空間づくりを行い、水辺の活動や農耕に関わるさまざまな体験活動ができるゾーンとして整備する。草地と湿地が広がる中に、水田･畑等の諸施設を配置して、水辺の自然観察、往時の水辺利用、農業体験など、多様な体験学習やレクリエーション利用ができる空間とし、一角にトイレ、高床倉庫などの便益施設を設置して、広場を設け、史跡の活用を促進する。

① 弥生の湿地ひろば（図Ⅴ -2 A①）

弥生時代の自然環境の代表的要素である湿地を整備し、その北側には微高地を配置して、植栽復元に取り組む。

また丸木舟を並べた橋や親水機能を有すデッキなどを設置し、自然と人との関係を学び、遊ぶ場として整備する。

② 弥生の暮らし体感ひろば（図Ⅴ -2 A②）

弥生時代の水辺利用、食、ものづくりなど様々な活動を実践する場として整備する。出土した建築部材を基に高床倉庫を復元的に整備し､体験に利用する道具や収穫物の収納に利用する。また、体験や湿地での水遊びなどの後に手足洗いができる洗い場を整備する。

③ 弥生のたんぼ（図Ⅴ -2 A③）

検出された弥生時代の畦畔遺構の形状を参考に水田区画を整備し、復元した弥生時代の農具を使用した米づくり体験の場として整備する。

④ 弥生のはたけ（図Ⅴ -2 A④）

地区の南東隅に畑を配置し、弥生時代に栽培されていたアワ・キビ・ダイズの栽培体験等の場として整備する。

⑤ にぎわい交流ひろば（図Ⅴ -2 A⑤）

丘陵裾の段丘を含む場所。「遺跡まつり」などの規模の大きい野外イベントや史跡を通した地域住民の交流等の様々な利用が可能なスペースを整備する。

B　弥生の歴史発見地区（図Ⅴ -1 B）

指定地内の北東にあたるＢ地区を弥生の歴史発見地区として整備する。この範囲は弥生時代に活動の中心となっていた微高地状の高まりに相当する。北側には浅い海が広がり、西側と東側には溝を巡らせて低地や水田との境を区画していた。弥生時代後期に建物等があったことを示す明確な遺構は確認されていないが、遺構・遺物の分布密度が高く、建築部材や加工中の骨角器素材、木材等、保存状態に優れた遺物が多く出土している。交易、生産などの活動拠点であったと考えられ、区画溝には護岸遺構も検出されている。

また、中心域の東側に沿う溝 SD38 から出土した大量の殺傷痕人骨は、弥生時代後期に起こったとされる「倭国大乱」を想起させる重要な発見である。

集落の最盛期を迎える弥生時代後期の、微高地と溝、汀を示す砂浜などの様相を調査研究に基づいて表現し、東側区画溝に係る遺構や遺物を紹介する展示施設とともに、体験し学習する歴史学習ゾーンとして整備する。

① 遺跡発見ひろば（図Ⅴ -2 B①）

微高地を顕在化させ、その周囲に発掘調査で検出されている西側区画溝 SD11 を整備し、史跡の核となるエリアとして象徴的に表現する。建造物等の地上構造物の存在が明瞭ではないので、当面建造物復元等は実施しないが、AR や VR 等のデジタルコンテンツを開発し、古青谷湾等の現地での表現が困難な弥生時代の景観や微高地上でのものづくりの様子などを体感できる

よう運用する。

多量の木製品の集積も認められており、この木製品に代表される「ものづくり」の場として、区画溝木製護岸の整備や修復、あるいは刳船の制作といった体験学習も可能な整備とする。

② 倭国大乱ひろば（図Ⅴ -2 Ｂ②）

弥生時代後期の大量の殺傷痕人骨が出土した中心域東側区画溝 SD38 は、青谷上寺地遺跡を語る上では極めて重要な場所であり、発掘調査を行ったうえで復元整備し、人骨の出土状況を復元展示する施設を建設して、倭国大乱を体感できる空間を整備する。

③ 弥生の海辺ひろば（図Ⅴ -2 Ｂ③）

遺跡の玄関口であった海との接点を示す空間として、砂場を設け、汀を表現する。将来的には、青谷上寺地遺跡と海とのかかわりを示す復元品などの屋外展示も検討する。

④ 弥生の果樹ひろば（図Ⅴ -2 Ｂ④）

弥生時代の人々が利用していた原種のモモやクリといった果樹を植え、園路を整備する。また、古代山陰道地区を弥生時代の空間から穏やかに遮蔽する役割も持たせる。収穫した果樹類は体験学習で活用するとともに、特産品づくり等の地域連携活動へも提供する。

Ｃ　古代山陰道地区（図Ⅴ -1 Ｃ）

指定地内の山陰自動車道の北に隣接するＣ地区を古代山陰道地区として整備する。ここでは古代官道（山陰道）と考えられる直線的な道路状の遺構と、それを基準として設定された条里地割とみられる帯状の盛土遺構が検出されている。官道と条里の畔との接続部分を検出したことは、古代において官道と条里とが一体的に整備されたことを示す考古学的な証拠の一つであり、全国的にも珍しい調査例である。また、古代山陰道の存在は、青谷町が交通の要衝であったことを示している。

Ｃ地区には、古代山陰道（図Ⅴ -2 Ｃ①）と条理ひろば（図Ⅴ -2　Ｃ②）を設け、古代の情報を表現する。なお、Ｃ地区は、弥生時代後期の情報をもとに整備を進めるＡ・Ｃ地区と、現代の道路によって隔離されてはいるが、弥生時代の遺構との混乱や誤解が懸念される。そこで、土系舗装で古代官道を表示するにとどめ、解説板や AR・VR の活用により、歴史の重層性を示すこととする。

Ｄ　多目的利用地区（図Ⅴ -1 Ｄ）

指定地内のＢ地区の南側及び本来はＢ地区の一部にあたるＤ地区を多目的利用地区として整備する。Ｄ①区は山陰自動車道と青谷中学校の間にある狭小な指定地で、弥生時代の微高地や水田域の縁辺にあたる場所で、明確な遺構表示などは難しい。Ｄ②区の一部は弥生時代に活動の中心だった微高地のほぼ中央部に位置するが、傍に未指定地があり、現状では積極的な整備が難しい。しかし、Ｄ①区は、「弥生の自然景観体感地区」の一角に設ける「にぎわい交流ひろば」と市道を介して近接し、Ｄ②区も「弥生の歴史発見地区」の一角に位置することから、それら

と連動した利活用が期待される場所と考える。

① 多目的ひろば１（図Ⅴ -2 D①）

「弥生の自然景観体感地区」の活用、管理に伴うバックヤードと位置づけ、様々な活動に対応できる環境を整備する。また大規模なイベント等を開催する場合には、臨時的な駐車スペースとしての利用も想定する。

② 多目的ひろば２（図Ⅴ -2 D②）

「弥生の歴史発見地区」の活用や管理に伴うバックヤードとしての利用を想定した環境整備を行う。

E　景観保全地区（図Ⅴ -1 E）

弥生時代に水田が営まれていたと考えられる微高地の西側一帯は、公有化直前まで水田として土地利用されていた地区であり、現状の景観を維持することで、市街地との緩衝帯として機能させ、史跡景観の保全を図ることとする。

なお、現在も一角で青谷小学校の児童などにより体験学習としての古代米の栽培が行われている。

今後の調査成果をもとに、将来は適切な整備方法を検討する。

F　エントランス地区（指定地外・図Ⅴ -1 F）

公共交通機関の利用者はＪＲ青谷駅から徒歩またはバスやタクシーを利用し、自家用車・大型バスの利用者の多くは山陰自動車道青谷インターから県道により、青谷上寺地遺跡にアクセスすると想定される。アクセスが容易な場所として、史跡指定地西側の、県道と指定地の間の

表Ⅴ -1　エントランス候補地選定要件

項　目	細　目	要　件
エントランス総面積	地点1	2,996㎡（トイレ36㎡＋駐車場）
	地点2	4,300㎡（収蔵展示・体験学習施設1,000㎡(2F)＋駐車場）
	総面積	7,296㎡
駐車可能台数（普通車）	常時	110台（>24台）
	イベント時	260台（>267台）
施設の配置	施設利用	ガイダンスと展示を一体または隣接して整備でき、体系的な運用が可能。 施設に近接して、復元した弥生時代の自然景観の側で様々な体験が可能。
	施設管理	ガイダンスと収蔵展示施設が集約されるため、管理が容易。
景観デザイン	—	山並みを背景にして、整備の核となる「弥生の湿地ひろば」と一体的な整備により景観をデザインすることができる。
施設からの眺望	—	ガイダンスと収蔵展示施設から弥生時代の自然景観を復元した湿地を鑑賞できる。
アクセス	自動車	メインアクセス道（県道274号）沿いに位置する地点１の駐車場は利便性が高いが、ガイダンス・収蔵展示施設まで100mほど徒歩での移動が必要。メインアクセス道（県道274号）から地点２の駐車場への誘導には標識が必要。
	公共交通機関	JR青谷駅からガイダンス・収蔵展示施設まで930m（徒歩約14分）。
動線	順路（一例）	（駐車場）→ガイダンス・収蔵展示施設→弥生の暮らし体感ひろば・たんぼ→弥生の湿地ひろば→弥生の果樹ひろば→倭国大乱ひろば・展示館→弥生の海辺ひろば→遺跡発見ひろば→古代山陰道・条里ひろば→（駐車場）
	特徴	ガイダンス・収蔵展示施設を起点として、史跡内を一巡できる。

土地に、収蔵・展示、ガイダンス・体験学習、駐車場などの機能を持つエントランス地区を設けることとする（図Ⅴ-2 地点１・２）。

第４節　地形および遺構の復元計画

１　古環境調査に基づく地形復元

これまでの古環境･古地形に関する調査研究をもとに復元された埋没地形（図Ⅴ-3）を基に、史跡の地形を復元的に整備する。

まず、弥生時代には、縄文時代の内湾が縮小し、勝部川の下流に三角州が発達する。その先端部に生じた水はけの良い微高地に集落の中心域が形成される。またその後背となる内陸部には低湿な土地（湿地）が広がり、湿地の周囲を開墾し水田が営まれていた。さらに勝部川流域の谷筋には鬱蒼と生い茂るスギ林の景観が形成されていたとされる。

本計画における地形復元対象は主に三角州の微高地と湿地帯であり、そこに過去の発掘調査で検出されている遺構をもとに水路等の溝を加えるとともに､新たな発掘調査の成果をもとに、中心域が形成された微高地が接するとみられる内湾の汀線を表示し、弥生時代の地形を現在の地表に顕在化させる。

そこで､『青谷上寺地遺跡景観復原調査研究報告書』に示されている埋没地形に関する情報を現在の都市計画図に重ね合わせると、区画溝に囲まれた中心域の範囲と微高地との関係が良

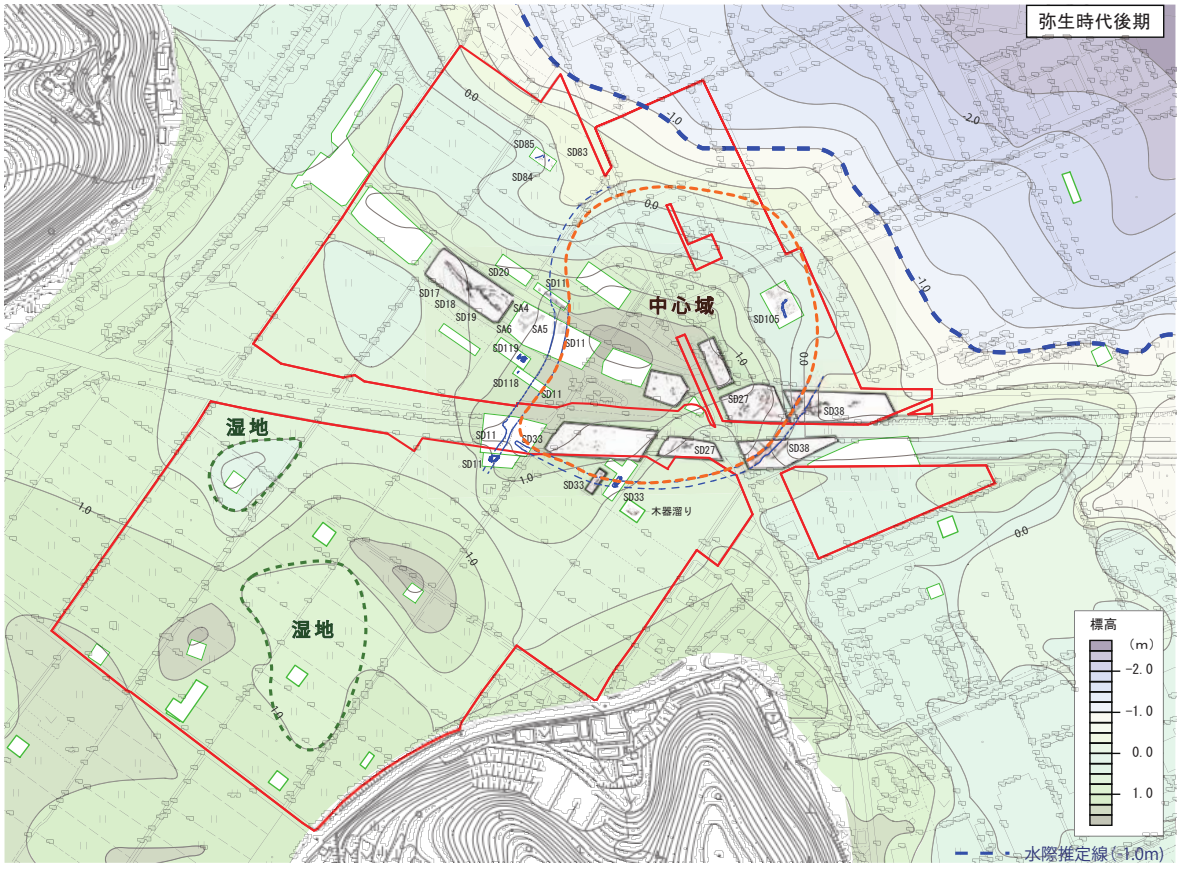

図Ⅴ-3　青谷上寺地遺跡の主要な遺構と古地形（弥生時代後期）

く分かる。また中心域が形成された微高地は、北～北東側に向かって地形が下っており、指定地の北側の一部に弥生時代後期の汀が存在した可能性が過去のボーリング調査などからもうかがわれる。

一方、山陰自動車道の南側には、現在、ほ場整備された水田が広がり、全体が平坦な地形の土地が広がっているが、弥生時代後期は起伏のある地形だったと推測されている。特に、史跡の南側にある丘陵の裾にとりつくように微高地が張り出し、その西側には標高の低い部分があったと考えられている。

こうした埋没地形の推定に基づき、弥生の自然景観体感地区（A地区）には微高地と湿地を復元し、弥生時代後期にあったと考えられる環境を復元整備する。

2　弥生時代の地形整備

（1）弥生の自然景観体験地区・弥生の湿地広場の湿地整備

弥生の自然景観体感地区として整備するA地区には、弥生時代後期に湿地が点在していたと考えられる（図Ⅴ-3）。そこで埋没地形に読み取れる2つの低地を中心に湿地を整備し、弥生時代の生活文化を体感するとともに、水場に親しみ、自然と人との関係を学ぶ遊ぶ場として、「弥生の湿地ひろば」を整備し、活用する。

集落遺跡における湿地復元整備事例としては、史跡西沼田遺跡の『湿地』や史跡安国寺集落遺跡の『弥生の大溝』、東京都指定史跡下宅部遺跡の『復元池状遺構』などがある。

西沼田遺跡の湿地は、自然科学分析の結果を踏まえヨシ、ガマなどの水際に生育する植栽を整備している。低位部に留まった水によって湿地を形成するものであるため、小魚や水生昆虫が生息する生態系を維持するためには、常時水を湛えた環境が必要とされるところである（写真Ⅴ-3）。また復元河川については、整備地に隣接する河川を水源とし随時ポンプアップにより給水タンクに水を溜めながら流下させ湿地に至る構造となっている。また植栽したヨシは成長すると見通しを遮るので、適宜、伐採が行われている。

安国寺集落遺跡では、史跡指定地内の南西から北東へU型の断面を持つ幅10～22ｍ、深さ0.75～2ｍの弥生の大溝を復元している（写真Ⅴ-4）。土羽は地被類やノシバで保護し、汀のテラス状の傾斜部分で建築部材の

写真Ⅴ-3　国史跡西沼田遺跡に復元された湿地（天童市教育委員会 2009『国指定史跡西沼田遺跡整備事業報告書』から転載）

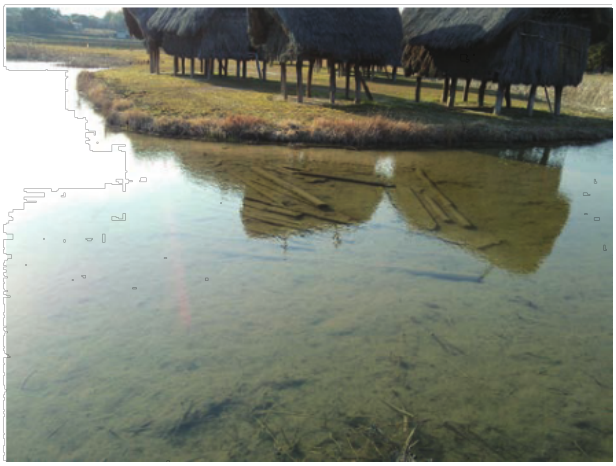

写真Ⅴ-4　史跡安国寺集落遺跡（大分県国東市）の大溝

出土状況を復元展示している。底面には厚く土砂が堆積しているが水は澄んでおり、水深が浅いため木材は良好に視認できる。農業用水路から導水して常時溝内に水が保たれるようになっており、流末は近接する水路へのオーバーフローと底樋で排出されている。

こうした事例からは、湿地整備においては、水量及び水質の維持管理が重要であることがわかる。そこで湿地整備においては、湿地への同排水に留意した構造を検討する。また水辺に群生するヨシなどの植物が大きく成長すると視界を妨げることになるため、水辺の植物は放置せず、適宜、伐採するなど維持管理に努める。

① 湿地の構造

湿地は、現地表の田土を再利用することを前提として鋤取り、最深部分で約 60 ㎝の深さまで掘削したのちに、鋤取った田土を厚さ 10 ㎝で敷設して防水層とし、この上に改良土を厚さ 10 ㎝で敷き均し締め固めて造成する。改良土は、親水空間としての来訪者の立ち入りを前提に、水流による洗掘や踏圧に耐えうる安定性をもち、地被植物等が生育可能であるものとし、掘削土と混合して改良することが可能なパルコート等の木質パルプスラッジ灰系固化材を用いたものとする。

さらに弥生時代の湿地景観のイメージを重視して、護岸は設置せず、緩やかな勾配で擦り付け水際は地被類やノシバで保護する。

水路は湿地と異なり流速が早く岸部が洗掘される可能性があることから、木杭に丸太を渡した簡易な構造の護岸を設け、丸太の背面には吸出し防止材を敷設して土砂の流出を防止する。なお、中心域の区画溝で確認された護岸遺構との誤解が生じないように、また、湿地の水際との景観的な調和などの観点から、階段状に護岸の土留杭を設置し、小段部分に植栽を行うなどの配慮を行う。

② 湿地への導水及び排水（図Ⅴ -2）

水田へ引水している既存用水路に堰を設け、南（上流側）の湿地まで水路を整備して導水する。2 つの湿地の間は水路でつなぎ、北西側（下流側）の湿地から東方向に水路を伸ばして、計画地を縦断する既存用水路に接続するとともに、復元溝 SD11 の水源として導水する。

③ 水質の維持

アオコや異臭発生の原因となる水質悪化は、閉鎖性水域での窒素リンの蓄積による富栄養化や、放置されたヨシ等の腐敗による溶存酸素稜の低下に伴う嫌気性細菌繁殖に起因する。整備地下流側に耕作地はないため、上流水路からの流入水はできる限り湿地へと導水し、常時、水を動かすことにより水質悪化を防止する。

また、ヨシなどは窒素リン等の栄養塩をより多く吸収するが、刈り取りを行わないと再溶出が起こることから、定期的な刈取りが必要となる。刈取ったヨシなどは屋根葺材等として弥生の暮らし体験に活用するなど、整備、管理、活用のサイクルの確立が重要である。

湖沼技術研究会がまとめた『湖沼における水理・水質管理の技術』では、湖沼の浄化技術が表Ⅴ -2 のように区分されている。湿地の場合は若干条件が異なるものの、植生帯や水草管理

などは景観づくりも兼ねた水質対策として、本整備でも実施可能である。

また、新技術情報提供システム NETIS（国土交通省）には、発泡廃ガラス（ミラクルソル）水質浄化システム、水質・底質浄化用の微生物資材アクアリフト、水処理底泥溶出抑制ルミライトなど、設備を要しない資材が多く登録されている。水質浄化に有効と考えられる植物の利用にも取り組みたい（表Ⅴ -3）。

表Ⅴ -2　水質維持対策区分表

対策区分	技術区分	具体例
流入河川対策	(1)直接浄化	吸着法、土壌処理法、植生浄化法等
湖内対策	(2)底泥対策	浚渫、覆砂
	(3)植生利用	植生帯・ウェットランド、人工内湖、浮島、ビオトープ等
	(4)流動制御	分画フェンス、散気装置、密度流拡散装置等
	(5)酸素供給	曝気（ばっき）装置、高濃度酸素水の導入等
	(6)直接回収	藻類回収、衝撃殺藻装置、紫外線殺藻装置等
	(7)その他	浄化用水の導入、水草管理、流入水の流路変更、干し上げ・水位低下、魚類除去
流域対策	(8)点源負荷対策	生活排水対策（下水道の整備等）、畜産排水対策、工場・事業場排水対策等
	(9)面源負荷対策	農業系負荷対策、非特定負荷対策等

湖沼技術研究会 2007『湖沼における水理・水質管理の技術』「第 5 章　湖沼水質の保全・改善対策」図 5.1.4 湖沼水質の保全・改善対策方法の分類を基に作成

表Ⅴ -3　水生植物の浄化特性

	水質浄化に利用可能な植物				
	浮遊植物	沈水植物	浮葉植物	抽水植物	陸上植物（湿生植物）
分類	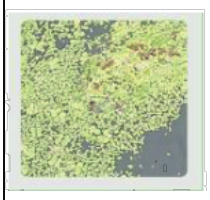				
生育状況	水中あるいは水上を漂っているもの	体の全部あるいは大部分が水中で生活しているもの	水底の土に根をはりおもに葉が水上に出ているもの	水底の土に根をはり体の大部分が水上に出ているもの	湿った土に生活しているもの
種類	ウキクサ ホテイアオイ　等	オオダカモ コカナダモ　等	ハス ヒシ	ヨシ、マコモ ガマ　等	オオクサキビ セリ　等
浄化特性	表層で栄養塩類[注1]を吸収するため、底層の水を表層に循環させる必要もある	回収が困難であるが、栄養塩類の含有率が高い傾向がある	底面に根をはるが、水中根によって水中からも栄養塩類を吸収する	酸素輸送能力が優れており、根菌微生物の活動を活発にする	必然的に水耕栽培法となるため、慣化過程が必要である。余剰植物体の利用が容易なものが多い

注１：窒素やリンに代表され、自然水域において富栄養価問題を引き起こし、アオコ等の発生を招く

独立行政法人 土木研究所 自然共生研究センター 2008『ARRC NEWS』No.10 を基に作成

（2）弥生の自然景観体感地区と弥生の歴史発見地区の微高地整備

自然景観体感地区として整備を進めるＡ地区には、湿地の周囲に微高地があったと考えられている（図Ⅴ -3)。また弥生の歴史発見地区として整備を進めるＢ地区は三角州の末端に生じた微高地であり、弥生時代を通じて最も活動の盛んな場所となっていた。本整備では、これらの場所が弥生時代に微高地であったことを盛土によって顕在化させる。

① 弥生の自然景観体感地区・弥生の湿地ひろばの微高地

地形復元によると（図Ⅴ -3)、湿地の傍に形成されていた微高地と周囲との比高は１～ 1.5 ｍである。微高地の造成では、湿地の復元のための掘削で生じた排土を用いて盛土を行い、勾配５～ 10％程度の緩やかな傾斜地を形成する。湿潤な環境を好むトチノキやハンノキを湿地に面する南斜面に植栽し、展示ガイダンス施設の正面に湿地越しに見ることが出来る西側斜面は、草本類による植栽を行う。なお、植栽の詳細は、第８節　修景および植栽に関する計画に記載する。

② 弥生の歴史発見地区・遺跡発見ひろば・倭国大乱ひろばの微高地

弥生の歴史発見地区は、史跡指定地を分断する県道や市道、未指定の民地の存在により、現段階で面的に地形の復元を行うことは難しい。将来的な地形復元を視野に入れつつ、可能な部分において地形の復元を行い、道路境界等には土留擁壁等を設置する。

地形復元によると（図Ⅴ -3)、弥生時代後期には浅い内湾に接するように微高地があった。微高地と周辺の比高は１～ 1.5 ｍで、最高点は現在の県道の北側にあったとみられる。

しかし、微高地が推定される範囲は、現在は県道や市道によって分断されており、往時の微高地をそのまま現地に復元することは困難である。そこで遺跡発見ひろば（図Ⅴ -2　Ｂ①)、倭国大乱ひろば（図Ⅴ -2　Ｂ②）に、かつて微高地だったことを顕在化するために盛土を施し、歴史発見ひろばに周囲を見渡すための視点場を設ける。

なお、市道、県道、民地との境界部には擁壁も立ち上げ、土留めとする。擁壁は史跡及び弥生の景観としては違和感を生じさせるが、土羽法面で擦り付けると、微高地の形状に誤解を与える可能性がある。そこで、擁壁を利用して、微高地が道路などによって分断された状態を表現し、将来、連続性が確保された場所については、擁壁前面に盛土を行い地形を連続させる。

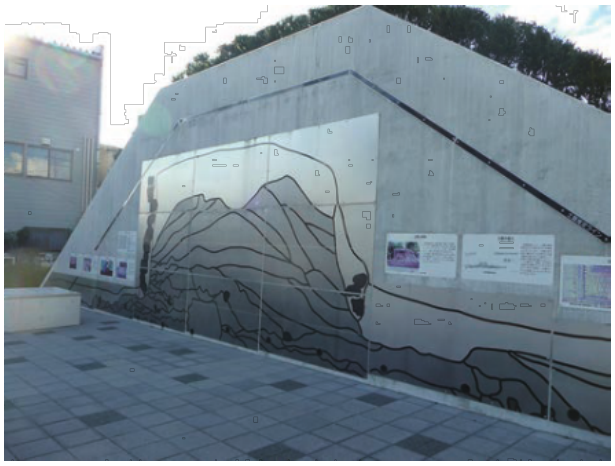

写真Ⅴ -5　史跡松本城（長野県松本市）擁壁を利用した土塁断面の解説

また、擁壁を発掘調査の土層断面に見立て、微高地部分を断ち割った時に見えるはずの地層を描く。史跡松本城の西総堀土塁では、土塁の形状を復元すると共に、道路に面したコンクリート擁壁に、土塁の土層断面を表現し、土塁の解説を行っている（写

真Ⅴ -5)。青谷上寺地遺跡では、調査に基づく土層断面を示すことはできないが、これまでの発掘調査から推定される地層のイメージを描き、土器などのレプリカを埋め込んで、遺跡であることを道路沿いに顕在化させる。

（3）弥生の海辺ひろばにおける汀線の整備

汀線については、発掘調査の結果を踏まえて位置の確定を行うが、現状地盤の掘削等による地形の復元は行わず、遺構表示により表現する。

3　溝の復元的整備

区画溝の整備対象とする時代は弥生時代後期とする。発掘調査によって得られた遺構の情報は限定的なものであるが、「中心域」、「区画溝」、「周辺域」の概念を現地で理解できるように整備する。整備断面の形状は、発掘調査における検出断面を参考として定める。

弥生時代後期の中心域区画溝は、西側区画溝 SD11、東側区画溝 SD38、南側区画溝 SD33 が確認されている。西側区画溝 SD11 については矢板列等の構造物も含め、水を湛えた溝として整備し、東側区画溝 SD38 は空堀及び遺構表示としての整備を行う。（東側区画溝の整備は第 7 節遺構の表現に関する計画に記載）

南側区画溝 SD33 は第 1 次（国道 1 区）、第 9 次、第 12 次発掘調査区で検出された中心域南側に沿う区画溝と推定されるが、東側部分は未調査であり、東側区画溝 SD38 との関係も解明されていないため、今回は整備対象としない。

（1）西側区画溝（SD11）

西側区画溝については、第 11 次発掘調査区で検出された溝から国道 1 区、第 13 次発掘調査区、県道 4 区を経由し第 10 次発掘調査区に至る部分で確認されている。これまでの調査を総括すると、西側区画溝は 4 段階にわたる変遷があることが報告されており、整備対象年代である弥生時代後期の溝（図Ⅴ -4）の情報を基に復元的な整備を実施する。

第 10 次発掘調査区より北については、発掘調査が行われていないが、弥生時代後期の古地形の復元案（図Ⅴ -3）を参考にして、位置を決定し、第 10 次発掘調査区からの溝の延長を立体的に表示する。一方、南端に位置する第 11 次発掘調査区においては、弥生

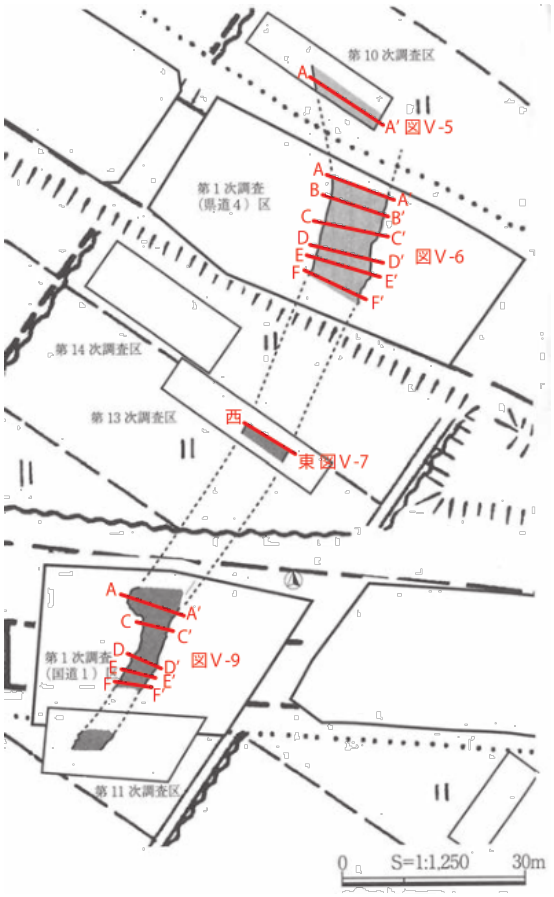

図Ⅴ -4　西側区画溝（SD11）の調査状況 (鳥取県埋蔵文化財センター編 2014『青谷上寺地遺跡 13』第 210 図を参考に作成)

表Ⅴ -4　SD11 の変遷（鳥取県埋蔵文化財センター編 2012『青谷上寺地遺跡 12』第 226 図）

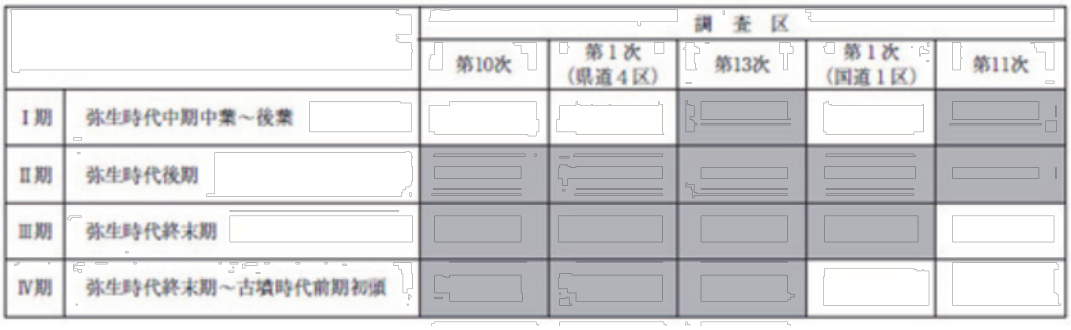

表Ⅴ -5　弥生時代後期の SD11 遺構の検出状況と整備区分

検出状況				整備計画			
調査区	幅(m)	深さ(m)	護岸施設		整備区間	整備断面	護岸類型
第10次	上面 13以上 （東端未確認）	1.6	持たない	①	市道～ 県道北側道	断面1 体験学習 （区間設定）	なし
県道4区 （第1次）	上面 3.8～9.6 底面 5.5～6.7	0.7 ～ 1.3	西側 杭＋横板 東側 矢板 屈曲より 北：2列 南：3列	②	県道北側道～ 県道南側道	暗渠	
第13次	上面 8.2 底面 3.8	0.9	杭＋横板 （倒れ込み）	③	県道南側道～ 山陰道予定地	断面2	B－1類
国道1区 （第1次）	上面 3.2～7.7 底面 2.3～5.2	0.6 ～ 0.8	東側テラス 矢板 北側6.8mのみ2列	④	山陰道予定地 ～山陰道側道	暗渠	
				⑤	山陰道側道～ 山陰道南端	断面3	C類
第11次	上面 3.8～4.2	0.7 ～ 0.9	持たない	⑥	山陰道以南	整備対象外	

時代後期の SD11 が沼沢地・湿地環境の中で離水した状態であったため、整備対象区間は国道 1 区以北とする。

溝底面の整備レベルは包含層に掘削が及ばない深度とすることを原則として、湿地からの導水路敷高、山陰自動車道横断部及び県道横断部暗渠の敷高並びに流末となる市道側溝敷高を勘案して決定することとする。

溝の表層は、水が流れることを前提として、粘土及びパルコート等の木質パルプスラッジ灰系固化材による改良土で仕上げる。また第Ⅳ章活用基本計画に定める「弥生の“なりわい”体感プログラム」の一環として護岸の整備や補修を体験できる区間を設定することとする。以下、整備区間を、暗渠構造とする県道（南北側道＋県道）区間、山陰自動車道（道路予定地＋側道）区間に区切られた①～⑥に大別し、整備内容を記す（表Ⅴ -5・図Ⅴ -12）。

整備計画① 区 市道～県道北側（図Ⅴ -12）

第 10 次発掘調査区で検出された SD11 は、溝の東端が調査区外にもかかわらず検出幅は 13.0 m以上と他の調査区と比較してかなり幅広で、溝上面のレベルは中心域側で約 1.3 m、周辺域側が 1.15 mである（図Ⅴ -5）。溝の全体幅が不明であること、幅員が広い意味が不明

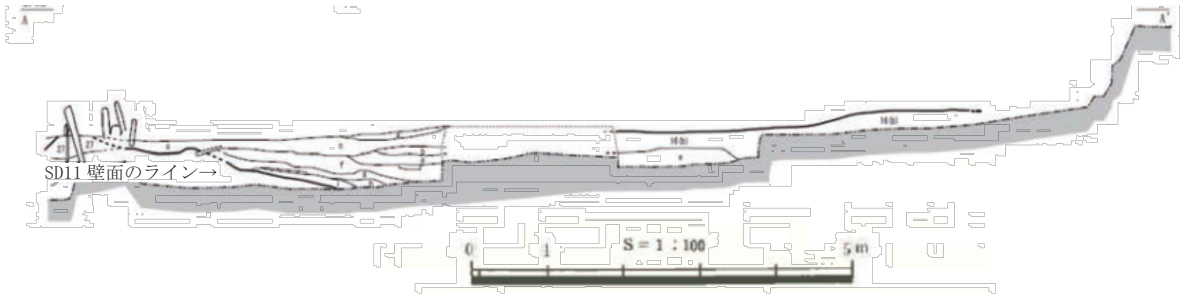

図Ⅴ -5　第 10 次発掘調査区 SD11 断面形状 (鳥取県埋蔵文化財センター編 2010『青谷上寺地遺跡 11』第 18 図を参考に作成)

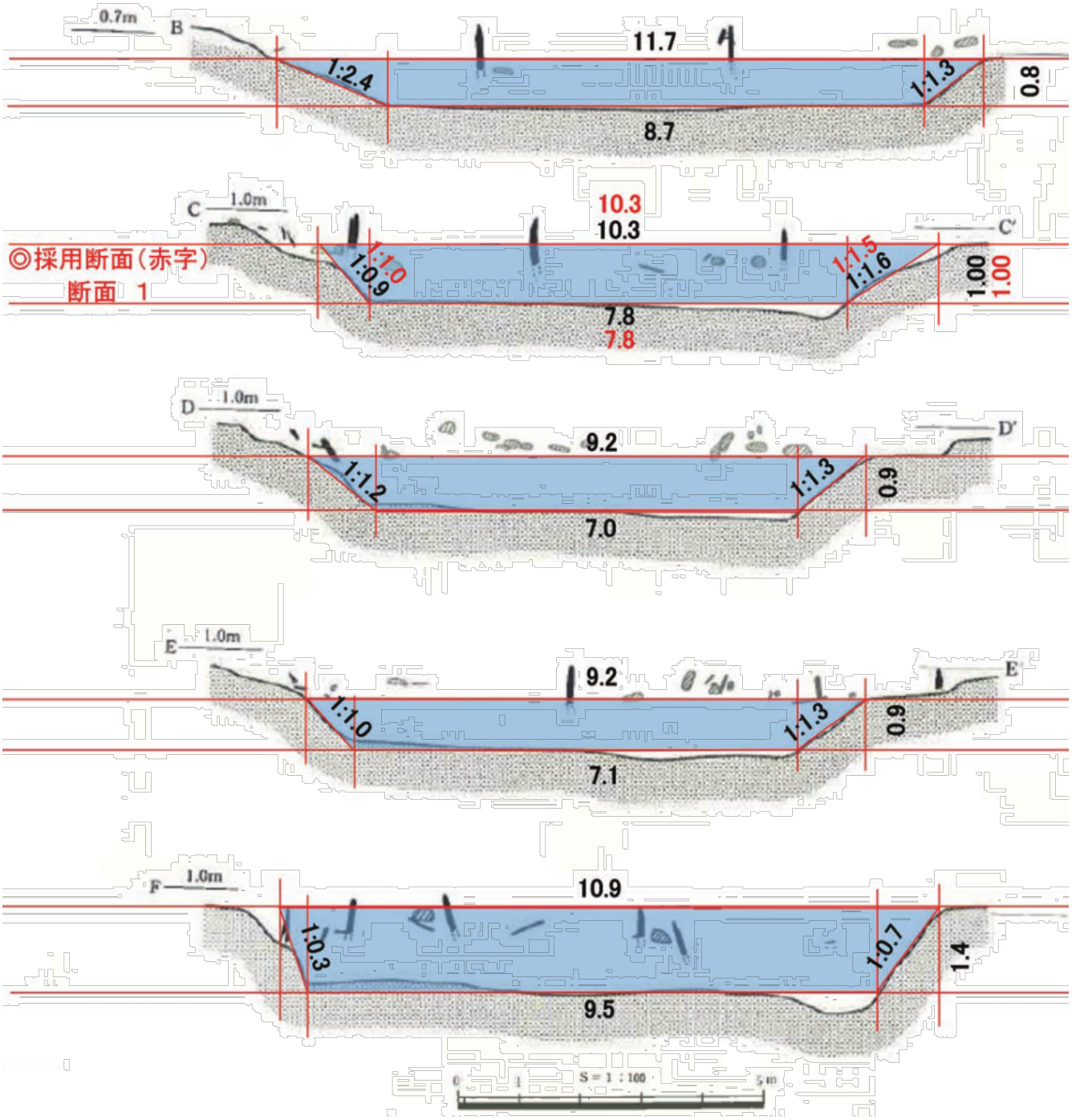

図Ⅴ -6　県道 4 区発掘調査区 SD11 断面形状 (鳥取県教育文化財団編 2000『青谷上寺地遺跡 1』第 154 図を参考に作成)

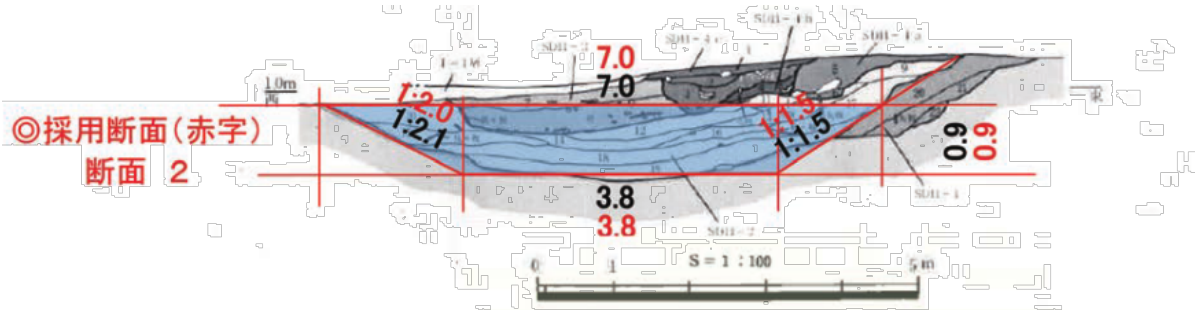

図Ⅴ -7　第 13 次発掘調査区 SD11 断面形状 (鳥取県埋蔵文化財センター編 2014『青谷上寺地遺跡 13』第 66 図を参考に作成)

であることから、規模想定としては、この南に位置する県道 4 区の発掘調査結果を基に検討する。参考にするのは護岸構造物の遺存状況が良好な図Ⅴ -6「断面 1」で、溝の上面幅 10.3 m、底幅 7.8 m、深さ 1 mで整備する。立上りの勾配は、検出された遺構面をもとに、西側を 1：1.0、東を 1：1.5 とする。

整備面のレベルは中心域側で標高約 3.0 mを予定しており、溝をこれより 1 m掘削して整備した場合でも遺構面より約 1.0 m上に位置することから、矢板等を打ちこんだ場合においても遺構への影響はないものと考えられる。なお溝の底面レベルは基本的に揃えるが、県道北側から市道側へ向けて最低限の水勾配を確保する。

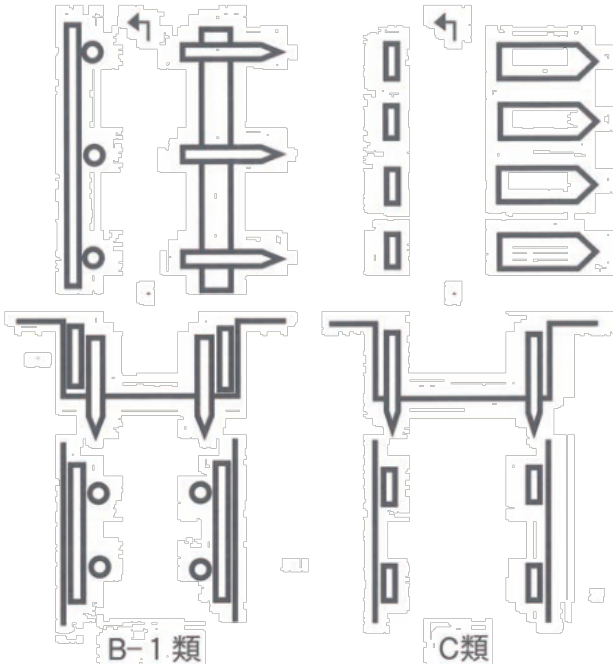

図Ⅴ -8　SD11 護岸・木製構造物模式図 (鳥取県埋蔵文化財センター編 2006『青谷上寺地遺跡 8』第 111 図)

護岸施設は設置せず、「第Ⅳ章第 3 節第 2 号弥生文化を体感する（調査成果に基づく活用）」に定める「(2) 弥生の“なりわい”体感プログラム」により護岸の整備や補修を体験できる区間として、当時の土木技術を体感する場を整備する。

整備計画② 区 県道北側道～県道南側道（図Ⅴ -12]

この区間は、暗渠管により通水し、溝の復元及び遺構表示は行わない。

整備計画③区 県道南側道～山陰自動車道予定地（図Ⅴ -12）

第 13 次発掘調査区で検出された溝の底面レベルは最も深い部分で約－ 0.2 m、上面が中心域側で約 1.4 m、周辺域側で約 0.8 m、溝幅は上面で約 8.2 m（中心域側の立ち上がりを除くと 7.0 m）、底面は西側の上面端から 1.8 mの位置を起点として 5.0 mまでの幅 3.2 mである。護岸は東西ともに杭と横板を組み合わせた構造で、倒れ込んだ状態で出土した。

溝の深さは中心域外側では約 1.0 ｍとなっており、この深さを基本として県道脇の水路レベルと調整を図りつつ整備する。溝の立ち上がりは一部に勾配変化点はあるが、一律の勾配とし、また中央部がややくぼんだ溝底の形状も平坦にそろえる。これにより、整備では溝の上面幅を 7.0 ｍ（立ち上がり除く）、底面幅 3.8 ｍ、立上りの勾配は西側を 1：2.0、東を 1：1.5 とする（図Ⅴ -7「断面 2」）。

護岸の位置は溝の立ち上がり部分に戻し、構造及び形状は出土部材に忠実に、東面は幅 6 ㎝、厚み 4 ㎝、長さ 75 ㎝の板を杭として、巾 36 ㎝の横板を斜面側に配置し、西面は幅 5 ㎝厚み 4 ㎝、長さ 95 ㎝の杭と幅 28 ㎝の横板で護岸を復元的に整備する。横板と杭の組み合わせは、護岸の類型 B-1 類とする（図Ⅴ -8）。

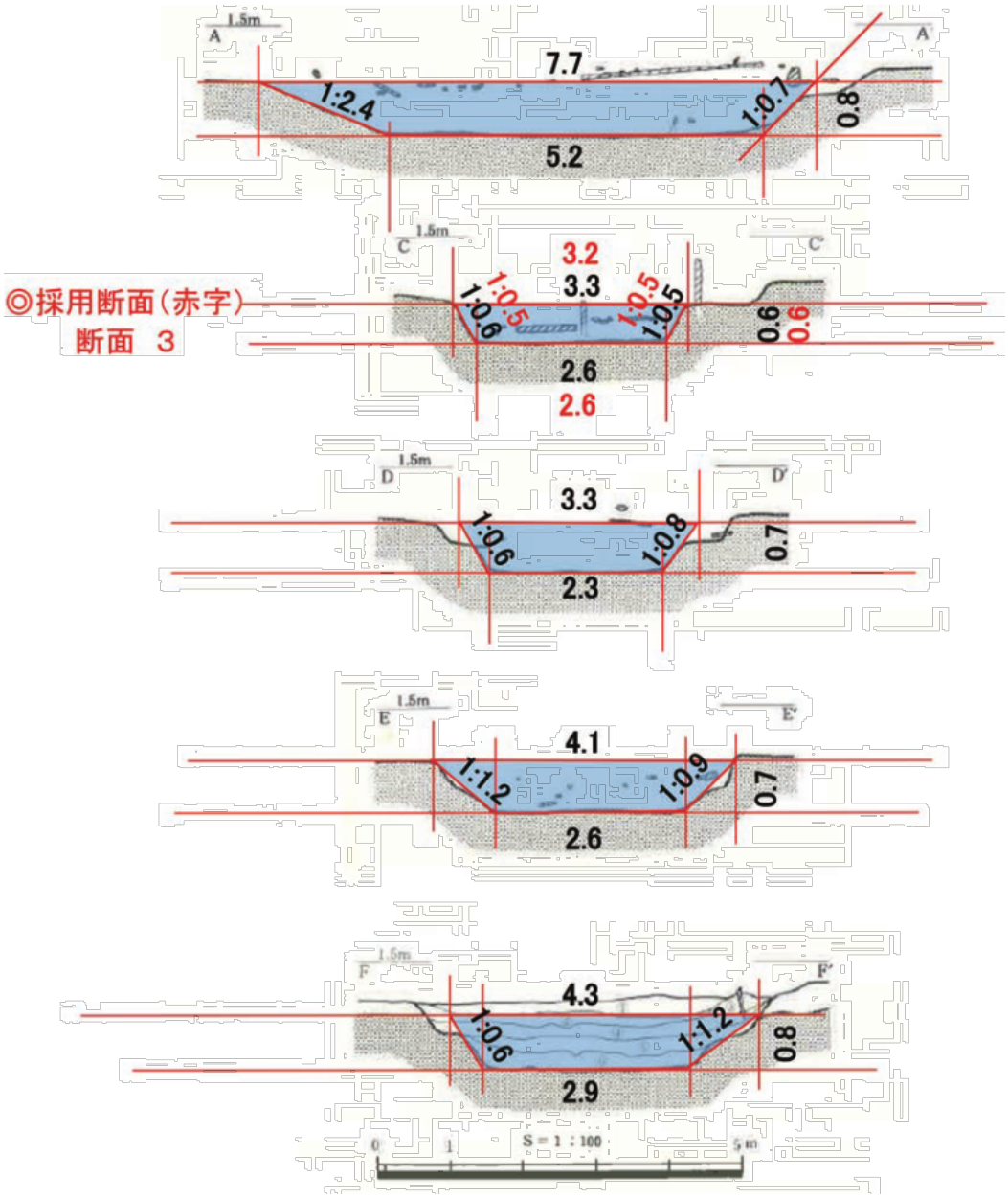

図Ⅴ -9　国道 1 区発掘調査区 SD11 断面形状（鳥取県教育文化財団編 2000『青谷上寺地遺跡 2』第 95 図を参考に作成）

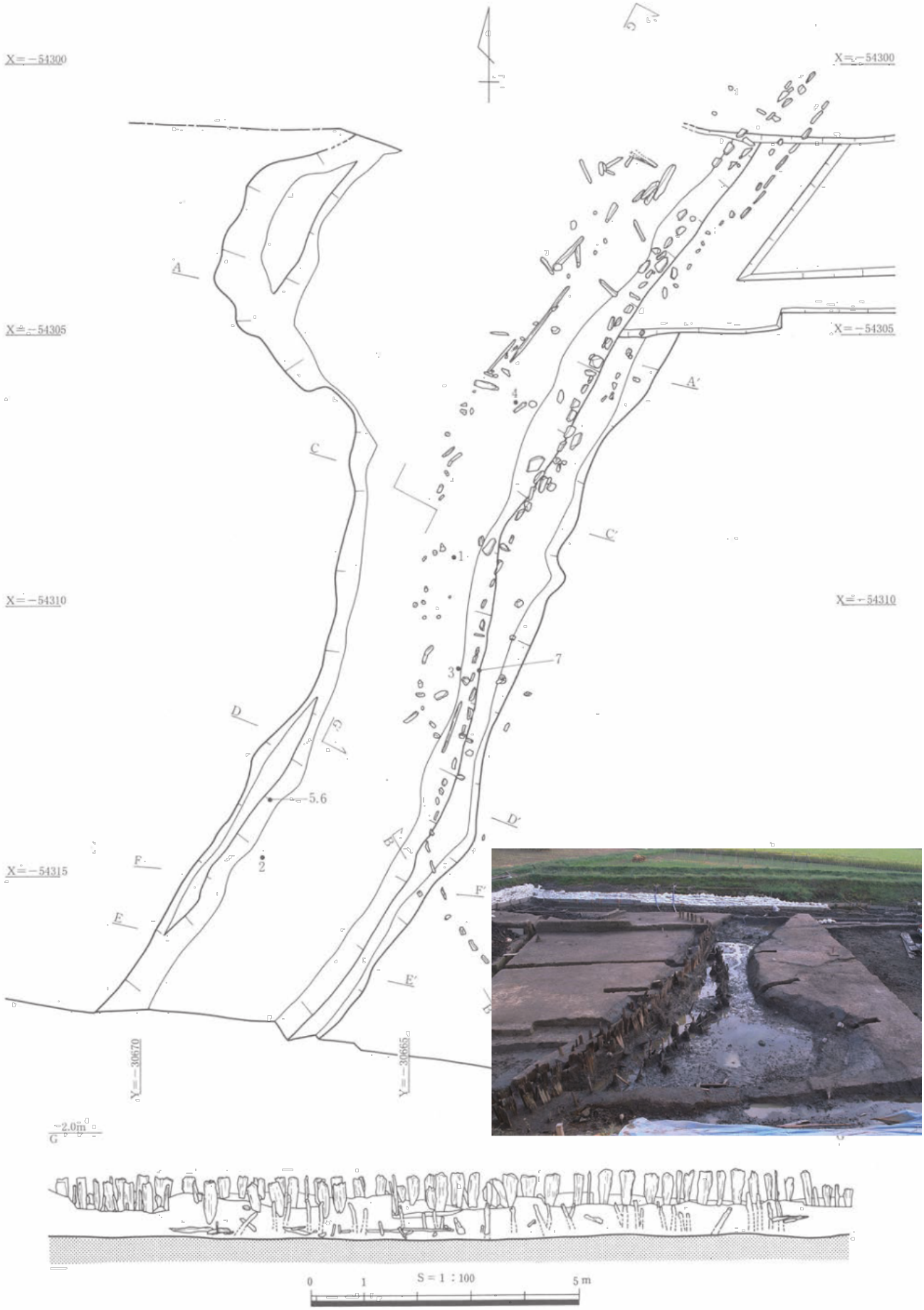

図Ⅴ -10　国道 1 区発掘調査区 SD11 平面図と護岸の立面図 (鳥取県教育文化財団編 2000『青谷上寺地遺跡 2』第 94 図を参考に作成) および調査時の写真 (北から)

整備計画④区 山陰自動車道予定地～山陰自動車道側道（図Ⅴ -12）

国道 1 区で検出された溝は北側が約 8.5 ｍで（図Ⅴ -9・10 A-A’）、南側（整備計画⑤区）の約 4 ｍと比べてかなり規模が大きい。このうち、山陰自動車道予定地～山陰自動車道側道にあたる北側は、暗渠により通水し、遺溝の復元及び遺構表示は行わない。

整備計画⑤区 山陰自動車道側道～山陰自動車道南端（図Ⅴ -12）

国道 1 区のうち、整備計画⑤区となる範囲は、検出された弥生時代後期の溝の形状を立体的に復元し、発掘調査個所の南端に湿地から延びる水路の繋ぎ込みを行う。

国道 1 区で検出された溝の底面レベルは北側が 0.05 ～ 0.1 ｍ、南側が 0.03 ～ 0.05 ｍで検出面の標高は約 0.8 ｍで溝底は北から南へわずかな勾配がある。南側溝は上面幅が約 3.8 ～ 4.3 ｍ、底面の幅は南が約 2.4 ｍで、東側と西側の一部に 30 ㎝～ 80 ㎝のテラス状の小段を有する。東岸より 2.5 ｍ内側の溝底面に東岸にほぼ平行する杭列があり、南側では徐々に南に向きを変え D-D’ 断面付近で東岸にぶつかり終息する。

国道 1 区では図Ⅴ -10 C-C’ から D-D’ 断面までの約 5 ｍの区間は護岸の遺存状況が良好で、東側小段が明瞭に検出されている図Ⅴ -9「断面 3」をモデルとして形状を決定し、護岸を復元的に整備する。溝上面幅は小段までで 3.2 ｍ、底面幅は 2.6 ｍ、深さは 0.6 ｍで、立上りの勾配は東西共に 1：0.5 として整備する。なお、溝の深さは、排出先である既存水路の高さに応じて調整を図る。

護岸には保存状態良好な矢板列が検出されている（図Ⅴ -10）。それを参考として、東側の護岸は、北側は幅約 80 ㎝、南側は徐々に狭まり約 50 ㎝の幅となる小段の端に長さ 50 ～ 80㎝前後、幅 30㎝前後、厚さ 3 ～ 4㎝の矢板を打ちこむ。護岸類型は C 類である（図Ⅴ -8）

整備計画⑥ 第 11 次発掘調査区及び以南（Ⅴ -12）

第 11 次発掘調査区で検出された溝の底面レベルは南側が約 0.3 ｍ、北側が 0.2 ～ 0.1 ｍで南から北に 4 度の勾配がある。検出面の標高は約 1.1 ｍ、溝上幅は北側が 4.25 ｍ、南側が 3.8 ｍで、溝底幅は北が 3.8 ｍ、南が 2.8 ｍで、護岸施設は存在しない（図Ⅴ -11）。遺物出土状況から、水深の浅い滞水環境が想定され、湿地から延びる水路として、国道調査区の溝へ繋ぐ。

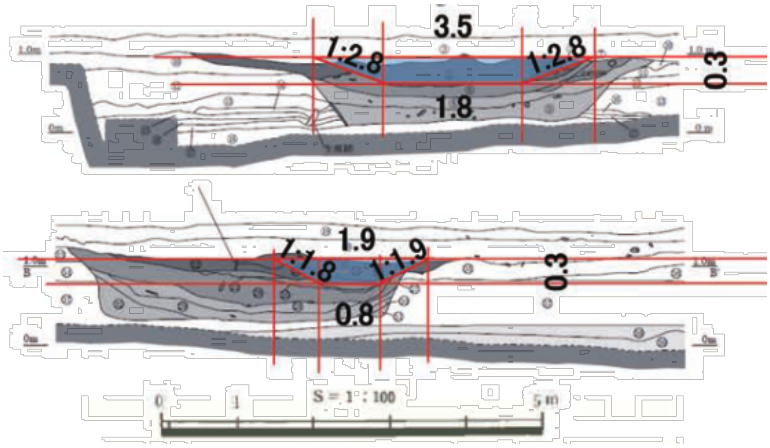

図Ⅴ -11 第 11 次発掘調査区 SD11 断面形状 (鳥取県埋蔵文化財センター編 2012『青谷上寺地遺跡 12』第 17 図を参考に作成)

図Ⅴ -12　SD11 整備計画区分

（2）南側区画溝（SD33）

南側区画溝は、第 1 次発掘調査区（国道 1 区）において西側区画溝 SD11 の東約 4.2 mにその西端を検出し、東側の第 9 次発掘調査区、第 12 次発掘調査区へつながる中心域南側の区画溝と想定される溝である（図Ⅴ -13）。

第 9 次、第 12 次発掘調査区においてはそれぞれ 3 段階の変遷が確認されているが、ここより東で調査はなされていない。中心域を区画溝が取り囲んでいたとすれば、第 1 次発掘調査区（国道 4 区、県道 8 区）で検出された東側区画溝 SD38 の方向に延びると想定されるが、推定の域を出ない。ついては、 南側区画溝については復元及び遺構表示等の表現は行わず、遺構検出部分及び想定される位置に園路等、構造物の設置は控え、今後の調査研究を待つこととする。

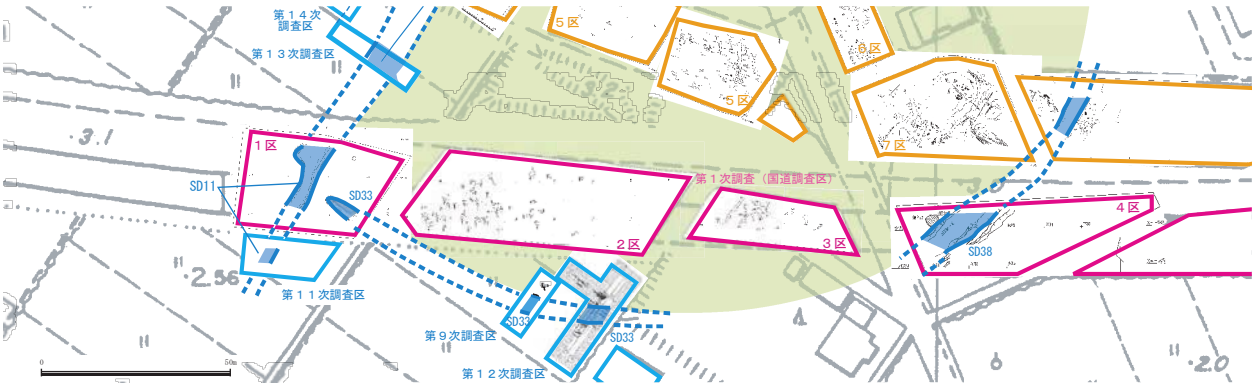

図Ⅴ -13　SD33 位置図

第５節　動線計画

１　史跡への動線

来訪者の約９割を占めるであろう自動車利用者の多くは、山陰自動車道青谷インターから県道 274 号を西進、勝部川手前で左折して県道 51 号で展示ガイダンス施設に付属する第１駐車場へ至るルートを選択し、これが本遺跡におけるメイン動線となる。自家用車と自転車利用者は、ここからガイダンス施設に入館し史跡の解説を受けたのちに史跡地内へと向かう。大型バスは、この駐車場で客を降車させたのちに、県道 274 号に接する第２駐車場の待機スペースへ移動する。

また、ピーク時における第１駐車場と第２駐車場への誘導方法や、青谷町総合支所やＪＲ青谷駅等とのシャトルバス運行についても、利用実態の把握に基づいた検討が必要となる。

ＪＲ青谷駅から徒歩利用の動線は、駅北側に位置する改札を出て西へ向かい南下してＪＲ山陰線の踏切を渡り史跡に至るが、遠回りの動線となる事から、駅南側改札口の設置及び史跡へのアクセス道路の敷設は将来的な課題である。

史跡地内の市道を走るバス路線についても、史跡としての一体性や見学者の安全性などの観点から、経路の変更あるいはバス停車場の移動等は将来検討すべき課題である。

２　見学者動線

青谷上寺地遺跡には、史跡の学習や体験等を目的とした見学者、湿地などでのレクリエーション等を目的とした利用者、イベント参加者という、利用目的の異なる３パターンの来訪者が想定できる。それぞれの来訪者が目的に沿った利用ができるよう、利用動線を検討して適切な整備をすることが重要である。

また、史跡地内はすべての来訪者が不自由なく利用できるように、『高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』に即した、園路やスロープを配置する。

（１）　山陰自動車道高架下及び道路予定地の横断

史跡指定地は山陰自動車道により南北に分断された状況にあり、史跡の景観を遮断している。しかし、弥生時代後期には、山陰自動車道の北側に遺跡の中心域が形成され、南側には湿地が広がり、その周辺で水田が営まれていたことが分かっている。したがって、山陰自動車道の高架は、結果的に、史跡の景観を仕分け、場面転換させる機能を果たしている。

また、史跡の南側は景観に優れるが、北側には市街地が広がり、工場などの構造物が史跡の周辺に見える。山陰自動車道の高架による分断は、史跡の南側の整備においては、北側に広がる市街地景観を遮蔽する機能を持つと考えれば、史跡におけるマイナス要因ではなく、プラス要因として利用できるものである。

したがって、高架下を南北に連絡する動線は現代から弥生の景観へのアクセス機能を有することとなる。特に第２駐車場と展示・ガイダンス施設を結ぶ園路は最も重要な動線であり、その整備には関係機関との調整が重要である。

なお、山陰自動車道高架下及び道路予定地部分は、道路管理者である国土交通省が所管しており、道路法に係る占用許可を得なければならない。

（2）県道の横断

史跡の北側においては、東西に延びる県道が指定地を分断しており、県道を横断しなければ史跡の全体を見学することができない。横断橋や地下道等の整備が考えられるが、これらは地下遺構に重大な影響を与えるため、実現は難しい。横断歩道の新設に関しては、既設の横断歩道との距離が近く困難なことから、現状では交差点に設けられている既存の横断歩道を利用することとし、来園者の増大、県道交通量の変化等将来的な状況変化を勘案しつつ、交差点部への信号機設置等を検討する。

（3）園路

史跡地内は自由に散策できることを園路整備の方針としつつ、だれでも安全で快適に利用できる園路を整備する。

主要園路は、史跡西側の展示ガイダンス施設を起点とし、湿地や微高地に沿って進み、東側の多目的広場へ至るルート、高架下から県道を横断して北側の弥生の歴史発見地区の各ひろばを結ぶルート、第２駐車場と展示ガイダンス施設を結ぶルートを設定する。

歩行者用園路は幅員３ｍ内外を基準とするが、ところどころに人溜りを設けたり、幅員に変化を持たせるなど、景観に溶け込むよう工夫する。園路構造は、透水性や歩行安定性にも配慮して、砕石路盤の上にすべりにくい土系舗装で仕上げる。なお、舗装材は耐久性に実績があり、経年的な変化の少ないものを使用する。

（4）橋

弥生の自然景観体感地区及び弥生の歴史発見地区において整備する湿地及び溝等を横断する動線については、園路間に架橋して見学者の通行を可能とする。

園路に設置する橋は、景観を考慮して木製とし（写真Ⅴ-6）、人体への安全性が確認されて

写真Ⅴ-6　史跡大塚・歳勝土遺跡（神奈川県横浜市）の木橋

写真Ⅴ-7　水の公園福島潟（新潟県新潟市）の潟船を連結した橋

おり、通常廃棄物として処理可能な酸化亜鉛含浸処理（モックル処理）や水溶性木材保存剤加圧注入処理などを施して、耐久性の向上を図る。ただし、 緊急車両通行の可能性がある部分においては、桁及び梁は鉄骨造として、木材を貼って仕上げるなどの景観的な配慮を行う。

なお、丸太の橋や丸木舟を連結した橋などは水辺の景観になじみやすく、来訪者が使って楽しむことができる。新潟県の福島潟では潟船という小型木造船を連結し橋として潟に浮かべており、良好な水辺の景観を形成している（写真Ⅴ -7)。また、潟舟での航行体験や水上観察など、体験イベントも実施しており、景観形成と活用の両面において参考となる。

3　眺望点、視点場

（1）弥生の自然景観体感地区

特別史跡吉野ケ里遺跡（佐賀県吉野ヶ里町）のように大型の建物跡が検出され、高層建物が復元されている場合には、物見やぐら等が広域を見渡す眺望点となっている。また、地形に起伏のある妻木晩田遺跡では、低所に復元した居住域を一望する視点場を高所に位置する整備地区に設けている（写真Ⅴ -2)。

一方、特別史跡登呂遺跡のように平野部にあり地形の起伏もなく、遺構にも高層建物跡が検出されていない場合、史跡に近接する博物館やガイダンス施設の屋上に集落景観を望む視点場を設ける事例もある（写真Ⅴ -8)。

本史跡の弥生の自然景観体感地区は、湿地と草地が広がる中に、水田・畑等を配置して水辺の景観を形成する。湿地の脇に微高地を造成するが、周囲との比高差は 1.5 m程度である。そのため、微高地からも、弥生の自然景観体感地区の全体を鳥瞰的に見渡すことができない。そこで、弥生の自然景観体感地区の西側に建設する展示ガイダンス施設の 2 階部分や屋上などに視点場を設け、弥生時代後期の地形復元や自然景観を眺望し、解説するポイントとととする。

また場を固定するものではないが、整備した湿地からの眺望も楽しめるように、橋やデッキの位置、植栽を工夫することで、湿地の周囲を散策したり、湿地で遊びながら、弥生時代の自然景観を体感する空間とする。

写真Ⅴ -8　特別史跡登呂遺跡（静岡県静岡市）の景観（登呂博物館屋上からの眺望）

写真Ⅴ -9　弥生の歴史発見地区からみた南西方向の眺望

（2）弥生の歴史発見地区の視点場

弥生の歴史発見地区は弥生時代に微高地状

の高まりがあったとされる中心域で、往時には周囲を見渡すことのできる視点場であったと想像される。現在は市道や未指定地で分断されているものの、復元整備された区画溝と AR 等を組み合わせながら中心域からの眺望を体感できるよう、遺跡発見ひろばに眺望点を整備する。

4　管理用動線

管理車両動線は、史跡地内の景観や利用者動線に配慮して設定する。弥生の自然景観体験地区に新たに設ける管理用道路は、弥生のたんぼ南側の市道から史跡指定地の外周に沿って弥生の暮らし体感ひろば、弥生のはたけの南を通りにぎわい交流ひろば東側の市道まで設置し、途中に数箇所の転回場所を設ける。

管理用道路は幅員 4 ｍで、車両の通行が可能なように路盤 15 ㎝と脱色アスファルト 4 ㎝程度の舗装構成とする（写真Ⅴ -10）。県道 274 号の側道も弥生の歴史発見地区の維持管理を行う管理用車両の動線として利用し、東端付近に転回場を整備する。

市道及び県道から管理道への進入部分には車止めを設置する。車止めも史跡の構成要素をなすため、出土品をデザインする等その意匠に配慮する。

写真Ⅴ -10　特別史跡登呂遺跡（静岡県静岡市）の管理用道路（脱色アスファルト）

第 6 節　造成および利水計画

整備工事での発生土は地区外に搬出しないことを原則とし、必要に応じて土質改良なども検討のうえ、地区内盛土へ使用するものとする。ただし、不足土が生じる場合は、他事業で発生する良質な土を搬入することとする。また､水田として利用されていた土地の整備においては､その土地が有している水の貯留機能や排水路の流下能力を確保することが治水上求められる。

以下、掘削量と盛土量との平衡、既存水路の流域及び流下断面の確保を念頭に整備レベル、利水計画を検討する。

1　整備レベルの設定

これまでに実施された発掘調査及びボーリング調査により、青谷上寺地遺跡では遺構面、遺物包含層の上に､約 1 ～ 2 ｍの厚さで耕作土が堆積しており､十分な遺構保護層となっている。西沼田遺跡の整備では、盛土を施したのちに地下水位が上昇していることがわかっており、本史跡においても地盤高の変更が地下水位に影響を及ぼす可能性が考えられる。本史跡で実施されている地下水位調査では、降雨の影響を受けているものの、地下水の流動性は概して低いことがわかっており、整備においては、大規模な造成や保護盛土は実施せず、基本的に現地盤面を整備の基盤レベルとする。

現況が水田である弥生の自然景観体感地区は、遺構面、遺物包含層に影響がない深度を考慮

したうえで、一旦田土を鋤取りした後に畔の高さまで盛土を行い、南から北へ0.7%から1.5%程度の勾配で整正して仕上げ、整備レベルとする。

湿地部分についても、遺構面、遺物包含層に留意しつつ、既設用排水路敷高を目安に田土を掘削したのちに改良土による底面保護を行う。

掘削・鋤取りした田土は微高地の盛土材とする。

写真Ⅴ-11　特別史跡登呂遺跡（静岡県静岡市）の水路用管路

体験水田エリアは、現状の水田レベルを整備面として、活用時に小区画畦畔の造形を行う。弥生の歴史発見地区、古代山陰道地区、多目的利用地区も同様に現地盤面（既存水田においては畔の高さ）を整備レベルとし、これを基面として微高地、区画溝等の地形復元を行う。

2　利水計画

湿地や水田など、水を利用する整備地のレベルを現況とほぼ同じにすることにより、指定地および周辺地域における既存の用排水系統が利用可能となる。整備に伴い土中に埋まる部分については、蓋架けによる暗渠化や、フィルター材充填による地下排水溝化を行う。

湿地や水路、整備区画溝への導水は既存水路の一部に枡や堰を設けて分水する。

指定地内を流下する5本の水路は3系統（弥生の湿地ひろば、景観保全エリアを経由して市道沿いの水路に流下し勝部川へ、にぎわい交流ひろばおよび中心域を経由して日置川へ、第1多目的ひろばを経由して日置川へ）となって指定地外に配水されているが、指定地下流での水利用はない。水路が宅地脇を流れるのは1系統のみで、指定地内での整備による流路変更の影響は小さいと考えられるが、可能な限り現在の流域を維持して排水を行う。

湿地への水路や区画溝の整備においては、取水口等の構造物が目立たぬよう木橋の下や低木植栽を施すなどの工夫を行う。

第7節　遺構の展示と表現に関する計画

1　弥生の歴史発見地区における遺構展示と表現

第1次発掘調査県道8区で検出された東側区画溝（以下、SD38）から、青谷上寺地遺跡が最盛期を迎えた弥生時代後期の社会を考える上で極めて重要な遺物が出土している（図Ⅴ-14）。SD38は微高地の東側縁辺部にめぐる浅い区画溝で、ここに最小個体数109体と推定される大量の人骨が散乱していた（図Ⅴ-15・写真Ⅴ-12）。この人骨の中には受傷痕を観察できるものもあり、2世紀後半に時期比定される後期後葉の土器を伴うことから、中国の歴史書に2世紀後半の出来事と記録される「倭国大乱」との関係もうかがわれる。

しかしながら、県道8区の発掘調査は、県道建設に係る記録保存調査だったことから、人骨

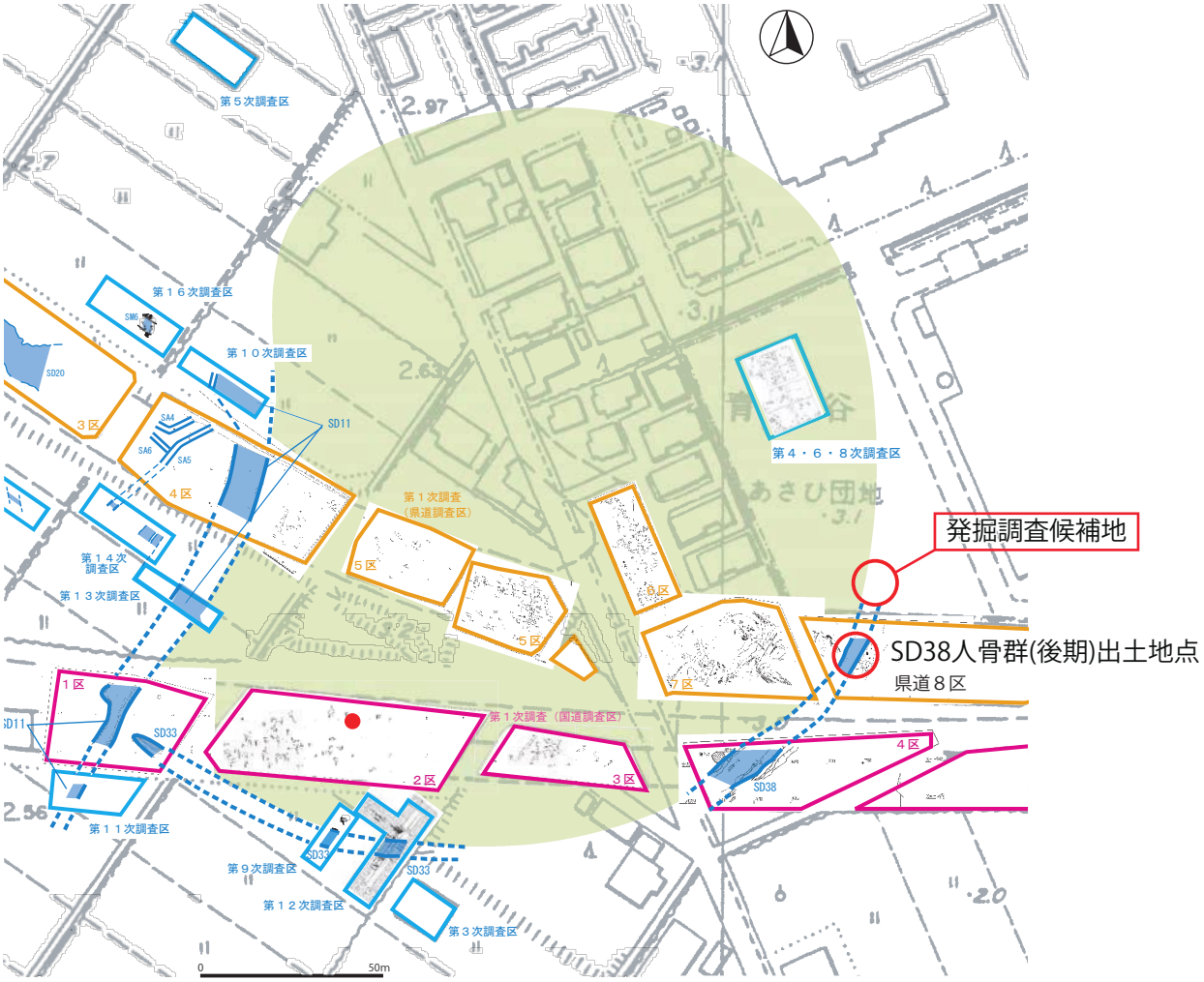

図Ⅴ -14　県道 8 区 SD38 人骨群出土地点

が散乱する様を復元的な整備などにより、再現することはできない。ただし、人骨を包含する SD38 は県道 8 区の北に延伸していると推定される。そこで、今後、県道 8 区の北側の内容確認調査を計画し、その発掘調査成果をもとに SD38 と人骨群に関する展示を検討する。

（1）展示の対象

県道 8 区で検出された SD38 は国道 4 区で検出された SD38 の続きと判断され、矢板列の構造から 3 段階の変遷が把握されている。、弥生時代後期前葉の土器が多く出土する SD3-1、複数の矢板列を伴い、後期中葉から後葉の土器が多く出土する SD38-2、終末期から古墳前期初頭の土器を伴う SD38-3 である。このうち多量の人骨が溝に埋まっていたのは、SD38-2 の段階に相当する。

そこで、県道 8 区の北側（図Ⅴ -14）で発掘調査を計画・実施し、SD38-2 段階に護岸として構築されたと考えられる木製構造物の在り方や人骨の出土状況を明らかにし、その状況を現地に展示、紹介する。

（2）SD38 の展示方法と展示施設

遺構展示の対象範囲は、今後、倭国大乱ひろばを整備するＢ②地区において県道 8 区に近接

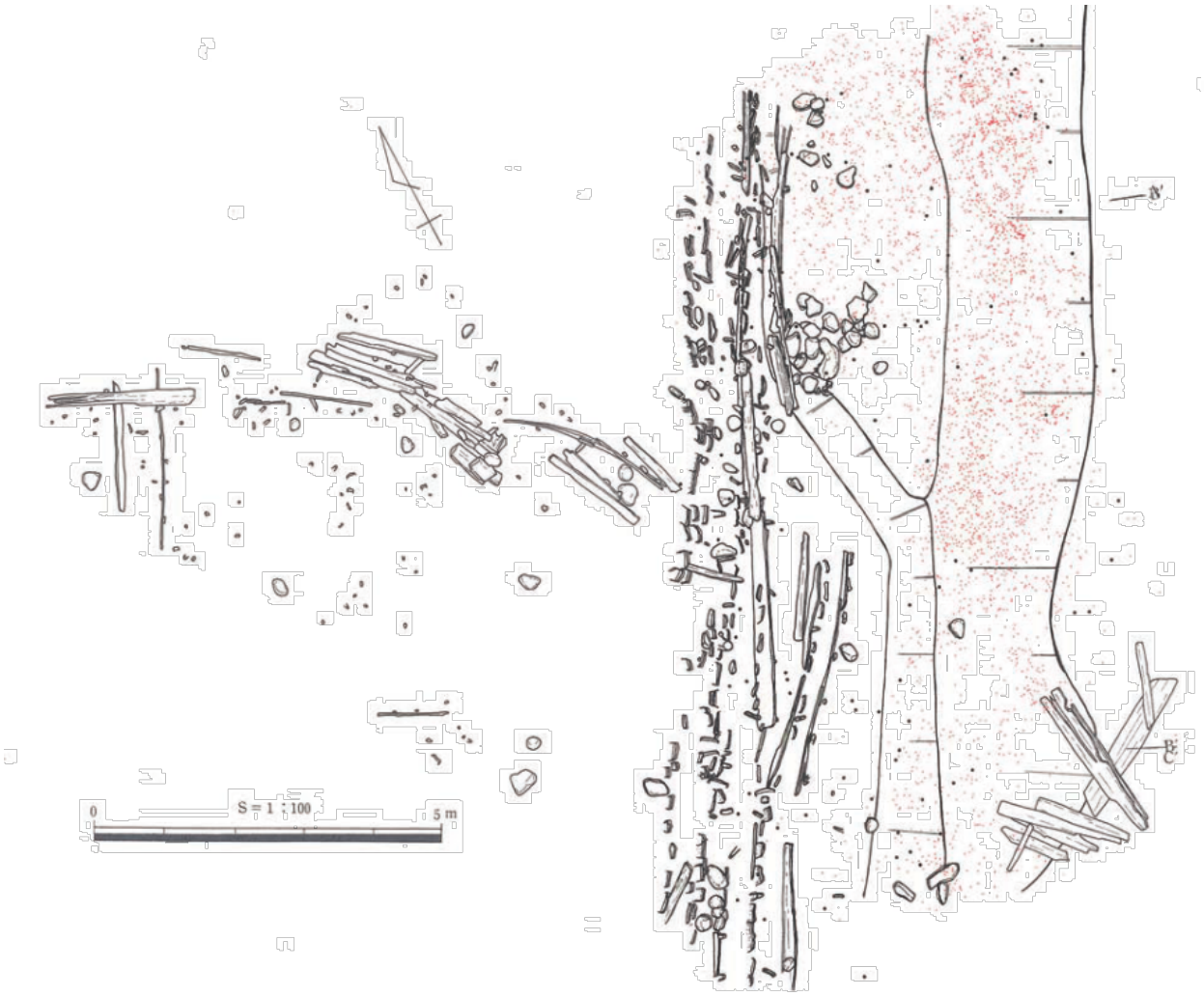

図Ⅴ -15　県道 8 区 SD38 人骨分布図 (鳥取県教育文化財団編 2000『青谷上寺地遺跡 1』を基に作成)

写真Ⅴ -12　SD38 人骨出土状況

する場所に（図Ⅴ -14)、最大 20 m四方程度の調査区を設け、その成果をもとに決定する。なお県道 8 区の発掘調査を参考とすると SD38 の規模は幅が 9 ～ 10 m程度で、護岸となる木製構造物を伴うと推測される。木製構造物を伴う SD38 を現地に展示する方法には、実物の遺構展示と複製・再現した遺構の展示があり、それぞれに露天のまま展示する手法と、展示対象の上部に保護施設（覆屋）を設置する手法がある。以下に、それらの組み合わせを検討し、SD38 の展示に最もふさわしい手法を絞り込む。

実物遺構展示案 1・・・遺構保護施設を伴わない野外実物展示

野外で実物の遺構をそのまま展示する。

工 法　発掘調査を終えた後、 薬剤などによる地盤の表層硬化、木材や石材などの基質強化、撥水や調湿などの保存処理を施す。

長 所　構造物を伴わないので、史跡の景観に影響を与えない。「本物」を見たいという期待に応えることができ、最も分かりやすく臨場感のある展示手法である。実物遺構展示案の中では最も安価な方法である。

課 題　保存処理を行っても、直射日光による劣化、風雨をさらされることによる風化、冬期間の凍結・融解の繰り返しによる崩壊などを完全に防ぐことができない。遺構保護施設がないため、周囲に生息・生育する動植物による影響も受けやすく、人為による破損・破壊も危惧される。また、現在の地盤よりも低い遺構面が展示対象となるため、地下水の滲み出しや、雨水の流入による水没が懸念される。遺構への影響、管理面において問題が多い。

実物遺構展示案２・・・開放型の遺構保護施設を伴う実物展示

実物の遺構をそのまま展示するが、遺構の上部に壁を持たない遺構保護施設を設けて、直射日光と雨を遮る。

工 法　発掘調査を終えた後、 薬剤などによる地盤の表層硬化、木材や石材などの基質強化、撥水や調湿などの保存処理を施す。さらに展示対象及び周囲の遺構に影響のない工法で遺構保護施設を建設する。

長 所　「本物」を見たいという期待に応えることができ、臨場感のある展示手法である。屋根により直射日光や雨の直接的な影響を軽減できる。実物遺構展示案３（密閉型の遺構保護施設）よりも安価な方法である。

課 題　壁を持たない構造のため、直射日光影響を完全に防ぐことはできないことに加え、風にさらされることから、急激な乾湿の変化が生じやすい。冬期間の凍結・融解の繰り返しによる崩壊などは防げない。また、開放型の遺構保護施設は密閉機能を持たないので、周囲に生息・生育する動植物による影響や、人為による破損・破壊も危惧される。また、現在の地盤よりも低い遺構面が展示対象となるため、地下水の滲み出しや雨水の流入による水没が懸念される。遺構への影響、管理面において問題が多い。

実物遺構展示案３・・・密閉型の遺構保護施設を伴う実物展示

実物の遺構をそのまま展示するが、遺構の上部に屋根と壁を伴う遺構保護施設を設けて、密閉する。

工 法　発掘調査を終えた後、 薬剤などによる地盤の表層硬化、木材や石材などの基質強化、撥水や調湿などの保存処理を施す。さらに展示対象及び周囲の遺構に影響のない工法で空調・換気設備を備えた遺構保護施設を建設する。

長 所　「本物」を見たいという期待に応えることができ、臨場感のある展示手法である。直射日光、風雨、冬期間の凍結・融解、動植物、人為による影響を直接受けにくい。実物展示案の中では最も良い条件で、遺構を展示できる。比較的乾燥した環境にある史跡妻木晩田遺跡（むきばんだ史跡公園）では、密閉型の遺構保護施設を設けて、自然

写真Ⅴ-13　むきばんだ史跡公園の遺構保護施設と竪穴住居跡の実物展示

写真Ⅴ-14　特別史跡山内丸山遺跡の大型建物跡実物展示（手前の柱穴には地面からしみ出した水が貯まっている）

写真Ⅴ-15　地底の森ミュージアム（宮城県仙台市富沢遺跡）の旧石器時代埋没林の実物展示

換気による竪穴住居跡の実物展示に成功している（写真Ⅴ-13）。また、パネル解説などを充実させることで、ガイダンスの機能を持たせることができる。

課 題　遺構を適切に保護するための空調・換気・照明設備を必要とする。実物展示案中で最もコストが高くなる。また乾燥した妻木晩田遺跡と異なり、青谷上寺地遺跡は低湿な環境にあり、地下水の影響を受けやすい。特に凹状の遺構を展示した場合には、地面からしみ出した水が貯まることがある（写真Ⅴ-14）。周囲からの地下水の進入を防ぐには堅牢な遮水壁を備えた施設を建設する必要ある（第Ⅴ-15）。しかし遮水壁の建設は周囲の遺構に影響を与えるため、設置が困難である。遮水壁を設置しても完全に地下水を遮断できない場合、湿気によるカビや悪臭の発生が危惧される。したがって、万全な状態での管理は難しい。

複製・再現遺構展示案 1・・・遺構展示施設を伴わない野外展示

調査で検出した遺構の直上に、遺構を再現して、野外で展示する。

工 法　発掘調査中に型どり又はレーザー測量機器による測量で記録した遺構の形状を、遺構を覆う保護層の上に複製するか、調査時の記録を基に遺構を造形することで再現する。遺構の複製・再現は耐久性のあるガラス繊維強化コンクリート（GRC）を基本とす

る（写真Ⅴ-16）。

長所　保護層を設けることで、遺構を適切に保護できる。また遺構を分かりやすく展示できる手法である。実物展示と違って、地盤の高さを調整できるため、雨水の流入なども軽減できる。構造物を伴わないので、史跡の景観に影響を与えない。遺構保護施設を必要としないため、複製・再現遺構展示案の中で最も安価に整備できる。

写真Ⅴ-16　史跡上淀廃寺（鳥取県米子市）の中塔芯礎（GRC による復元レプリカ）の野外展示

課題　「本物」を見たいという要望には応えることができない。公開後は、再現した遺構には自由に出入りできるため、人為による破損・破壊が危惧される。また直射日光や風雨にさらされるため、展示物の経年劣化による退色、損傷、土砂などの堆積が進む。このことを前提に維持管理、修繕、再整備を計画しなければならない。

複製・再現遺構展示案２・・・開放型の遺構展示施設を伴う展示

調査で検出した遺構の直上に、遺構を再現して展示する。遺構の上部に壁を持たない遺構展示施設を設けて、直射日光と雨を遮る。

工法　発掘調査中に型どり又はレーザー測量機器による測量で記録した遺構の形状を、遺構を覆う保護層の上に複製するか、調査時の記録を基に遺構を造形することで再現し、周囲の遺構に影響のない工法で遺構展示施設を建設する。遺構の複製・再現は耐久性のあるガラス繊維強化コンクリート（GRC）を基本とする（写真Ⅴ-16）。

長所　保護層で覆われた遺構は確実に保護される。また遺構を分かりやすく展示できる手法である。屋根により直射日光や雨の直接的な影響を軽減できる。地盤の高さを調整できるため、雨水の流入による影響も警備である。複製・再現遺構展示案３（密閉型の遺構保護施設）よりも安価に整備できる。

課題　「本物」を見たいという要望には応えることができない。遺構展示施設が壁を持たない構造のため、直射日光影響を完全に防ぐことはできず、風にさらされることから、複製・復元遺構展示案３に比べると、展示物の経年劣化が進む。また、密閉機能を持たないので、人為による破損・破壊も危惧される。

複製・再現遺構展示案３・・・密閉型の遺構展示施設を伴う展示

調査で検出した遺構の直上に、遺構を再現して展示する。遺構の上部に屋根と壁を伴う遺構展示施設を設けて、密閉する。

工法　発掘調査中に型どり又はレーザー測量機器による測量で記録した遺構の形状を、遺構を覆う保護層の上に複製するか、調査時の記録を基に遺構を造形することで再現し、

周囲の遺構に影響のない工法で遺構展示施設を建設する。遺構の複製・再現は、繊維強化プラスティック（FRP）を基本とする。

長所　保護層で覆われた遺構は確実に保護される。どのような遺構なのかを分かりやすく展示できる手法である。外的な影響を直接受けにくく、展示物が劣化しにくい。管理は容易である。また、パネル解説などを充実させることで、ガイダンスの機能を持たせることができる。紫外線の影響が少なく、再現した遺構内に人が立ち入らないことを前提に、ガラス繊維強化コンクリート（GRC）よりも安価な繊維強化プラスティック（FRP）を使用できる。

課題　密閉されるため、空調・換気設備を必要とする。複製・再現遺構展示案中で最もランニングコストは安くなるが、最もイニシャルコストは高くなる。また「本物」を見たいという要望には応えることができない。

以上、実物遺構展示と複製・再現遺構展示について、それぞれ3案を検討した。

遺構の展示には「本物」が望まれるが、比較的安価な実物遺構展示案1・2では、展示対象となる遺構を確実に保護することができない。また実物遺構展示案3についても地下水の影響を完全に遮断することは難しい状況にある。密閉式の遺構保護施設を設けても、遺構の保存は万全とは言えず、低湿な環境にある青谷上寺地遺跡では、実物遺構の展示は困難である。

複製・再現遺構展示案1・2は整備にかかるコストは比較的安価である。しかし、再現した遺構の維持管理、経年劣化による修繕、再整備が必要となる。一方、複製・再現遺構展示案の中で最も整備コストの高い再現遺構展示案3は、経年的な変化が少なく、展示の維持管理が容易である。また遺構展示施設には、弥生の歴史発見地区のガイダンスとしての機能を付加することもできる点も魅力である。

したがって、弥生の歴史発見地区･倭国大乱ひろばにおける遺構展示は再現展示案3により、展示する遺構を調査後に埋め戻し、適切な保護層を設け、実物の直上部に遺構を再現する。再現には繊維強化プラスティック（FRP）を使用するが、強度と耐荷重が必要な部分にはガラス繊維強化コンクリート（GRC）を併用する。さらに遺構展示施設は、弥生の歴史発見地区のガイダンスも兼ねる展示施設とする。

（3）遺構の複製・再現手法

遺構を複製または再現するには､型どりや、3Dレーザースキャナーよる座標データの取得と3Dプリンターによる遺構の複製、調査記録に基づく造形による再現などがある（表Ⅴ-6)。

複製による場合、発掘調査のある段階に複製のもととなる型を作成するか、座標情報を取得する必要がある。一方、造形による再現の場合には、調査時に再現に必要となる情報

写真Ⅴ-17　SD38人骨散乱状況

表Ⅴ-6　レプリカ製作方法の比較

製作方法	工法概要	メリット	課題
【複製】 非接触の3Dスキャナー、プリンター （溝、護岸、人骨等すべて）	レーザー光線で対象物をスキャニングし、得られた３次元座標データより３次元地形モデル等を生成。 これをもとに３Ｄプリンターでマスターモデルの造形。 写真をもとに彩色。	遺構面に立ち入ることなく計測が可能で、遺構に対する影響がほとんどない。	精度の高いレプリカを作成するには計測点が多くなり、計測、解析に時間を要する。 対象物の規模が大きい場合データ量が膨大となるため、コスト、製作期間が非常に大きくなる。
【複製】 型取り （溝、護岸は立体剥ぎ取り、人骨は型取り）	遺構に混在している遺物（人骨）に錫箔を貼り養生したうえで、土面と護岸施設をシリコン樹脂で型取り（土表層立体剥ぎ取り）。 シリコン樹脂を型として、エポキシ樹脂等を塗布し土層及び護岸の木製品の表層を再転写。 骨部分を彩色。	遺構の表土、護岸木材の表面を剥ぎ取り再転写するので、風合いなどが最も忠実に再現可能である。	型取り作業中に出土遺物の破損や遺構面の陥没などの可能性がある。 地下水の湧出等が生じると、溝底面剥ぎ取り作業が困難になる可能性がある。
【再現】 遺構造形 （溝、護岸は造形、人骨は取上げたものを型取り）	遺構写真撮影。 写真や実測図をもとに護岸を含む溝の原寸大模型を作成。 模型を型取りし、型にＦＲＰを流し込み。 人骨に錫箔を貼りシリコン樹脂等で型取り。型にＦＲＰを流し込み。 写真をもとに彩色。 遺構レプリカ設置後に人骨レプリカをその上に配置	遺構面に立ち入ることがほとんどないため、影響が少ない。 現地での作業期間が短い。 製作コストが安価である。	非接触の３Ｄスキャナー、型取りより精度が低い。

を適切に記録しておかなければならない。

以上の検討から、倭国大乱ひろばで行う遺構の展示は、遺構への影響が少なく、施工性とコストを優先し、造形による再現とする。

また、SD38 内に散乱が予想される人骨は（写真Ⅴ-17)、それぞれ出土位置の座標を記録し、取り上げた骨を型取りして、レプリカを製作する。なお、小さな部位は複製の対象としない。土器や木製品も出土位置の座標を記録し、大型のものを中心にレプリカを製作する。レプリカを作成した出土品は、位置情報をもとに、造形により再現した SD38 に配置する。ただし、遺物の種類や出土状態によっては、型取りの方が効率的に出土状況を再現できる場合があるので、発掘調査時に最も適した方法を決定する。

なお、遺構展示施設の北側にも SD38 が延伸する場合は、展示施設の北側に SD38 を立体的に表現し、施設の内外において溝の連続性を表現する。

（4）遺構展示施設の概要

複製または再現した遺構を現地で展示するための密閉型の遺構展示施設には、展示対象をガラスのシェルターで覆った小規模なものから（写真Ⅴ-18)、建築物で広範囲を覆うものがあり、後者は史跡公園の現地でガイダンスを兼ねている事例が多い（写真Ⅴ-19・20)。

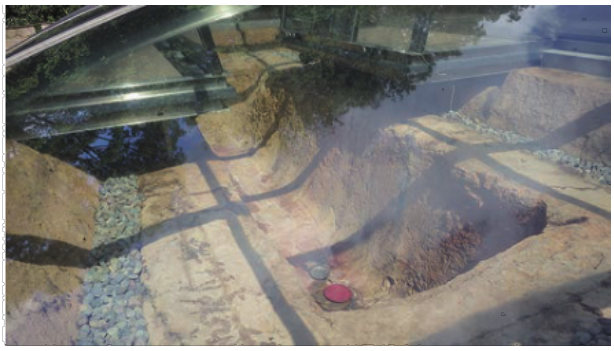

写真Ⅴ -18　安満宮山古墳（大阪府高槻市）のガラスシェルターによる復元遺構の展示施設

写真Ⅴ -19　史跡唐古・鍵遺跡（奈良県田原本町）の復元遺構の展示施設（有ガイダンス機能）

写真Ⅴ -20　史跡水子貝塚（埼玉県富士見市）の復元遺構・遺物の展示施設（有ガイダンス機能）

弥生の歴史発見地区の倭国大乱ひろばで展示を予定している SD38 における人骨の散乱状況は、国内には類例を見ない。また、人骨の埋没時期が 2 世紀後半と考えられることから、「倭国乱」または「倭国大乱」の時代を生きた人々と考えられる。つまり SD38 の遺構展示では、人骨をはじめとする遺物の出土状況、さらには当時の人と社会を体系的に解説する必要がある。したがって、SD38 を展示するための展示施設は、倭国大乱の時代をテーマにかかげた、弥生の歴史発見地区のガイダンス施設とする。また弥生の歴史発見地区には便益や休憩等の施設が計画されていないことから、展示室のほかに、トイレや休憩・便益施設、倉庫、管理室を備える。

また、施設内で展示する遺構は、弥生時代の人々の活動の中心となっていた微高地の東側を区画する溝である SD38 の一部であることを理解しやすいように、展示室を施設北側に配置するとともに、施設の外部にも延伸する SD38 を立体的に表示し、外部からも施設の中が窓越しに見えるようにする。さらに施設内部壁面に外部の溝の映像を映写するなど、施設内外で SD38 を一体的に表現する。

なお、施設には身障者用駐車場を備え、施設の出入口やトイレ、駐車場からのアクセスなどはすべて、鳥取県福祉のまちづくり条例及び都市公園の移動円滑化整備ガイドラインに適応した仕様とする。

（5）遺構展示の作業手順

手順 1・・・発掘調査

県道 8 区の北側（SD38 の延長が想定される場所）に調査区を設けて、内容確認調査を実施する。

調査の目的はSD38-2の段階の詳細を明らかにすることである。遺構の埋没環境、遺物の出土状況を考古学的方法により調査する。なお発掘調査にあたっては、計画段階から、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会調査研究部会からの指導・助言を得ると共に、自然科学の諸分野とも連携した十分な調査体制を組織する。また調査区の範囲は上端で最大20㎡を想定するが、調査計画を作成するさいに、適切な範囲を決定する。

手順2・・・展示対象範囲の決定と遺構展示に関する基本計画

発掘調査の過程で、SD38-2段階の形状を正確に把握し、SD38の両岸も含む展示範囲を検討する。また、展示するSD38の長さは、、護岸施設となる木製構造物や、散乱状態が予想される人骨の在り方をもとに、最も展示に適した範囲を決定する。併せて、遺構や下層の遺物の保護、遺構を再現し展示する方法、展示施設の利活用を前提に、必要となる機能や設備に関する検討を行い、展示施設の基本計画をまとめる。なお、SD38内における遺物の出土状況などが当初の想定と異なることもありうる。その際には、当該調査区で確認した遺構や、人骨の調査研究成果を展示することなどを検討する。

手順3・・・展示施設の基本設計

展示施設の構造を検討するために必要な地耐力調査を実施するとともに、手順2において決定した基本計画を基に、遺構展示施設の基本設計を行う。基本設計では、展示施設の意匠や構造、展示対象となる遺構の造形、出土遺物のレプリカの制作・配置・設置方法とその仕様、SD38などの解説パネルなど、弥生の歴史発見地区におけるガイダンス機能を有した展示設計を一体的に行う。

展示施設の基礎構造などは、地下の遺構に影響がない方法を十分に検討し、施設整備に伴って必要となる諸設備については、史跡全体の設備設計と整合を図りながら、電力等の引込位置や方法等についての検討を行う。

手順4・・・遺構の造形とレプリカ作成

展示施設の基本設計において作成した仕様に基づき、遺構の造形及び出土品のレプリカを配置するのに必要となるデータの取得と記録の作成を行う（この作業に伴う足場や、養生等の仮設を含む)。

手順5・・・発掘調査区の埋戻し

手順4の作業終了後に、遺構の養生を行い。上面を砂でマーキングした後に、掘削排土を利用して、埋戻しを行う。また、掘削残土が埋め戻しに適さない土質の場合は、真砂土などを購入する。

手順6・・・展示施設の実施設計と建設

手順3で行った基本設計を基に、展示施設の実施設計を行い、建設工事に着手する。展示施設を史跡地内の遺構上に建設することから、基礎の設置に伴う掘削は小型の機械等を使用しながら慎重に進め、施工中の地下水位の変動等にも留意しながら作業を進める。また遺構の造形やレプリカの設置に必要な基礎やフレーム等も建築工事に含む。レプリカや映像等の展示機器は躯体工事、内外装工事が完了した時点で搬入する。展示施設の北側にSD38が延伸している場合には、外構として、施設の外側にSD38が延伸することを立体的に表現する。

手順7・・・遺構の造形と出土品レプリカの設置

手順 3 で行った基本設計を基に、展示対象となる遺構の造形と出土品のレプリカを設置するための実施設計を行い、展示施設建設後、展示対象となる遺構を造形し、出土品のレプリカを配置、設置する。また、施設より約 10 m（レプリカの倍）程度の範囲で溝遺構を立体的に表現し、施設内外において溝の連続性を表現する。

（6）東側区画溝（SD38）の野外表示

東側区画溝 SD38 の北側延伸部については、これまで調査は行われていないため、正確な位置及び構造は不明である。そこで SD38 出土人骨の遺構展示に先行する発掘調査で、県道 8 区北側における延伸方向を確認し、溝の延長方向と幅を想定し、弥生の歴史発見地区となるＢ②区に遺構表示を行う。なお表示はカラー舗装などによる平面表示を前提とするが、遺構展示施設と接する部分においては、立体的に溝の形状を表現し、遺構展示施設内に再現した SD38 との一体性を確保する。

2　古代山陰道地区における遺構の表現

古代山陰道地区として整備を進めるＣ区において、第 13 ～ 16 次発掘調査では古代の条里地割りとみられる盛土遺構が確認されている（第Ⅴ -16・17 図①（SM1）・②（SM2）・③（SM3）・④（SM4））。また第 14･15 次発掘調査区で道路状遺構（第Ⅴ -16･17（SF1））が確認されている。いずれも 8 世紀に構築されたものと考えられ、道路状遺構については古代山陰道の可能性が指摘されている。

（1）表現の対象

道路状遺構（SF1））、4 条の条里地割りとみられる盛土遺構（①（SM1）･②（SM2）･③（SM3）･④（SM4））を基に遺構表示を実施する（図Ⅴ -16・17）。

道路状遺構（SF1）は総延長 45 mほどが確認されている。基底部の幅 7.8 mで、地盤沈下を防ぐために、遺構の下部に粗朶（木の束を束ねた資材）を縦横に組み、土を盛っている。その

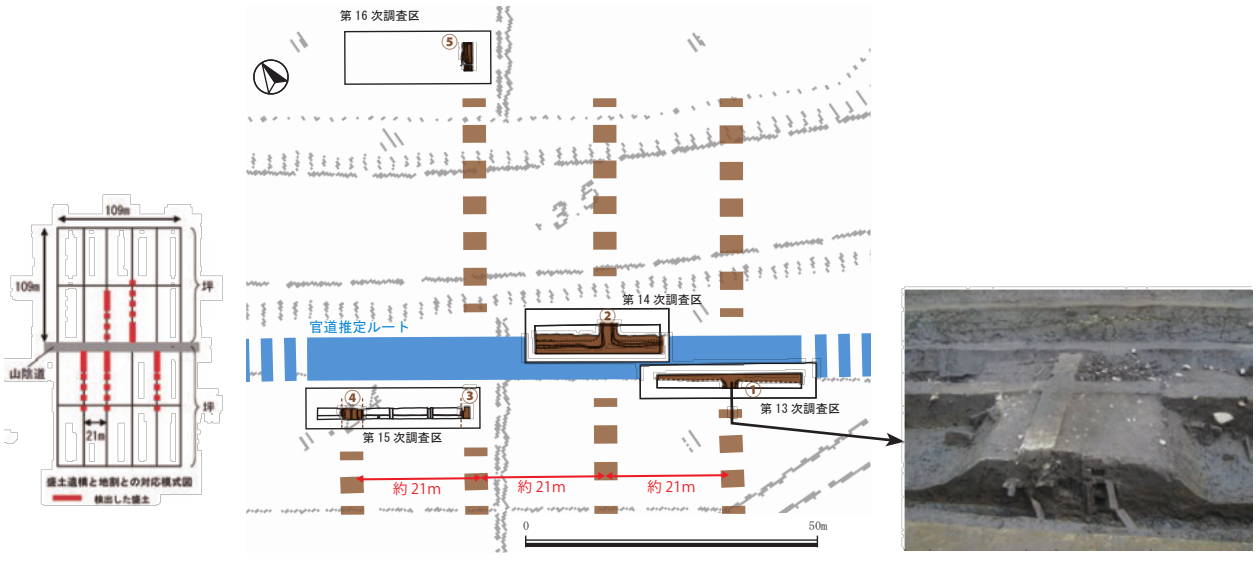

図Ⅴ -16　第 13 ～ 16 次発掘調査で検出された古代の遺構

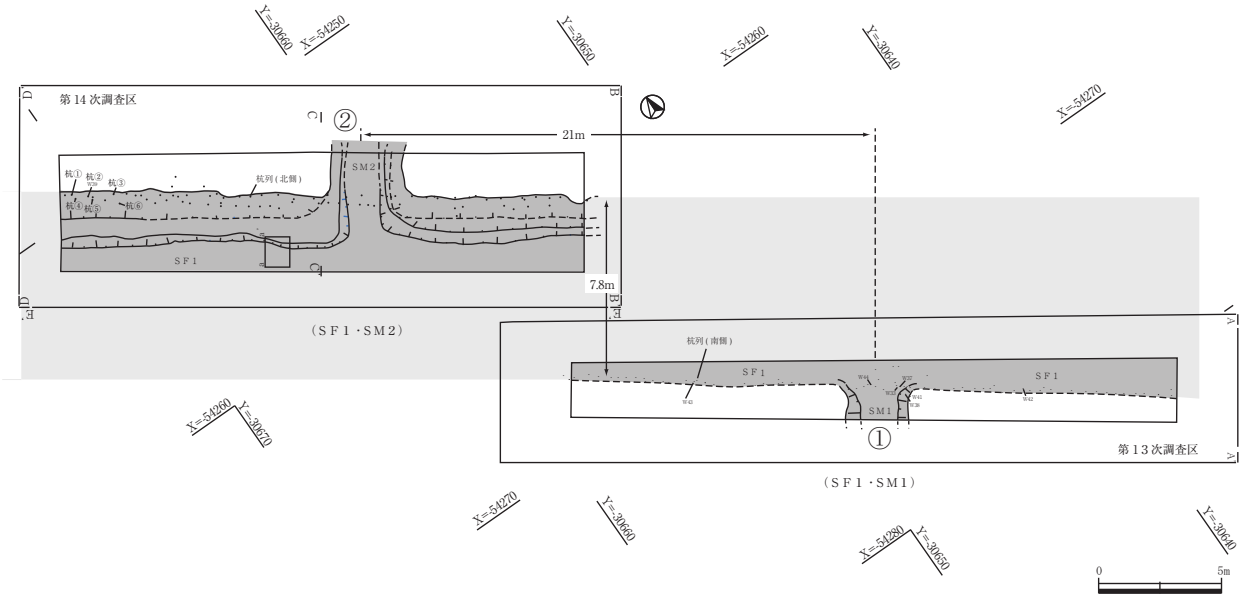

図Ⅴ -17　第 14・15 次発掘調査で検出された SF1 と SM1・2 の平面図

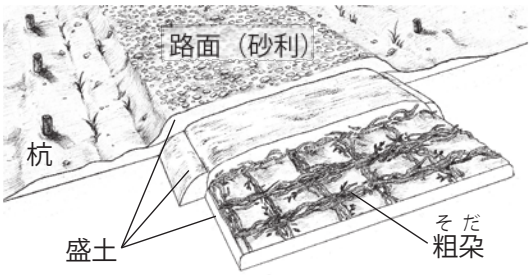

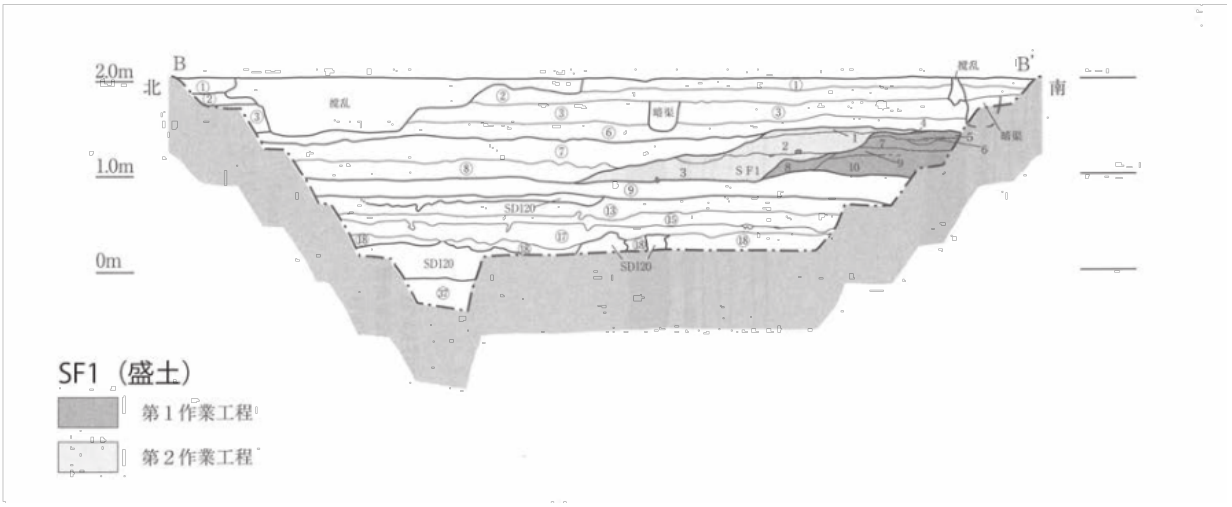

図Ⅴ -18　第 14 次発掘調査で検出された SF1・土層断面と道路状遺構模式図

高さは約 60 ㎝前後である。北側と南側の法面裾部には、径 6 ㎝程度の杭が 30 ㎝ピッチで打設された痕跡がある。路面の幅は約 4 ｍ程度と推定する（図Ⅴ -17）。

SM1 ～ 4 は N- 35° -E を主軸とし、SF1 と直交する位置関係にあり、盛土の下に SF1 の杭を検出しており、SF1 の路線決定後に築造されたことが判明している。SM1 は基底部の幅 2.41 ｍ、SM2 は基底部の幅 3 ｍで、心々 21 ｍで検出されている状況から判断し、SM1 ～ 4 は、官道 SF1 を基準線とし施工された条里地割（半折型）の境界にあたる施設と考えられる。

（2）遺構表示の方法

古代山陰道地区（Ｃ区）の整備にあたっては、弥生時代の遺構との混同をさける必要がある。ただし、Ｃ区は現在の道路によって他の地区と明確に分断されており、弥生時代を対象とした整備地区と区別しやすい場所ではある。

Ｃ区で検出されている古代の遺構は、青谷地域が交通の要衝であったことを示す重要な歴史情報であり、将来的には古代の様子を分かりやすく表示することが望ましいが、現状では、山陰道については不明な点も多くあるので、遺構表示にあたっては、路面の幅を舗装表示するにとどめ、構造や特徴などは解説板や AR・VR を活用する。

第８節　修景および植栽に関する計画

１　復元的植栽および修景植栽

本史跡における植栽は、公開及び活用のための機能や史跡景観を形成する必要最小限の範囲とし、「第Ⅳ章 第2節 活用の基本方針」に記した基本方針5に基づき、市民との協働・連携によって、植栽を進めることを検討していく。

なお、復元的植栽においては、鳥取県埋蔵文化財センターが 2011 年に刊行した「青谷上寺地遺跡景観復原調査研究報告書」をもとに、植栽を必要とする地区や樹種を検討した。また、修景植栽においては、全体計画で設定した各地区の空間的特性や、想定される利活用方法を考慮し、復元的植栽に加え、機能や景観の側面から適切な樹種を選択し、計画するものとする。また、造成した地区などで、土の流出が懸念される場所には、土砂流出防止を目的とした植栽を加え、自然に自生するイネ科やキク科の草本類も適切に管理しながら景観を育むこととする。

（1）弥生の自然景観体感地区（ Ａ地区）

やよいの湿地ひろば（ Ａ①地区 ）に整備する湿地から微高地へと緩やかに続く地形は、水域から陸域へと環境が連続的に推移する移行帯（エコトーン）であり、多様な植生環境と生態系を形成していたと思われる。そこで湿地周辺では、水生植物からトチノキやハンノキ等の湿潤な環境を好む樹木を中心に植栽し、水辺にはヨシなどの水生植物を育成する。なおヨシなどは成長が進むと視界を妨げたり、水の流れを悪くするため、適切な管理計画を作成し、維持管理に努める必要がある。

また、弥生時代の勝部川流域にはスギ林が広がり、集落の背景をなす景観の重要な構成要素

となっていたと考えられる。やよいの暮らし体感ひろば（Ａ②区）の南側辺縁部にはスギを植栽し、河川上流に向かってスギ林が広がっていたことを表現する。

にぎわい交流ひろば（Ａ⑤区）には、イベント時に多数の人が集まり、平時にも、体験活動の場となるため、夏には暑さをしのぐ緑陰などが必要となる。そこで、木陰をつくるケヤキやスダジイ等の広葉樹を主体に植栽を行う。また、敷地辺縁部や便益施設周辺には緩衝緑地を設け、史跡景観を阻害しないよう修景する。

樹種の配置については、実施設計時に最も適切な位置を検討し、決定する。

表Ⅴ-7　植栽候補となる主な植物

場所	種別	樹種
微高地周辺（Ａ地区・Ｂ地区の一部、Ｃ地区）	木本類	スギ トチノキ クリ コナラ スダジイ ブナ アカシデ イヌシデ モモ オニグルミ ムクノキ ハンノキ ケヤキ
微高地（Ｂ地区）	草本類	クマザサ オカメザサ ノシバ 自生するイネ科植物 自生するキク科植物
湿地（Ａ地区）	水生植物	アシ（ヨシ） ミズアオイ オモダカ

（2）弥生の歴史発見地区（Ｂ地区）

弥生の果樹ひろば（Ｂ④地区）には、弥生時代の人々が栽培し、果実を食用していたとみられる樹木として、モモやクリなどを植栽する。また、この植栽は、山陰自動車道の高架を遮蔽する修景も兼ねる。

弥生時代の微高地部分となる遺跡発見ひろば（Ｂ①地区）や倭国大乱ひろば（Ｂ②地区）には、過度な植栽は行わないこととする。微高地部分は最も活動が盛んな場所であり、弥生時代後期にも木本類は少なく、イネ科やキク科の草本類が生育する環境にあったと推測する。そこで、ここでは整備後に自生する草本類を適切に管理しながら、景観をつくる。また、造成した微高地の縁部などには、必要に応じてササやノシバなどを植栽し、土砂の流出などを防止する。

（3）古代山陰道地区（Ｃ地区）

本地区においては、古代山陰道の表現を優先し、復元的植栽は行わないが、条里ひろば（Ｃ②地区）から、弥生の歴史発見地区の弥生の果樹ひろばへ向かう園路沿いに植栽を行い、古代から弥生時代の空間へ移行する緩衝帯とする。樹種はスダジイ、コナラ、トチノキなどの堅果類を候補とする。

（4）多目的利用地区（Ｄ地区）

臨時駐車場としての利用を想定している範囲については植栽を行わない。

（5）エントランス地区（Ｆ地区）

展示ガイダンス施設及び駐車場の配置に留意し、史跡地内で計画している復元的植栽と同様

の樹種を配置する等、史跡との一体感を保つ修景を行う。第２駐車場については、古代山陰道地区内の園路沿いに遮蔽植栽として、生垣等を設け、史跡空間とは明確に区別する。

２　水田景観の保全

指定地の水平に広がる景観および周辺の山並みとの連続性を維持するため、隣接する弥生の歴史発見地区からの眺望に留意し、水田景観として保全する。

第９節 農耕体験施設に関する計画

弥生の自然景観体感地区に弥生のたんぼ、弥生のはたけ、弥生の暮らし体感ひろばを整備し、第Ⅳ章活用基本計画に定める、「弥生の“なりわい”体感プログラム」あるいは「弥生の“食”体感プログラム」等に基づく取り組みを実践する。

１　弥生のたんぼ

やよいのたんぼ（体験水田）を弥生の自然景観体感地区の南西部に整備する（図Ⅴ－２）。

弥生時代の水田に関する遺構は、指定地及びその周辺で畦畔等が検出されている。第１次発掘調査・県道２区の弥生時代前期の畦畔（写真Ⅴ -21）、第８次発掘調査区の中期の畦畔、第７次発掘調査旧 F3 調査区の弥生時代後期の畦畔（写真Ⅴ -22）である。

水田の規模など　整備の対象となる弥生時代後期の水田遺構は、第７次発掘調査旧 F3 調査区で検出された畦畔である。北北西－南南東の方向に延びており、基底部の幅が約 40 ㎝、高さが５㎝ほどの高まりが平面図・断面図に記録されている（写真Ⅴ -22・図Ⅴ -19）。

体験水田は弥生時代水田の復元を目的とするものではないが、第７次発掘調査旧 F3 調査区で検出された畦畔を参考に体験水田の畦畔をつくる。なお、検出されている畦畔は本来の高さを失っている可能性を考慮して、高さは 20 ～ 30 ㎝とする。また一区画の面積は判然としない。弥生遺跡の他事例では、特別史跡登呂遺跡や史跡垂柳遺跡（写真Ⅴ -23）などのように１区画が５㎡に満たない小さな区画から、浜寄・地方遺跡や百間川原尾島遺跡、服部遺跡などのよう

写真Ⅴ -21　県道２区で検出された水田の畦（弥生時代前期）

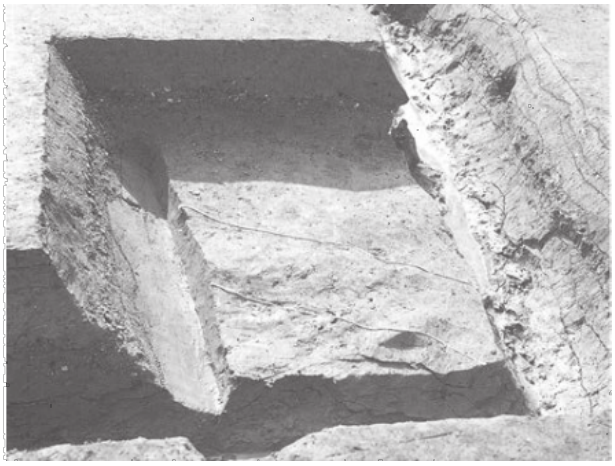

写真Ⅴ -22　第７次発掘調査 F3 区で検出された水田の畦（弥生時代後期）

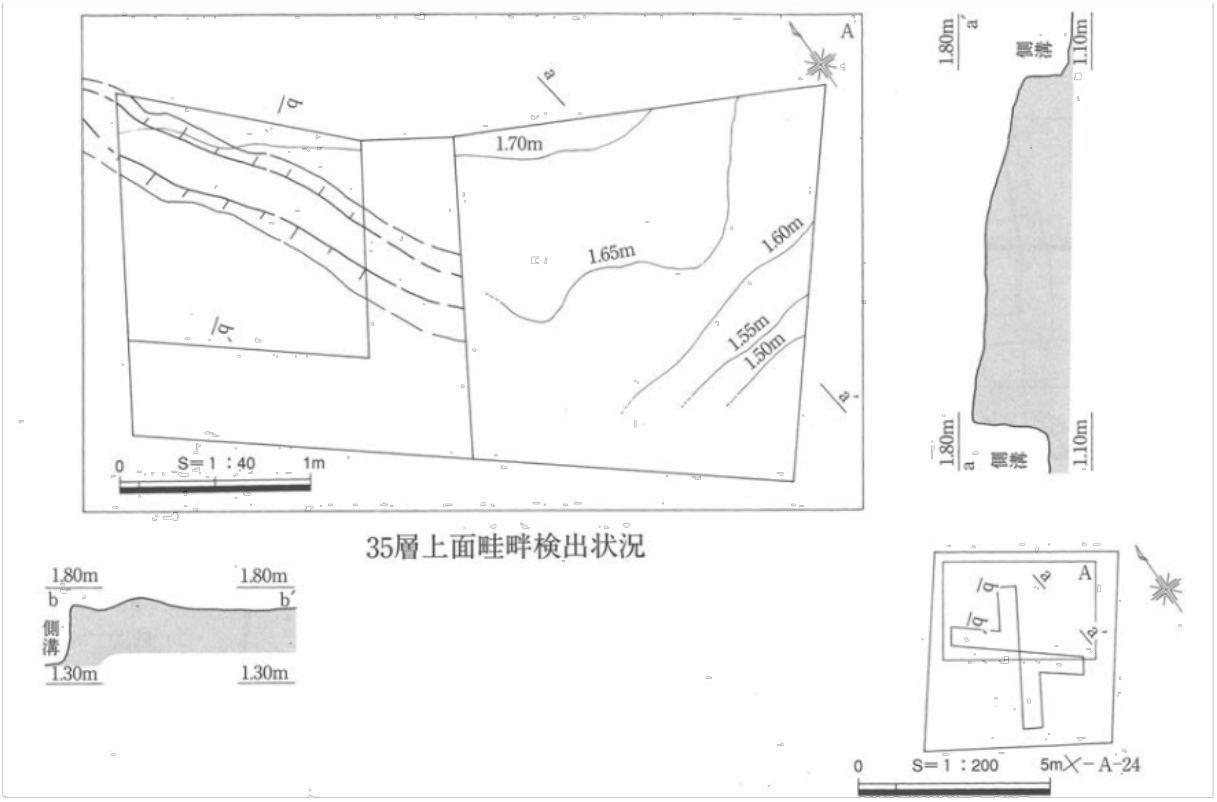

図Ⅴ -19　第 7 次発掘調査 F3 区で検出された弥生時代後期の畦畔

写真Ⅴ -23　史跡垂柳遺跡（青森県田舎館村）の小区画水田

に一区画が 100 ㎡程度のものまである。旧 F3 地区の畦畔は高さが低く、大規模な区画の場合に水をためることは困難と考えられることから、当面は約 5 ㎡（2.3 m四方）を一区画とする小区画水田を設ける。ただし、今後の調査で、弥生時代後期の水田区画が確認された場合には、その形状と規模をもとに水田の復元を行う。

水源　南側を流れる既存水路に堰を設けて、取水し、末端の水田から湿地に暗渠で排水する

が、実際に水田を利用しながら、取排水を調整する。

2　弥生のはたけ

弥生のはたけ（体験用畑）を弥生の自然景観体感地区の南東部に整備する（図Ⅴ-2)。弥生の自然景観体感地区を整備するA地区の元の地目は水田で、表層は水田の耕作土である。やよいの畑の整備では、弥生の自然景観体感地区の整備で発生する水田耕作土を、畑の造成に利用する。また現地に残る水田の畦畔を崩して整地する。

なお、造成後、畑として利用するための土壌改良や畝づくりなども弥生時代の生業体験に位置づけ、アワ、キビ、ダイズなどの穀物類や、カラムシなどの布の繊維となる植物を栽培し（写真Ⅴ-24)、その収穫物は弥生の自然景観体感地区において実施する弥生時代の生活やものづくり体験に利用する。また、作物栽培期間中の水遣りは、周囲に既設されている水路の水を可搬式ポンプを使用して汲みあげて、散水する。

写真Ⅴ-24　むきばんだ史跡公園の畑（雑穀を収穫する様子）

写真Ⅴ-25　青谷上寺地遺跡出土の農具類

3　農具の復元

体験水田で利用する農具等は、実験考古学の観点から、発掘調査で出土した農具類（写真Ⅴ-25）を復元する。復元対象とするのは鍬や鋤などの木器類、石包丁などの石器類とし、一連の農作業が可能な道具を揃える。こうした農具類は弥生のものづくり体験によっても復元製作を試みる。なお体験事業での利便性や時代性を感じる効果を考慮し、使用する道具類は隣接地に建設する高床倉庫に収納する（本章 第11節　便益・管理施設に関する計画 3　体験農具など収蔵用倉庫)。

4　活用と維持管理

弥生時代の水田約4ha を復元整備している史跡垂柳遺跡では（写真Ⅴ-26)、日常の水田管理を指定管理者に委ねる一方で、一部の区画にオーナーを募って、田植え、稲刈り、脱穀などの活動を行っている。青谷上寺地遺跡では、弥生のたんぼやはたけを利用して農業体験を楽し

写真Ⅴ -26　史跡垂柳遺跡（青森県田舎館村）に復元された小区画水田

むことを第一の目的とし、実験考古学的な要素を取り入れた活用に取り組みつつ、地域のサポートを得ながら、体験水田を維持管理することを検討する。

第 10 節　案内（サイン）計画

青谷上寺地遺跡の所在する鳥取市では、すべての人にまちの情報を的確に提供することを目的として、案内 ・誘導サインや観光案内などの「公共サイン」整備のための『鳥取市公共サインガイドライン』を策定している。その対象となる誘導サインと案内サインについては本史跡においてもこれに準拠したものとするが、史跡地内においては、歴史的価値の表現や景観を優先して整備する。その設置位置は動線計画に基づき決定する。

なお、車両系のサインについては、基本的に標識令等関連法令及び鳥取県が定める「鳥取県道路案内標識整備マニュアル」に基づいて整備を行う。

本史跡整備は段階的に実施することから、その過程においては既存説明板の活用を検討することとし、現在、県道沿いに設置されている説明板は（図Ⅴ −27）、板面部分を取り換えて、弥生の歴史発見地区の整備個所に移設する。この地区は、今後の指定拡大の進捗や発掘調査の結果を踏まえて整備の更新を図っていく可能性があるため、整備の最終形となった段階で新たな説明板を製作、設置する。

写真Ⅴ -27　県道沿いに設置されている説明板

1　案内板の種別・配置と仕様

（1）種別と配置

整備地区には、標柱を含めた「史跡名称板」、史跡全体の概要を示した「総合解説板」、史跡までのアクセスや史跡内の誘導、周辺の遺跡や施設を図示した「案内板」、遺構や整備の背景、地形・自然的要素や、眺望点等の説明解説を行う「個別説明板」、各ひろばや整備ゾーンの名称板を整備する（表Ⅴ −8）。さ

表Ⅴ -8　案内板の種類と設置場所

種 類	目 的	設 置 場 所
史跡名称板	史跡名称の表示	弥生の自然景観体感地区導入部
総合解説板	史跡の全体案内、概要	エントランス駐車場の史跡入口部分
案内板1	史跡へのアクセス	市道沿い（駅～史跡） 県道51号、県道274号、280号沿い及び青谷IC出口部（車道系）
案内板2	史跡地内での誘導	史跡地内の園路分岐点
案内板3	周辺施設案内	エントランスエリア・駐車場
個別説明板1	遺構に基づく整備の解説 自然、環境に関する解説	区画溝、条里・古代山陰道、中心域、海岸線湿地・微高地、植栽（復元的植栽、果樹植栽）
個別説明板2	眺望解説	中心域微高地（遺跡発見ひろば）
名称板	広場やゾーン名の表示	A①～⑥、B①～④、C②、D①、E
利用説明板	開園時間、利用制限・禁止事項の明示、注意情報掲示	エントランスエリア・駐車場、にぎわい交流広場　弥生の歴史発見地区

らに、危険個所等の注意情報掲示や開園時間などの利用に関する説明も必要となる。

史跡の情報は、現地で表示するだけではなく「持ち帰ることが可能な情報」として整備することも重要である。現在、道路沿いにARポスト（写真Ⅴ -28）が設置されているが、その他にもＱＲコードの表示など、デジタル情報を入手するための表示を各案内板に付すことを検討する。

写真Ⅴ -28　現在、青谷上寺地遺跡に設置してあるARポスト（現地で第１次発掘調査の情報が得られる）

（２）案内板などの仕様

説明・案内施設は音声や点字あるいは色覚の多様性等のユニバーサルデザインに配慮するほか、日本語、英語、中国語、韓国語での４か国語表記を基本とするが、板面に盛り込める情報には限りがあることから、QRコード等も活用する。また、板面にはロゴマークを掲載する。ロゴマークは、公募による選定や地元にゆかりのあるイラストレーターへの作成依頼など、整備に先立って決定し、説明板の他、パンフレットや展示収蔵施設内でのピクト表示にも活用する。

案内板の製作にあたっては、デザインを統一し、強度と耐久性が高く、史跡の景観に合った材料、形状を選定する。架台は景観に配慮するほか、眺望の妨げにならないような石や置き型を主体とし、構造物の脇に設置するものについては目の高さに板面を合わせた金属性（アルミ）の架台も採用する（表Ⅴ -9）。

特に板面は、表現する内容に応じた表現性、退色、汚染などへの耐久性・耐候性を考慮し、セラミックの板面を採用する。ただし掲示内容に変更が生じる可能性があるものについては、

表Ⅴ -9　説明板架台比較表

架台	耐久性、耐候性 強度	加工性・運搬・設置	外観	その他	コスト
木	腐朽、熱に弱い (防腐処理、難燃処理が必要)	部材断面が金属より大きい	自然素材で景観に調和、和風のイメージ	定期的なメンテナンスが必要	材種、処理方法による
石(御影石)	半永久	重量、形状は床置形	自然素材で景観に調和する		高い
コンクリート	半永久	重量、形状は床置形	表面の加工次第で風合いが変化	—	やや安い
GRC	半永久	重量、比較的形状の自由度大	表面の加工次第で風合いが変化	—	高い
金属 (アルミ)	耐久性比較的高い 尖傷すると腐食の可能性有	形状の自由度が大きい、軽量	塗装次第で自由度が大きい	—	やや高い
金属 (ステンレス)	耐久性高い 錆の発生あり	形状の自由度が大きい、軽量	艶消しでも光る	—	高い
金属(アルミ押出形材)+合成木材	木材より腐朽しにくい 衝撃にやや弱い	軽量	外観上は木に酷似する	—	やや高い

表Ⅴ -10　説明板板面比較表

板面(印刷方法)	表現性	耐久性 耐候性	耐汚染性 耐薬品性	その他	コスト
ステンレス板(CAPP タフガードⅡ)	高精密	10 年 褪色なし	油性マジック対応、耐薬品性	—	やや高い
ステンレス板(ホーロー)	精密	半永久 褪色なし	耐薬品性有 尖傷しやすい	立体表現可 (点字表現)	高い
アルミ(ハイブリッドカラー印刷 UV 加工)	精密	13 年以上、褪色なし、耐熱性	油性マジック対応	—	比較的安い
磁器板(焼付)	精密	半永久、褪色なし、耐熱性	油性マジック対応	立体表現可	高い
セラミック板(焼付)	高精密	半永久、褪色なし、耐熱性	耐薬品性有	立体表現可 凍上対策必要	やや高い

板面の修正や取り換えの難易度も考慮し、アルミの板面を採用する（表Ⅴ -10)。

2　史跡名称板

F 地区の地点 1 に計画している第 2 駐車場（本章　第 12 節　公開・活用施設の整備に関する計画 1 エントランス（3）第 2 駐車場）の一角に史跡名称板を設置する。第 2 駐車場の実施設計時に、自動車の進入路の配置を勘案し、道路を走行する自動車及び歩道の歩行者が視認しやすい場所と規模を選定する。ただし、史跡の景観にも配慮が必要である。

史跡名称板は金属（アルミ）架台にアルミの板面を組み合わせ、道路・歩道側を向く面には史跡名称、駐車場側を向く面には、史跡名称、管理団体、指定年月日、指定の理由などを簡潔に記述し、史跡指定の範囲を示した図を付す。

3　総合解説板

弥生の自然景観体感地区の導入部に総合解説板を設置する。施設及び周辺の景観との調和に配慮した形状とし、強度と表現性に優れた御影石架台にセラミック板を張り付ける。総合解説として、史跡指定の概要、全体図、青谷上寺地遺跡の特徴や解説等を掲載する。整備個所は、写真やイラストを用いてわかりやすく掲載する。また多言語表記とする。

4　案内板

（1）史跡地へのアクセス

本史跡へは青谷インターから県道 274 号を車で西進する利用者が最も多いと予想される。ルート上の主要交差点には道路案内標識が整備されているため、この標識板への追加記載の依頼、標識柱への占用添加の許可申請を行うとともに、駐車場出入り口等のポイントに案内板を設置する（図Ⅴ -20）。

（2）史跡地内での誘導

史跡地内の園路に路面埋め込み型の誘導サインや、園路沿いの視界に入り易い場所に案内板を設置する。特に園路分岐点には、各方向の先にある「ひろば」の名称を明示する。

路面埋め込み型のサインは、整備地区の景観に溶け込むような色調、デザインを採用すると

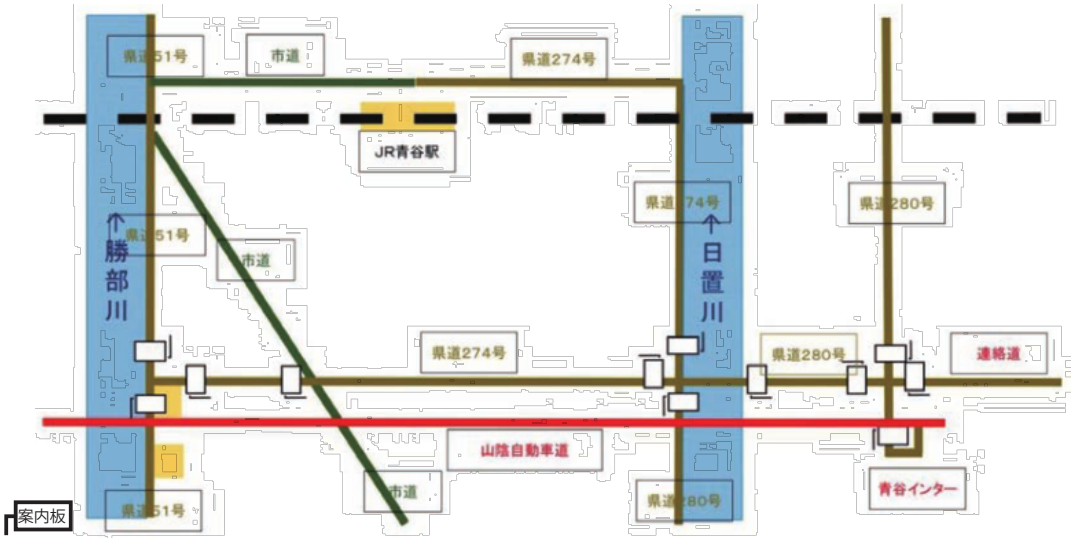

図Ⅴ -20　史跡への案内板設置（既設道路標識の利用）案

写真Ⅴ -29　路盤埋め込み型のサイン（静岡県浜松市の事例）

ともに、カラーユニバーサルにも留意する。また、蓄光材を使用するなどして薄暗い時間帯にも見えやすいものを利用する。静岡県浜松市内の 37 ヶ所に設置してある「路面誘導サイン」などが参考となる（写真Ⅴ -29）。浜松市の事例は、車いすの利用者や子どもといった目線の低い人たちにも見やすいように、歩道の路面に設置されたもので、矢印が音符になっていたり、浜松市の特産物や名物がデザインされ、サインの中央に蓄光材が使用されており、夜間にも見えやすい仕様となっている。

また誘導用の案内板は景観を阻害しないように留意するが、園路を歩く人にも見えやすい高さを確保することとする（写真Ⅴ -30 ）。ただし､躓きやすい場所には設置しないなど、安全面に配慮する。

分岐点に設ける案内表示には、スケールを入れ、全体図に現在地と主たる施設、距離等を明示し、見学者が距離感を把握できるように表現する｡解説板の全体図は北を上とせず、見学者が見ている方向と一致するように配置する。また必要に応じて園内の主要な施設を図示した案内図を併用する（写真Ⅴ -31 ）。

5　個別説明板

（1）遺構などに関する解説

発掘調査などの成果に基づく遺構表示や遺

写真Ⅴ -30　特別史跡西都原古墳群（宮崎県西都市）に設置された誘導用の案内板

写真Ⅴ -31　史跡大室古墳群（長野県長野市）の施設等を図示した案内板

写真Ⅴ -32　史跡吉武高木遺跡（福岡県福岡市）の遺構解説板

写真Ⅴ -33　むきばんだ史跡公園内の眺望に関する説明板

構の展示を行う弥生の歴史発見地区、古代山陰道地区では、調査時の遺構、遺物の写真や図面を利用し、重要な遺構や場について解説を行う（写真Ⅴ -32)。できる限り短い文章で、平易な表現を用い、難しい漢字にはルビを振る。なお、個別説明板を新設するとともに、既設説明板（写真Ⅴ -27）を利用する。

（2）自然、環境に関する解説

弥生時代後期の湿地を整備する弥生の自然景観体感地区では、弥生の湿地ひろばの視点場などに、地形や自然環境、弥生時代の風景などについての解説や整備に使用した植栽などについて解説した説明板を配置する。

（3）眺望に関する解説

弥生の歴史発見地区の遺跡発見ひろばは、弥生時代の微高地部分に位置しており、整備では造成によって周囲より地盤が高くなることから、周囲を見渡す視点場を設け、既設説明板を利用して、周囲の眺望を解説する（写真Ⅴ -33)。

ただし、現在では山陰自動車道、県道、市道があり、その場で弥生時代後期の眺望を創造することは容易ではない。そこで弥生時代後期の景観をタブレットやスマートホンで見ることができるＱＲコードを説明板に掲載する等、VR・AR の技術などを活用する（写真

写真Ⅴ -34　史跡福岡城（福岡県福岡市）の VR を利用した往時の眺望

写真Ⅴ -35　特別史跡吉野ヶ里遺跡（佐賀県吉野ヶ里町）の名称板

写真Ⅴ -36　史跡小牧野遺跡（青森県青森市）のQR コードを利用した名称板

写真Ⅴ -37　史跡水子貝塚（埼玉県富士見市）の利用説明板

Ⅴ -34）。その内容は新たな発掘調査や研究等の成果を踏まえて更新するものとし、常に新しい情報の提供に努める。

また、古代山陰道地区に設置する遺構や場に関する説明板には、古代の景観に関する解説も加え、VR・AR の技術などを活用して、古代の景観を再現する。

6　名称板

名称板は各ひろば（多目的ひろばを除く）に設置する。ひろばの名称を示すとともに、各ひろばの特徴と見所、利用の仕方などを平易に紹介する（写真Ⅴ -35）。また全体の中での位置がわかるように、マップを図示する。また、イベント時のウォークラリーなどにも活用できるように、位置情報や名称板には記せなかった情報を QR コードなどで提供する。史跡小牧野遺跡（青森県青森市）では、簡易な名称版を設置し、QR コードを利用して携帯端末機に、遺構に関する解説情報を提供している（写真Ⅴ -36）。

7　利用説明板

利用説明板には駐車場やエントランス施設の開園時間、休日などの情報、広場での禁止事項を掲載する。また、史跡地内には湿地や水路があるため、史跡地における注意事項も記載する（写真Ⅴ -37）。

エントランス施設においては、利用説明板を管理柵の前面もしくは管理柵に取付け、閉鎖しない賑わい交流広場では市道からの動線入口部分に禁止事項と注意喚起を記載した利用説明板を設置する。

弥生の歴史発見地区では、倭国大乱展示施設の前面に注意看板を設置する。

第 11 節　便益・管理施設に関する計画

1　休憩施設

来園者が野外で休憩したり、湿地で遊ぶ様子を眺めたりできるような四阿やベンチを整備する。

写真Ⅴ -38　特別史跡登呂遺跡（静岡県静岡市）の木製四阿

写真Ⅴ -39　特別史跡西都原古墳群（宮崎県西都原市）の緑陰ベンチ

（1）四阿

弥生の自然景観体感地区の弥生の湿地ひろば（Ａ①地区）をめぐる園路の途中に、親水機能を備えた四阿を設置する。登呂遺跡に設けられた木造の四阿は日差しや雨を避けることができる長い軒を持ち、ベンチとテーブルを備え、背面の壁はパネル等の展示も可能となっている（写真Ⅴ -38）。こうしたタイプの四阿を設け、四阿を利用した活用にも取り組む。また、弥生の湿地ひろばになじむデザインとする。

（2）ベンチ

弥生の自然景観体感地区に 2 種類のベンチを設ける。

大型の緑陰ベンチ　10 人程度が着座できる緑陰ベンチ（写真Ⅴ -39）を弥生のくらし体感ひろばと、にぎわい交流ひろばに配置する。

小型のベンチ　2 ～ 3 人用の小型ベンチを弥生の湿地ひろばに配置し、散策中の休憩などに利用できるようにする。

なおベンチには、木材など座面の温度上昇が緩やかな素材を使用するが、木材を使用する場合は防腐・防蟻処理を施す。また、整備の進捗に伴う今後の利活用状況や来場者動向を踏まえて、ベンチの増設を検討するものとする。

2　便所

青谷上寺地遺跡の史跡指定面積は約 14.6ha で、県道や一部の市道、水田景観保存エリアなどの整備対象外の部分を除くと約 12ha が整備対象地となる。

国土交通省都市局公園緑地・景観課監修の『都市公園技術標準解説書（平成 28 年度版）』によると 1 公園あたりの便所の棟数は、地区公園（4ha）2、3 棟、総合公園（10 ～ 50ha）4、5 棟である。約 14ha ほどの広がりをもつ青谷上寺地遺跡では、史跡内に 3、4 棟の便所が必要となるが、史跡の西側にはエントランス地区の展示ガイダンス施設に、北側には弥生の歴史発見地区の倭国大乱展示館に便所を設けるので、この他、屋外に 1、2 棟の便所が必要となる。そ

こで、弥生の自然景観体感地区の東側、にぎわい交流ひろばのそばに便所を設け、便器数（規模）で必要量の調整を図る。

弥生の自然景観体感地区（Ａ地区）は面積も広く、弥生の生活体験やイベントの場となるため、利用者の滞在時間が長くなることが予測される。そこで、男女の便所については標準的な規模の２倍の便器数（男子用小便器４穴・大便器２穴、女子用大便器５穴）とする。建物はバリアフリー設計とし、多目的便所（大便器１穴（車いす対応便器で、幼児用ベット、オストメイトを装備）を設置する。

また、エントランス地区の展示ガイダンス施設から離れるため、休憩を取ることができるスペースと、ひろばの管理に必要となる機具類を収納する倉庫、弥生の湿地ひろば、弥生のたんぼやはたけの利用者用の手足洗いも併設する。さらに野外の便所は夜間の不適切な利用が懸念されることから、入り口部分は施錠可能な扉とし、安全対策として緊急時のサインランプ表示を外壁に設置する。

なお、外観は弥生の自然景観体感地区の景観になじむデザインとし、屋根については維持管理や耐久性を考慮して、ガルバリウム鋼板や緑青加工銅板などの金属を使用する。基礎および土台はコンクリート製、床は水洗いが可能で滑りにくいノンスリップタイルもしくはモルタルとし、柱や壁に木材を使用する場合には防腐・防蟻処理を施す。基礎や土台などの設置にあたり、地下の遺構や包含層に影響がないよう、実施設計時に設置地盤高を検討する。

３　体験農具など収蔵用倉庫

弥生の暮らし体感ひろばに、弥生のたんぼやはたけでの体験に利用する道具を収蔵したり、収穫した作物を貯蔵するための高床倉庫を建設、活用する。屋根蔵では収納スペースが小さくなるため、四方に壁板を伴う建物とする（図Ⅴ-21）。この高床倉庫は実際の遺構の上部に復元するものではないが、復元整備できる建物がない状況において、弥生時代を分かりやすくイメージするための造形と位置づける。

青谷上寺地遺跡では、第１次発掘調査の県道３区から弥生時代の建築部材が多数出土しており、柱、桁、壁板、床板、垂木など、高床倉庫を建てるために必要となる主要な部材が確認できる。これらを参考に高床倉庫のデザインを決定する。また柱の位置や間隔､平面規模などは、

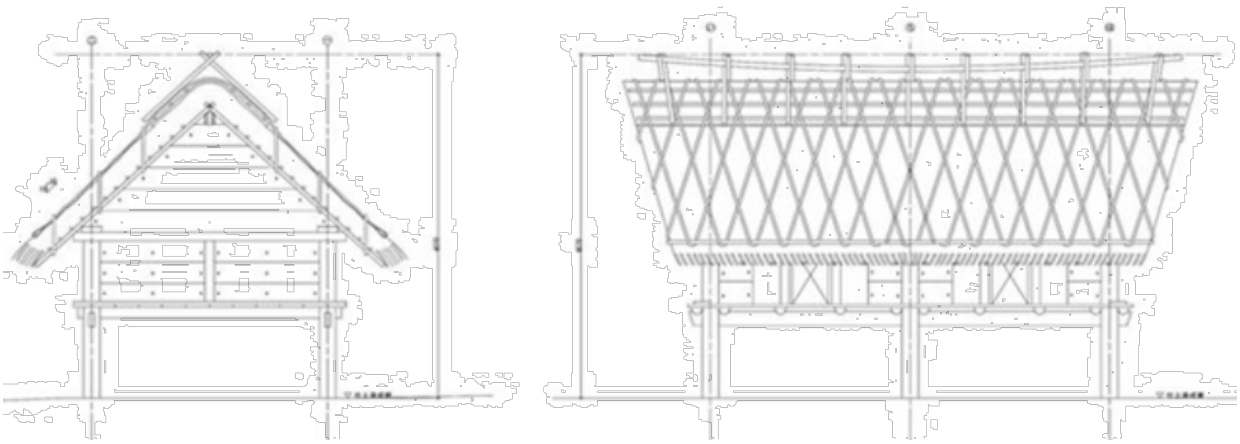

図Ⅴ-21　むきばんだ史跡公園の高床倉庫

妻木晩田遺跡の掘立柱建物跡と復元高床倉庫を参考にする。

なお、高床を支持する木柱は根入れ部分を金属等で根巻した場合でも柱脚が腐朽し、根継による補修や解体修理が必要となることが多い。そのため近年では歴史的建造物の復元においても鉄骨などの構造を採用することがある。弥生の暮らし体感ひろばに建設する高床倉庫は、実際の遺構に基づく復元建築ではないので、耐久性を重視し、柱や梁・桁などの構造材に鉄骨を用い、その周囲に化粧材として木材を貼って、木造建築の外観を整え、施設内に引き込む電気等の配管は鉄骨と木材の間に設置する。

写真Ⅴ -40　特別史跡登呂遺跡（静岡県静岡市）に設置された車椅子対応の水飲み場

基礎コンクリートの詳細形状は、現地の地耐力と建造物の形状、重量にもとづいて実施する構造計算結果によって決定するが、布基礎等により、足元を固めておくことが必要になる。また、基礎の設置が地下の遺構に影響をあたえないように、実施設計時に地盤高を検討すると共に、建築基準法の適用を受けるため、建築主事と協議を行い、法規に準拠した設計とする。

4　維持管理用資機材庫

草刈機、除雪用機材等の維持管理用資機材の保管場所として、50 ㎡程度の資機材庫を設ける。配置場所は、弥生の自然景観体感地区からの眺望に配慮して展示ガイダンス施設の西側とする。

5　手足洗い・水飲み場

体験活動時やイベント時の手足洗いを目的とした手足洗い場を弥生の暮らし体感ひろばと、にぎわい交流ひろばに建設する便所に設置する。手足洗い場は、車椅子でも容易に利用可能できるユニバーサルデザインタイプとし（写真Ⅴ -40）、手足洗い場は体験活動において利用者が集中するので、手洗い用の蛇口を 2 口、足洗用の蛇口を 2 口以上を備えることとする。

また、近年は、飲料を持参することが多くなっているが、弥生の暮らし体感ひろばでは各種体験において来園者が長時間活動することも多くあるので、野外でも水分の補給が可能なように手足洗い場に水飲みを併設する。

6　管理柵

（1）史跡公園周囲の柵や門扉

市街地に位置する史跡では、史跡の管理上、必要に応じて柵、門扉を設置する場合がある。

史跡西沼田遺跡（山形県天童市）は、青谷上寺地遺跡同様に水田地帯に位置する面積約 4ha の史跡で、道路に接する史跡の周囲に、立ち入り制限を目的とした高さ 1.2 m程度の四つ目垣を巡らせて管理している（写真Ⅴ -41）。また、史跡地内を横断する大型水路に面した部分には安全対策として注意喚起の丸太とロープによる柵が設けられている。史跡安国寺遺跡（大分

写真Ⅴ -41　史跡西沼田遺跡（山形県天童市）に設置された管理用の柵

写真Ⅴ -42　史跡安国寺遺跡（大分県国東市）に設置された管理用の柵

写真Ⅴ -43　特別史跡登呂遺跡（静岡県静岡市）の境界

県国東市）も周囲を水田等に囲まれており、史跡公園の周囲に高さ 1.8 m（部分的に 1.0 m）程度の丸太柵を巡らせ、人の出入りを制限している（写真Ⅴ -42）。

こうした自然素材による柵は史跡の景観になじみやすいという長所がある。一方、素材が腐食するため、定期的な取り換えが必要となるなど、耐久性と経年劣化に課題がある。

市街地に位置する水子貝塚や大塚歳勝土遺跡は、史跡であるとともに公園として利用していることから、周囲にメッシュフェンスや門扉を設けて開園時間を明示している。

一方、市街地にあっても、特別史跡登呂遺跡（静岡県静岡市）のように、高架下の一部を除いて史跡公園の周囲に管理柵は設けていない事例もある（写真Ⅴ -43 左）。要所に車止めを配置しているが、歩行者は史跡公園をめぐる歩道のどこからでも自由に史跡公園に入ることが可能である（写真Ⅴ -43 右）。夜間も人が出入りできるため、管理面で十分に注意を払う必要があるが、垣根のない史跡公園は開放感があり、親しみを感じやすい。

青谷上寺地遺跡の指定地は道路や水路によって隔てられており、指定地外との境界は明らかであり、また、車両が直接進入することも想定しがたいことを踏まえ、原則、周囲に柵を設けず、立ち入りを制限しない。史跡を維持管理する上で必要な車両の進入路を設ける場合には、進入部分を限定して、車止めなどを設置することとする。

ただし、展示ガイダンス施設、駐車場、倭国大乱展示館駐車場、第 1 多目的ひろばの進入部

には柵及び門を設けて閉園時に施錠管理する。柵及び門は、耐久性、景観、展示ガイダンス施設との調和を踏まえたものとし、特に展示ガイダンス施設、駐車場の門は、公道から大型バスが容易に進入可能な幅が求められることから、開閉作業の操作性なども考慮して選定する。

また、市道と管理道の接合部には可動式車止め、園路と県道（側道）・市道との接合部および駐車場から史跡への導入部には車椅子が通行可能な車止めを設ける。

（２）史跡公園内の安全柵

史跡公園内においても、安全柵の設置が必要となる場合があるが、景観や風致、野外活動の利便性などに留意した対応がとられている事例が多い。

安国寺遺跡（大分県国東市）では高床建物群をめぐる大溝が整備され、水が蓄えられている。この大溝では水中に置かれた木器類を見ることができ、復元建物と水辺が一体となって弥生の集落景観を形成している。管理施設からは道路を隔てた位置にあり、人の目が届く場所ではないが、水深も浅く、大溝の周囲には安全柵は設けられていない（写真Ⅴ -44）。また国営公園として整備された吉野ケ里遺跡では、吉野ヶ里歴史公園に整備した池には一部に限り、柵を設けている（写真Ⅴ -45）。

西沼田遺跡（山形県天童市）では集落を大きく迂回する河川の跡を復元整備している。水深は 10 ～ 20 ㎝と浅く、流れも緩やかである。発掘調査で検出された遺構に基づく復元的な整備であり、景観にも配慮して、河川沿いに柵などは設けていない。公園の利用者が自由に河川に

写真Ⅴ -44　史跡安国寺遺跡（大分県国東市）に整備された大溝

写真Ⅴ -45　吉野ヶ里歴史公園（佐賀県吉野ヶ里町）の池

写真Ⅴ -46　史跡西沼田遺跡（山形県天童市）の復元河川と史跡内に残る用水路

写真Ⅴ -47　史跡大塚・歳勝土遺跡（神奈川県横浜市）に整備された環濠と安全柵

写真Ⅴ -48　史跡唐古・鍵遺跡（奈良県田原本町）に整備された環濠と安全柵

入って、生き物に触れることのできる、親水空間として活用されている（写真Ⅴ -46 左）。また、史跡公園内には、指定地外で耕作されている水田のための用排水路がある。この水路の底面は史跡公園の地盤から 2 m近く低い位置にあり、コンクリートが三面にはられており、人が転落すると危険であることから、水路沿いにロープをはり、注意を喚起している（写真Ⅴ -44 右）。

また、弥生時代の環濠集落である史跡大塚・歳勝土遺跡（神奈川県横浜市）や史跡唐古・鍵遺跡（奈良県田原本町）では、整備で復元した環濠に沿って安全柵としてロープをはっている（写真Ⅴ -47・48）。いずれの安全柵も低位なもので、転落を物理的に防ぐものではない。史跡の景観に配慮しつつ、見学者に注意をうながすことを目的に設置されてものである。

青谷上寺地遺跡でも、弥生の自然景観体感地区の弥生の湿地ひろばの湿地や水路、弥生の歴史発見地区の遺跡発見ひろばに溝を整備するが、体験学習などにおいて、湿地や水路に立ち入る野外活動に取り組むことから、安全柵は設けないこととする。ただし。水路を横断する橋の袂は、動線の関係で見学者の集中が予想されることから、低い安全柵（ロープ柵）と草本類の植栽を組み合わせて、見学者の転落注意の喚起をうながすように配慮する。

第 12 節　公開・活用施設の整備に関する計画

1　エントランス

（1）エントランスの位置

青谷上寺地遺跡は良好な保存状態で出土した多種多様な遺物によって弥生時代の生活相を具体的に知ることができるという特徴をもつ遺跡であり、本物の出土遺物を史跡公園の隣接地で見ることの意義は大きく、史跡公園の利用者の利便性が高い。そこで、史跡近隣にエントランス地区を確保し、史跡公園のエントランスとして、展示とガイダンスの機能を備えた施設や駐車場を整備する。

エントランス地区の位置は、史跡に隣接し、駐車スペースを広く確保でき、山陰自動車道青谷インターからのアクセスが容易な勝部川東岸の県道 51 号とこれに直交する県道 274 号に接する史跡指定地の西側の 2 ヶ所とする（本章 第 3 節 全体計画および地区区分計画、図Ⅴ -1・F 地区、表Ⅴ -1）。史跡指定地に接する場所であり、埋蔵文化財が包蔵されている可能性があ

るため、公有化後、埋蔵文化財の確認を目的とした試掘調査を行い、その結果をもとに具体的な設計を進める。

（2）展示ガイダンス施設と第1駐車場

弥生の自然景観体感地区西側の指定地外で、県道51号からアクセスしやすい場所に、展示ガイダンス施設と第1駐車場を整備する（図Ⅴ-2・地点2）。

史跡との一体化をはかるため、展示ガイダンス施設を敷地の東側に寄せ、駐車場を県道からの進入部となる敷地の西側に配置し、駐車場の一角に維持管理その他で使用する資機材を管理する維持管理用機材庫を設ける。また、県道からの進入部分には管理用ゲートを設置し、敷地内には緑陰形成や修景を目的とした樹木や草本類の植栽を行う。

展示ガイダンス施設は、弥生の自然景観体感地区の重要な景観構成要素となる。そのため、意匠や建設位置には十分な配慮が必要である。また、展示ガイダンス施設には、重要文化財に指定された青谷上寺地遺跡出土品などを収蔵・展示する機能、史跡公園及び青谷上寺地遺跡周辺に所在する関連施設等のインフォメーション機能、活用の基本方針・計画に基づく諸活動を実践する体験学習機能、職員の事務室などを設ける。

第1駐車場には大型バス3台程度の乗降スペース、普通車40台程度、身障者用4台程度の駐車区画と二輪車の駐輪場を確保し、収蔵展示物の搬入搬出車両、施設の維持管理に係わる車両用の駐車スペースも配置する。なお、普通自動車駐車区画のうち1区画には電気自動車充電設備を設けることとし、大型バスについては古代山陰道地区の西側を候補地とする第2駐車場（後述）に8台程度の待機スペースを確保する。身障者用駐車場は展示ガイダンス施設の来館者用入口至近に設け、専用通路を設置する。

なお、弥生の自然景観体感地区西側の地盤は、周辺で行われたボーリングによる地盤調査によると軟弱である。展示ガイダンス施設の建築には基礎杭の施工が避けられないと想定され、基本設計時に地盤調査を行う必要がある。また、現状の地盤と県道の路面には高低差がある。その高低差を解消し、県道から第1駐車場への進入を容易にするため、展示ガイダンス施設の2階敷地高となるよう土を盛る。そのため、展示ガイダンス施設の出入口は2階に設ける。

以下、展示ガイダンス施設の主要機能について記す。

①収蔵と展示

出土品のうち、重要度のより高いものは、重要文化財の指定を受けていることから、立地、規模、構造、外装および内装、各種設備（空調、照明、防火･防犯･防災、展示など）などの様々な項目において、重要文化財に係る収蔵展示の基準を満たした博物館相当の施設を建設する。

収蔵　重要文化財指定された出土品等を収蔵するため、厳密な空調設備等による環境対策を施すとともに、前室もしくは風除室を伴う収蔵室を設ける。また河川氾濫時の浸水を避けるため、収蔵室は2階に配置する。

展示　重要文化財指定された出土品等を展示できる展示室を設ける。収蔵室同様、浸水リスクを避けるため、展示室は2階に配置する。また、展示ケースは地震等による振動及び移動、転倒やねじれ、ケース内での収納品の落下などへの対策をとるものとする。さらに、展示室内

写真Ⅴ -49　むきばんだ史跡公園 弥生の館むきばんだ のロビー (受付と物販コーナー)

写真Ⅴ -50　むきばんだ史跡公園 弥生の館むきばんだ の体験学習室

は空中機能を備え、展示物が適切な状態を保持するのに適した、実績のある素材を選定し、展示室や展示ケース内の環境を整える。

② ガイダンス

青谷上寺地遺跡、史跡公園、周辺の関連施設等の案内、情報提供を行うインフォメーション機能を設えたガイダンスルームを設け、来館者の交流、休憩にも使用する。規模は学校の 1 学級（約 40 人程度）が一時に滞留でき、イベントとしてミニコンサートや作品の展示会なども開催できる仕様とする。併せて、ロッカーを設置し、ミュージアムグッズの販売などに使用できる空間を設ける（写真Ⅴ -49）。

③ 体験学習

活用計画に掲げた「とっとり弥生の王国活用プログラム」（第 4 章第 4 節 活用計画）に基づく弥生体験や学習の拠点となる空間を設ける。県内の小・中学校学校 1 学年（約 90 人）が一度に利用できる規模とする。体験活動に必要な備品・道具類を片付ける収納や水道設備も備える。研修や講座にも利用するため、映像や音響の設備も備える（写真Ⅴ -50）。弥生の自然景観体感地区に設置する多目的デッキや弥生の湿地ひろば、弥生の暮らし体感ひろばとも連動し

た活動ができるよう、直接、野外と出入りできる仕様とする。

写真Ⅴ -51　御所野縄文博物館の展望室から望む史跡御所野遺跡（岩手県一戸町）

④ 調査研究

現在、青谷上寺地遺跡整備室で行っている調査研究や整理作業等について、一部の機能を本施設に移し、最新の調査研究とその成果を公開するとともに、関連図書や論文などの閲覧や検索ができる場を設け、専門職員によるレファレンスサービス体制を確立する。

⑤ 便益

見学者・利用者用の玄関ロビーや受付、便所、展示見学・体験活動・ガイダンス業務を補助するボランティアスタッフの控室などを設ける。

⑥ 展望

2 階もしくは屋上に弥生の自然景観地区を眺望する空間を確保する（写真Ⅴ -51）。

⑦ 管理機能

収蔵展示施設に設置した環境計測機器や監視カメラのモニター等を設置した管理室や空調等の機械室、収蔵・展示品の搬出入口と前室、荷解場などのスペースを設ける。また来館した見学者の動線と収蔵物等の搬入出路とが交差しないよう、出入口から収蔵室・展示室までの動線を確保する。階段やエレベーター等の昇降スペース、館長室、職員が勤務する事務室、体験学習などに必要となる道具や備品を納める倉庫なども設ける。

⑧ 必要諸室の規模・仕様・留意点

展示ガイダンス施設の規模は、現段階で、延べ床面積 1,750 ㎡程度とする。

収蔵・展示機能部分については収蔵品、展示品に応じた施設規模の設定、建築の内外装や設備等の仕様の検討が必要であり、文化財保護法等の関連法令に基づくとともに、文化庁文化財部美術学芸課 2016『文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック』を基準に仕様を検討し、基本設計、実施設計を行う。なお、建設から公開までの期間については、施設躯体の枯らし期間（シーズニング）を十分に設けて、整備の全体スケジュールの中に位置づける必要がある。

ガイダンスや体験学習の機能部分は、むきばんだ史跡公園などの一日の利用者数を参考にして、ゴールデンウィーク、夏休み、イベント時の来館者増にも対応できる適切な規模を確保する。なお、最低目標ラインを年間 3 万人とし、春秋の行楽・遠足シーズンと夏休みを含めた 4 月～10 月の 6 ヶ月間に、その 70～80％が来訪すると想定すると、6 ヶ月間で 2.4 万人、1 ヶ月で 4,000 人、1 日約 130 人程度の来館者を見込む。また、県内の小・中学校の来館を想定した場合、県

図Ⅴ -22　展示ガイダンス施設 区画割（模式図）

内の小学校では 1 学年 40 ～ 60 人程度、中学校では 1 学年 80 ～ 150 人程度の規模となる。また、関西圏の小中学校を修学旅行等で呼び込む場合は 1 学年 100 ～ 200 人程度を想定する必要がある。よって、施設に滞留する人数のピークを 200 人と想定しておく。

以下、必要となる諸室及び規模についての概要を示す（図Ⅴ -22）。ただし、建築の基本設計においてさらなる検討を行うものとする。

2 階部分

収蔵機能　300㎡

温湿度管理された収蔵室 250 ㎡、前室 50 ㎡

＊収蔵品の撮影などもできる展示準備スペースを備えるのが望ましい

展示機能　240㎡

免震やエアタイト機能を有する展示ケースを並べた展示室　240 ㎡

管理・便益機能　335㎡

管理室　50 ㎡　　機械室　50 ㎡　　受付・事務室　30 ㎡

搬出入口・前室・荷解場　40 ㎡程度　　玄関ロビー 40 ㎡　　便所　30 ㎡

倉庫　30 ㎡　階段・廊下・眺望・昇降機スペース　65 ㎡

1 階部分

調査研究機能　125㎡

調査研究室（または図書室）　125 ㎡

体験学習機能　300㎡

ガイダンス機能　200㎡

管理・便益機能　250㎡

機械室・事務室　50 ㎡　　ボランティア控室　100 ㎡

便所　50 ㎡　　倉庫　50 ㎡

合計　1,750㎡（1 階 875㎡、2 階 875㎡）

（3）第 2 駐車場

県道 274 号と県道 51 号の交差点の南側の指定地外に第 2 駐車場を整備する（図Ⅴ -2・地点 1）。

第 2 駐車場には、大型バスの待機スペース、普通車、身障者用の駐車区画、駐輪場のほか、史跡入口付近に案内板、総合説明板を整備する。また、駐車スペースや通路以外の場所と、案内板などを配置するポケットパークには緑陰形成樹木を適宜植栽する。

駐車枡の規格等は、国土交通省の駐車場設計施工基準、道路の移動円滑化整備ガイドライン及び鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、普通車 60 台程度、大型車 8 台程度、身障者用 2 台の収容台数とし、身障者用駐車場は史跡公園の入口に近接した位置に設ける。

舗装は、大形バスなどの車両に対応した下層路盤、上層路盤、アスファルト系舗装の構成とし、景観や雨水の浸透等に配慮した仕様を選定する。

（4）多目的デッキ

弥生の自然景観体感地区に多目的デッキを設ける。位置はエントランス地区の展示ガイダンス施設の前面部である。

近年、ウッドデッキなどをガイダンス施設等と一体のものとして設置する史跡が多くみられる。野外に面したデッキは、半屋外の空間として、屋内では実施が難しい活動の場としても利用できる。また現代の空間であるガイダンスと、過去の空間である史跡をつなぐアプローチとなる。青谷上寺地遺跡では、展示ガイダンス施設から弥生の自然景観体感地区に張り出すような形状のデッキを設けて、弥生の湿地ひろばと連動した空間を造り、体験学習など、多目的利用をはかる（写真Ⅴ -52）。

写真Ⅴ -52　むきばんだ史跡公園・弥生の館むきばんだのウッドデッキ

このデッキのレベルは、施設床面より一段低く、かつ弥生の整備面より高く設定することにより、イベント時に、フィールドからデッキを見る際にはステージとなり、屋内ロビーで開催する演奏会の場合にはデッキをギャラリー席としても活用できる構造とする。また夏の日差しや小雨を遮ることができるように､デッキ上にタープを取り付ける。平時はベンチ等を並べて、弥生の自然景観を眺望しながら休憩のできるテラスとして利用したり、弥生体験活動の場としても活用する。

デッキの規模は、学校などで 200 人規模の利用があった場合を想定して、展示ガイダンス施設内に設ける体験学習スペースと同程度（300 ㎡）を見込む。

2　広場 (ひろば)

本章　第 3 節　2 の地区区分計画に基づき、弥生の自然景観体感地区に 3 個所、弥生の歴史発見地区に 4 個所、多目的利用地区に 2 個所のひろばを設け、公開と活用をはかる。

（1）弥生の自然景観体感地区 (Ａ地区)

実施設計にあたっては、３箇所の広場 (ひろば) について、本章各節・項に記した詳細を基に検討を行う。

第 4 節　地形および遺構の復元計画　2　弥生時代の地形整備
第 5 節　動線計画　2　見学者導線
第 8 節　修景および植栽に関する計画
第 9 節　農耕体験施設に関する計画
第 10 節　案内（サイン）計画
第 11 節　管理施設および便益施設に関する計画

以下、３箇所に設ける広場を概略する。

① 弥生の湿地ひろば (Ａ①地区)

弥生の自然景観体感地区の中核となる広場である。湿地と微高地を造成する。湿地をつくる際の掘削で発生した土で微高地を盛土する。真砂土による仕上げなどはしない。湿地の周囲に園路をめぐらせ、親水機能をもった四阿などを備える。

② 弥生の暮らし体感ひろば (Ａ②地区)

野外での体験活動の中核となる広場であり、弥生時代後期の水辺（湿地）のそばで、弥生時代の生活体験やものづくり（脱穀、土器炊飯・調理、土器野焼き、鍛冶などの鉄器製作、農具など木製品加工　他）の体験活動を実践することを目的とした広場である。弥生のたんぼ、弥生のはたけと一連の活動空間として利用をはかる。また多様な活動が想定されるため､一部(200 ㎡程度）は真砂土を 10 ㎝の厚さで敷均して仕上げる。また、手洗い・水飲み場として給水施設を設ける。たんぼやはたけで使用する道具類を収蔵する倉庫を併設する。

③ にぎわい交流ひろば

イベントなどの会場となる広場である。広場の範囲は真砂土を 10 ㎝の厚さで敷均して仕上げる。広場の南西隅に便所、手洗い場などを建設する。

（2）弥生の歴史発見地区

実施設計にあたっては、4 箇所の広場（ひろば）について、本章各節・項に記した詳細を基に検討を行う。

第 4 節 地形および遺構の復元計画
第 5 節 動線計画 2 見学者導線
第 7 節 遺構の展示と表現に関する計画
第 8 節 修景および植栽に関する計画
第 10 節　案内（サイン）計画
第 11 節 管理施設および便益施設に関する計画

以下、4 箇所に設ける広場を概略する。

① 遺跡発見ひろば（Ｂ①地区）

発掘調査によって得られた情報を現地に表現する広場である。外部から搬入する土で微高地を造成し、遺跡の周囲を眺望する視点場を設け、微高地の周囲に護岸施設を伴う水路を立体表示する。また、矢板などの護岸施設の復元を体験活動に加え、史跡の活用を通じて整備の完成、更新をはかる。

なお、第 1 次発掘調査区は道路となっており、微高地の縁辺部に設けられた護岸施設を伴う溝などの重要な遺構は分断され、連続性が失われている。そこで、市道などとの境界には擁壁を築き、発掘調査区の壁をイメージした土層をデザインする。また、AR や VR などのデジタルコンテンツの活用を推進し、弥生時代に活動の中心となっていた微高地にあったと推定される遺構や、当時の景観などの視覚的情報を野外で提供することを検討していく。

② 倭国大乱ひろば（Ｂ②地区）

微高地の東側を区画する溝（SD38）で発見された人骨群の展示を核とする広場である。微高地部分は外部から搬入する土を盛る。発掘調査を行った後に、遺構展示施設を建設し、複製または再現により遺構や人骨の出土状況を展示する。また、遺構展示施設外にも溝（SD38）を平面・立体表示する。なお一角に、遺跡の埋蔵環境を調査するための地下水位や水質のモニタリング設備と、身障者用及び管理車両用の駐車場を設ける。

広場の北側には未指定地や道路が存在し、遺跡発見ひろば同様に道路及び民地との境界に土留擁壁を設置して区画する。

③ 弥生の海辺ひろば（Ｂ③地区）

古環境復元によって微高地の北側に想定された弥生時代の海岸線（汀）を表す広場である。推定汀線の南側（微高地側）には芝をはり、北側（海側）は貝殻などを含む砂場とし、将来的には弥生時代のものづくり体験などで製作した丸木舟などの展示を検討する。

④ 弥生の果樹ひろば (Ｂ④地区)

植物遺体の分析をもとに、弥生時代の青谷上寺地遺跡で栽培されていた果樹を植栽する広場である。県道 274 号と山陰自動車道の高架に区画された空間となっており、ここに果樹を植栽することで、遺跡発見ひろば（Ｂ①地区）からの眺望において、山陰自動車道の高架を目立たなくする効果もあると考える。果樹の配置は、その遮蔽効果を勘案して決定する。なお、将来、弥生時代にちなむ体験活動の一つとして、果樹の苗木を育成する場所を確保しておく。

（3）多目的利用地区

① 第１多目的ひろば (Ｄ①地区)

弥生の自然景観体感地区（Ａ地区）に付帯する広場である。民地と接する境界には管理用の柵を設置する。また、柵を利用して、青谷上寺地遺跡を説明するパネルなどを展示する。にぎわい交流ひろばで大型のイベントを開催する際には、臨時の駐車場としても使用できるように整地する。なお、当該地は水田として使われていたため、周辺より地盤が低く、地耐力にも乏しいため、現地盤の上に補強盛土を施し砂利で舗装する。

② 第２多目的ひろば (Ｄ②地区)

弥生の歴史発見地区（Ｂ地区）に付帯する広場である。史跡指定地だが、当面は弥生の歴史発見地区のバックヤードとして利用する。当該地は厚い盛土で強固に造成されており、地耐力は十分にあるので、表面を均した後、砂利で舗装する。

３　電気設備

（1）電気引き込み

弥生の自然景観体験地区の弥生の暮らし体感ひろば、にぎわい交流ひろば、弥生の歴史発見地区の倭国大乱ひろば、エントランス地区の展示ガイダンス施設・第１駐車場と第２駐車場に電気を引き込む。

エントランス地区の展示ガイダンス施設・第１駐車場建設予定地については、高圧引込を前提として電力会社と協議を行う。一方、他の地区については、都市公園のような照明器具の設置や動力を要する設備機器は設置しないので、低圧引込とする。

（2）照明計画

整備対象地の規模、性格、特徴、夜間利用の形態、管理方法を十分把握し、照明目的に適した効果が得られるような照明方法とする。照明計画は光の効果だけでなく、その機能や器具のデザイン・管理条件・設置位置の周辺環境等についても考慮する。各地区・ひろばは、機能や役割が異なるので、それぞれに適した照明を配置する。

照明器具はすべてＬＥＤ照明とし、景観上問題のない場所については、ソーラーライトも採

用する。また、基本的には夜間利用を行わないことから、照明の点灯時間については閉園時刻を設定して消灯する。なお、配置においては周辺耕作地や住宅への影響に十分配慮して位置を決定する。

（3）非常時放送設備・監視設備

地震や大雨等の警報発令などの緊急時に備えて、放送設備を備え、来園者などに情報をアナウンスする。設備の設置にあたっては、史跡の景観を損なわない配慮が必要となる。岩石型スピーカーや茶系の色に塗装されたガーデンスピーカー等の使用や、照明灯のポールに指向性スピーカーを取り付けるなどの工夫を行う。

ただし、管理の拠点となる展示ガイダンス施設から離れた、弥生の自然景観体感地区のにぎわい交流ひろばや、弥生の歴史発見地区に音を聞き取れない場所が生じないように注意しなければならないが､放送設備が発する音が周辺の住宅などに迷惑をかけないように､音量とスピーカーの性能を考慮して、適切な配置を決める。なお配線は電気設備同様に弱電とする。

また、整備された史跡に監視カメラを設置している事例では、復元した建物等に対する監視(登呂遺跡)、遺構露出展示施設等において遺構への立ち入り監視（西都原古墳群）等を目的として配置されている。これらの監視カメラの画像データは一定期間サーバーに保存され、画像は管理施設、もしくは契約した警備会社に設置されたモニターに映し出される。青谷上寺地遺跡の整備では、建物の復元は実施しないことことから、復元した遺構の管理を主目的とした監視カメラではなく、広い史跡を見学者が安全に楽しめるように、防犯や安全管理を目的とした設備を要所に設ける。配線は弱電とする。

（4）留意点

①エントランス地区

エントランス地区のうち山陰自動車道南側の展示・ガイダンス施設建設予定地は、史跡来訪者が閉園時間まで滞在することが予想されることから、冬季の日没時間を考慮して、駐車場入口は十分な照度を有し、来訪者を誘導できるポール灯を整備する。なお、この第１駐車場はガイダンス施設の外構でもあり、建築と一体的なデザイン、配置とする。また、イベント時に史跡地内を夜間開園することも考慮し、陽が落ちた際の来訪者の目印となるべく、建築に対してライトアップ照明を設置できるコンセントなどを整備する。

また、駐車場には、管理方法を踏まえたうえでEV･PHEV充電用屋外コンセントを設置する。山陰道自動車道北側の第２駐車場もガイダンス施設建設予定地同様に、冬季の日没時間を考慮したポール灯を整備する。

②弥生の自然景観体感地区

弥生の自然景観体感地区には景観を損ねないようポール灯などは配置しない。また、平時は夜間利用を行わないが、湿地や水路等を設けることから、冬季等の日の入りが早い時期の見学者の誘導と安全対策として、主要な園路には足元灯や地中埋め込み型照明を設置する。

また弥生の暮らし体感ひろば（Ａ②地区）に設ける高床倉庫には、人感センサーによって点灯する屋内照明と、管理に用いる 100 Ｖのコンセントを設ける。さらに各種体験に備えて、説明板に 100 Ｖと 200 Ｖに対応するコンセントを設置する。

にぎわい交流ひろばは、史跡に関連するイベントに加え地域行事などにも広く対応できる場として活用を図ることから、夜間利用も想定して、便益施設の周囲や導入部分、園路沿いなどの人の集まる所に重点的に照明を配置する。一般的な公園の場合、主要な場所での照度を 5Lx 以上、その他の場所では 1Lx 以上と定めているが、都市公園ではないことから全体の照度確保を目標とするのではなく、にぎわい交流ひろば利用を物理的に妨げないように広場周囲の園路沿いの植栽の間などにポール灯を設置する。にぎわい交流ひろばの西側など、景観上支障とならない場所においては、ソーラー照明柱の利用も検討する。また、将来的に監視カメラやスポット照明灯が設置可能なように器具選定や必要な配管を敷設しておく。

イベント時の電源確保として、コンセント柱を外周園路部分に配置するとともに、便所の外壁にも屋外コンセントを整備する。便所の照明についても通常時は夜間開園を行わないことから、閉園時間には消灯できるように設定を行い、イベント時のみ点灯時間の調整を行う。

③弥生の歴史発見地区

倭国大乱展ひろばの遺構展示施設には屋外照明を設ける。また、併設する身障者用の駐車場入口にポール灯を設ける。なお、当地区は道路で分断されているが、将来は発掘調査の結果を踏まえて、整備の更新を図る必要がある。そこで、現計画では照明の設置を最小限に留める。

④多目的利用地区

第 1 多目的広場ひろばは日常利用の頻度は低いが、混雑時の駐車場利用等を考慮し、道路からの出入り口付近にポール灯を設置する。青谷中学校に接していることから、配置や点灯時間の設定については協議を要する。

４　給排水設備

給排水設備として、便所及び手洗等の施設に設ける上水道及び下水道（汚水）と、防災としての消火栓、植栽用の散水栓、また、便所等の施設の屋根からの雨水排水などが必要となる。なお既存の水路などを給排水に使用する場合は。地元の農事組合との協議を要する。

（１）上水道施設

上水道は、周辺市道から引込み、配水することとする。また、エントランス施設周辺道路には上水道管が敷設されていないため、対応を鳥取市水道局と協議する必要がある。

（２）消防施設（消火栓）

現在、弥生の自然景観体感地区のにぎわい交流ひろば予定地の東端と、弥生の歴史発見地区の倭国大乱ひろば予定地の西端に、地上式の消火栓とホース収納箱が設置されている（写真Ⅴ-53）。これは公有化前の住宅地に整備されていたもので、消火栓の必要性を検討のうえ、撤

去、移設あるいは地中埋め込み消火栓（図Ⅴ-23）への変更を行う。

史跡整備として、新たな消火栓の設置を検討する場所は、構造体の柱や壁、屋根の茅などに可燃性の高い素材が使われる高床倉庫周辺である。この建物は復元建造物ではないが、発火時の消火活動が可能となるように埋め込み消火栓を設け、隣接してホース格納箱を設置する。消火栓の水は利用頻度が低く、水が澱む可能性があることから、飲用の可能性がある手洗いや便所などの水とは、敷地内引込時点で分岐を行う。

写真Ⅴ-53　既設の消火栓

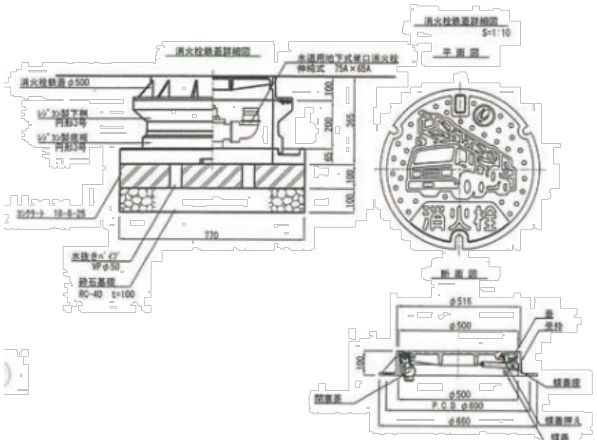

図Ⅴ-23　既設の消火栓

（3）散水施設

弥生の自然景観体感地区に整備する弥生のたんぼと弥生のはたけで使用する水は、既存及び整備した水路から必要に応じてポンプでくみ上げることとし、上水道の配管は行わない。

史跡整備では、芝等の維持管理や植栽した植物の管理を目的として、上水道を引き込んで散水栓を配置している事例があるが、青谷上寺地遺跡の整備範囲は広く、名勝庭園のような樹木管理は行わないこと、また整備地内に水路や暗渠化した旧水路が存在しており、弥生のたんぼやはたけと同様に、散水栓の設置及びこれに関わる上水道の配管は行わず、可搬式ポンプにて散水することとする。

（4）雨水・汚水の排水施設

史跡地内建物の屋根排水は、雨落ち砂利に透水管を敷設して集水し、この水を既存の水路等に繋ぎ込んで排出する。また、展示ガイダンス施設、屋外便所、手足洗い場などで発生する汚水は市道にある公共下水道に繋ぎ込みを行う。

第 13 節　周辺地域の環境保全に関する計画

1　古環境の保全

古環境復元で示された遺跡の背面丘陵に広がる照葉樹林は、現在の史跡周辺に残る樹林に継承されている。青谷上寺地遺跡の立地及び地形の変遷を物語る貴重な自然環境であり、史跡を取りまく周辺環境として、植生の保全を働きかける。

2　史跡周辺の視点場

史跡を一望する視点場の有力な候補の一つが、勝部川西岸の丘陵斜面に所在する県指定天然記念物の相屋神社社叢である。現状では樹木が大きく成長し、枝が生い茂っていることから、社叢のある丘陵から青谷上寺地遺跡を良好に見通すことはできないが、若干の剪定を行えば、青谷上寺地遺跡を鳥瞰する良好な視点場となる。そこで、史跡を望む視点場として手入れと、指定天然記念物としての管理との調整を検討する。

3　史跡隣接地の景観

史跡の東側には大規模な工場施設が建設されている。史跡の景観にあたえる影響を少なくするため、将来、工場の建物の増改築や改修がある時には、建物配置や規模、形状、色調などの配慮について、働きかけを行う必要がある。

第 14 節　整備事業に必要となる調査等に関する計画

1　遺構の発掘調査

弥生の歴史発見地区の倭国大乱ひろばでは、整備に伴って発掘調査を計画する（本章　第 7 節　遺構の展示と表現に関する計画）。第 1 次発掘調査の県道 8 区で検出された区画溝ＳＤ 38 の北側延長部分に同様の遺構や遺物が埋蔵されているものとして発掘調査を計画しており、整備に先立ちＳＤ 38 の発掘調査を実施し、ＳＤ 38-2 の段階に相当する時代の遺構検出を行う。人骨をはじめとする重要な遺物の埋蔵が多数予想される調査区であり、発掘による埋蔵物への影響が生じないよう十分な対策を講じることは当然ながら、遺構レプリカ製作を前提とした発掘調査であることから、降雨や凍上の影響を受けないように調査区はテント等で仮設の屋根をかけ、周辺からの雨水流に対しても土嚢等で養生を行う。発掘調査及び遺構展示に関する作業手順は、本章 第 7 節 遺構の展示と表現に関する計画を参照。

2　工学的調査

（1）現地調査

実施設計に先立ち、水路系統と流量の確認により、現状の流下能力を維持する。

（2）地盤等に関わる調査

展示ガイダンス施設、遺構展示施設、便所の建設予定地において地耐力の調査を実施する。

展示ガイダンス施設については、重要文化財の収蔵を前提とした耐震性の確保も求められており、地盤の支持力、液状化の有無等基礎方式の検討に必要な土質調査を行う。

史跡指定地内に建設する遺構展示施設と便所については、遺構面と整備面の間で荷重を支持する必要があり、この調査結果を踏まえて、遺構面の養生や荷重の分散、復元建物の基礎を含めた構造検討を行う。

（3）地下水位・水質観測

地下水は埋蔵環境の重要な指標であり、現在行っている地下水位・水質観測は、整備期間中も含めて継続し、整備工事後も埋蔵環境のモニタリングを行うこととする。なお整備に伴い現観測井を移転する場合は、新たな観測井でのデータとの整合性を担保する必要がある。

3　保存科学的調査

今回の整備では遺構の露出展示を行わないため、遺構や遺物の基質強化処理等に関する保存科学的試験は実施しない。ただし、レプリカ製作時に遺構の型取りを行う場合には、脱型時に出土遺物の割れや剥離が生じないかの確認および、溝の土層剥ぎ取りによる遺物への影響についてあらかじめ試験施工により確認を行う。

第 15 節　史跡公園・エントランス施設の整備・維持管理・運営

1　史跡公園・エントランスの整備

（1）史跡公園の整備に係る県・市の役割分担

指定地を対象とした史跡公園の整備事業は国庫補助（事業費の 50%）を受けて実施する。地方費分については、鳥取県と鳥取市の取り決めのもとに、指定地内に所有する土地面積で按分した額を双方が負担する。史跡整備事業は鳥取県が担当る。

（2）エントランスの整備に係る件・市の役割分担

指定地外に設けるエントランス地区については、鳥取県が候補地の選定、測量と公有化、各種施設の基本設計、実施設計、建設等を推進する。なお、各種施設のうちガイダンス機能に係る部分は国庫補助事業（事業費の 50%）を受けることとし、該当する事業費の地方費分は鳥取県と鳥取市の取り決めのもとに、指定地内に所有する土地面積で按分した額を双方が負担する。

2　維持管理と運営体制

（1）史跡公園の維持管理

史跡公園となる指定地には県有地と市有地のほか、一部に民有地がある。現在、民有地を除き、鳥取県と鳥取市が所有する指定地は、それぞれが管理をしている。今後は整備事業を担当する鳥取県が管理団体となり、鳥取市の協力のもとに指定地内を適切に管理する。また指定地外に設置を検討するエントランス施設については、候補地を鳥取県が公有化し、土地と施設の管理を行う。

また、指定地外も含む史跡の環境の維持については、地域との協働による取り組みを推進する。現在､指定地の一部を「青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会事業」と「青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業」により活用を兼ねた環境の維持を行っているが、整備後も史跡に

おいて両事業を通じて官民が連携した史跡の環境保全を強化する。

（2）運営

史跡公園及びエントランス施設の運営は、鳥取市の協力のもとに鳥取県が担当する。エントランスに設ける展示収蔵施設には、重要文化財を展示するため、学芸員を配置し、適切な展示公開を推進する。

また、史跡公園の運営にあたっては、鳥取市青谷町総合支所地域振興課を通じて、地域住民の参画を得る。現在、指定地の一部を「青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会事業」と「青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業」により活用を推進しているが、整備後も史跡公園における両事業の発展的継続を通じて、地域と一体となる史跡の利活用を促進する。

史跡地蔵田遺跡（秋田県秋田市）における住民参画による史跡整備、史跡西沼田遺跡（山形県天童市）における旧地権者や市民で構成されるNPO法人を指定管理者とする史跡運営、史跡垂柳遺跡（青森県田舎館村）におけるオーナー制度による復元水田の利活用など、全国各地の史跡では地域との連携、協働に様々な工夫を試みている。そうした取り組みを参考にして、青谷上寺地遺跡ならではの運営の仕組みを史跡整備と併行しながら整える。

（3）史跡と史跡公園・エントランス施設の維持管理内容

整備後に、維持管理について詳細計画を作成する必要がある。表Ⅴ-11に想定される維持管理の内容を示す。

（4）指定管理制度等の導入について

運営や維持管理に関する指定管理制度等の導入については別途検討することとする。エントランスに建設する展示収蔵施設には、重要文化財を展示・収蔵するため、展示収蔵施設の全体または展示・収蔵に係る部分を鳥取県が直接管理するのが望ましい。指定管理制度等の導入にあたっては、その業務の細目を整理し、適切な体制を整える必要がある。

なお、鳥取県立むきばんだ史跡公園では、平成31年度から指定管理制度を導入し、次の管理業務の補助や維持管理等を指定管理者が担うこととしている。

・管理運営の補助に関する業務

　来園者の受付・案内等並びに施設の利用促進等

・主催事業実施に関する補助業務

　利用者等へのサービス提供（売店及び自動販売機による物品等の販売を含む）

・施設設備の維持管理に関する業務

　施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕、除草、草刈り、植栽・樹木・芝生の管理等

・史跡の管理

　史跡整備に伴い植栽した樹木等の植生管理、復元竪穴住居及び復元高床倉庫補修、公園開閉門等

表Ⅴ -11　維持管理の項目と内容案

管理項目	維持･管理内容
史跡の保存管理	指定地の巡視・点検 地下遺構・遺物などの保護（現状変更にかかる協議や立会など） 地下水位の観測
史跡公園の維持管理	公園内の巡視・点検 公園開閉門管理 作物・果樹の育成・管理 工作物（復元遺構を含む）・標示物などの経年変化に関する観測 工作物（復元遺構含む）・標示物の維持管理、補修 電気設備、給排水設備の管理、保守点検 芝刈・草刈、施肥、樹木の灌水、薬剤散布、枝おろし、補植、古損木除去等 広場、園路、駐車場等の清掃・補修、除雪 湿地の護岸等維持補修、水質管理、堆積物除去、水生植物の育成および水生動植物管理
展示ガイダンス施設･便益施設等	展示環境の観測 展示物などの経年変化に関する観測 建物・展示物などの清掃・補修 施設・設備の管理・保守点検
倭国大乱展示館	展示環境の観測 展示物などの経年変化に関する観測 建物・展示物などの清掃・補修 施設・設備の管理・保守点検
便益施設･四阿･倉庫･手足洗い場など	経年変化に関する観測 建物・展示物などの清掃・補修 施設・設備の管理・保守点検
弥生のたんぼ	畦畔・水路補修、田起し、施肥、苗代、田植え、除草、稲刈り、はさ架け等
弥生のはたけ	耕作、播種、施肥、灌水、除草等
監視･点検、利用管理 安全管理	施設等の施錠開錠、利用状況把握 安全指導、利用者サービス 不正使用排除、破損・危険箇所把握、事故報告、応急措置等 緊急避難誘導